

日本研究

第48集 平成25年9月

廣田浩治◎「政基公旅引付」の日記史料学——戦国期の公家日記と在地社会——

ソブチエック・マウゴジャータ◎東藤次郎旧蔵本『吉利支丹抄物』と*Guia de peadores*との関係について

漆崎まり◎江戸版長唄正本における株板化の動き——中村座を事例として——

佐野真由子◎持続可能な外交をめざして——幕末期、欧米外交官の將軍拝謁儀礼をめぐる検討から——

韓 韡◎近代中国女子教育における手芸科目と日本の影響

張 鈴◎教養の成立を再考する——谷川徹三の内面的成長史を中心に——

梁 青◎〈研究ノート〉閨怨詩の和様化——『新撰万葉集』の漢詩を中心に——

韓 玲玲◎〈研究ノート〉満洲国における北村謙次郎の創作——「春聯」を中心に——

多田伊織◎〈研究ノート〉幸田露伴一家の戦争——幸田文・青木玉の記録と記憶——

小林善帆◎〈調査報告〉ソウル大学校蔵 伝宗碩筆『連歌老葉』

日本研究第48集

装丁 岡村元夫

日本研究
第48集
目次

〈研究論文〉

「政基公旅引付」の日記史料学

——戦国期の公家日記と在地社会——

廣田 浩治

11

東藤次郎旧蔵本『吉利支丹抄物』と *Guia de peccadores* との関係について

ソブチエック・マウゴジャータ

35

江戸版長唄正本における株板化の動き

——中村座を事例として——

漆崎 まり

55

持続可能な外交をめざして

——幕末期、欧米外交官の將軍拝謁儀礼をめぐる検討から——

佐野真由子

101

近代中国女子教育における手芸科目と日本の影響

韓 韡

129

教養の成立を再考する

——谷川徹三の内面的成長史を中心に——

張 鈴

149

〈研究ノート〉

閨怨詩の和様化

——『新撰万葉集』の漢詩を中心に——

梁 青 167

満洲国における北村謙次郎の創作

——「春聯」を中心に——

韓 玲玲 179

幸田露伴一家の戦争

——幸田文・青木玉の記録と記憶——

多田 伊織 201

〈調査報告〉

ソウル大学校蔵 伝宗碩筆『連歌老葉』

小林 善帆 235

論文要旨 6

英文要旨 v

英文目次 iv

所属並びに論文受付・受理日一覧 iii

『日本研究』投稿要項 ii

「政基公旅引付」の日記史料学

— 戦国期の公家日記と在地社会 —

廣田浩治

「政基公旅引付」は、戦国期に家領和泉国日根荘に在荘した前関白九条政基の日記である。当該期の村落研究に頻繁に使用される史料であるが、ここでは公家日記としての「旅引付」の性格を考察した。

「旅引付」は在荘直務時の自筆本の日記で、政基は在荘中に入手した文書(反故紙)の紙背を日記に再利用していない。政基は在荘した「旅所」を離れず、「旅引付」の記事の多くは伝聞情報であるが、政基の家僕や村の報告や情報に基づく正確な記事である。「旅引付」には「後聞」として後日知ったことを記した箇所があり、政基は「後聞」のことも含めて情報を整理して何日分かつまとめて書いたと考えられる。政基は直務に関する事項を家僕に周知するため、「旅引付」を読み聞かせたこともある。「旅引付」は政基にとって実用的な日記で、常に引用・参照されるべき「旅所」の「引付」であった。

「旅引付」には虚偽や改竄の記述があることが知られるが、これは政基が莊園経営の先例・「後例」とするにふさわしくない事柄の記述を避けたためである。しかし政基はこのような場合でも事実を記した文書を残し、「旅引付」に改竄の経緯や理由を書き残した。政基は後世に備えて作為や改竄の事実も含めて事件を克明に「旅引付」に記録した。

「旅引付」には政基が手元に置いた文書が筆写され、直務支配の賦課台帳や証拠文書も引用されている。政基は日根荘の村や外部勢力(和泉守護・根来寺僧)と頻繁に文書を授受し、日根荘の脅威である守護・根来寺に対しては村を通して文書を授受した。そしてこの文書を保管するか「旅引付」に筆写した。

「旅引付」は、政基の子息九条尚経の雑記集「後慈眼院殿雑筆」や九条家家僕の日記とも記事や内容が一致しており、政基は九条家を通じて京都政界の情報収集も怠らなかつた。

家領下向・在荘直務支配の日記であり、村落の世界を描いた「旅引付」は

特異な公家日記であるが、公家の在荘が常態化した戦国期には「旅引付」のような日記は多数書かれていたと考えられる。

【政基公旅引付、九条政基、和泉国日根荘、在荘直務、自筆本、紙背文書、伝聞情報、家僕、後聞、後例、文書、後慈眼院殿雑筆、家僕の日記】

東藤次郎旧蔵本『吉利支丹抄物』と

Guia de peccadores との関係について

ソブチエック・マウゴジャータ

本稿の目的は、東藤次郎旧蔵本『吉利支丹抄物』とルイス・デ・グラナダによって著されたサラマンカ版 *Guia de peccadores* (『罪人の導き』) との関係を明らかにすることにある。

まず、『吉利支丹抄物』の最大部「一七日にわくる最初のめぢさんの七ヶ条」は全体として、ルイス・デ・グラナダ作とされる *Tratado de la oración y medicación* (『祈りと黙想論』) の邦訳と認められるものの、スペイン語の *Guia de peccadores* から直接の影響を受けていることを指摘することを主眼とする。

ルイス・デ・グラナダの著作に関する調査を進めていくうちに、『吉利支丹抄物』のさらなる章節である「くわん念の条々」も、*Guia de peccadores* と密接な類似関係を有しながら、語句の面では現存する長崎版『ぎやどべかどる』の訳文とは異なるものであることが明らかになってくる。それはすなわち、長崎版とは別に、また当時の典礼統一の原理から考えると、おそらくそれに先行した *Guia de peccadores* の異訳、少なくとも抜萃的なものが存在したことを示すものである。

続いて、本写本の内容と体裁の面に焦点をあて、その作成目的について検討する。本書は、「天的な恩恵」を含めて、黙想素材を中心に作られているが、この事柄は、十六世紀の説教マニュアルが推薦する、日本人の聴衆に最も適した説教素材と対応するものである。一方、本写本の体裁、とりわけ中に挟まれた余白丁もまた、説教マニュアルに指示された説教ノートの記入方法と一致するものである。

最後に、民間的な指導者たる「看坊」が、説教の代わりに地元の信者たちに霊的な書物を読み聞かせていたこと、また読むべき書物の中で、*Guide de peadones*をはじめ、ルイス・デ・グラナダの著作が大きな割合を占めることを考えると、彼の著作に基づく『吉利支丹抄物』は、説教素材を集めた実用的なノートとして意図されたものと結論付けられる。
 【ざやどべかどる』『吉利支丹抄物』、キリシタン資料、翻訳、説教、ノート、看坊、ルイス・デ・グラナダ】

江戸版長唄正本における株板化の動き

——中村座を事例として——

漆崎まり

江戸歌舞伎においては、舞踊の場面に、半太夫節・河東節、長唄、常磐津節・富本節・清元節など多彩な音曲が用いられてきた。新作が上演されると、音曲の詞章は演じる役者や演奏者などの上演情報とともに三〜五丁程度の小冊子に載せられ、芝居茶屋や絵草紙店より頒布された。これが歌舞伎の音曲正本である。

筆者は江戸版の長唄本について広く書誌調査を行ってきた。伝本は、享保十六年（一七三一）から明治期にわたりほぼ継続して残っている。長唄正本には上演後も稽古本としての用途があったため、多くの版元が再版を手がけており、異版の非常に多いことが一つの特徴である。その伝本の多さからも、長唄本が地本の主要品目の一つであったことが窺える。異版はいずれも初版を踏襲した体裁をとっており、そのなかには、共表紙（本文と同じ料紙）に描かれる役者絵や外題・本文の書体などが初版に酷似するものも存在する。この異版の存在によって、地本における当時の偽版の実態や版権の確立する過程を知ることができるのである。本稿は、長唄本を江戸における草紙（地本）の一品目として捉え、版権の確立する過程（すなわち株板化）について考察したものである。

これを中村座の長唄本によって説明すると、以下の段階を経て株板化に進んでいる。まず、版元村山源兵衛は座と専属的關係をつくり、長唄正本の版行を独占する。するとこれに伴い、その独占的な利益に不正参入しようとす

る偽版も現れるようになる。その偽版には、村山版を版下に流用して作成する手法が多く用いられている。

次の段階として、村山源兵衛は、偽版の版元を相版元とし、出版にかかる経費を偽版の版元に担わせるようになる。これにより原版の不正利用に対する弁済の方策が立つようになったと考えられる。

寛政期になると版元が沢村屋利兵衛に代わり、蔵版して再版を数次行うかたちに版行形態が変化する。そして、再版に際しても沢村屋と他の版元との相版のかたがとられ、沢村の原版に対する所有権は概ね守られていると見なされることから、株板化したと判断される。

これは、寛政二年（一七九〇）の出版令により、地本問屋仲間行事による新本に対する自主検閲が義務付けられるようになったことを受けて、地本にも版権を明らかにして取り締まりを強化する態勢が整えられたことに連動した動きと捉えられよう。しかしその一方で、こうした長唄正本の版行形態の変化が、稽古本の需要の高まりを受けて再版性の高い出版物へと成長した長唄本の出版益を、座あるいは芝居町に取り込む目的のもとに、座側の主導によってもたらされている面は看過できない。

【歌舞伎、中村座、長唄、長唄正本、地本（江戸の草紙）、版元、版権、板株蔵版、偽版】

持続可能な外交をめざして

——幕末期、欧米外交官の將軍拜謁儀礼をめぐる検討から——

佐野真由子

本稿は、幕末期に欧米諸国から来日しはじめた外交官らによる、登城および將軍拜謁という儀礼の場面を取り上げ、そのために幕府が準備した様式が、前例を連鎖的に踏襲しながら整備されていく過程を検証する。それを通じて、この時期の徳川幕府における実践的な対外認識の定着過程を把握するとともに、その過程の、幕末外交史における意義を考察することが本稿の目的である。

欧米外交官による江戸城中での外交儀礼は、安政四（一八五七）年十月二十一日におけるアメリカ総領事ハリスの登城・將軍拜謁を初発の事例とす

るが、その際の様式は、徳川幕府が長い経験を持つ朝鮮通信使迎接儀礼を土台に考案されたのであった。筆者がすでに別稿で詳細を論じたそのハリス迎接を起点として、本稿では、以降数年の動きを追跡する。具体的には、安政五年にオランダ領事官ドンケル・クルティウス、続いてロシア使節プチャーチンを江戸城に迎えるにあたり、幕府内で外交儀礼の定式化をめざして進められた検討の実態、その後、安政六年に再びハリス（アメリカ公使に昇格）が登城した際、日米間に発生した問題と、その解決のため翌万延元（一八六〇）年に実行された同じハリスによる「謁見直直し」の経緯、さらに、ここまでに検討された式次第が同年、イギリス公使オールコック、フランス代理公使ド・ベルクルの登城・將軍拝謁に準用され、当面の通例として定着に向かう様を、史料から明らかにする。

ここから浮き彫りになるのは、「幕末前期」とも言うべきこの時期の徳川幕府が、従来外交のなかつた欧米諸国から次々と外交官が到着する事態に向き合うなかで、その迎接をできるかぎり特別視せず、もとより長きにわたって政権を支えてきた各種殿中儀礼の枠組みのなかに取り込み、平常の準備の範囲で彼らに対しうる態勢をつくろうとした努力の過程である。儀礼を窓口により広義の解釈を試みるなら、対外関係業務そのものを幕府の一所掌領域として安定させ、持続可能なものにしていこうとする意思が、ここに表れていると言いうことができる。

【徳川幕府、外交儀礼、江戸城、幕臣、外交使節、ハリス、ドンケル・クルティウス、プチャーチン、オールコック、ド・ベルクル】

近代中国女子教育における手芸科目と日本の影響

韓 韓

本論は、従来の研究で注目されてこなかった清末「日本型教育体制」の成立における女子教育と日本モデルという問題を、女子手芸科目という視点から考察した。その結果、清末の女子師範学堂および民国の女子中学校と女子師範学校のカリキュラムに組み込まれた手芸科目「編物・組糸・囊物・刺繡・造花」が、明治三十四年文部省発布の「高等女学校令施行規則」における随意科目の手芸内容の模倣であることを明らかにした。そして、富国強兵の方

策を模索していた清末の教育視察者が、実業技能として教授された明治期の手芸が女性の職業と結びつき、国家の産業発展に貢献しているのを見て、またそれが伝統的な婦徳にも合致するため、中国でもこれを実現しようと意図的に中国の女子教育に組み込んだ結果であることを論証した。

しかし、中国に導入された手芸は、実用性がないものとして教育関係者から批判された。手芸が日本のような大きな発展を見せなかつた理由の一つとして、教育制度の導入に際し、日本の高等女学校では随意科目とされた手芸科目を裁縫や家事と同様の家政科目として取り入れたことが考えられる。さらに、日本における手芸は、女子教育の中で実業技能という位置づけであったが、中国においては近代的産業の未発達で女子実業教育の社会的実利を妨げたため、実業教育としての手芸が成り立たなかつた。また、日本では産業全体と女子実業教育の発展とが連動しており、手芸の中でも開化趣味に合った「編物」と「造花」は明治後期にはすでに女性の職業の一つとして成立していた。一方、中国では、原材料すら日本からの輸入に頼らなければならぬ「編物」と「造花」は、その物自体も単なる装飾品・奢侈品として認識されるにとどまった。近代女子教育に導入された手芸は、当時の社会状況と産業経済の未熟さによって、日本のような職業と結びついた実業として発展を遂げることができなかった。

【女子教育、手芸、清末、明治日本、内職、編物、組糸、囊物、刺繡、造花】

教養の成立を再考する

——谷川徹三の内面的成長史を中心に——

張 鈴

小論は大正初期の第一高等学校における「読書による自己形成」、すなわち教養の成立を、修養、煩悶青年および個人主義の受容との関係を見直した上で再考してみた。具体的には教養主義者と呼ばれる谷川徹三（一八九五—一九八九年）の修養に勉めた中学校時代、自殺危機と煩悶を抱く旧制第一高等学校入学前後、転機となった一高在学中という三つの内面的成長の断片を中心に、谷川の一高の先輩である藤村操、阿部次郎、安倍能成、折蘆魚住影雄、藤原正などによる言説を補助線にして考察した。

小論は、まず谷川徹三が中学三年生（一九一〇年）の夏休みに書いた作文集『五十の日子』という一次資料を利用し、彼にとつての修養のメカニズムを検討した。そして、第一高等学校入学（一九一三年）前後に、性の悩みをきっかけに煩悶青年になった経緯を見ることを通して、第一高等学校という場が青年に苦悩の自由および煩悶まで発酵するゆとりを与えたことを説明した。さらに、個人主義の受容という点において、大正初期の谷川の煩悶と、明治末期の藤村の遺書、個人主義をめぐる阿部次郎、安倍能成、折蘆魚住影雄、藤原正などの発言、および操の自死に対する彼らの思考を考察することによって、一九一〇年前後の一高の煩悶青年に通底した内面的な悩みが個人主義、個の覚醒の結果であることを明らかにした。藤村操は宗教的救いを拒否して自死し、煩悶の段階に留まった。谷川、阿部、安倍のような青年と、折蘆、藤原正のような青年は、それぞれ幅広い読書と宗教思想運動によって煩悶解脱・個人形成を遂げた。これらの青年は個人主義の受容という一つの〈系譜〉の中に捉えることができる。修養と当時形成されつつあった教養は異なる煩悶脱出・主体形成の方法である。

【教養、修養、煩悶青年、個人主義、谷川徹三、安倍能成、藤村操、折蘆魚住影雄、第一高等学校】

〈研究ノート〉

閨怨詩の和様化

——『新撰万葉集』の漢詩を中心に——

梁 青

『新撰万葉集』（八九三年）はそれぞれの和歌に一首の七言四句の漢詩が配された詩歌集である。本論文では、『新撰万葉集』上巻恋歌に付された漢詩を取り上げ、そこに見られる日本的要素を探り、先行した恋歌との関連を考察することによって、それと中国および勅撰三集の閨怨詩との相違を明らかにし、『古今集』成立前後における王朝漢詩の展開の一端を浮き彫りにしてみたい。

まず、勅撰三集所収の閨怨詩はほぼ中国詩をまねたもので、その表現には作者の個性をほとんど見出せないことを解明した。そして、『新撰万葉集』

の漢詩における「蕩子」「怨言」の使い方について検討した。それにより『新撰万葉集』の漢詩に多く描かれたのは、見たこともない長安の美女の閨怨ではなく、平安朝を舞台にした男女の恋であることが明らかになった。さらに、『新撰万葉集』の恋部の漢詩は恋歌をもとにして作られたので、和歌の内容と深く関わっている。心の中で恋焦がれても人に知られないように恋心を抑えたり、相手を忘れようとしてもかえって恋しさを募らせたりするという緻密な心情描写は、唐代までの中国詩や前代の日本閨怨詩にはほとんど見られず、恋歌の世界を強く志向しようとした結果だと考える。

以上から、『新撰万葉集』の漢詩は単なる中国詩の模倣にとどまらず、日本の文化や風土に合わせて独自の展開を遂げたことがわかる。これは王朝漢詩の成熟を物語り、国風文化成立の前兆と見ることができよう。

【新撰万葉集、古今集、和歌、中国詩、日本漢詩、恋歌、平安初期、九世紀末、閨怨詩】

〈研究ノート〉

満洲国における北村謙次郎の創作

——「春聯」を中心に——

韓 玲玲

北村謙次郎（一九〇四―一九八二年）は、東京に生まれ、幼少期は関東東州の大連で過ごした。一九二三年、進学のため日本に戻り、それから十数年ほど東京で近代文化の諸相を受容しつつ、昭和初頭、日本文壇にデビューした。『作品』、『青い花』、『日本浪漫派』などさまざまな雑誌に寄稿し、赤松月船、木山捷平、太宰治などの詩人や作家たちとの付き合いを通して、自らの文学の方向を模索し続けた。一九三七年、北村は満洲国の首都新京に移住し、文芸総合雑誌『満洲浪漫』を創刊したり、多方面の雑誌に旺盛に執筆したりして、数多くの文学作品を残した。

本稿では、北村謙次郎の在満期の唯一の長篇小説「春聯」を取り上げ、その成立の経緯を辿りながら、北村謙次郎の在満期の創作上の特質と、彼の満洲国との関わりについて論じる。

「春聯」において、北村謙次郎は、日本国内で育んできたロマンチズム（こ

とに「日本浪漫派」との関わり」と、大陸的な風土とを結合して、自ら提唱する「大きなロマン」という創作理念の実現を図ったが、それは十分に成功せず、作品全体として「色調が破れる」（川端康成の評言）といったイメージを読者にもたらしている。その「色調」の破綻のうちに、積極的に満洲国の理念と一体化できなかった北村の思想を垣間見ることができ、満洲国の傀儡体制に同調しながら、その実態については多少とも批判的であったし、不満でもあった。ある程度の距離を置いて満洲国を観察しつつ、文学者としての批評の眼をもって創作に取り組もうとした北村であった。

【北村謙次郎、満洲国、春聯、植民地文学、満洲浪漫、建国運動、白系ロシア人、蘇炳文事件、満洲文学】

〈研究ノート〉

幸田露伴一家の戦争

——幸田文・青木玉の記録と記憶——

多田伊織

戦後の混乱期に、小石川蝸牛庵の再建を待たずして亡くなった幸田露伴（慶応三年（一八六七）～昭和二十二年（一九四七））は、戦中から床に就くことが多くなり、ほぼ視力を失い、最後は寝たきりになりながらも、著述活動を続けた。しかし、戦時下の露伴の生活の実態は、存外知られていない。本稿は、戦時下からその最期に至る最晩年の露伴の姿を、当時露伴の身近に侍していた家族や編集者の目を通して再構成しようとする試みである。

【幸田露伴、幸田文、青木玉、土橋利彦、後半生、戦時下の生活、作家】

〈調査報告〉

ソウル大学校蔵 伝宗碩筆『連歌老葉』

小林善帆

ソウル大学校図書館は、京城帝国大学が所蔵した図書を継承している。京城帝国大学とは、一九二六（大正十五）年学部開学の、当時植民地であった朝鮮に設立された、日本で六番目の帝国大学であったが、一九四五年八月

十五日太平洋戦争終結とともに消滅した。

今回紹介する同校蔵、伝宗碩筆『連歌老葉 評註』（ソウル大本）は、連歌師宗祇の自撰第二句集『老葉』に宗長の注が付けられたもので、書誌的観察から十六世紀初期の書写と判断される。また宗碩の没年が一五三三（天文二）年であることから、あくまで極札による仮説ではあるが、宗碩生存中の一五〇〇年代初期の書写であるという想定も不自然ではないと思われる、欠失部分が多く、錯簡はなほだしい零本であるが、『老葉』の加注本の古写本として重要な位置にあるものと考えられる。日本の学界でも未紹介なので、紹介する価値のあるものと考えた。

また、附載された極札にある「琴山」ならびに「栄」の極印（鑑定証印）は、古筆本家三代了佑のものと思われ、ここから連歌師宗碩の筆跡であると、十七世紀後期の最も権威ある古筆見（古筆鑑定家）が認めたものであったこともわかる。

紹介の方法としては翻刻を行うとともに、『愚句老葉』の句順により復元作業を行い、欠損部分の確認ができるようにした。その上で、ソウル大本の『愚句老葉』宗長注、および宗長注のみの同種本として蓬左文庫本との差異を検討した。その結果、ソウル大本が蓬左文庫本と同じ系統のものであることがわかった。

今後『老葉』の加注本を広く収集した上で、精細な検討を行いたい。

【連歌、『老葉』、宗祇、宗長、宗碩、「琴山」印、十六世紀初期写本、京城帝国大学、ソウル大学校図書館、蓬左文庫本】

「政基公旅引付」の日記史料学

——戦国期の公家日記と在地社会——

廣田浩治

はじめに

「政基公旅引付」（以下、「旅引付」）は、戦国期の九条家前当主・前関白の九条政基（文安二年〔一四四五〕～永正二三年〔一五二六〕）が、文亀元年（一五〇二）三月から永正元年（一五〇四）十二月までの約三年八カ月の間、家領の和泉国日根荘に下向・在荘して直務支配を行った時の日記である。原本は宮内庁書陵部が所蔵しており、写本は現在のところ発見されていない。

「旅引付」の刊本は、一九六一年に宮内庁書陵部の『図書寮叢刊』として刊行されたのが最初で、一九九六年には中世公家日記研究会によって活字の本文篇とともに影印篇が和泉書院より出版されている。二〇〇一年には「旅引付」を読み下して詳細な注・参考史料・

人名一覧・年表を付けた『新修泉佐野市史』第五巻が刊行されている。また「旅引付」の索引としては、早くに東京大学中世史研究会編『図書寮叢刊「政基公旅引付」索引』（一九六八年）が出され、前述の和泉書院刊『政基公旅引付』本文篇に研究抄録篇・索引篇が付されている。このほか、『新修泉佐野市史』第四巻（二〇〇四年）にも「旅引付」所収文書（紙背文書を含む）の編年一覧表が掲載されている。

「旅引付」は権門公家の日記であるが、京都を離れた家領における日記であり、「家門御下向」の荘園支配の史料として荘園制研究に使われてきた。また日根荘の民衆生活の様相を描いた貴重な史料として、戦国期の村落研究に頻繁に用いられてきた。戦国時代の戦乱・飢饉・略奪の実態を生々しく描いた史料としても知られ、「旅引付」の描く戦国時代の村落や社会世相の解明が当該期の研究の主

政基の在莊直務において家僕が政基の命令文書伝達に大きな役割を果たしたとし、「旅引付」が書かれた場である、政基の「旅所」日根莊入山田村長福寺の空間について考察し、長福寺に莊園支配の文書が蓄積されていた点を明らかにした。⁶⁾

「旅引付」の記述の信憑性について、服部英雄氏は、政基が「旅引付」に記さなかった「真実」を「九条家文書」から明らかにした。⁷⁾水藤真氏は「旅引付」には改竄があるとしてその信憑性を問い、「旅引付」には村の描写が希薄で政基は村の実態を見抜いていないと結論づけている。⁸⁾一方、酒井氏は「旅引付」が後々の支証たり得るように事件をできるだけ正確に記すよう努めており、それは村の情報収集に支えられていたと述べる。これらは「旅引付」の日記としての性格を論ずる際の興味深い争点となっている。

このように近年では、従来のように村落や農民生活の史料として記事の一部を利用するだけではなく、「旅引付」がどのような日記であるのかを問うた上で、問題を論じなければならぬ段階に至っているといえよう。いまだ「旅引付」がどのような日記なのか論じ尽くされたわけではない。特に戦国時代の公家の日記としての「旅引付」にどのような特質があるのかを追究する必要がある。

本稿ではまず「旅引付」の史料形態や政基の記録の仕方を考察し、次いで情報源となった文書と「旅引付」の関係、他の公家日記と「旅引付」の関係を考える。これらの考察により戦国時代の公家

日記としての「旅引付」の性格を論じたい。

一 「旅引付」の形態と記録過程

1 「旅引付」の形態と成立の時期

まず先行研究の確認も踏まえて「旅引付」の史料形態を考える。「旅引付」は甲・乙・丙・丁・戊の五冊からなる冊子形の日記である。一般には「政基公旅引付」と呼ばれるが、日記の原題は「旅引付」である。「旅引付」各冊には原表紙、近世の後補表紙、宮内庁書陵部によると思われる現表紙がある。原表紙の表題は「旅引付」とだけ記され、九条政基の花押と外題が据えられている。装丁はもと線装仮綴本で、のちに書陵部において大和綴装に改められた。甲・乙・丁冊は袋綴装、丙・丁冊は列帖装（粘葉装）である。

政基の在莊直務と日根莊（日根野村東方・西方と入山田四か村）の概略については、「政基公旅引付」年表を参照いただきたい。「旅引付」甲・乙・丙・丁・戊の五冊の日記の記録年代は以下の通りである。

甲冊 文亀元年（一五〇一）三月～十月

乙冊 文亀元年十一月～十二月 文亀二年（一五〇二）正月～

八月

「政基公旅引付」年表

和暦（西暦）	月日	出来事
明 応 9 年 (1500)		和泉両守護と根来寺が和泉国で戦い、両守護が自害する。両守護と室町幕府京兆細川家が根来寺を破り、和泉国を制圧する。
文 亀 元 年 (1501)	2月5日	3月にかけて九条家が日根荘に使者を派遣するか検討する。
	3月28日	九条政基（57歳）、和泉両守護のいる堺を經由して、日根荘に向向する。29日に日根野村の無辺光院に到着する。
	4月1日	政基、入山田村の大木村長福寺に移る。
	4月14日	政基の段銭納入命令に対して日根野村東方の番頭が逃亡する。
	4月24日	室町幕府、これよりしばしば、日根荘に対する両守護の違乱を停止する命令（幕府奉行人奉書）を下す。
	6月17日	佐野市で、守護方が大木村の百姓三人を召し捕る。百姓の一人は堺に拘禁されるが脱出して帰村する。
	6月28日	政基の子息九条尚経が関白に就任する。
	7月11日	15日まで毎晩、入山田四か村（船淵・菖蒲・大木・土丸村）の百姓が風流念仏を催し、政基の長福寺にも参上する。
	7月20日	入山田村の滝宮にて雨乞いが行われる（22日に雨が降る）。
	8月13日	入山田村の衆が滝宮で恒例の雨喜の風流を催す。
	8月15日	和泉国五社宮放生会。入山田村で風流・猿楽が催される。
	8月22日	根来寺の関伽井坊明尊が政基に借錢の返済を督促する。
	8月24日	25日にかけて入山田村の滝宮の祭。田楽などが催される。
	8月28日	守護被官日根野光盛が日根野村に侵入するが、日根野・入山田村の百姓が撃退する。政基、光盛の所領を没収する。
	9月23日	日根野光盛らが日根野村に侵入するが、百姓らが撃退する。
	12月18日	後柏原天皇の即位礼の延期の報が政基に届く。
文 亀 2 年 (1502)	1月2日	政基、京都の尚経に帰洛する意思を伝える。
	1月26日	窃盗の罪で七宝滝寺の悪僧が政基に召し捕られる。入山田村の番頭は悪僧の助命を願い出て政基と対立する。
	1月27日	政基、悪僧を処刑させたと日記に記すが、実は悪僧は助命される。
	4月26日	日根野村東方百姓が政基への公事銭納入を拒否し逃散する。
	5月22日	日根野村西方百姓が両守護方への半納を政基に訴える。
	8月5日	根来寺・佐藤久信・神於寺が和泉に侵攻し守護方との合戦がはじまる。日根野村西方や周辺の村が放火に遭う。
	8月21日	政基、戦火を避けて犬鳴山七宝滝寺に避難する。
	9月7日	入山田村の番頭が根来寺と交渉して、在陣・乱妨狼藉停止の禁制を得る。
	9月12日	周辺の村が戦火を避けて入山田村に財物を隠す。
	9月13日	日根野村の百姓が虫害のため政基に作柄調査を求める。
	11月3日	政基、七宝滝寺縁起を借り出して筆写する。
文 亀 3 年 (1503)	1月15日	長福寺の門前で三毬打（左義長）が行われる。
	3月16日	政基の娘が入山田村で誕生する。
	5月2日	政基の在荘経費のため船淵村の百姓が根来寺から借錢する。
	6月26日	和泉国の旱魃が深刻になり、滝宮で雨乞いが行われる。
	7月12日	入山田村の百姓が佐野市で日根野光盛に召し捕られる。
	10月17日	両守護方が日根野村の無辺光院の前住持の善興を召し捕る。
文 亀 4 年 (1504)	2月16日	昨年の旱魃・不作で百姓の多くが餓死し、百姓は炭粉を食べて存命を図る。炭の盗人を菖蒲村の百姓が検断（処刑）する。
永 正 元 年 (1504)	3月28日	正円右馬の盗犯事件が発覚し、政基、翌日に正円右馬を処刑する。
	5月1日	政基、米麦の売買禁止や撰銭を定めた法を定める。
	7月5日	正円右馬の弟高野聖順良が兄の無実を政基に訴える。
	7月10日	順良が高野山に帰り、訴訟はうやむやのまま終結する。
	7月19日	根来寺と守護方の和平と日根郡の半済がなる。
	9月9日	根来寺・畠山氏・佐藤久信が泉南に侵攻し、両守護を破り和泉国を制圧し、これ以後、和泉一国に半済を行う。
	11月7日	政基、根来寺関伽井坊明尊を日根野・入山田村代官職に補任する。
	12月21日	政基の上洛経費の散用状が作られる。政基、この前後に日根荘を去って帰洛する。

丙冊 文亀二年九月～十二月 文亀三年（一五〇三）正月～十二月

丁冊 文亀四年（永正元年・一五〇四）正月～六月

戊冊 永正元年七月～十二月

「旅引付」は紹介された当初は、「慈眼院殿旅引付」の名称も用いられていたが、やがて「政基公旅引付」の名称が定着した。慈眼院は九条政基の院号である。政基の玄孫である九条道房の編による近世前期の「九条家記録文書目録」（宮内庁書陵部所蔵）には、「五帖〔合点〕 甲乙丙丁戊 慈眼院殿御引付 御自筆」と記されている。なお、図書寮叢刊『政基公旅引付』の解題は近世の後補表紙を道房の筆ではないかと推測している。

「旅引付」丁冊末には政基の曾孫の九条兼孝による慶長六年（二六〇二）の自筆奥書があり、「旅引付」を「慈眼院禪定殿下之自筆」とする。「九条家記録文書目録」も「旅引付」を政基の自筆とする。現在のところ、誤記・抹消・後からの挿入記事が多い「旅引付」は、政基が在荘時に書いた自筆本と見られているようである。しかし前述のように小山氏は、「旅引付」は整然とした字で書かれ紙背文書が少なく誤記にも規則性があり、挿入記事のほとんどは日記の地の文でなく筆写した文書であることから、これを後の浄書本とみる。

まず、以上の小山氏の主張を再検討する。「旅引付」には確かに紙背文書が少ない。梶木氏および『新修泉佐野市史』第四・第五巻が紹介した甲・丁冊の紙背文書、それに丁冊原表紙の紙背文書（仮名書あるいは習書と思われるが袋綴装のため未翻刻）だけである¹⁰。しかし、列帖装（粘葉装）である丙・戊冊はそもそも製本上反故紙の再利用ができない。甲・乙・丁冊も袋綴装であり、表の面の日記記事と裏の面の紙背文書を後日に照合確認することができない¹¹。そのため反故紙が政基の手元にあったとしても、袋綴装の形態では表の日記の記事に関連する内容の文書を紙背に再利用するには適さない。「旅引付」は形態的に紙背文書を要しない日記である。紙背文書の乏しさから直ちに「旅引付」を後の浄書本とすることはできない。

在荘中の政基の手元には、直務支配の文書（発給文書案文・帳簿）や根来寺・両守護・九条家・日根荘の村（日根野・入山田村）からの文書があった。それらは「旅引付」に筆写される（伝存しない文書はおそらく廃棄）か、直務の文書として利用された後に京都に持ち帰られ「九条家文書」として後世に伝わったが、「旅引付」の料紙にほとんど使われていない。

小山氏が指摘する文亀二年八月十五日～二十九日の干支のずれも、後の浄書による誤記の結果とは断言できない。また挿入記事がほとんど筆写文書であることも後の浄書とする根拠にはならないと思われる。後の浄書であれば挿入の形跡は書き換えられなくなる可能

性が高いと考えられるので、挿入の跡が残っているということ逆
に後の浄書ではない証拠になり得る。また小山氏が言及しない他の
誤記・脱字・抹消・挿入の箇所も後の浄書であれば、書き換えられ
てなくなるであろう。誤記・脱字・抹消・挿入の跡がそのまま多く
残ることは、やはり「旅引付」が在荘時の自筆本である証拠である
と考えられる。

「旅引付」には四枚の入紙（甲冊・乙冊・戊冊）あり、うち二枚は
書状、一枚は短冊・貼紙（文亀二年五月十九日条）がある。後の浄書
であればこれも編集・整理されてなくなるのではなからうか。ま
た、「旅引付」の一部が浄書・再編集された（途中で浄書が放棄され
た）可能性も想定されようが、誤記・脱字・抹消・挿入の箇所は
「旅引付」五冊の随所に見られる。よって一部のみが浄書されたと
は考えられない。

田沼・梶木両氏による「旅引付」の寸法の計測値を見ても、「旅
引付」は各冊ごとの料紙の寸法が大きく異なる。冊子の縦横および
料紙の寸法は大きい順に丙・戊・甲・乙・丁冊である。以前、宮内
庁書陵部で「旅引付」原本を観察調査したが、梶木氏も指摘するよ
うに各冊の料紙寸法は統一されていない。また料紙の質を見ると
甲・乙冊に比べて丙・戊冊の紙の漉きは粗悪である。時期が下るに
つれて料紙の質が下がっており、在荘の長期化に伴い政基は料紙の
調達に苦労したに違いない。料紙の調達先も各冊ごとに異なるであ

らう。同じ冊でも料紙が同一寸法に裁断されておらず、不統一であ
る。料紙の不均質や綴の不統一は、在荘中にそのつど入手した料紙
で政基が「旅引付」を書かねばならなかったことによるものである
う。料紙や綴の形態から見ても、「旅引付」を後の浄書とすること
はできない。結論として「旅引付」はやはり政基の在荘中の日記と
せねばならない。

2 「旅引付」の記録過程

次に「旅引付」がどのように書かれたか、政基の記録の仕方を考
える。政基は戦国の日根荘の村落の様々な出来事を記録したが、自
身は「旅所」の長福寺からほとんど動いていない。長福寺を離れた
のは、犬鳴山への避難（文亀二年八月二十一日～二十三日）・櫛井川
での河水遊覧（文亀三年二月十四日）、永正元年九月十六日の坂口地
蔵・八王子社・円満寺・大日堂（政基の居所長福寺に近い大木村円満
寺の直近）への参詣に限られる。「旅引付」の事件記事の多くが、
よく知られる、次の入山田村の滝宮や犬鳴山七宝滝寺での雨乞いの
習俗の記事のように、末尾が「云々」で終わる間接的な伝聞情報で
ある。

二十日丙申、晴、近日依炎干、從今日於滝宮社頭有請雨之儀、

大鳴山七宝滝寺之寺僧等
地——下——沙汰之、三ヶ日之中ニ必有甘雨也、若不降者於

七宝滝沙汰、其猶不叶時者於不動明王之堂沙汰之、其後猶不降者、於件滝壺へ入不淨の物謂風之憤物云々、必無不降事云々、三十四日

村之地下衆等
沙汰也云々¹³

伝聞情報といつても「旅引付」の信憑性が直ちに損なわれるわけではない。政基は日根荘に随行した家僕・中間たちや日根野・入山田村の番頭・百姓から情報を得ていた。特に家僕たちは政基にとつての耳目であり、黒田氏も言うようにしばしば村に派遣されて政基の命令を日根野・入山田村に伝達し、年貢収納や村での問題処理にあたり、村の動向・事件・行事・要求を政基に報告した。

十三日辛卯、晴、在利自日根野申送云、東方番頭等有種々懇望

事、先去年冬段銭分可致沙汰由申之云々（略）

十四日壬辰、晴、早且在利申云、東方番頭二人逐電了¹⁴（略）

文亀元年四月十三日、日根野村にあった家僕の石井在利は、日根野村東方番頭の段銭減免の訴えを政基に報じ、翌十四日には東方の番頭二人が逐電（逃散）したと報じた。同年の「地下小屋人」（逃散）のため段銭が減額されたことが、同年十二月の段銭散用状からわかる。¹⁵「旅引付」の記事の多くは伝聞情報とはいえ、そのほとんどは政基の家僕たちが直接見聞して政基に報告した正確な情報であ

り、政基の直接の見聞に等しいものが多く含まれている。

日根野・入山田村の番頭・百姓も政基に、村の動きや、日根荘・和泉国をめぐる争っていた和泉兩守護細川氏と紀伊の根来寺の動向を報告している。百姓たちは次のように、政基の在荘を理由に兩守護や根来寺の圧力や要求を回避した。

本所様御在庄也、年貢諸公事諸篇任御本所之仰訖、然上者於地下此配符不及留置トテ、則令返之云々¹⁶

地下（百姓）は本所（政基）の在荘とその「仰」を理由に、兩守護の年貢公事納入命令を拒絶し配符を突き返している。もとより番頭・百姓は年貢公事の負担をめぐって政基と対立関係にあり、兩守護や根来寺に結びつく百姓もいた。村が政基に報告する情報はその対立関係を踏まえて慎重に読み解く必要がある。しかし村が政基に報告した兩守護や根来寺の要求は、政基の在荘を利用しようとする村の行動から見て正確な情報と考えられる。

「旅引付」には「後聞」として後日の伝聞を書いている箇所がいくつかある。¹⁷

二十八日甲辰、朝晴、申剋^大○鳴嶺頭黒雲聳起、即雨下、次第二谷中二雨甚、黄昏雷鳴、後聞、此一谷四ヶ村之外一滴も不沾

云々、滝宮威厳殊勝々々、北ハ熊取・木嶋、西ハ日根野村、
雖双峯不及一滴云々

入山田村の雨乞いの後に降雨があった文亀元年七月二十八日の記事である。和泉書院刊の「旅引付」影印編によれば、「後聞」以後の文は翌日の二十九日の行に小さい字で書かれている。二十九日以後の記事を書いてから後に聞いたことを挿入したと考えられる。

しかし、これ以外の「後聞」の箇所には、このような小さな字での挿入がなく、行間も前後の文に比べて狭くないことが和泉書院刊の影印篇からわかる。このことから政基は「後聞」のことも含めて情報を整理して何日分かをまとめて書いたと考えられる。梶木氏は「旅引付」の筆致に数日ごとのまとまりがあると指摘する。その根拠は明確でないが、「旅引付」影印篇から筆者も同様の印象を受ける。これが正しければ、政基が何日分かをまとめて書いたとする推定を裏付ける傍証となるであろう。

政基が後日の情報も加えて「旅引付」を書いたのはなぜか。それはやはり「旅引付」が後にも参照されるべき在荘直務の記録であったためと考えられる。

予、去三月引付之面、悉令読聞畢去三月廿八日致深問三月廿四日テ引付也

永正元年七月六日、政基は日根荘をしばらく離れていた家僕（信濃小路長盛）に「旅引付」永正元年三月二十八日から閏三月二十四日までを自ら読み聞かせた。この前日、政基が三月二十九日に処刑した窃盗犯の正円右馬（入山田四か村の苧浦村の百姓）の弟・高野聖の順良が、兄の処刑の根拠を問い質して訴え出た。兄の処刑に異を唱える順良の訴えを「甚無謂」とした政基は、順良の訴えを取り次ぐ家僕たちが事情に疎いと判断し、正円右馬窃盗・処刑事件の記事を家僕に周知したのである。¹⁸

政基が読み聞かせた三月二十八日から閏三月二十四日までの記事は、正円右馬の窃盗・処刑の記事である。三月二十八日条に正円右馬の窃盗に関する詳細な裁判の記事があり、二十九日条に正円右馬の処刑記事、閏三月二日条にはその田地の処分に関する記事がある。政基にとって「旅引付」は極めて実用的な機能を有しており、「旅所」にて常に引用されるべき「引付」であった。このため政基は意識的に情報を整理して「旅引付」を書いたと考えられる。

日根荘において政基は公家としての行事や生活（五節供・庚申待ち・亥子・彼岸持斎・物忌み・酒宴・双六・歌会など）をできるだけ実現しようとした。しかし「旅引付」には公家的な生活の側面はほとんど詳述されず、簡略な記事に留まる。日根荘における政基の公家としての行事がしばしば「略儀」となったことだけが原因ではない。「旅引付」には京都の九条家や朝廷の動向も、子息の九条尚経

の関白就任記事（文亀元年閏六月四日条）や新天皇の即位儀式（文亀元年十一月二十四日～十二月二日条）などを除くと詳しく記されない。政基は自身の公家的生活や京都の九条家・公家社会の記事が記される九条家の「家」の日記とは別に、在莊直務支配のために特化した記録として「旅引付」を書いたと推測される。

3 「旅引付」の作為（改竄）と政基の意図

服部氏の指摘どおり「旅引付」には虚偽の記述がある。文亀二年正月二十六日、窃盗犯の七宝滝寺悪僧の阿弥陀坊が捕らえられた。服部氏の研究は、この悪僧が処刑されず助命されたことを、助命後に入山田村百姓たちが政基の家僕に宛てて礼を述べ忠節を誓った請文から明らかにしている¹⁹。服部氏はその後の新説で見解を修正し、政基が悪僧の処刑命令を出した後に家僕と番頭・百姓の交渉で悪僧が助命となり、政基も助命を黙認したため、結果的に「旅引付」の悪僧処刑の記述は虚偽の記載になったが、政基の処刑命令は事実なので、「旅引付」の虚偽性を強調すべきでないと改めた²⁰。

服部氏の旧説以来、悪僧の助命を政基は知らなかったか、家僕から虚偽の報告を受けたと考える傾向が強い。確かに家僕宛の入山田村百姓の請文に「公方様の御きこゑをかへり見す、御しやうかいニかへられ、ひそかにたすけ下され候²¹」とあるように、政基の処刑命令に反して番頭との交渉で助命を決めたのは家僕であろう。しかし

政基が助命の事実を知らされなかったとは考えられない。服部氏も新説で問題にしたように、悪僧助命後の入山田村百姓たちによる請文は「九条家文書」に残されているからである。後述するように、政基は手元に集められた文書を管理して「旅引付」に筆写するなどしている。政基がこの請文を知らなかったとは考えられず、文書の伝来から見ても悪僧助命の報告を受けていたはずである。

政基が悪僧の処刑記事を訂正しなかったのは、やはり助命したことを在莊直務支配の記録である「旅引付」に書き残したくなかったからであろう。「旅引付」には村の「隠密」「密々」「密談」という行為がしばしば記される。そのため政基は村の内実を見抜けなかったとする見方が強い。しかし服部氏は新説で、政基は村の「隠密」「密々」「密談」を知っていたが「旅引付」に詳しく記さず知らないことにしていたとする。「隠密」「密々」「密談」にも悪僧処刑記事と同じく、政基が書き残したくない事柄があったため、「旅引付」に詳しく書くのを避けたと思われる。「旅引付」が莊園経営のために先例として将来引用・参照され得る記録である以上、政基は先例にふさわしくない事柄の記述を意図的に避けたのであろう。しかし一方で、悪僧助命の証拠になる文書も廃棄せず証拠として保管したのである。

政基は受け取った文書を「旅引付」に記す際に日付の改竄を行ったこともある。酒井・水藤両氏が指摘する文亀元年八月二日付の京

兆細川家宿老薬師寺元長の書状である。²²⁾

抑去月二日薬師寺備後守書状、自京都依有子細、其儀相待之処、于今延引、然而爰元之儀既物忿也、仍不待京都之左右、今日件状ヲ堺へ遣了、然而八月二日之日付也、余に延引之条、以八直九了、其子細委仰上俊通朝臣者也²³⁾

政基は両守護細川氏による日根荘の違乱を停止させるよう、室町幕府と幕府管領（京兆家）細川政元（和泉両守護細川氏の物領家、政基の実子細川澄之の養父）に働きかけていた。日根荘違乱停止を命じる政元宿老薬師寺の書状をもらったが、一カ月経っても京都の京兆家の動きがないので、九月七日、政基の判断で堺の両守護に薬師寺の書状を送付し、その際、両守護に送るその書状の月を八月から九月に書き換えた。酒井氏は、中世社会の当事者主義を踏まえて、文書によって利益を得る当事者（政基）の文書改竄は当然あり得たと指摘する。水藤氏は、書状発給から一カ月経つのはまずいと政基が判断して月を改竄したとする。

この改竄の理由は両氏の推定どおりであろう。注目すべきは、政基が改竄の事実を隠蔽せず、その経緯を克明に記録していることである。また政基は書状の月の改竄を京都の家僕富小路俊通に知らせている。九条家から幕府・京兆家への日根荘保護の交渉に備えて、

書状の月を改竄せざるを得なかった事情（原因は京都の京兆家の動きの遅延）を記録し、京都の俊通ひいては子息の尚経に周知しておく必要があったのである。

政基が現実と違った日付で文書を発給した例もある。文龜三年九月二十一日付の日根野村東方・西方への段銭徴収の配符は、実際には九月二十九日に発給されたのだが、

今日配付可入之由沙汰之状条、今日不成就日也、至于今遅退言語道断之儀也、当季反銭ヲ冬ニ成テ入者後例ニ可申、雖然今日ハ可入之、去廿一日之日付ニ認テ、明旦早々可遣也²⁴⁾

とあるように、二十九日の日柄が悪く、遅れている秋段銭の配符発給を明日以後（十月）にすることを「後例」にしたくないため、本来の秋段銭配符発給の日付である二十一日付としたのである。政基は「後例」を意識し、発給文書の日付を書き換えた作為の事情を「旅引付」に克明に記録した。政基にとって「旅引付」とは、荘園経営の経験やノウハウの記録であった。「旅引付」には虚偽・改竄があり公家の主観的で独善的な記述もあるが、一見虚偽・改竄に見える記事もすべてがそのようなものではなく、その多くが厳しい状況に置かれた公家領荘園の経営を維持するために必要な作為であったと推測される。酒井氏の評価のとおり、全体として政基は後世に

向けて事件を正確に記録していたとすべきであろう。

二 「旅引付」と文書・日記

1 「旅引付」と在荘直務の文書

「旅引付」の特徴は、政基（および在荘の家僕）の発給文書および受給文書が多数筆写されていることである。「九条家文書」や九条尚経の雑記集「後慈眼院殿雑筆」にも、政基が作成・発給した文書や受け取った文書が多く残される。日根荘在荘期の政基は精力的に文書を作成・発給し、入手・保管・記録していた。前章でその一端を紹介したが、「旅引付」を考える際、日記と文書との関係は大きな課題である。さらに政基の文書の授受・保管と「旅引付」の関係を考えてみよう。

政基は年貢賦課のための台帳を持っていた。文亀二年九月十三日、日根野村が虫害のため作柄調査を求めてきた時、政基は日根野村の田数を次のように記している。

日根野東西分五十四町五段五十歩参ヲ、除諸免田外二百姓名廿五
丁二反六十歩、公田二丁五反十歩、舍人田一丁四反六十歩参

この田数は室町期と思われる日根野村惣田数案参と一致する。政基

は文亀三年九月に日根野村東方の内検帳を作らせ、日根野村西方についても番頭ごとの田地注文参を作らせていた。入山田村に關しても四か村の田数を把握する何らかの台帳を持っていたはずである。長福寺の政基の元には多くの文書が集められていた。政基が受け取った文書の紙背を「旅引付」の料紙としなかったのは、先述のように紙背の再利用が難しいという事情もあるが、政基が受け取った文書を実用に応じて意識的に筆写・保管しようとしたためと考えられる。

「九条家文書」には、政基在荘期の日根野・入山田村の散用状や納帳が多数残される。年貢の散用状はなぜかまったく残っていないが、年貢に次いで重要な段銭については、日根野村東方・入山田村の政基在荘期の四年間の散用状が残されている。政基は年貢・段銭の徴収も「旅引付」に記しており、問題が生じた時には散用状を調べて「旅引付」を書いている。

廿七日乙丑、(略)抑日根野村東方段銭ヲ自去参年文亀元三ヶ年二
千疋分ヲ可免之由、在利約談地下了、仍去々年三百疋取之、
残分二ヶ年二七千疋参ヲ可給トテ、旧冬秋反銭之内三百五十疋
地下ニ押取了、仍相尋在利之処不存也参(略)

文亀元年に日根荘奉行の石井在利が政基に無断で日根野村東方に

段銭千疋を免除した疑惑につき、政基は去々年（文亀元年）に三百疋を東方に免除し、旧冬（文亀二年）に三百五十疋を免除したと記した。政基は文亀元年の三百疋（三貫文）免除の経緯を「旅引付」に記すために、同年の段銭散用状の「三貫文 同地下小屋入仕迷惑候間、可有御扶持申候て直二引給候、未請取ハ不遣候」の記事と、文亀二年段銭散用状の「三貫文 東方地下へ千疋御扶持之内引之」の記事、そして政基の尋問に対して在利が返答した文亀二年正月の書状を調べたと思われる。

段銭賦課に関して、「旅引付」と散用状では記述の食い違いもある。政基が「旅引付」に筆写した日根野・入山田村宛の段銭配符の賦課率は、夏段銭が段別百文、秋段銭は段別百二十文である。しかし散用状が記す実際の徴収額は段別五十文であった。しかし政基はほとんどの場合、段別五十文に減額する前の本来の段銭賦課率だけを「旅引付」に記している。このあたりに、「旅引付」を単なる先例の典拠としてではなく、現実との齟齬があっても荘園経営の規範となるものにしてしようとした政基の意志を感じることができよう。

政基が「旅引付」に筆写した発給文書は、様式的には政基書状、政基御教書、政基家僕（日根莊奉行）奉書、政基や家僕の書状に分けられる。宛所ごとに見れば日根野・入山田村、両守護、根来寺宛の文書が多い。政基の支配対象である村、政基の敵対勢力である両守護、九条家の脅威である根来寺、この三者宛の文書が多いのは当

然である。日根野・入山田村宛の文書は先に述べた配符の他、ほとんどが日根莊支配のための命令伝達文書で、すべて政基家僕（奉行）奉書か家僕書状である。両守護宛の文書のはほとんどは日根莊の違乱や押妨について抗議した文書で、家僕書状が多く家僕（奉行）奉書もある。根来寺の僧への文書には、寺僧から九条家への借錢の返済要求や日根莊代官職補任要求に対する回答、根来寺衆の軍事行動や日根莊の直務維持に関する九条家からの要求の文書が多い。家僕奉書・家僕書状が多いが、根来寺に対しては太閤・前関白政基の御教書も使われている。

政基が受け取った文書も当然ながら、日根野・入山田村、両守護、根来寺からの文書が多い。日根野・入山田村の番頭・百姓の申状、両守護（および守護被官）の書状、根来寺の僧からの借錢返済・代官職要求の文書である。両守護や根来寺が日根野・入山田村に宛てた文書も、村からの報告を受けて「旅引付」に記録している。他に日根莊の違乱停止を命じた室町幕府奉行人奉書や京兆細川家からの文書がある。丁冊の紙背文書（家僕書状）のように、京都の九条家や公家との間で授受された文書も政基の元にあつたと思われるが、「旅引付」にはあまり筆写されていない。政基は受け取った文書のうち、日根莊支配に関係する文書を優先的に「旅引付」に筆写したと思われる。

政基は両守護との以前からの訴訟文書や室町期の守護請の文書

も、日根荘支配の証拠文書として「旅引付」に引用している。日根荘が両守護から九条家に返還された永享元年（一四二八）と同四年（一四三二）の両守護の「渡状」⁴⁴を、両守護に対する反論・批判のためにしばしば引用している。この両守護の「渡状」とは、「九条家文書」に伝わり政基の父満家の「九条満家公引付」に筆写されている、永享元年十二月二十一日付および同四年十月二十一日付の両守護・両守護代遵行状のことである。⁴⁵

「九条家文書」のうち政基が在荘中に受給した文書の端裏書には、政基の自筆の端裏書と思われるものがある。永正元年十一月五日付の根来寺関伽井坊明尊の日根野・入山田村領家方代官職請文には、「日根野・入山田請文 関伽井 永正元」の端裏書がある。歴史館いずみさの図録に掲載されている写真図版で端裏書の「日根野・入山田請文」という文字を見ると、「旅引付」の政基の字に似ている。⁴⁶この請文は「旅引付」永正元年十一月七日条にも写されている。政基は受け取った文書の端裏に要点を記して管理しており、「旅引付」とともに文書も手で管理して実用に資していたと考えられる。

2 政基と村の文書授受および村の文書

「旅引付」には、政基と日根野・入山田村の間で交わされた文書がたびたび記される。黒田氏が論じるように、政基は家僕（奉行）奉書や家僕書状を村に頻繁に発給している。政基は、文書を発給す

る際に、家僕を村に派遣するか、番頭を呼びつけて家僕に文書を手渡させるかのどちらかの方法をとっており、政基は決して番頭たちと対面しない。さらに番頭は次のように政基の発給した文書を村で読み聞かせて伝達していた。

各申云、文忙⁴⁷之者共候、罷帰香積院二読せ申承候て、地下加評儀⁴⁷

村の百姓へのこのような文書の「披露」は、番頭・在地の寺僧（船淵村の香積院など）や文書を村に伝達した家僕により行われていたのであろう。

もとより年貢段銭の徴収実務にあたる番頭たちが「文盲」であるはずはない。番頭たちは村の田地の状況を把握しており、何らかの台帳を持って政基の賦課に相對したと思われる。永正元年三月二十九日に窃盜の罪で処刑された正円右馬の遺産（田地作職）についての注文（田之分日記）は、「日暮時分番頭參、作職以下田地等一紙注進了」とあるように、番頭によって作成され閏三月四日に政基に注進されている。⁴⁸

日根野・入山田村の番頭・百姓らは、年貢段銭減免や両守護・根来寺への対処を求める申状をしばしば政基に提出している。なかには政基の文書発給を要請することもあった。

然者其時自地下注進申由申候て、地下江番頭衆以下を御折勘候御一行を可被下候、干用ハ不可用地下之評議候トテ、折紙ヲ持來了、可然之由返答了⁴⁹

永正元年四月、根来寺の僧から入山田村に対して代官職を求める圧力が強まった。四月十七日、番頭たちは政基の在荘を理由に根来寺の僧の要求を拒否するため、政基から番頭衆たちを「折勘」し村の「評儀」は採用しない（政基が裁決を行う）とする「御一行」（文書）を発給して欲しいと願い出、そのための「折紙」を持参した。村田修三氏は、番頭たちの求めた「御一行」とはこの直後の文亀元年五月一日に政基が発した撰銭法であつたとする。このように、番頭たちは政基に発給してもらう文書の内容（「地下江番頭衆以下を御折勘候御一行」）についての要望も述べている。

黒田氏は、政基はしばしば両守護・根来寺の要求に対する返事の内容を村に指示し、村から両守護・根来寺に出す返書の文案も作成していたとする。村は政基の作成した返書が村にとって不都合と判断した場合にはこれを拒み政基に返却することもあり、政基が村を通じて両守護・根来寺に返書を出す際には、返書の文案について政基と村の合意形成が図られていたとする。政基と村が合意の上で返事を出したのは事実だが、ここでは政基が両守護や根来寺の要求に対して、家僕や村に返答させていた点に注目したい。両守護や根来

寺の要求や圧力の多くは政基に直接でなく、村に対して行われた。そのため、村が政基の命令を受けて返事を出し、政基家僕の奉書や家僕書状も通常は村を経由して両守護や根来寺に送られた。ここに、両守護や根来寺より上位であるという政基の意識がうかがえ、その意識が文書の授受にも反映している。

日根野・入山田村は文書を頻繁に作成して政基に上申し、政基の命令伝達文書を受給した。また両守護方や根来寺からも文書を受け取っている。政基と村の間で授受した文書は残念ながら在地に伝来していない。しかしこれまでの日根荘研究史において、日根野・入山田村が政基・両守護・根来寺と強かに渡り合ったことはよく知られる。そのような村の主體的な動きは「旅引付」に見える村の積極的な文書の作成・授受・活用にも現れている。

先に述べたように、「旅引付」には両守護や根来寺から送られた日根野・入山田村への様々な要求・命令の文書も多数写されている。両守護方や根来寺から村に発給された文書を、村の番頭たちが政基のもとに届けて報告したためである。村の番頭たちが両守護や根来寺の要求に対処することもあったが、これを政基に報告することで、政基が両守護や根来寺に対処（要求の拒否）することを期待した。番頭・百姓は両守護や根来寺の要求をかわすため、政基の在荘を利用する以外、他に手はなかった。一方の政基も、村がもたらす情報（両守護・根来寺の動向や日根荘への要求内容の報告）に依存してい

た。

酒井氏が論じたように、政基は「……と仰す」という自敬表現を、自身の命令だけでなく家僕や村の百姓から両守護や根来寺への伝達にも用い、両守護・根来寺からの主張や伝達には「……と申す」と記し、「仰す」と「申す」を峻別して使用した。村が政基の「仰」を受けて上位の相手（両守護・根来寺）に出す文書は、書き止め文言が「恐々謹言」「謹言」となっている書状であったが、このような村の文書も政基にとっては「仰」と位置づけられていた。政基には、両守護や根来寺に抗して日根荘の直務支配を維持するために「……と仰す」という表現を使うことで村を自分の論理に取り込もうとする意識があった。

しかし政基と村では、両守護や根来寺に対する姿勢に差異がある。日根野・入山田村から両守護や根来寺の要求に対して返答した文書は、政基が「仰」と「旅引付」に記しているにもかかわらず、書状であることに変わりない。村は両守護や根来寺に「仰」という姿勢で対応してはいないし、政基の意を受けた奉告的な立場であるとは限らない。村が両守護や根来寺に宛てた文書のなかには、政基の「仰」の論理に取り込まれていないものもあった。

政基が把握しない在地の文書に売券や預状がある。永正元年四月七日、根来寺の修法院重宗は入山田村の大木村の田地を熊取の土豪中左近に売却した。この売券には大木村番頭の松下宮内と田中左

近・若末左近が署名しており、現在、日根野・入山田村に隣接する熊取の土豪中家の文書に伝来している。³³このような一件は「旅引付」には記録されておらず、加地子得分の売買については当事者や番頭の間だけで売券が作成され、政基には報告されなかったと思われる。また、正田右馬が盗んだ米（菖蒲村百姓の亀源七の米）に付けられていた切紙のような動産の運用に関する文書も、³⁴窃盗が発覚しなければ政基の知るところとはならなかったであろう。「旅引付」が記す村の「隠密」「密々」により作成された文書もあったと思われる。

なお水藤氏は、政基が「旅引付」甲冊末に田地の面積単位を書いていることから、田の面積に無知で、勧農も行わず村の田地の状況も番頭の注進なしには知り得なかったとしている。しかし面積単位の記述は覚え書きとも考えられ、それが直ちに面積単位の無知を意味するとは限らない。戦国期の荘園領主が勧農を行わないのも自然ではない。政基は確かに村落の内実には疎いがそれは公家であれば当然で、むしろ文書を注進させてできる限り田地状況の把握に努めていることを評価すべきであろう。

3 「旅引付」と九条家の日記・文書

「旅引付」研究の圧倒的多数は日根荘や村落の研究であるが、近年は政基の在荘直務と京都の九条家の関係についても研究が進めら

れている。政基の在莊直務は九条家や京都の公家・武家社会と無関係に行われていたのではない。しかし「旅引付」と九条家の日記・文書との関係については、まだ検討の余地がある。

さて、「旅引付」と同時代の九条家の日記には、九条尚経の日記「後慈眼院殿御記」と雑記帳「後慈眼院殿雑筆」（以下、「雑筆」）が残されている。⁵⁵ まずは「旅引付」とこれらを照合し検討する。

政基は「旅引付」甲冊の冒頭に「胸の秘薬」「ヲコリ（癩）の落薬」を記している。調査された薬でない、生き物や香・履き物の革の服用法と効用であり、民間療法ではないかと考えられる。実は政基は下向在莊の前年の明応九年六月に大病を患っていた。

廿日、晴、依為准后御不例以外危急而、即位灌頂之□蜜印等於被授余了、次第等見彼秘書⁵⁶

准后（政基）の不例は「危急」で、政基は摂関家に伝わる即位灌頂の蜜印を「余」すなわち尚経に授けたほどであった。甲冊の民間療法の記述は、大病回復の九カ月後に日根莊に下向した老齡の政基が健康に気を配っていた現れであろう。

「旅引付」は政基の下向の理由を両守護の押領とだけ記すが、下向に至る経緯は書かれていない。しかし「雑筆」によれば、文亀元年二月から三月十日にかけて九条家当主の尚経と家僕の富小路俊通

は日根莊に使者を派遣するか検討していた。二月五日、俊通は家僕の白川富秀に「泉州之儀先日注進、使者二令持書状委細言上候き」と日根莊に派遣する使者に持たせる書状を用意している。⁵⁷ 十一日、尚経は俊通に宛てて「泉州」に「先副頼政只今降候つる」と書き、頼政なる者を日根莊に派遣したと返事した。⁵⁸ しかし尚経はその後「泉州之儀、（略）此者下国候ハ、不思議出来候やらん」と俊通に述べ、予定している使者を派遣すれば百姓も九条家の様子を見て守護方に寝返るかもしれないと危惧している。⁵⁹ 三月十日、尚経は俊通に「泉州之儀干用者、彼書状にてあるへく候」と述べ、用意した書状を持たせていかせなければ使者を派遣しても無駄だと伝えた。⁶⁰

尚経・俊通が派遣する使者の人選や持たせる書状の作成に腐心しながら、なお使者派遣に踏み切れない様子がわかる。尚経・俊通は老齡で隠居の政基を下向させることなど検討していない。政基の日根莊下向は三月十日以後、下向の二十八日までの間に決定・実行されたが、それは九条家の当初の方針ではなかったことがわかる。

政基の在莊は三年八か月に及んだが、当初から長期の在莊を計画していたわけではなかった。政基は文亀元年十一月二十六日条の三条西実隆（尚経の舅）宛の同日付書状で、後柏原天皇の即位の礼に關する婚の尚経への助言を謝し、「此方之儀相調候者、来春以参洛之時可延報謝候也」と述べている。村の自力で両守護方を撃退し一年目の年貢収納を実現した政基は、日根莊の問題が解決に向かった

と判断し翌年春の帰洛を予定していた。

「雑筆」にも、帰洛が近いことを尚経に伝えた文亀二年正月二日付の政基による年賀の書状があり、政基は「当庄之儀違本意候、以上洛可申承候也」と日根荘の経営再建が成功したと述べている。⁶¹尚経も正月二十八日付の政基への書状で「早々当庄之御儀、被違本意、以御帰京之時、如此祝詞等可言上候」と返事を出し、舅の実隆にも「当春可調太閤帰洛之儀候」と述べている。⁶²しかし政基の早期の帰洛は実現せず在荘は長期化した。

政基は文亀二年十月十八日条で、日根荘在荘を「田舎之蟄居」と述べている。政基の在荘には、後土御門天皇の勅勘に対して謹慎するという意味合いもあった。しかし、すでに後土御門天皇が亡くなっていることもあり、政基が勅勘を解かれたかどうかは「旅引付」からはわからない。これについても、「雑筆」の文亀二年二月二十九日の富小路俊通宛の尚経書状に、

太閤勅免之御儀申度候、(略)此状を侍大へ可被持向候⁶³

とあり、舅で新天皇側近の「侍大」こと侍従大納言三条西実隆に政基の勅免を働きかけるよう俊通に伝えている。政基は文亀二年二月時点でも勅免を解かれていなかったのである。

「九条家文書」には、文亀元年八月一日から十日の日記と推定さ

れる記録断簡が残されている。「□□談合之処、一方申次候間、薬備より申候」(三日条)、「此間ニ以斎和、広瀬三川に申聞候」(五日条)、「茨木返事到来、薬備歡樂之間」(六日条)、「以状両雑掌ニ可被申届之由、与一方より申送之」(七日条)とあり、九条家が「斎和」こと京兆家宿老の斎藤大和守元右、「薬備」こと同家宿老の薬師寺備後守元長(撰津守護代、和泉上守護担当の京兆家申次・撰津国茨木に滞在)、薬師寺与一(元長の子元一)と交渉し、斎藤が広瀬三河守に、薬師寺が両守護の両雑掌に事情を申し聞かせているという内容である。⁶⁴「旅引付」文亀元年八月二十二日条に写された同月十九日付の斎藤元和から富小路俊通に宛てた書状には、

御家領事、上意之趣、又御支証筋目堅申含両雑掌候、殊与一相共申聞候

とあり、政基は「守護雑掌江村并広瀬川」と記している。ここから、右の記録断簡に見える広瀬三河守と両雑掌の江村が両守護の在京雑掌であることがわかる。この記録断簡に見える九条家と京兆家の交渉、京兆家から両守護への命令は、政基にも報告されている。

この記録断簡は九条家側の日記であろう。二日条に「聡明殿犬追物被遊候」とあり、政基の実子で細川政元の養子聡明丸(のちの澄之)に「殿」を付けているので、兄尚経でなく家僕の日記である。

先の斎藤元和書状が俊通に宛てられていること、洛南の九条亭にある尚経の意を受けて幕府・京兆家・朝廷と様々な交渉にあたったのが洛中に宿所を持つ家僕筆頭の富小路俊通であることから、この記録断簡は俊通の日記の可能性がある。

すでに述べたように、政基の家僕たちは京都（九条家）と日根荘・家領荘園を往反し、九条家（尚経）の家政と政基の在荘直務を支えた。⁽⁶⁶⁾ 政基は家僕や九条家を通じて京都政界の情報収集していた。尚経も家僕の俊通を通じて京兆細川政元に両守護違乱の停止命令を働きかけるなど、家僕の活動に支えられて政基と尚経は日根荘の経営で協力していた。

廿一日癸亥、晴、日根野・入山田俊通奉行分、長盛二一種二申合了、今日入山田方相触之云々⁽⁶⁷⁾

文亀二年四月二十一日、政基は日根野・入山田村の富小路俊通知行分（日根野村西方と入山田村半分）を奉行の信濃小路長盛に管轄させ、日根荘の支配を自身の下に一本化したと記した。しかし政基と尚経はこれ以前にこの件について決定を下している。

青木土左方依歛楽下向遅々候之間、其聞之儀宮内大輔殿可被申調候、其旨可被存知之由候也、仍状如件、

卯月二日

重久判

日根野入山田西方

正家判

両村名主御番頭中⁽⁶⁸⁾

富小路俊通の代官青木土佐入道が病気のため、信濃小路長盛（宮内大輔）に俊通奉行分の支配を任せる処置が、文亀二年四月二日付の家僕山田重久・正家直状で村に伝達された。山田重久は政基に仕えた家僕であり、この直状案は「雑筆」のなかに残されている。政基と尚経は日根荘の支配体制を変更する際にも互いに連絡調整し合っていた。

「雑筆」の紙背には日根荘に関する文書がある。政基は日根荘の状況報告のため文亀元年九月七日、大木村の円満寺の僧を上洛させた。円満寺の僧が九条家に滞在したことは「雑筆」の紙背文書でも確かめられる。円満寺の僧の上洛には、「旅引付」が記す理由のほかに「去春番頭分」つまり昨年春の番頭の納入分の問題が関係していた。⁽⁶⁹⁾ また別の紙背文書には、日根荘奉行の竹原定雄が日根荘のほかに九条家領の備中国駄里荘・尾張国二宮の収益から給分を与えられ、播磨国田原荘の給主職となる予定であったことが記される。⁽⁷⁰⁾ 政基に仕えた奉行の経済基盤や複数の九条家領への関与がわかる。

以上のように、「旅引付」を同時期の京都の九条家の日記や文書

と対照し補いながら読み解くことで「旅引付」や日根荘の研究が一層深まるだろう。

おわりに

本稿では「旅引付」の史料的な性格、および他の同時代の史料（文書・日記・伝承）との関わりを考察してきた。「旅引付」は記主の九条政基が家領に在荘して書いた日記である。在荘直務のための日記であり直務と関わって見聞した村落の世界を記述している。「旅引付」は通常の公家の日次記ではなく、特異な公家日記である。しかし当時、公家の在荘は特異なことではない。政基も「旅引付」文亀元年三月二十八日条で次のように記している。

老後家領ニ在庄、古今不珍題目也

政基自身、文明二年（一四七〇）に家領の尾張国二宮に下向滞在中、日根荘から帰洛した翌年の永正二年（一五〇五）にも家領の山城国小塩荘に下向して「小塩荘下向引付」⁷⁴を記した。戦国期は公家の在荘・在国が常態化した時代である。遡って室町期にも、伏見宮貞成親王の日記「看聞日記」（応永二十三年（一四一六）～文安五年（一四四八））のように、家領の山城国伏見荘に在荘中、在地の世界を

見聞した記録が残っている⁷⁵。

「旅引付」は伝存する公家日記としては、在京を原則としていた公家が在地の世界を記したという点で特異で珍しい日記ではあるが、このような公家の在荘日記は戦国期には多数存在したはずであり、当時存在した公家の日記のなかではこのような在荘日記は珍しくはなかったと思われる。

戦国期は公家が在地社会と深く関わらねばならない時代であった。そのことは、「旅引付」の記述内容だけでなく「旅引付」の史料的性格にも現れている。在荘政所である長福寺に保管された文書・帳簿や日根荘領有の古い証文を引用して「旅引付」を書き、村・地域権力（両守護や根来寺）・幕府・京兆家からの文書も書き写した。客観的には、村との対立矛盾はあったとしても、政基は両守護や根来寺に対抗するために村を自分の側に取り込もうと努めていた。在荘直務と実態の齟齬、百姓との対立についても「後例」を意識しつつ対応したが、「旅引付」に記さない実態を語る文書も廃棄せず保管し、直務支配の建前と実態を「旅引付」に記録した。

厳密には日記ではないが京都の公家社会のなかで書かれた「雑筆」にも、日根荘領有の証文、幕府や京兆家からの文書、日根荘直務に関わる家僕の文書が写されている。「旅引付」と「雑筆」には史料的性格という面で通底するものがある。儀礼・故実・先例を重んじる公家日記のあり方は戦国期には大きく変化していき、荘園経

営や村落・在地の実態が書き記されるようになる。このような意味で、九条政基の「旅引付」は莊園支配日記であると同時に、戦国時代の在地の世界の記録という性格を持っている。

最後に、「旅引付」には村落や在地の様々な伝承や習俗が記されていることにふれたい。先に見た雨乞いや「胸の秘薬」「ヲコリの落葉」のほか、「旅引付」年表に見える村や寺社の祭礼（猿楽・田楽・相撲・風流念仏・和泉五社放生会・雨喜の風流・三毬打〔左義長〕、日根莊鎮守の大井関社での連歌、飢饉食（蕨粉食）、茶染（衣料の染色）などである。「胸の秘薬」「ヲコリの落葉」以外はすべて日根莊に伝わる伝承である。「旅引付」が記した伝承は現在の日根莊故地にはほとんど残っていない。失われてしまった伝承は「旅引付」のなかにしか存在しない。伝承だけでなく、地元では九条家の日根莊支配の歴史も政基の在莊直務も忘れ去られている。「旅引付」は滅び去った伝承の貴重な証言でもある。

また先に見た犬鳴山七宝滝寺について政基は、文亀二年十一月に門外不出の犬鳴山七宝滝寺の縁起を借用して筆写し、帰洛の際に筆写した縁起を京都に持ち帰った。七宝滝寺の修験のあり方を伝える最も古い縁起であり、山号の由来・犬鳴峰・境内の滝・堂舎・沿革について近世以後の犬鳴山の縁起には見えない貴重な記述を含んでいる。

これまでの「旅引付」の記録の仕方から見て、政基はこうした伝

承や習俗を個人的な興味だけで記録したのではないだろう。それらを九条家の支配にとって重要と認識したからこそ、「旅引付」に書いたと考えられる。

註

- (1) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 政基公旅引付』（養徳社、一九六一年）の田沼氏による「解題」。
- (2) 梶木良夫「政基公旅引付」の書誌学的検討」（『泉佐野市史研究』第八号、二〇〇二年）。
- (3) 『新修泉佐野市史』第五卷中世Ⅱ（二〇〇一年）の「解説」（小山靖憲氏）。
- (4) 酒井紀美「旅引付」の情報世界」（『日本中世の在地社会』吉川弘文館、一九九九年）。
- (5) 黒田基樹「九条政基にみる莊園領主の機能」（遠藤ゆり子・蔵持重裕・田村憲美編『再考 中世莊園制』岩田書院、二〇〇七年）。
- (6) 廣田浩治「中世後期の九条家家僕と九条家領莊園」（『国立歴史民俗博物館研究報告第一〇四集 室町期莊園制の研究』二〇〇四年）、「九条政基と長福寺」（『泉佐野の歴史と今を知る会会報』第二一九号、二〇〇六年）、「政基公旅引付」（『九条政基』——公家の在莊直務と戦国社会（元木泰雄・松蘭斉編『日記で読む日本中世史』ミネルヴァ書房、二〇一一年））。
- (7) 服部英雄「政基公旅引付」が記さなかった下剋上の中世村落」（『遙かなる中世』第一号、一九七七年）。
- (8) 水藤真「戦国の村の日々」（東京堂出版、一九九九年）。
- (9) 田沼陸「公家領莊園の研究——十六世紀初頭における領主権と在地状勢——九条家領日根莊の場合」（『書陵部紀要』第十二号、一九六〇年、のち田

沼陸「中世後期社会と公田体制」岩田書院、二〇〇七年。

- (10) 在莊中の政基の手元に反故紙がなかったわけではない。「九条家文書」文龜三年九月十日日根野村東方内検帳（宮内庁書陵部『図書寮叢刊 九条家文書 一』および『新修泉佐野市史』第五卷参考史料）には、紙背文書が十四点ある。京都から政基に届けられた文書が多く、政基の連歌懐紙もある。主に日根莊経営に関係の薄い文書が内検帳の料紙に宛てられている。しかし政基の手元の反故紙が「旅引付」の料紙に使われることはほとんどなかった。
- (11) 「旅引付」甲・乙・丁冊は折り目の余白の間隔が原文の行間より広く、最初から余白を空けて袋綴じに折られていたと考えられる。政基が「旅引付」に記録した時には紙背文書を照合確認できる卷子装であった（のちに袋綴じに改めた）可能性はない。
- (12) 「旅引付」の料紙の調達方法を考えるためには、各冊の料紙の生産地の特定や、「旅引付」の料紙と九条家の文書・日記の料紙との比較研究も必要である。
- (13) 「旅引付」文龜元年七月二十日条。
- (14) 「旅引付」文龜元年四月十三・十四日条。
- (15) 「九条家文書」文龜元年十二月日日根野・入山田村段銭算用状。
- (16) 「旅引付」文龜元年五月三日条。
- (17) 「後聞」の記事が見えるのは、「旅引付」文龜元年七月十六日条・八月二十七日条・文龜二年八月二十三日条・九月十二日条・永正元年四月十七日条・五月二十二日条。
- (18) 「旅引付」永正元年七月五・六日条。
- (19) 「九条家文書」文龜二年二月八日南右近五郎等連署請文。日根莊関係の「九条家文書」は、『図書寮叢刊 九条家文書 一』および『新修泉佐野市史』第四卷史料編中世Ⅰ・第五卷中世Ⅱに収録されている。
- (20) 服部英雄「中世史料論」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第

四卷 中世社会の構造」東京大学出版会、二〇〇四年。

- (21) 註(18) 文書。
- (22) 「旅引付」文龜元年八月十八日条。
- (23) 「旅引付」文龜元年九月七日条。
- (24) 「旅引付」文龜三年九月二十九日条。
- (25) 「旅引付」文龜二年九月十三日条。
- (26) 「九条家文書」。
- (27) 「九条家文書」文龜三年日根野村田地注文。
- (28) 「旅引付」文龜三年二月二十七日条。
- (29) 「九条家文書」註(15) 文書。
- (30) 「九条家文書」文龜二年十二月二十九日日根野村東方段銭散用状。
- (31) 「九条家文書」文龜二年正月二十五日石井在利書状。
- (32) 「旅引付」文龜元年五月十三日条・九月十四日条。
- (33) 志賀節子「中世後期九条家領和泉国日根庄における荘園領主段銭をめぐって」(『史敏』第八号、二〇一一年)。
- (34) 「旅引付」文龜元年閏六月十一日条、文龜二年二月三日条など多数。村への命令伝達文書に政基の書状・御教書は見られない。
- (35) 「旅引付」文龜元年四月十日・六月二十一日条など多数。守護には政基が直々に書状を出している(文龜元年四月五日・六月二十一日条)。
- (36) 「旅引付」文龜元年閏六月二十日条(借錢関係の返書)、永正元年六月六日条(代官職関係の返書)、文龜元年四月二十四日条(直務支配に対して根来寺の配慮を求めた文書)、文龜元年閏六月二十日条(政基御教書)、文龜二年七月二十一日条(軍事行動に対する文書)など多数。
- (37) 「旅引付」文龜元年九月十九日条など多数。
- (38) 「旅引付」文龜元年三月吉曜(和泉下守護書状)、文龜元年四月五日条(守護代書状)、文龜元年四月十日(守護奉行人連署書状)、文龜元年八月五日条(守護被官書状)など多数。

- (39) 「旅引付」文亀元年八月二十二日条（借錢返済要求）、永正元年四月十三日条（代官職要求）など多数。
- (40) 「旅引付」文亀元年七月三十日条（兩守護方から村宛ての書状）、文亀元年五月二十日条（根来寺の僧から村宛ての書状）、文亀二年九月八日条（根来寺から村宛ての禁制）など多数。
- (41) 「旅引付」文亀元年五月八日条（幕府奉行人奉書）、註(22) 京兆家宿老 薬師寺元長書状など。
- (42) 『新修泉佐野市史』第五卷「参考史料」年欠六月十二日条石井顕親書状、『新修泉佐野市史』第四卷戦国時代前期三〇三号年欠三月十一日白川富秀書状。
- (43) 「旅引付」文亀二年八月末の同年八月十三日条信濃小路長盛書状案。ここでは、政基は守護請文・年貢送状を引用している。守護請文は「九条家文書」正長元年（一四二八）八月二十五日日根莊請文案、送状は「九条家文書」の応永二十八年（一四二二）・同三十三年（一四二六）・正長元年（一四二八）の日根莊年貢送文案のことである。
- (44) 「旅引付」文亀三年七月十九日条など。
- (45) 「九条満家公引付」は宮内序書陵部編『図書寮叢刊 九条家歴世記録』三。日根莊関係箇所は『新修泉佐野市史』第四・五巻に補訂して収録されている。
- (46) 「九条家文書」。写真図版は歴史館いずみさの特別展図録『政基公旅引付』とその時代（二〇〇一年、廣田が執筆編集）に掲載。
- (47) 「旅引付」永正元年四月十三日条。
- (48) 「旅引付」永正元年閏三月四日条。
- (49) 「旅引付」永正元年四月十七日条。
- (50) 村田修三「入山田村の撰錢令は存在したか」、『史敏』第二号、二〇〇五年。
- (51) 「旅引付」永正元年七月二十六日条（政基の文案作成）、文亀三年七月二十六日条（村から政基への文書の拒否・返却）。
- (52) 「旅引付」文亀三年七月二十七日条の入山田村から守護被官日根野光盛への同日付の書状、永正元年七月二十六日条の入山田村から大伝法院（根来寺）行人沙汰所への書状など。文亀三年七月の入山田村から守護被官日根野光盛への書状送付についても、政基は「如此仰付了」と記し、自己の「仰」であると認識している。
- (53) 『熊取町史』史料編Ⅰ「中家文書」永正元年四月七日根来寺修法院重宗田地売券。
- (54) 「旅引付」永正元年三月二十八日条。
- (55) 「後慈眼院殿御記」は『図書寮叢刊 九条家歴世記録』二に、「後慈眼院殿雑筆」は『図書寮叢刊 九条家歴世記録』二・三に収録される。
- (56) 「後慈眼院殿御記」明応九年六月二十日条。
- (57) 「雑筆」(明応十年正月～三月卷) 明応十年二月五日富小路俊通書状案。
- (58) 「雑筆」(明応十年正月～三月卷) 月欠十一日九条尚経書状案。
- (59) 「雑筆」(明応十年正月～三月卷) 年月日欠九条尚経書状案。
- (60) 「雑筆」(明応十年正月～三月卷) 文亀元年三月十日九条尚経書状案。
- (61) 「雑筆」(文亀二年正月～八月) 文亀二年正月二日九条政基書状。
- (62) 「雑筆」(文亀二年正月～八月) 文亀二年正月二十八日九条尚経書状案。
- (63) 「雑筆」(文亀二年正月～八月) 年月日欠九条尚経書状案。
- (64) 「雑筆」(文亀二年正月～八月)。
- (65) 『図書寮叢刊 九条家文書』七の二二五号文書。
- (66) 註(6) 廣田「中世後期の九条家家僕と九条家領莊園」。
- (67) 「旅引付」文亀二年四月二十一日条。
- (68) 「雑筆」(文亀二年正月～八月)。
- (69) 『新修泉佐野市史』第四卷「雑筆」紙背文書の文亀元年九月十一日富小路俊通書状。
- (70) 『新修泉佐野市史』第四卷「雑筆」紙背文書の文亀三年四月二十四日西坊城長光(竹原定雄実父)書状。
- (71) 『図書寮叢刊 九条家文書』二の五七四号文書。
- (72) 横井清「室町時代の一皇族の生涯 『看聞日記』の世界」(講談社、初版

一九七九年、二〇〇二年）。

(73) 『図書寮叢刊 諸山縁起』『新修泉佐野市史』第四卷。

付記

本稿は、二〇一二年五月二十七日に開催された国際日本文化研究センターの共同研究「日記の総合的研究」での報告「政基公旅引付」の日記・文書・伝承の史料学——戦国期の在地社会と荘園領主」をもとにまとめたものである。成稿にあたり倉本一宏氏、松園斉氏、マルクス・リュッターマン氏に指導・助言いただいた。記して感謝申し上げます。

東藤次郎旧蔵本『吉利支丹抄物』と *Guía de pecadores* との関係について

ソブチエック・マウゴジャータ

序説

本稿は、東藤次郎旧蔵本『吉利支丹抄物』と、十六世紀のスペインの偉大な思想家・説教師たるルイス・デ・グラナダが著した、サラマンカ版 *Guía de pecadores* (『罪人の導き』) との関係について論ずるものである。両者の対照比較を通じて、また当時の史料を手掛かりに、これまで知られていなかった *Guía de pecadores* の抄訳が存在したことを明らかにするとともに、本写本の成立に関わる新たな事実を浮かび上がらせる。

本研究にいうところの『吉利支丹抄物』とは、旧高槻領の一部にあたる大阪府三島郡清溪村大字千提寺(現在は茨木市に編入)の東

藤次郎氏宅(旧キリシタン家)から、一九二〇年、数多のキリシタン遺物とともに発見された国字の古写本である。発見直後、大正九(一九二〇)年十月一日の『大阪毎日新聞』紙上「全く珍中の珍」と報ぜられ、新村出氏をはじめ、諸賢の注目するところとなった。^①しかしその後、他のキリシタン資料群の中に埋没し、新村氏の研究成果がほとんど深化を見せずに、長い年月が経過してきた。これは、本資料が題名も奥書の類も一切持たず、成立事情を容易に知る術がないことに大いに起因していると考えられる。

本稿の筆者は以前、『吉利支丹抄物』の大半を占める「一七日にわくる最初のめぢさんの七ヶ条」(以下、「七ヶ条」と略称)は、『*Tratado de la oracion y mediación* (『祈りと黙想論』、以下 *Tratado...* と略称)の邦訳であることを明らかにした。^② その際に詳述したように、『*Tratado...*』は、ルイス・デ・グラナダの名著 *Libro*

de la oración y meditación (『祈りと黙想書』)をペトロ・デ・アルカンタラが短縮して出版した書であり、その著者については、議論の分かれるところである。しかし、ルイス・デ・グラナダの手になった *Libro de la oración y meditación* を抜きにしてその短縮版は生まれ得ないのであって、異説はあるものの、同書はルイスの考案によると考えてよいものであった。

本稿では、『吉利支丹抄物』にルイス・デ・グラナダの影響が随所に認められ、本写本の一部分が同氏の *Guía de pecadores* (以下、*Guía*..)と略称することがある)に基づいていることを述べていく。その中でもまず、前稿に関連することから、論を説き起こしていくことにしよう。

1 「七ヶ条」と *Guía de pecadores*

Guía.. は、周知の通り、長崎のコレジオにおいて共同作業によって邦訳され、上下二巻本『ぎやどべかどる』(以下、『ぎやど』と略称することがある)として一五九九年に刊行された。このルイス・デ・グラナダの名作に基づいた『ぎやど』に共通する部分が、『吉利支丹抄物』に書写された「七ヶ条」のうちに見出されるのである。

訳文 1 発心者あるぜによと申大善人御末期に及ばせたまふ時、

既に恐れ玉ふ御心深く、並み居玉ふ御弟子たち御気色を見及び申「す」。いかに *pe*⁽⁵⁾何とてさほどまで恐れ玉ふぞ、と云ば、今新き事にあらず。存命の間持ちたる恐れ也、と返事させられたると也⁽⁶⁾。「七ヶ条」50丁オ〜50丁ウ。

これは、死を主題とする黙想に引用された、アルセニオス(あるぜに⁽⁷⁾)の臨終を語るくだりである。「七ヶ条」は、『*Tratado*..』の日本語訳と認められるが、この箇所を原文と比較してみると次の通りとなる。

原文 1 De Arsenio se escribe que estando ya para morir, comenzó á tener. Y como sus discipulos le dicesen: Padre, y tú agora temes? respondio: Hijos, no es nuevo a mi este mi este temor; porque siempre viví con él (*Tratado*..)⁽⁸⁾.

〈邦訳〉アルセニヨについて、彼が今にも死にそうになった際、震え出したと書かれてある。弟子たちが彼に「父よ、あなたは今恐怖をお持ちですか」と聞いたところ、「わが子らよ。この恐怖は私にとって新しいものではない。私は常にそれを持って生きたのだ」と答えた⁽⁹⁾。

「七ヶ条」・ *Tratado*... とともに、大聖たるアルセニオスでさえも、いざ死に際になると、恐怖に駆られずにはいられなかつたことを伝える逸話である。しかし、両者をよく読み比べると、全体の内容上の類似はともかく、等閑視しがたい相違点もあることに気付く。それはすなわち、アルセニオスが弟子たちに囲まれたという情報（七ヶ条）の「並み居玉ふ御弟子たち」という箇所が *Tratado*... に見当たらないということである。この情報は、翻訳者の私によるものであるうか。それとも何か別の資料によるものであろうか。この点をまず検討しておく必要がある。

このことを説明する上で、『ぎやど』がアルセニオスに関する同一の逸話を引用していることは見逃せない。以下、「七ヶ条」と *Tratado*... を、同じ原著者の手になつた『ぎやど』（訳文2）と *Guía*...（原文2）との対応箇所と比較してみる。

訳文2　されば*さんと・あるせによ最期に臨んで深く恐れを懐き給ふが故に御弟子達をあやしみ、如何に御親、かゝる時節となりて何事を恐れ給ふぞと問ひ奉られけるに、さんと答て宣く、此恐れわれにをひて珍からず、生る間も恐れずと云事なして、⁽¹¹⁾ 『ぎやど』]

原文2　Y sancto era también Arsenio, el cual estando ya

para morir cercado de sus discipulos, comenzó a temer este trance de tal manera, que los discipulos entendiendo su temor, le dijeron: Padre, ¿y tú agora temes? Á los cuales respondió el sancto varón: Hijos, no es nuevo en mí este temor, porque ⁽¹¹⁾ siempre viví con él. (*Guía*... Libro I, Capitulo VII)

〈邦訳〉アルセニヨもまた聖人だつた。「彼は」弟子たちに囲まれて、今にも死にそうになつた際、震え出した。その震え方から、弟子たちがその恐怖を察知し、彼に向かってこう言つた。「父よ、あなたは今恐怖をお持ちですか」と。彼は彼らに答えていわく「わが子らよ。この恐怖は私にとって新しいものではない。私は常にそれを持って生きたのだ」と。

「七ヶ条」と『ぎやど』とは、紛れもなく同一の内容を持つ逸話である。原著者が共通するため、同じエピソードが紹介されることも、それほど驚くにはあたらない。しかし、それらの邦訳を比較してみる時、二つの留意すべき点を指摘しておきたい。一つ目は、両者の細かい言葉遣いが異なることである。二つ目は、アルセニオスが弟子たちに囲まれたという情報が『ぎやど』に存しないことである。

まず、語句の使い方に注目すると、たとえば、アルセニオスが臨

終を迎えたことについて、「七ヶ条」で「御末期に及ばせたまふ」と表現されているのに対して、『ぎやど』では「最期に臨ん」だと表現されている。また、前者に見られる「いかにpe」という呼びかけが、後者において「如何に御親」となっていたり、「七ヶ条」の「存命の間」に対して、『ぎやど』が「生る間」という表現をとっていたりする。このように見ると、両書は同一のエピソードを伝えるものの、まったく同一の表現をとっているわけではないことが確かめられる。

次にもう一つの留意点は、言葉遣いに加えて、アルセニオスが弟子たちに囲まれたことが「七ヶ条」にしか含まれていないことである。後述するように、本稿は「七ヶ条」を『ぎやど』に先立って成立したものと考えるが、仮に『ぎやど』が「七ヶ条」より先に成立していたとしても、それが「七ヶ条」に影響を与えたとは考えにくい。したがって、両者は一応無関係に出来上がったと考えるべきであろう。

両邦訳の作成年代に開きがあったことは、翻訳態度からもいくらか窺うことができる。たとえば、*Tratado... Guia..* の「父」という表現が『ぎやど』で「御親」に置き換えられているのに対して、「七ヶ条」では原語のまま「pe」として言い表されている。また、原文の「新しいものではない」という箇所がそれぞれ『ぎやど』において「珍からず」とし、「七ヶ条」において「新き事にあらず」

として訳されている。大雑把に言って、「七ヶ条」の方が一語一語をほぼ忠実におっている、原文直訳を重視した態度と言えよう。一方、『ぎやど』は、より自由でそれなりに彫琢されたものと認められる。両者の前後関係を考えると、やはり「七ヶ条」が長崎版『ぎやど』よりもやや早い時代に遡るのではなからうか。

以上を踏まえた上で、*Tratado...* に対応箇所を持たなかった「七ヶ条」の「並み居玉ふ御弟子たち」という情報に戻ろう。*Guia...* を見直してみると、そこには「*cercado de sus discipulos*」という文言が存することがわかる。本稿は、この部分が「七ヶ条」の付加された内容「並み居玉ふ御弟子たち」の出所であったと考えたい。前稿で論じたように、「七ヶ条」は全体としては *Tratado...* を原拠としている。しかしこの部分のように、同一の逸話が *Tratado...* と *Guia...* でともに紹介されている場合には、本書の翻訳に携わった人物は、*Tratado...* に見当たらない情報を *Guia...* から補う方法をとったと想像される。当然その人物は、*Guia...* を直接に参考にしたか、少なくとも情報を補える程度にはその知識を備えていたことになる。

ここで注意を喚起しておきたいのは、長崎版『ぎやど』が伝播した範囲は、『吉利支丹抄物』の発見地である千提寺にまで及んでいたということである。同村中谷仙之助宅に現伝する『ぎやど』の書写本がそれを裏付ける。¹²⁾『ぎやど』の邦訳が本地域まで流布するよ

うになった後であれば、「七ヶ条」の作成者がそれをあえて利用しなかったということは考えにくい。したがって、本写本の翻訳は、その伝来よりも前の時代に、独自に行われたと考えるのが妥当であろう。

2 「くわん念の条々」と *Guía de pecadores*

前章では、『吉利支丹抄物』の一部がルイス・デ・グラナダの *Guía*... から影響を受けたのではないかと考えた。そこで考察した類似が、その一カ所の語句にのみとどまるならば、ここまでの推論は不確実なものと言わざるを得ない。しかし *Guía*... との類似関係は、先の一エピソードだけに認められるのではない。管見の限りでは、『吉利支丹抄物』所収の「くわん念の条々」と題された章節も、*Guía*... と浅からざる関わりを持っているように思われる。そして、その関わりは内容の面でも、語句のレベルでも見出すことができる。取り上げた資料の類似のあり方を明らかにすべく、*Guía*... の中から「くわん念の条々」と照応するいくつかの部分を取り出し、読み比べてみよう。その際、その翻訳が、異訳たる『ぎやど』とどのような関係にあるか対照させるために、長崎版の本文も併せて掲げる。

例 1

原文 Entre estos beneficios el primero es el de la creación:
(*Guía*...)¹³⁾

〔邦訳〕それらの恩恵「天主の恩恵」の中で、第一には創造の恩恵がある。

訳文 1 此御恩の中に我等を作り給ふ事¹⁴⁾第一の御恩也（くわん念の条々）114丁ウ）

訳文 2 然に諸の御恩の中の礎といふハ我等を御作なされし事也、（『ぎやど』）¹⁴⁾

数多くの天的な恩恵の中から、創造を最も大切な恩恵として挙げている点で、「七ヶ条」と『ぎやど』とがいずれも原文と見事に一致していることは特筆すべきであろう。細かく見ると、両者の原典と思しき *Guía*... は創造をありとあらゆる恩恵の元としているのみならず、それを具体的に「第一」の恩恵と表現している点で、「くわん念の条々」の「尤第一」により近いといえることができる。

この短いくだりに限って言えば、「くわん念の条々」と『ぎやど』はいずれも *Guía*... と同様な内容ではあるが、表現の面では「くわん念の条々」の方が *Guía*... をより忠実に訳出していると言っておく。なお、このような短文の類縁関係を元に、「くわん念の条々」の成立について断言するのは早計に失するとの批判を免れま

い。もう少し本文の他の部分でも比較する必要がある。

そして例1以外の箇所においても、*Guia...*と「くわん念の条々」
との間には著しい一致が見えてくるのである。

例2

原文 porque según toda ley, es el hombre deudor de todo lo que ha recibido. Y pues por este beneficio recibió el ser que tiene (que es el cuerpo con todos sus sentidos, y el ánima con todas sus potencias) sigüese que todo esto está obligado á emplear en su manera en el servicio del Hacedor, so pena de ser ladrón y desconocido á quien tanto bien le hizo (*Guia...*).

〈邦訳〉なぜなら、ありとあらゆる法律のもとで、人間は受けたすべてのものに対して、債務を負う。そして、かの恩恵「創造の恩恵」によって、「人間が」この存在を受けたので、(それ「存在」はすなわち、すべての感覚器官を備えた身体とすべての能力を備えた靈魂であるが)、結果として、「人間は」できる限り、すべてを以て創造主への奉仕に努める義務がある。「そうでなければ」泥棒でかつ、かくも多くの善きことを誰によってなされたかについて無知な者、と見なされる危険に晒されてしまう。

訳文1 されば、何国の法にも物を請けたる人ハそれ請たる程の物にて請ケ負ふと云事也。どうす我等を作り給ふ御恩を以テ我身に備わる程の事、色身六根をはじめとして、智慧・命・わかきまでも御作者御主ヨリ与へくだされたるものを以テ、御作者へ御奉公「す」べき事本意の中の本意也。御奉公を欠く者ハ盗人同然也（「くわん念の条々」116丁オ〜116丁ウ）。

訳文2 いづくの法にも人より預かる物ハ返さずして叶ざるごとく、我等を御作なされしより以来五体六根を初めとしてあにまの智慧に至まで悉くdeusより預り奉るが故に御奉公の忠勤を抽で奉らずして叶ハざる儀也、さなきにをひてハ御恩を知らぬ盗人に等き者也、（『ぎやど』）

例2において、「くわん念の条々」と『ぎやど』は冒頭から末尾に至るまで、ほとんど過不足なく重複していることは、明白である。言々々に言及することはできないが、試みにいくつかの表現を取り上げてみよう。たとえば、「くわん念の条々」の書き出しに見られる「何国の法にも」という表現に対して、『ぎやど』は「いづくの法にも」という表現をとっているし、前者の「色身六根をはじめとして、智慧・命・わかきまでも」に対して、後者は「五体六根を初めとしてあにまの智慧に至まで」となっており、順序の配列・

意味ともに見事に一致している。末尾を、「くわん念の条々」は「盗人同然」としているが『ぎやど』においては「盗人に等しき者」となっている。このように見てくると、両書の間には、全体の意味に加えて、詳細な言葉遣いにおいても、単なる偶然で片付けられない類似性を見出すことができるのである。

そしてこのような言葉の類似は、段落によっては、ほとんど同文と言つてよいほどに甚だしく接近することさえある。そのような一例として、次の例3を挙げておく。

例3

原文 Y si como dice Séneca. los que recibieron beneficios. son obligados á imitar las tierras fértiles. las cuales dan mucho mas de lo que recibieron. ¿ cómo responderemos á Dios con esta manera de agradecimiento? pues no le podemos dar mas de lo que del recibimos. por mucho que le demos. Y si no guarda esta ley el que no da mas de lo que recibió. ¿ qué diremos del que aun no da lo que recibió? (*Guía...*)⁽²¹⁾

〔邦訳〕そして、もしセネカが云うように、恩恵を受ける人々は、受けた分よりもはるかに沢山のものを返す肥沃な地に倣わざるを得ないのであれば、この種の謝意を以て「恩恵を受ける私た

ち」神に対してどのように答えることができようか。彼にどんなに沢山差し上げても、彼から受けたもの以外に、差し上げられるものは何一つもないのである。そして、受けたもの以上何も差し上げられない人がこの法を守れないのであれば、受けたもののさえ差し上げようとする人について何と言つたらよいだろうか。

訳文1 ある学匠の曰く、物をうけた□^ま熟地に種を落としたるがごとし。一粒を万倍にして返す事也。しかれば、どうすヨリ請奉るものをもてせめて其程々をだにさ、げ奉つらん寛大は言語道断也。事さら、此御奉公ハ与へくたされたる御恩を奉じ奉るのみにあらず（「くわん念の条々」118丁オ～118丁ウ）。

訳文2 學者の云く、恩を受けたる者ハよき地の種を受たるごとく一粒を萬倍にして返すべき事也と、去バ、此等の御恩に對して其を報じ奉らぬ我等ハ何と成べきや、受奉る御恩に對して報じ奉らぬさへ科となるにをひてハ、其身に應ずる御報謝を致さる事ハ如何、あらんや、（『ぎやど』）⁽²²⁾

例3で注目されるのは、「くわん念の条々」と『ぎやど』が、全体の内容に加えて、表現上までも酷似していることである。まず、

両者は原文に見られる「Seneca」という人名を省略し、「学匠」・「學者」としている点で、共通する翻訳方針をとっていると見えよう。続きを見ると、報恩について肥沃な地に倣って「受けた分よりもはるかに沢山のことを返す」べきという原文が、「くわん念の条々」では「一粒を万倍にして返す事」、「ぎやど」では「一粒を萬倍にして返すべき事」となっており、まったく同じ慣用表現をとっていることがわかる。本稿では、「くわん念の条々」を『ぎやど』より先行して成立したものと考えたいが、例3において、両者の訳し方に相通するところがあり、少なくとも一部については前者の訳し方が後者に受け継がれたことを示すであろう。

ここまで論じてくれば、「くわん念の条々」と『ぎやど』との縁関係がいよいよ確かなものとなり、両者が共通する原典に基づき個別にできた邦訳であると解釈することができよう。ただし、部分によっては、両資料の本文に対応が見出しにくい部分もあることは断っておかねばならない。

例 4

原文 del cual por ser tan conocido, solamente diré que por este beneficio está el hombre obligado á emplearse todo en el servicio del Señor que le crió. (...) (Gua...)

〈邦訳〉よく知られていることなので、それについては、人間は、かの恩恵のため、自らを作り給うた「天」主への奉仕にすべてを捧げる義務がある、ということをやうにとどめる。

訳文1 爰にて我身の出で来ヨリ後を案けよ。先我五体六根は一敵の露の滴り也。しかるを目・口・耳・鼻ヨリ智恵・命・力を請テ出る事、父の仕業か、母の営みか。父知らず母知らず。我又さらに知らずんば、御作者無くして我あらぬや。是を喩ふれば、父は鍋・釜の下地に成鉄の湯□こ、ろ也。母はい□たのこ、ろ也。熱も知らず中よりしてちう□な形竹などの形を請ケテ生ずる事、全く此もの、仕業にあらず。只いかしの業成が如く。是を教典の言葉にはかうざ・まてりあるとかうざ・ほうる(26)まるゑひしゑんて・かうざ(27)是なり。云ふ。でうす父母を以テ人を作り給ふ事もかくのごとし「くわん念の条々」114丁ウ〜116丁オ。

訳文2 是萬民の知處なれば細に論ずるに及ばず、只此御恩に依て全くわが身を捧げ奉らずして叶ハざる道理を顕すべし、
〔(28)「(29)やど」〕

これは例1の後続部分にあたり、この部分の前後は一致するのであるが、ここで「くわん念の条々」に記された内容は、『ぎやど』

とも *Guía*... ともまったく異質なものである。具体的に言えば、ここでの『ギヤド』は *Guía*... に忠実な形をとり、創造論を周知に属する事柄として、割愛している。それに対して、「くわん念の条々」は、創造について省くことなく、詳しい解説を付け加えている。一見して、この箇所は決定的な違いに見えるかもしれない。しかし、対応する二つの箇所を挟み込まれたこの違いに着目することによって、逆に、本書の性格の一端が自ずと浮かび上がるのではないだろうか。

まず、今問題にしているこの詳密な解説が、日本人向けに独自に補ったものか、それとも、何らかの典拠に基づいているのかを考えたい。

管見の限りでは、本書に実によく似た解説が、ハビアン不干斎著の『妙貞問答』（二六〇五年）にも存する。当該箇所を見ておこう。

参考1 尚近く身の上に取て見玉へ。目口耳鼻を先きとし、五
鉢六根の備て、かやうに生れ出る事は、父も其故を不ぞ、母も
謂れをはきまへず、本より吾力にもあらざれば、此計手、なご
かなくて侍らん²⁹

『妙貞問答』のこの箇所が「くわん念の条々」にかなり通ずるものであることは明白であろう。両者は、おそらく何らかの共通する

文献に基づいたと思われるほど近似しているのである。続いて、『妙貞問答』ほどではないにしても、「くわん念の条々」の喩えといくぶんか類似する文献としてアレックスサンドロ・ヴァリニャーノ著『日本ノカテキズモ』の次の記事が指摘できる。

参考2 喩ハ黄金の盃ヲ作「ラ」ントスル時、其マテリアトナル黄金、入「ル」事ナリ。其上ニ盃ト成「ル」処ノ形ヲ与ル事肝要ナリ。其形チハホルマナリ。³⁰

「くわん念の条々」に見られる形相（ホルマ）の「鍋」と質料（マテリア）の「鉄」を『日本ノカテキズモ』に見られる形相の「盃」と質料の「黄金」と同一のものと見なすのは、確かに無理である。しかし、少なくとも金属を溶かして形を与えるという説明の仕方として、両者にはかなり似通うところが認められ、当時ごく普通に行われた喩え方であったことが窺われる。「くわん念の条々」に挿入された段落の出典を特定するのは、現在残された資料からは困難であるが、当時の諸書に散見される記述から、このような情報を補足できる文献が十分流布していたことがわかる。

さて、当該解説が何らかの典拠に基づいているとすると、次には、なぜ *Guía*... にまったく見られない解説を、別の資料によって補う必要があったのか、という問いに展開するであろう。

「くわん念の条々」の内容は、物事の存在原因についてスコラ神学的な観点から論じたものである。具体的には、万物が三つの原理（かうぎ・まてりある）「質料因」、「かうぎ・ほうるまる」（形相因）、「ゑひしゑんて・かうぎ」（始動因）から発していることが述べられている。要するにありとあらゆる物事が、天主と同定される第一根元者を抜きにしては、生まれ得ないという考え方である。

ところがこのような説明は、*Guida*…あるいはその読者たるヨーロッパ人たちにとつては、改めてするまでもない、広く知れ渡った事柄であった。そのため、*Guida*…においては、「くわん念の条々」に見られるような初歩的な記述は「よく知られていることなので」省略されているのである。

しかし当時の日本では、キリスト教的な創造論は、決して一般常識と見なされておらず、宣教師たちは、開教当初から、日本人の間でそのような概念が欠乏していることに気付いていた。たとえば、ザビエルは一五五二年の書簡で「この「仏教の」九つの宗派のうちで、天地創造や靈魂の創造について話している宗派は一つもありません³¹」と述べている。また、一五五七年頃の『誤謬の要録』には、「彼ら「日本人」は世界の創造についての知識がなんらないし、彼らの知識は現代から二千年以上まえまでさかのぼらない³²」とある。

このような状況を見て、ザビエルは初歩的な教理教育の中に第一根元者による創造の説明を取り入れることにした。布教初期に鹿児島

島で作成された教理説明書には「天地創造について彼らが知っていなければならない必要なこと³³」が含まれていた。また、ザビエルによって定められたこの教理教育構想には、フロイス曰く「まず彼らに証明するのは、世界万物の創造主が存在すること、世界には初めがあつて、「彼らのある人々が信じるように」、永遠のものではないということ（下略）³⁴」とある。

かく見ると、創造の業はイエズス会によって日本に導入されたまったく新奇な事柄であり、それが早くもザビエルによって定められたキリシタンの教えの説明順序に含まれていたこととなる。例4において、「くわん念の条々」と*Guida*…との間には大きな違いがあることは認めざるを得ないが、それはあくまで日本人を意識した補足的な説明を付加しているのであつて、両資料の関係を否定する根拠にはならないと考えられる。かえつて、「くわん念の条々」という資料がどのように編まれたのかという問題を探る上で、重要な手掛かりを与えてくれるものである。

3 本資料の性格

前章までは、「くわん念の条々」が*Guida*…の一部を翻訳し、適宜他の資料を駆使して作られたことについて論じてきた。では、それはどのような目的で作成されたものであろうか。『吉利支丹抄物』

の内容および形態の面からこの問題に迫りたい。

ここまで多くの紙幅を費やして分析してきた「くわん念の条々」は、「天的な恩恵」を主題としている。この事柄は、かつてキリシタンの信仰生活の中で、とりわけ説教の場で、重要な役割を果たしたものである。このことを解明する上で好適な資料として、十六世紀末に遡る説教マニユアル *Avisos que pueden ayudar a los que hacen el oficio de predicar en Japon* (1597) 『日本において説教師の役を務める人々に役立つ諸助言』(以下 *Avisos* と略称) の中から、次のような箇所が指摘できる。

(ア) また、他に、効果的に徳操「に励むこと」を促し、悪徳を憎むように論ず、最も強い動機のもとめを用意しておくべきである。それはすなわち、最後の四終、天的な恩恵などの材料の要約である。⁽³⁶⁾

(イ) 一般的に行われる談義には、あるいは日曜日や祝日に教会においてする普通の談義、あるいは田舎において、キリスト教を布教させるためにする、臨時的な談義がある。(中略) キリスト教を布教させるなどの、臨時的な説教の場合、それほど福音に縛られる必要がない。⁽³⁶⁾

(イ) の引用にあるように、談義には二つの種類がある。一つ目は、日曜日や祝日に教会で行われるもの、もう一つは田舎で臨時的に行われるものである。むろん、一つ目は、教会という施設およびキリスト教的な安息日の存在を前提としており、キリシタン宗門がある程度定着している環境でしか成り立たないものである。その場合、朗読される年間の福音の内容に沿って談義すべきとの規定である。二つ目は、田舎の説教の場合、福音に沿って説教を説く必要がないことが明記されている。そして、具体的にいかなる内容を取り上げるべきであるかについては、(ア) から読み取ることができる。すなわち、日本人に最も好適な説教素材として「天的な恩恵」が挙げられているのである。これが、本稿において論ずる「くわん念の条々」の主題と見事に合致していることはや縷言を要しない。⁽³⁷⁾

そしてそのような内容を持つ具体的な資料の一つが、他ならぬ『ぎやどペかどる』だったことをここで強調しておきたい。『ぎやどペかどる』が説教素材として直接に用いられた事実は、すでに諸先輩学によって指摘されている。⁽³⁸⁾ 当時のキリシタン書の読まれ方には説教に通ずる側面も備わっており、具体的には信者の集会などで、『ぎやどペかどる』が実際に読み聞かせの対象とされた例が多数あるのである。説教マニユアル *Avisos* には、著名な説教師の作品に頼ることが大いに奨励されているが、前稿ですでに指摘しておいたように、具体的な書名を窺わせる資料には『服務規程補遺』がある。

(ウ) 十一、原始の教会においても常の習わしであったように、説教の代わりに、日曜日に度々住民に霊的な書籍を読み聞かせること。この聖なる習慣を導入する神父たちに、説教にとって大いに有益となる事柄「の選択」を任せ、そのために *Guía de peccadores*, Gerson⁽⁴¹⁾、あるいは *Misterios del Rosario* や、*Libro de Fides* [*Sumario de la Introducción del Símbolo de la Fe*] を援用すること。⁽⁴¹⁾

上記の記事は、宣教師のいない田舎の教会において行われる説教の一形態に関する規定である。その具体的な姿とは、民間的な指導者(いわゆる「看坊」)のもとに定期的に集まる信者に対して、説教の代わりに霊的な書籍を朗読することである。このような文脈において、一般信者の世話役であった「看坊」をれっきとした説教師として位置付けることができるが、それよりも「看坊」が用いるべき具体的な説教素材が挙例されていることが本稿にとって極めて重要である。ここに挙げられている *Guía de peccadores* と *Libro de Fides* (『信経入門』) はルイス・デ・グラナダの代表作であるが、それらが優勢を占めていることは見逃せない事実である。これまでは *Guía de peccadores* について読み聞かせの素材として利用されたことが指摘されてきたが、この『服務規程補遺』に照らしてみると、彼の著作群全体が説教と強い関係を持っていたと考えるとよい。そう

すると、ルイス・デ・グラナダを直接の典拠とする本『吉利支丹抄物』も、説教の場の手控えとして用いられたとしても何ら不思議ではない。

そしてまたその説教との関わりは、本書の体裁面に視点を定めても支持されることである。『吉利支丹抄物』の体裁の面に視点を定めよう。新村出氏が革表装にされた本書のことを「袖珍ノートブック」と呼んでいる。同氏の見解に従いつつ、具体的に『吉利支丹抄物』がいかなる手帳(ノートと呼ぶことがある)であったのか、考えてみたい。その際、もう一つの説教マニュアル *Regulae Provinciae Japoniae. Reglas de los Hermanos predicadores* (1592) 『日本管区の規則。イルマン説教師のための諸規則』(以下 *Reglas* と略称) に見られる、二種類の談義に対応する二種類の説教ノートに関する指示が大いに参考になろう。

(エ) 年間の福音書の最初の部分を書き、彼らが聴聞または朗読する福音書の関連事項を書き込んでいくために、一枚ないし数枚を各福音書のために白紙のままにしておく、「冊の手帳を各自が所持するのが説教師にとって有益であろう。また、他に一冊の手帳に、共通の徳操と悪徳についての文章」を書き込み、年間に読んだ事柄、あるいは聴聞した事柄を加筆していくため

に、それぞれの美德か悪徳ごとに、一枚ないし数枚の白紙を残しておくべきである。⁽⁴³⁾

(エ) から、説教師が各自で二種類の手帳を用意すべきとされていたことがわかる。一つ目は、年間の福音書に関する事柄、二つ目は徳操と悪徳に関する事柄を書き込むためのものである。『吉利支丹抄物』はそのうちの二つ目の手帳にあたるのではないかと考えたが、それは内容の面からのみならず、形態の面、とりわけ白紙を残すことに関する記述からもわかるのではなからうか。本書の墨付き丁は約一三八丁を数えるが、墨付き丁の間々には白紙が挟まれている。それらの白紙は必ず一丁あるいは半丁単位で残されており、文書の構成上などの理由から生じたものではない。むしろ、このような余白丁は意図的に残されたと見るべきであって、そう見るならば、『吉利支丹抄物』はマニュアルに指示された作り方と見事に一致するものと言うことができよう。この点において『吉利支丹抄物』の記入の仕方は例外的ではなく、他に類例として『パレット写本』⁽⁴⁴⁾が指摘できる。白紙を残すことはおそらくこの手のノートを作る際の決まり事の一つなのである。

いずれにしても、上記の引用から当時の説教師によって二種類の説教ノートが作られ、使い分けられたことが明らかである。そして、『吉利支丹抄物』は、その中のどちらかと言えば、田舎の臨時的な

説教の場で用いられたものの方により近いと認められる。

4 *Guía de pecadores* の抄訳があつたと考えてよいか

これまでは、「くわん念の条々」が *Guía...* に典拠を持つことを説明し、それを含めて本書『吉利支丹抄物』が「看坊」に利用された一種の説教ノートとしての性格を備えていることを明らかにしてきた。ただし同じ *Guía...* の翻訳である『ぎやど』は必ずしも本書とは一致するものではなかった。この事実は何を意味するのであるうか、今やこうした疑問に答える段階に差し掛かったのである。*Guía...* が日本に流布していたか否かはもはや論を俟たないが、本稿の着目はむしろ、『ぎやど』以外に *Guía...* の抄訳が試みられたと考えるよいか否か、にある。つまり、日本における原著の受容をめぐる問題である。

それを考える際、一助となるのは、一六〇〇年の年報に見られる、『ややど』の出版に関する箇所である。「(...) el libro llamado Guía de Peccadores de Frei Luis de Granada em dous tomos traduzido em exselhente linguaem e estilo de Japon」⁽⁴⁵⁾ (見事な日本の言葉と文体で訳された『ぎやど』と題されたフライ・グラナダのルイスの二巻本) とある。

この記事で特徴的なのは、それが単なる報告にとどまらず、翻訳

書の完成度の高さに賛詞をつらねていることである。いったいなぜ、『ぎやど』の美文を称賛する必要があったのであろうか。このような記述の仕方によって、それほど出来栄がよくない、『ぎやど』の異訳が別に流布していたという可能性が浮かび上がってくるのである。

ルイス・デ・グラナダの著作がいつから日本で用いられるようになったか、その上限は定かではない。しかし、少なくともその日本語翻訳事業の嚆矢を、出版活動が開始されるより早い時代に求めることができるのは明らかである。たとえば、一五八九年九月二十日付けの次のような記録がそれを裏付ける。「(有馬)は毎土曜日には聖堂は信者で一杯になった。彼等信者達に対し、パシオンに就てのグラナダのフライ・ルイスの日本語訳の黙想書が読まれていた。そして、それは信者達を大いに満足せしめていた⁴⁷⁾」。現在に伝わらぬ、ルイス・デ・グラナダの邦訳書が、説教代行を思わせる場で朗読されたことがわかる。

しかし、彼の著作の翻訳史はさらに遡るべきである。前稿で指摘しておいたことであるが、一五八四年八月にルイスに面会した天正少年使節は、邦訳された同師の著書を複数所持していた。この事実が『九州三侯遣歐使節行記』(Tratado dos embaixadores japões que forão de Japão a Roma no ano de 1582) に記録されている⁴⁸⁾。そこでは具体的な書名は挙げられていないが、前稿で詳述したように、日本

に確実にもたらされたルイスの原著書の出版年から判断すると、Gua... がその中に含まれていた可能性はきわめて高い。しかしたとえその中に、Gua... の翻訳書が含まれていたとしても、一五九九年に刊行された『ぎやど』とまったく同一のものとは限らない。むしろ、刊行に付すまでにかかなりの期間があるため、改訳されたり、より完成度を上げたものが刊行されたと考えるのが妥当であろう。本書に含まれる「くわん念の条々」など Gua... の抄訳は、その長崎版『ぎやど』出版以前に作られていたものの一つに数えられるのではなからうか。

以上のように考えると、ルイス・デ・グラナダの著作は早くから、かつ盛んに、日本語に訳されていたことがわかる。そしてそれはまた、同時代に数種類の訳書が地域によって流布していたということにもなるであろう。このような状況の中で、イエズス会が翻訳書の統一を目指すことは自然の成り行きであろう。たとえば、日本において最も早くから訳され、版を重ねた『どちりな・きりしたん』の一定の翻訳書の利用について、一五九二年二月の日本第一回管区総会議 (Primera Congregación de Japon) の議事録「キリスト教理に(ごう)には次のように記されている。

(前略) 日本人修道士たちがわれらの言葉を知らぬことから、

これまで種々日本語に訳されている。(中略) 今やすでに日本語に十分精通した神父たちと日本人修道士たちによってすべてを熱心に調査されて後、(中略) 巡察使師の指図によって「どちりな・きりしたん」という本が日本語版で出版された。そして巡察使師が決定したように、最近出版されたどちりな・きりしたんとは別の訳のどちりな・きりしたんの祈祷・問題集が教えられぬようにすれば非常に結構であろう、と総会議は考えている。こうしてキリスト教全体に統一が現れるようにするのである。またわれらの総会長師がこのこと自体をわれらの布教長たちに勧めて下さるよう、総会議はわれらの総会長師に要請する。^⑩

この記録で注目すべきは、語学力の不足のため、これまで *Doctrina Christiana* の複数の翻訳が試みられてきた、という点である。そして、新訳の決定版ができて以来、旧訳はすべて廃止することになったのである。このような翻訳書の採用・廃止の方針は、祈りなどを集めた *Doctrina Christiana* に最も強く求められたであろう。しかし、意見の統一を重視したイエズス会という組織の性格から考えると、ありとあらゆる書物について、この原則を貫き、共通の翻訳書を用いたことであろう。少なくともそのように努めたことは疑いないところである。

おそらく *Guía*... の場合も、数種類の訳書が並行的に用いられたというよりも、ある時点で古い訳から新しい訳に切り替えたと考えの方が妥当であろう。「くわん念の条々」に見られる *Guía*... の翻訳は、統一後の新訳としての『ぎやど』出版以前の一段階古い時代の旧訳の一部と位置付けられるのではあるまいか。

結び

以上の考察をまとめると、次の通りとなる。

- 一、『吉利支丹抄物』には、サラマンカ版 *Guía de pecadores* の影響があまり認められる。
- 二、本書には、「くわん念の条々」を中心に、『*Guía de pecadores*』と酷似する内容を持つ部分がある。
- 三、「くわん念の条々」の言葉遣いは、長崎版『ぎやどべかどる』と異なる。
- 四、『吉利支丹抄物』の内容・体裁上の諸特徴には、当時の説教マニュアル (*Avisos*、*Reglas*) の指示と一致するところがある。

これらを前提にすると次のようなことが指摘できる。

一、「くわん念の条々」は、*Guia de pecadores* に典拠を持つ翻訳物と思われる。なお、部分的には他の資料が参考にされたことが窺える。

二、長崎版『ぎやどぺかどる』に先行する *Guia de pecadores* の抜粋的な旧訳が存在した蓋然性が高い。失われた複数の翻訳があったことは、これまで *Doctrina Christiana* についてはよく知られていた。本稿によって、それ以外の資料にもそれが存在していたこと、およびその実例が確認されたことになる。

三、「くわん念の条々」は説教素材の役割を果たしたと考えられる。

前稿では、本書最大の章節である「七ヶ条」が *Tratado de la oracion y mediacion* の翻訳であること、およびその原拠が本書の他の部分にまでは及んでいないことを指摘し、それによって本書が複数の書物からの寄せ集めであることを論証した。本稿ではその寄せ集められた資料を具体的に挙げることで、本書の一集成としての様相をより明確に示し得たと思う。ある一つの欧文文献を骨子にして、それにあたえば第2章の例4で創造論についての解説の有無に注目して考察したように、日本に欠けた創造論の解説を加えたりすることには、日本人により適合するテキストを作り上げようという

作成者の意図が働いたと考えたい。

本稿を閉じるにあたり、本資料全体についてもう一つのことを指摘しておきたい。ここまで検討してきた「くわん念の条々」とは、言わば「天的な恩恵」を主題とする章節であるが、同種の内容を扱う文書は実は『吉利支丹抄物』にもう一箇所にあるということである。「一七日にわくる最初のめぢさん（黙想）の七ヶ条」の「どみんご」（日曜日）にあたる部分がそれである。「どみんご」の主題は「Dos の御恩」であるが、その冒頭部分を見ると、「さる程にでうすの御恩と申奉る事限りなしと云共、いかにも大き成を選び五ヶ条につもつて其を題もく」「思案すべき也。」には御作の御恩。二には納め給ふ事」（91丁オ〜91丁ウ）云々とある。すなわち、天主が垂れる数多の恩恵の中から五つを列記し、その第一を「御作の御恩」としているのである。それは、本稿で言及してきた「くわん念の条々」と内容的に重複する事柄である。そして重複するこれらの部分は、まさしく代表的な説教素材として説教マニユアル *Manus* に明記された事柄でもあり、そこには、本写本の筆者が記録すべき文章の採択基準を垣間見せるものがあるのではなからうか。すなわち本書の筆者は、本書を整然とした一冊の書物にまとめようとしたというよりも、説教のための素材を控えておくという一貫した目的に合った文書を複数の資料から摘記し、説教ノートを作成していったように考えられるのである。新村出氏の付した『吉利支丹抄物』という仮

題はその意味で優れて実態に即するものと言えるのである。

本書にはなお多くの掘り下げべき問題が含まれていると思われる。それらの考究は今後に期することとして、ここでは、「くわん念の条々」を中心に、『*Guía de pecadores*』『ぎやどべかどる』との関係について明らかにし、そこから浮かび上がってくる当時の翻訳事業の状況の一端について考えるところを述べた。諸賢のご批正を請う次第である。

注

- (1) 新村出「摂津高槻在東氏所蔵の吉利支丹抄物」『京都帝国大学文学部考古学研究報告』第七冊、京都帝国大学文学部考古学教室、一九二三年。
- (2) 橋川正「北摂より発見したる切支丹遺物について」『史林』史学研究会編第六巻第一号、一九二二年・浜田耕作「西教史上の新史料の発見」『百済観音』東京・イデア書院、一九二六年。
- (3) 『葡 *meditação*』黙想。
- (4) Sobczyk M.『東藤次郎旧蔵本『吉利支丹抄物』の成立について』『国語国文』第八十一巻第六号、二〇一二年、一―二四頁。
- (5) [padre] の合字。
- (6) 翻刻は、筆者が私に作成したものである。その際、適宜漢字をあて、句読点を付けた。
- (7) [Arsenius] (三五四年頃～四四五年頃)。大聖アルセニオスと尊称された隠修士。『新カトリック大事典』I (上智学院新カトリック大事典編纂委員会編、東京・研究社、一九九六年)、二〇九頁による。

- (8) Cuervo, Justo, *Obras de Fr. Luis de Granada de la Orden de Santo Domingo*, Tomo X. Madrid: Imprenta de la viuda e hija de Gómez Fuentesbró, 1906, p. 453.

- (9) 邦訳は筆者による。「」以内は筆者が補った語句である。以下同様。

- (10) 引用は、『キリシタン版ぎやどべかどる——本文・索引』第一冊・本文篇・漢字索引篇(豊島正之編、大阪・清文堂、一九八七年)、一〇七頁による。本篇は、落丁がない唯一の伝本である Biblioteca Apostolica Vaticana 蔵本を底本としている。なお、同書には漢字の読み方や記号が多数付されているが、引用に際しては、必要な場合を除いて一切省略した。

- (11) Cuervo, Justo, *Obras de Fr. Luis de Granada de la Orden de Santo Domingo*, Tomo I. Madrid: Imprenta de la viuda e hija de Gómez Fuentesbró, 1906, p. 71.

- (12) 本稿で取り上げる逸話は、『ぎやど』上巻に引用されている。中谷家に現存するのは、新村出が「零本一冊下巻だけの不完本」としている通り、下巻の写本のみである(新村出「撰政官台覧の吉利支丹遺物」『新村出全集』第八巻、一九七二年、三五〇頁)。それは、長崎版『ぎやど』の写しであることが、小島幸枝『ぎやどべかどる筆写本の国語学的研究』(風間書房、一九九七年)から明らかである。なお、井藤暁子の「千提寺・下音羽のキリシタン信仰」(『大阪府文化財調査研究センター調査報告書』第四十集、一九九九年、二八六頁)では、東京大学総合図書館所蔵「どちらいなきりしたん」(旧中谷家本)の収納箱には、姉崎正治筆とされている一枚の紙片の記録があることが報告されている。その正体については不明であったが、本稿の筆者の調査では、それはまさに『ぎやどべかどる』上巻からの抜萃(前掲注(10)書、七三頁にあたる)であり、これによって、完本は現存しないものの、上巻も本地域に伝播していたことが窺い知れよう。

- (13) 前掲注(11)書、p. 24.

- (14) 前掲注(10)書、三二頁。

- (15) 前掲注(11)書、p.24.
- (16) 他から受けたことに対して、それに報いる義務を負う。(中略) キリシタンにおいて、神や他の人から恩恵を受けたのに対して、それに報いるだけのことをする義務を負う意に用いられる。『時代別国語大辞典 室町時代編一』土井忠生(編修代表)・室町時代語辞典編修委員会編、三省堂一九八五年、六七七～六七八頁。
- (17) Xixxin. シキシシ(色身) Iro. mi. (色、身) 肉体。『日葡辞書——邦訳』土井忠生・森田武・長南実編訳、岩波書店、一九八〇年、七七六頁。Rocon. ロッコン(六根) 日本人の言うところによれば、五つの外面的感官と、総合的感官との、六つの感官。同書、三八九頁。ここは、感官を備えた全身の意か。
- (18) Vadi. qu. ita. ワキ、ク、イタ(分き、く、いた) また、詩人の間では、理解する、あるいは了解するという意。例、Vaqueatamoni(分く方もない) わからない、すなわち、ある物事を識別したり、考えめぐらしたりする術がない。前掲注(17)書、六七八頁。ここは、識別の意か。
- (19) 前掲注(10)書、三二～三三頁。
- (20) 前掲注(11)書、pp.24-25.
- (21) 前掲注(10)書、三三頁。
- (22) 前掲注(11)書、p.24.
- (23) 鑄型の意か。Icata. イカタ(鑄型) 弾丸や像などを鑄造する型。前掲注(17)書、三三三頁。
- (24) Icaxi. su. aita. イカシ、ス、イタ(生かし、す、いた)。今にも死にそうになっている人を生き返らせる、すなわち、命を助ける。前掲注(16)書、三三三頁。
- (25) [西・葡 causa material' 拉 causa materials] 質料因。
- (26) [西・葡 causa formal' 拉 causa formais] 形相因。
- (27) [西・葡 causa eficiente' 拉 causa efficiens] 始動因。
- (28) 前掲注(10)書、三二頁。
- (29) 鷲尾順敬編『日本思想闘争史料』第十卷、名著刊行会、一九六九年、四一頁。京都で著され、キリシタンの立場から日本在来の宗教を論駁する書である。妙秀と幽貞の両尼の間答形式をとっている。
- (30) 海老沢有道・松田毅一『エヴォラ屏風文書の研究』東京・ナツメ社、一九六三年、一四三頁。
- (31) 『聖フランシスコ ザビエル全書簡』河野純徳訳、東京・平凡社、一九八五年、五三三頁。
- (32) ゲオルク・シュールハンマー『イエスス会宣教師が見た日本の神々』安田一郎訳、青土社、二〇〇七年、一三三～一三四頁。
- (33) 前掲注(31)書、五二六頁。
- (34) フロイス『日本史』三、松田毅一・川崎桃太訳、中央公論社、一九七八年、三三二頁。
- (35) Alvarez-Taladriz, José Luis. *Miscelanea Japonica I. Arisios y Reglas de los Predicadores de la Compañia de Jesus en Japon*. Osaka: 1978. pp. 131 (20)-130 (21).
- (36) Item, tenga otro sumario de los motivos más graves que sean de más eficacia para persuadir a las virtudes y exhortar a aborrecer los vicios, como es tener resumida la materia de los Novisimos, los beneficios divinos, etcétera. 前掲注(35)書、p.128 (23).
- (37) いわゆる「最後の四終」もまた、『吉利支丹抄物』の最大の章節「一七日にわくる最初のめぢさんの七ヶ条」と一致していることについては、すでに前稿において述べた通りである。前掲注(4)論文。
- (38) 福島邦道編『ぎや・ど・べかどる』「解説」、東京・勉誠社、一九八一年、三～八頁・小島幸枝『ぎやどべかどる筆写本の国語学的研究』東京・風間書房、一九九七年、一五～一九頁・折井善果『キリシタン文学における日欧文化比較——ルイス・デ・グラナダと日本』キリシタン研究第四十七輯、

- 東京・教文館、二〇一〇年、七九～八六頁。
- (39) 〈邦訳〉第四。自分の役をよく務めるために、堪能な説教師のいくつかの説教を持つておくことも、大いに助けになるであろう。それから、「説かれる」事柄だけではなく、順序や話し方を学ぶためである。「Tambien ayudará para hacer bien su oficio tener algunas predicaciones de buenos predicadores, para aprender de ellos no solamente las cosas sino tambien el orden y modo de decirlas. 前掲注 (35) 書 p. 126 (25).
- (40) *Contemptus mundi* の *Joanne Hayo. De Rebus Japonicis, Indiciis. Et Peranis Epistolae Recentiores*. Antverpiae, 1605, p. 469. 「Contemptus mundi, vel Gerson」に見え、当時の認識が窺える。
- (41) Valignano, Alejandro. *Sumario de las cosas de Japon (1583): Adiciones del Sumario de Japon (1592)*, editados por José Luis Alvarez-Taladriz. Monumenta Nipponica monographs 9, Tokyo: 1954, pp. 167-168.
- (42) 「撰政宮台覧の吉利支丹遺物」『新村出全集』第八卷、筑摩書房、一九七二年、三四九頁。
- (43) Aprovechará a los predicadores tener cada uno un cartapacio en el cual tengan escritos los principios de los Evangelios de todo el año, dejando para cada Evangelio alguna hoja u hojas en blanco, donde irán escribiendo los puntos que oigan o lean pertinentes a tal Evangelio, y otro cartapacio de lugares comunes de las virtudes y de los vicios, dejando para cada virtud o vicio alguna hoja y hojas en blanco para ir anotando entre año lo que lean u oigan pertinente a tal virtud o vicio. 前掲注 (35) 書 p. 126 (25).
- (44) 『バレット写本』の構成と白紙の位置については、川口敦子「朗読集 (Lectonarium) としてのバレット写本所収文書」『京都大学国文学論叢』九、二〇〇二年、三八～三九頁を参考にした。
- (45) 尾原悟「キリシタン版について イエズス会日本年報を中心に(三)」『上智史学』第三十一号、一九八六年、二頁。
- (46) ただし、下線の部分に関しては、「見事な日本の言葉と(日本の)様式で訳された」という解釈も可能である。
- (47) Alvarez-Taladriz, J. L. 「ラウレス先生の「こんべえ糖」『ピブリア』天理図書館報、第十一号、昭和三十三年(一九五八)年の復刻版、天理・天理大学出版部、一九七〇年、一〇頁。
- (48) ルイス・フロイス原著、岡本良知譯註、東京・東洋堂、一九四二年、七七頁。
- (49) 『日本のカテキズモ』家人敏光訳編、天理図書館参考資料第七、天理図書館、一九六九年、三二四頁。
- (50) デウス「拉 deus」天主、神を意味するローマ字表記による合字。

参考文献

- Alvarez-Taladriz, José Luis. *Miscelánea Japónica I, Avisos y Reglas de los Predicadores de la Compañía de Jesus en Japon*. Osaka, 1978
- Quervo, Justo. *Obras de Fr. Luis de Granada de la Orden de Santo Domingo*, Tomo I, Tomo X. Madrid: Imprenta de la viuda e hija de Gómez Fuentenebro, 1906
- 折井善果「キリシタン文学における日欧文化比較 ルイス・デ・グラナダと日本」キリシタン研究第四十七輯、東京・教文館、二〇一〇年
- 尾原悟「キリシタン版について イエズス会日本年報を中心に(一)(三)」『上智史学』第二十八号、一九八三年／第二十九号、一九八四年／第三十一号、一九八六年
- 小島幸枝「ぎやどべかどる筆写本の国語学的研究」東京・風間書房、一九九七年
- 新村出「撰津高槻在東氏所蔵の吉利支丹抄物」『京都帝国大学文学部考古学研究报告』第七冊、一九三三年

Valignano, Alejandro. *Sumario de las cosas de Japón (1583): Adiciones del Sumario de Japón (1592)*. Alvarez-Taladriz, José Luis, Monumenta Nipponica monographs 9, Tokyo, 1954

謝辞

前稿に引き続き、資料の提供に快く応じてくださった東満理亜氏に深く御礼申し上げます。

江戸版長唄正本における株板化の動き

——中村座を事例として——

漆崎まり

はじめに

江戸歌舞伎においては、舞踊の場面に多彩な音曲が展開した。河東節・長唄・常磐津節・富本節・清元節など、それぞれに趣の異なる音曲は名題役者が演じる所作に色を添え、華やかな見せ場となつて観客を魅了してきたのである。

舞踊の演目に新作が出ると、役者・作者・演奏者などの上演情報とともにその音曲の詞章は三丁程度の半紙版の小冊子に載せられ、上演時に芝居茶屋や絵草紙屋から頒布された。

筆者は、右の音曲のうちの特に長唄について、伝本の調査を広く行ってきている。そして、その版行上の特徴を江戸の三座別に東海大学の紀要にまとめてきた。¹ その結果、江戸版の長唄本は三座とも

に、版式や版行形態の上で概ね足並みを揃えたかたちで版行されていることがわかってきたのである。伝本は、享保十六年（一七三二）中村座の上演作品を上限として、明治期にわたりほぼ継続して残っている。

この長唄本の初版が、長唄を用いた所作場の元のかたちを知る上での基本資料になることは言うまでもないであろう。けれども、本稿では少し視点を変えて、長唄本を江戸の草紙（地本）の一品目と捉える立場で考察を進めたい。

長唄本の特徴の一つは、異版が多いことである。この異版の存在によって当時の偽版の実態や版権の確立する過程を知ることができ、全体として地本における版権のあり方を具体的に捉えうる好資料群となっているのである。特に中村座の伝本には刊年と「蔵板」「再板」「改板」などの記載が備わっており、その動向を他の二座より

も顕著に捉えることができる。したがって、本稿では中村座を取り上げて、その版行形態の変化から読み取れる著作権のあり様を検討していく。

なお、長唄本には様々な版元による異版が伝存しており、本稿では、上演時に座と専属関係にある版元から版行されたものを「長唄正本」と呼ぶことにしている。

一 地本としての長唄正本

近世における著作権を表す言葉に「板株（株板）」がある。この「板株（株板）」とは、版木（自前で作った場合、譲り受けた場合、摩滅・消失などによって現存しない場合がある）に付随する、その板木を用いて独占的に出版・販売を行う権利と捉えてよいであろう。そして板株の独占的権利を保証するには、仲間の結成とその公認が必要であったと考える。

物の本（書物）の場合、江戸では板株の権利は、書物問屋仲間行事の吟味を経た上で、奉行所から改板許可が下付され、「株帳」に登録されて初めて発生する。

一方、地本の場合⁵は、板株の吟味は寛政二年十月に地本問屋仲間行事による新本改めの制度が導入されてからとなるよう、物の本に比べて簡便な措置がとられていたらしい。長唄正本に対する扱い

については『義太夫本公訴一件』の「あつまのふみや」（江戸地本問屋〔抜本版行者〕側の記録）に断片的に触れた箇所がある。以下は西宮新六が、三河屋喜兵衛方の抜本の元株主であったことから、奉行所より江戸における義太夫本の始末について問われ、天保三年十一月十九日付けでこれに返答した書面の一部である。西宮新六は江戸では古参の義太夫本版元で、伝本は少ないが長唄本をも版行している。

尤義太夫本ニ不限、長唄本其外常盤津・富本・清元・新内節等
ニ至るまで仲間行事之改は仕来り不申候。此義は芝居ニ而狂言
ニ興行致し、且は太夫共門弟其外江稽古本ニ相用ひ候事故、前
とより新規ニ出来之分ニ而も其時と改は無之候。尤何節ニ不寄
稽古本杯は文章左而已正敷品ニ而も無之事故、少と宛は尾籠之
文句杯も有之趣ニ而、改之義は前とより地本問屋行事ニ而も致
不申候而取扱来候。此義は、地本問屋行事被 召出御尋被遊候
得は、相訳申候。

これによると、江戸では寛政二年（一七九〇）十月に地本問屋仲間行事改めが導入されてからも、長唄や豊後系浄瑠璃の音曲本は新本改めの対象にはなっていないことが窺える。その理由として、芝居に使われた音曲は上演に際し検閲を経て公開されたものであり、

その詞章を載せた本は用途や使う人も限られ、内容も芝居唄の文句であることが挙げられている。さらにその先を読み進めると、以下の通りである。

近來追と被 仰渡有之、両仲間取締宜敷成行、譬仲間之者二而も猥二板行彫刻は不為致候。前とは同渡世も少く猥二板行致來、譬は百人一首・実語教・庭訓往來之類杯、三ヶ津は不及申、其外二而も多分類板有之、且江戸表は書物・地本両仲間之内二も沢山二類板持來、夫と摺立渡世致來候。尤只今は仲間内二而も年代記・塵劫記之類二而も原板所持無之者、猥二彫立候義は不為致候得共（以下略）⁷⁾

すなわち、以前は類版をたやすく版行できたが、次第に書物間屋仲間・地本間屋仲間の取り締まりが厳しくなり、長年版を重ね普及度の高い実用書なども近來は原板を所持していないとみだりに版行できなくなっていることが記されている。

長唄正本も地本に入る以上、改めは行われなくともこうした動向を受け、原板を所有して重版・類版を排除する意識は高まっていたと考えられよう。

歌舞伎の音曲正本・せりふ正本は同じ体裁をとり、共表紙（本文と同じ料紙からなる表紙）と三〜五丁程度の本文からなり、「薄物

（うすもの）」とも呼ばれていた。これらは、案内として芝居茶屋から配られ、また、観劇用パンフレットとして芝居町を中心に絵草紙屋からも販売されていた。三升屋・三三治の『作者年中行事』（嘉永元年成立）の三の巻、豊後節の薄物に関する部分では、次のような記述も見られる。

一、薄もの板行して楽やへ配りて後、家元よりけいこに出る。此本出来ざる内は、けいこに出し事なし。（以下略）
一、流儀くゝに寄るとはいへど、作法は旧家ゆへ、ひもの町を元とする。⁸⁾

このように、正本を芝居内部での稽古に用いていたことが窺われる。豊後節とは宮古路豊後から分流した常磐津節・富本節・清元節浄瑠璃であり、檜物町とは代々常磐津節の家元文字太夫の住居があったことから文字太夫を指す言葉である。歌舞伎の音曲正本には稽古本としての機能が備わっていたのであるから、外部者の稽古本へと展開していったと考えられる。

二 正本と偽版

ここでは、初版本の選定根拠を示し、初版と多数伝存する異版の

関係を、本論の最後に添えた表と、59〜61頁に掲げる「相生獅子の図版」によって説明していく。表は伝存本を上演順に並べていったものである。表の横軸は、一列目が上演年（表紙の大名題による）、二列目が外題（長唄曲名）、三列目以後は版元別に伝本を整理したものである。表はひと続きのものであるが、版行形態によって表1から表4に分け、表5は都座へ、表6は中村座へ興行権が移動したので分けている。なお、本論で取り上げている版については、その部分を太枠で囲み見分けやすいようにした。また、各版の所在については、最後の「所蔵一覧」に所蔵先と架蔵番号を載せてある。

それではまず、「相生獅子の図版」に掲げた正本と異版を見ていただきたい。図版の右側が表紙、左側は本文の最初の半丁である。

「相生獅子」は明和六年（一七六九）二月に中村座で「曾我模^{もよう}襖^{ふすま}愛護若松」の第二番目に上演された長唄曲である。すべての版種を載せることは紙幅の都合上できなかったが、流行曲であったため異版が非常に多く出ている。表紙の左側上に外題すなわち曲名が「相生獅子」とあり、右上の演奏者連名の横に大名題が「曾我襖愛護若松」と各版に共通して記入されているのだが、絵や文字の書体には時代様式の違いが感じられる。刊年の記載がなく、したがって、これが初版なのか、ということがまず問題となろう。

そこで、演劇書から長唄正本の版元に関する記述をひろってみると、『新成明和伎鑑』（明和六年（一七六九）十月刊）に、

三芝居番付板元

中村勘三郎芝居	<small>一役者附番付やくら下 上るり長寄せりふ等</small>	高砂町横通り
市村羽左衛門芝居	<small>一役者附番付</small>	さかい町
同	<small>やくら下上る り長寄せりふ</small>	たちはな町
森田勘弥芝居	<small>一役者附番付やくら下 上るり長寄せりふ等</small>	木挽町五丁目
		金井半兵衛 ^①

とあり、興行時に出る出版物について座と版元の間で専属関係があったことが示されている。番付類やせりふ正本・音曲正本といった劇場出版物は、座側から上演ごとに継続して情報の提供を受ける必要がある、座と版元との間に本来専属的關係が形成されやすいといえる。中村座の顔見世番付、辻番付、浄瑠璃正本、長唄正本、せりふ正本といった劇場出版物は、村山源兵衛が版元であると記されている。そこで、各所蔵機関に伝存する膨大な長唄本のなかから村山版を集め、大名題によって上演順に整理し、『長唄原本集成^⑩』の成果をも取り込み、上演時の正本と判断されるものを表1の三列目に表した。

中村座の長唄正本は享保十六年（一七三二）から伝本があり、江戸の地本問屋大手の鱗形屋、番付版元中嶋屋、そして江戸浄瑠璃正本や役者絵細版を手がける伊賀屋が初期の版元であったようだ。表1で版元1・版元2の欄を設けているのは、上演時のものと見られる版が二種存在する場合があるからである。座に出入りする版元は

①

田仙居段三 梓屋六三段 西修吉五段 三及町
 傲出市十段 梓屋五段 古川清彦 村屋利彦
 里田福卷 梓屋佐吉 太田宗助 元北 加巳

曾我權家譜表
 大いり
 相生獅子 中村屋

相生獅子

相生獅子

① 沢村屋利兵衛版 国立音楽大学
 附属図書館竹内文庫 07-0018

②

故田仙居段三 梓屋六三段 西修吉五段 梓田
 傲出市十段 梓屋五段 古川清彦 森田屋金藏
 里田福卷 梓屋佐吉 太田宗助 年永町

曾我權家譜表
 大いり
 相生獅子 中村屋

相生獅子

相生獅子

竹内屋之

② 森田屋金藏版 国立音楽大学附
 属図書館竹内文庫 07-0015

③

故田仙居段三 梓屋六三段 西修吉五段 板神田鍋町
 傲出市十段 梓屋五段 古川清彦 伊賀屋勘右
 里田福卷 梓屋佐吉 太田宗助 元北 加巳

曾我權家譜表
 大いり
 相生獅子 中村屋

相生獅子

相生獅子

③ 伊賀屋勘右衛門版 国立音楽大
 学附属図書館竹内文庫 07-0011

⑥

濱松屋幸助版 国立音楽大学附属図書館竹内文庫 07-0014



⑦

髙屋重三郎版 国立音楽大学附属図書館竹内文庫 07-0013



限定されていたが複数あった模様である。宝暦八年（一七五八）と十一年（一七六一）には市村座の専属版元泉屋権四郎の名も見えるが、宝暦十二年（一七六二）には村山源兵衛が「中村座はんもと」と奥書に記し始め、中村座と独占的な関係を築くことが見てとれる。さらに、明和八年（一七七二）頃から村山源兵衛版の奥書には「中村座板元」「正銘板元」の表記が多く見られ、村山が正本版元として定着していることが確認できる。「相生獅子の図版」では⑦が村山源兵衛版で、上演時に出された正本となる。長唄正本は、新作の長唄曲が芝居で上演されるときに出されたものであるから、表紙に大名題（狂言名題）があれば刊年は必要なかったと見られる。ちなみに、次頁の図版⑧は享保十九年（一七三四）三月上演の市村座の長唄正本である。奥書に「市村座新きやうげんはんもと」とあり、市村座では中村座より三十年近く前に座の専属版元が形成されていたことがわかる。

㊦

泉屋権四郎版 早稲田大学演劇
博物館特ト 13-417-1
(表紙と終丁裏)



㊦-a

村山源兵衛版 早稲田大学演劇
博物館安田文庫特イ11-1212-
11J



㊦-b

本屋儀兵衛版 早稲田大学演劇
博物館安田文庫特イ11-1212-
93E



再び「相生獅子の図版」に戻ると、村山版⑦と非常によく似た版面が、下の④にある。これは無刊記版である。版元名を記さないことと自体が、享保七年（一七二二）の出版条令に照らして疑わしい存在と見なされよう。¹²⁾この無刊記版は、文字の入り方や跳ね方などの細部に違いが見つかり、彫りも全体的に堅い印象であることから、村山版を版下に用いて被せ彫りしたものと推測される。村山版の表紙の版元名部分を削除して、「中むら」と入れ、「座」の文字は除かれていることに特徴がある。絵の部分については頭部の扇や牡丹の葉に手を加え、着物の柄は省略されている。本文については、変体仮名を数箇所変えてあり、意図的に版下に手を加えていることが窺える。

「相生獅子」には本屋儀兵衛版が伝わっていないが、本屋儀兵衛版にも村山版を版下に用いて被せ彫りしたと見られる版が多く見つかる。そこで、正本とその異版について版面の比較を詳細に行ってみたところ、伊賀屋版や村山版を版下に流用しているのは本屋儀兵衛版と無刊記版に限られることが明らかとなった。しかも、本屋儀兵衛版や無刊記版は市村座や森田座の正本に対しても、同じ手法をとっているのである。

よって、表1の正本の欄（すなわち版元1と2）の右側に、本屋儀兵衛版・無刊記版の欄を設け、正本に対する本文の流用関係を表してみた。表では、伊賀屋版村山版を元版にして、版元名以外をそ

のまま版下に用いているものはA1、村山版を版下としながら部分的に手を加えているものはA2、村山版の意匠を参考に版下を作り直していると認められるものはA3と識別して、表記している。

この識別方法を具体的に説明すると、「相生獅子の図版」においては、④の無刊記版の本文がこのA2にあたる。本文の第四行の六文字目、同行の下から五文字目、最終行の九文字目について、村山版と用字が異なっている（表紙についても版面の流用が認められるが、これについては注（1）の拙稿を参照されたい）。また、本屋儀兵衛版の例として、「衣かづき思破車」（表紙と本文初丁表）の図版を⑤に掲げた。⑤—a村山版に対して⑤—b本屋儀兵衛版の本文は、やはりA2の関係にあるのだが、音曲本にとって重要な要素である墨譜や文字譜もそのまま流用されている。

このように元版との間に版面の覆刻関係が認められながら、伊賀屋や村山源兵衛と相版を組んでいない場合には、偽版（無断出版物）の可能性が考えられる。「中村座板元」と村山版の奥書に入る例が多くなるのも、偽版に対する対抗策と受け取れる。¹³⁾

重版・類版の概念規定については、大坂本屋仲間記録『上組濟帳標目』に残された、享保十二年（一七二七）正月に江戸十軒店月行事が役所へ差し上げた文書がよく引用されるが、これは本屋仲間（江戸では書物問屋仲間）を対象としたものである。ここでは、前述の『義太夫公訴一件』から、二代目の鳶屋重三郎の倅祐助が天保

四年（一八三三）正月二十六日付で寺社奉行へあてた返答書の一部を、地本（江戸の草紙類）における重版の参考資料として引用する。大坂の丸本株所持者である紙屋与右衛門と糸屋七五郎が、三河屋喜兵衛・蔦屋重三郎のほか江戸の抜本版行者三人を相手取り寺社奉行に出訴したため、江戸の抜本版行者や地本問屋行事が吟味を受け、抜本版の来歴や慣行について文書を提出しているのである。

一体重板与申儀は、外持主之摺本を以板下二仕、彫刻致候を重板与唱申候。重三郎方二而売候稽古本之儀は、板下別二相認彫刻仕候得は、全重板与申義は更ニ無之¹⁴

これをそのまま解釈するならば、外持ち主の摺本（すなわち他人が板株と版木を所有して摺った版）を版下にとつて彫刻すると重版になる。一方、蔦屋重三郎の版行する稽古本は、版下を別に認め彫刻しているので重版ではないということになる。ただし、「板下別に相認め」というのは、蔦屋重三郎が抜本株と版木を地本問屋仲間の濱松屋幸助から文政九年（一八二六）中に譲り受けていることや、版下は江戸で操座に出勤する太夫から直に受け取る下書から作成していることが引用部分の前後に書かれているため、丸本を流用した版下作りを意味している訳ではないようである（しかし、大坂の丸本株所持者から抜本株は無株と認識されている）。筆者はあいにく江戸版

義太夫抜本の伝本調査を十分に行っておらず、丸本と抜本の脈絡からこの引用部分を読み解く材料を持ち合わせていない。ただ「外持ち主の摺本を以て板下に仕り彫刻致す」という記述は、断片的ではあるが、丸本と抜本の関係を斟酌せずとも、重版の内容を具体的な手法によって説明する証言になっていると思われるのである。そして、蔦屋は地本問屋行事を務め、富本正本の版元でもあったことから、この重版に対する認識は、音曲正本の版行に携わる地本問屋の間で、ある程度共有されていたと推測される。

この引用部分を、本屋儀兵衛版・無刊記版から読み取れる版面の状況に照らし合わせてみるならば、A1は重版。A2・A3も外持ち主の版の流用であるから重版となろうが、あるいは重版に対する抜け道として、江戸で通用していた手法であった可能性も窺える。だが、いずれも伊賀屋や村山の上演時に正本を出す権利に不正参入しようとする行為であることは明らかである。

表1で見ると、宝暦期（安永六年（一七七七）三月の間、村山源兵衛版に酷似する版が正本と並行して出ており、村山は事実上の重版によって、初版を出す権利を侵害されたままの状態であることがわかる。ただ、本屋儀兵衛版や無刊記版においては、座名から「座」を除く表記がよくとられている。これは公許の興行権者である座元に對し憚りがあったためと推測され、正本との差別化は一応はかられていたと見られる。音曲の詞章や上演情報は座から提供されるも

のであるから、このように偽版が横行する背景には座側の容認姿勢があったと考えられる。おそらく宣伝の益をとって黙認していたのであろう。

三 相版化

表1に続いて、表2の安永六年（一七七七）十一月から、村山源兵衛は本屋儀兵衛と相版を組むようになる。重版・類版は、版元にとって版の作製にかかる経費の回収を妨げる存在であるから、その版元を相版元にするにはよくとられる方法であった。表1の状態から脱し、一応弁済措置がとれるように状況が変化したものと推測される。また、村山源兵衛が本屋儀兵衛を相版元になると、無刊記版も出なくなっているのも、無刊記版は本屋儀兵衛が出していた可能性もある。

だが、表3の天明二年（一七八二）十一月から、村山源兵衛は松本屋万吉を相版元とする。本屋儀兵衛は相版元からはずれ、天明二年（一七八二）十一月上演の「めりやす雪月花」を単独で版行しているが、この表紙では座名が「中村」となっており、やはり「座」の文字が入っていない。

〔画入読本〕外題作者画工書肆名目集』に「一、貸本屋世利本渡世の者にて手広にいたし候者名前」とあるが、そこに「南鍋町一丁

目 宇多閣 本屋儀兵衛¹⁵と出てくるため、本屋儀兵衛は文化期頃（一八〇四〜一八一七）には芝居町の入り口である江戸橋四日市から移転して、長唄本の版行から手を引いていたようだ。

正本版元の村山源兵衛は中村座の顔見世番付を明治期にわたって版行している。また、市村座の専属版元である泉屋権四郎は紅絵の一枚摺りを始めた版元であり、森田座の専属版元江見屋も錦絵の見当の考案者として知られる版元である。ゆえに表1〜表3の時期における三座の専属版元は、芝居絵や劇場出版物を専門に扱う中小規模の出版工房であったと見られる。

この時期までの版行上の特徴は、座と専属関係にある版元が形成され、長唄正本の版行を独占するようになったことであるが、その版行の権利は、新作の上演時（すなわち初版）に限られていたと考えられる。というのも、座の専属版元（中村座にあっては村山源兵衛）による再版本が伝存しないからである¹⁶。先に引用した『明和伎鑑』に「三芝居番付版元」と括られているのは、それらが基本的には一興行で板木を使い切る一過性の出版物であったことを示している。

そして、座の専属版元が形成されると、その利権に不正参入しようとする偽版が現れるようになる。表1〜表3は、偽版の版行状況を示すために、正本の版元である伊賀屋版や村山版と、本屋儀兵衛版・無刊記版だけを取り出して、それぞれの本文の関係を表したも

のである。しかし、「相生獅子の図版」に掲げた㊶㊷に見られるように、非常に流行った曲は本屋儀兵衛版や無刊記版のほかに、多くの版元が版行を手がけている。それらの異版については、表の本屋儀兵衛版と無刊記版の横に欄を設けることができなかつたので、「後版」として別表にまとめており、本稿の「五」で触れることとする。

四 版元の交代

続く表4では、天明六年（二七八六）に沢村庄五郎の名が版元にあがってくる。沢村庄五郎は、翌年天明七年（二七八七）三月に『名に響／日出扇』を刊行している。¹⁷江戸から上った中村仲蔵が大坂中村座で「義経千本桜」に出た折の芸評を載せた評判記である。この役者評判記に関する記述が、『秀鶴随筆』坤の巻の冒頭に次のように出てくる。

江戸堺町沢村油麩（店）より、大坂評判記参申候、日出扇、大慶仕申候¹⁸

『東都劇場沿革誌料』上巻の「役者名目商店のこと」にも、

鬢付油 堺町 家主 沢村屋利兵衛
 絵草紙商仕、目印丸にいの字紋所付申候、延享二年開店二代
 目宗十郎持也、

天明の頃今の利兵衛引受けたり¹⁹

とあることから、沢村庄五郎と沢村屋利兵衛は同じ人物の可能性が高い。沢村屋利兵衛は、二代目宗十郎の芝居町によくある役者グッズを扱う油店（ドラッグストア）を引き継いで絵草紙屋を兼ねた店を経営しており、堺町の家主でもあったようである。

先に引用した『明和伎鑑』は明和六年（二七六九）の刊行であったが、三升屋二三治の『賀久屋寿々免』（弘化二年〔二八四五〕秋脱稿）第三巻にも、劇場出版物と専属版元の関係を示す記述があるので、その部分を掲出しよう。

三芝居板元

中村座	<small>役者附 番附</small>	せともの町	村山源兵衛
同	<small>絵本おふむ石長 うた薄もの本</small>	さかい町	沢村利兵衛
市村座	<small>番附絵付おふむ 石長うた薄もの</small>		山本重五郎
同	役者附		福地茂兵衛
森田座	<small>番附絵本役者附 すものおふむ石 河原崎座とも</small>	田所町	小川半助

河原崎座

役者附

芝福前

丸屋甚八

福地茂兵衛、山本重五郎ハ、名前株持ち主ゆゑ、住所外名

前故相糺さす。爰にしるすのみ。両家とも猿若町二丁目、

茶屋也。近年三座とも版下、今の清水正七認る。中頃迄、

山本重五郎・高麗屋金三郎、番附を書し事。²⁰

『明和伎鑑』の記述と比較すると、中村座の番付版元が村山源兵衛であるほかは版元が入れ代わっている。村山源兵衛の所在が瀬戸物町になっており、これは表4の寛政元年（一七八九）以降と対応する。だが、森田座の小川半助の住所が田所町とあるので、この記載は享和三年以降のものとなる。中村座の長唄薄物の版元は、さかい町沢村利兵衛となっており、伝本の状況と一致する。

表4を見ると、当初は村山源兵衛と相版のかたちをとっているが、次第に沢村屋が単独で中村座の正本版元となる様子がわかる。そして、これに伴い、版行形態にも大きな変化が起きているのである。

寛政三年（一七九二）正月の上演の「対面花春駒」を例にとり説明しよう。次頁と次々頁に「対面花春駒の図版」を掲げる。右側が表紙、左側は本文の終丁裏である。

初版は、沢村屋利兵衛が村山と相版で出している㊦の版である。次いで、同時期にその下の㊧の、版元名から村山と記された部分を削りつつ同版本が出たと考えるのが順当であろう。㊨の沢村屋利

兵衛版は、奥書に初演時の刊年が入っているが、役者絵や本文の文字の大きさ・書体から見て後の版である可能性が高い。参考として、「対面花春駒」の二カ月後に上演された長唄曲「五月菊名大津絵」の正本㊩を掲げた。これは書体や行数に初版本の体裁が備わり、上演時の刊年と蔵板表記も入っている。

おそらく、㊧においても、この㊩と同様に、巻末に刊年および「沢村蔵板」と入る版が存在したのではないかと推測するが、あるいは村山との関係から蔵版の表記を入れるのが遅れた可能性も考えられる。

次に㊦の版を見ると、版面が擦れてやや読み取りにくいと奥書きに、

原板 寛政三亥年正月吉日
再板 文政九戌年九月吉〔日〕
沢村蔵板

とある。さらに㊧では版元の欄に丸屋鉄次郎が求版者として記されており、沢村には板賃（版木使用料）収入があったと推測できる。ここで注目すべき点は、正本版元の沢村屋利兵衛が蔵版者と明記され、上演時の初版だけではなく、再版をも出すようになってきていることである。

再び表に戻って、都座に興行権が移る表5を見ると、沢村屋は初

[対面花春駒の図版]



① 村山源兵衛版・沢村屋利兵衛相版 早稲田大学演劇博物館 安田文庫特イ11-1212-26C



② 沢村屋利兵衛版 早稲田大学演劇博物館特ト13-443-92



③ 沢村屋利兵衛版 (寛政三年刊記) 国立音楽大学附属図書館竹内文庫 07-0803

㊦

沢村屋利兵衛再版（文政九年）
国立音楽大学附属図書館竹内文庫 07-0808



㊧

沢村屋利兵衛原版・丸屋鉄次郎
求版 国立音楽大学附属図書館
竹内文庫 07-0811



㊨

「五月菊名大津絵」 沢村屋利兵衛版 早稲田大学演劇博物館安田文庫特イ 11-1212-26D



版においては相版元あるいは賣所として名を出しているが、再版は単独で版行している。次に、中村座に興行権が戻る表6になると、沢村屋は版元に戻り、再版に際しても沢村屋と他の版元との相版のかたちがとられていて、沢村の原版に対する所有権が守られていることがわかる。管見によれば、寛政期以降に中村座で上演された長唄曲で、沢村屋以外の版元が沢村と相版を組まずに版行しているのは、一例だけである。それは寛政十一年（一七九九）十一月上演の「牛飼室梅花」うしかいしむらのはな山本平吉・和泉屋市兵衛の相版本で、表6では便宜上「沢村屋版Ⅱ種」の欄に入れてある。

なお、「蔵板」の表記は中村座の沢村利兵衛版にのみ見られ、市村座・森田座の正本にはそれぞれ一例ずつ確認できたのみである。²¹だが、市村座・河原崎座においても、多少の时期的なずれは生じていても、ほぼ時期を同じくして座の専属版元が交代し、これに伴い初版だけではなく再版をも出すかたちに長唄正本の版行形態が変化する。市村座では天明四年に控櫓の桐座へ興行権が移り、長唄正本の版元も泉屋権四郎から富士屋小十郎へ代わる。そして天明八年（二七八八）十一月に桐座から市村座へ興行権が戻るのだが、その際に版元も市村茂兵衛・山本重五郎・富士屋小十郎の相版へと代わっている。また、寛政三年（一七九二）十一月には森田座においても興行権が河原崎座に移行し、長唄正本の版元が小川半助に代わる（詳しくは注（一）拙稿参照のこと）。このように、江戸版の長唄

正本は、三座ともに版行形態の変化を見せているのである。

五 「後版」グループ

それでは、これまで検討してきたことを踏まえて、再度59～61頁に掲げた「相生獅子の図版」を見てみたい。相生獅子の版種は、次の三つに分けて捉えることができるであろう。

① 上演時正本としての村山版⑦。

② 村山版が出た直後に村山版を流用して作られ、観劇時の需要に便乗したと見られる偽版④。

③ ⑤から⑥の版は、上演後時を隔てて、流行った曲を需要に応じて様々な版元が版行したものと考えられる。それを「後版グループ」と位置付けて呼ぶことにする。このなかに⑤の沢村版が入るのはもちろんのことである。

この③は別表「後版」にして、表6の後に掲げている。²²⑥印は版種が複数伝存することを示す。「後版」表を見ると、富士屋小十郎以下、多田屋利兵衛まで十二軒の版元が版行を手がけている。人気曲で需要があったため、多くの版元が版次を重ねて後々まで版行したのであろう。「後版」の表紙には「稽古本」と記載されている例も

少なくない。

重要な点は、「後版」の長唄曲は、いずれも初演が表1～表3の時期であることだ。よって、この「後版」表は、沢村屋利兵衛が中村座の版元となる前の時期の、座との間に独占的な版行の権利は成立していても、蔵版という意識がまだなかったために、複数の版元が再版を出せる状態を示していると考えられるのである。ただし、

これにも例外が一つ存在する。「一奏現在道成寺」は寛延二年（二七四九）三月上演の長唄曲で、初版の正本は伊賀屋から出ている。

再版本が国立音楽大学附属図書館の竹内文庫にあり、大字六行本で、「後版」の体裁をとる。これには版元名が「元はま町伊賀屋勘右衛門原板／ふきや町富士屋小十郎再板」と記されている。伊賀屋勘右衛門は「義大夫公訴一件」のなかに地本問屋仲間行事としてその名が挙がっているの、富士屋に対しあるいは原版の権利を主張してきたのかもしれない。

そして、表4の寛政三年（二七九二）以降と表6、すなわち沢村屋利兵衛が中村座の長唄正本の版元になってからは、沢村の原版所有者としての権利は再版時においてもほぼ守られていると言つてよいであろう。したがって、専属以外の版元が沢村屋と相版を組むことなく版行を行うことは起きていない。先に述べた「牛飼室梅花」山本平吉・和泉屋市兵衛相版本が例外的に見つかるのみである。

「後版」グループの版元は、出版の権利がまだ上演時に限られて

いた時代の作品について、再版本を出していたと考えられるが、その場合には座と版元との間に特定の関係は存在せず、三座のいずれかで当たって流行った作品を版行していたようである。

以上のことから、中村座の長唄正本において株板化は、寛政期に起きたと判断してよいであろう。

それではこの「後版」において、沢村屋利兵衛は中村座の専属版元として、村山版の版權を引き継いでいるのだろうか。正本の版行において、沢村屋は当初村山と相版を組んでいるので、その可能性も十分に考えられる。確認してみよう。

「後版」表の沢村屋利兵衛の欄を下に見ていくと、三段目の「京鹿子娘道成寺」の複数ある版種のうちの一種に「沢村屋利兵衛正」と見つかる。だがそれ以外は、村山源兵衛との相版は見当たらず、十二の版元のなかで沢村屋が正本版元であることを示す徴証は出てこない。

ただ、沢村屋版に「再板」と入っているのが目に付く。これはおそらく、村山版の再版というよりは、沢村自身の作った原版に対する再版を意味しているのではないかと思われる。なぜならば、市村座上演作品の「後版」においても、沢村版には「再板」と入れてある例が多く見つかるからである。元来、沢村屋利兵衛版には他の版元には見られない蔵版者や版次（刷次の場合もあり）についての情

報が記されている。

「後版」は正本に比べて、国内外の所蔵機関に多数伝存しているのだが、現調査段階では、後版において特定の座と版元の専属関係は認められない。「後版」表で、天明元年（一七八二）十一月上演の「我背子恋の合槌（別称蜘蛛拍子舞）」の四列目を見てほしい。◎印の横に記載した福地茂兵衛・山本重五郎・富士屋小十郎は、天明八年（一七八八）十一月から市村座の専属となる版元であるのだが、伊賀屋と相版を組んで、中村座上演作品を版行している。原本は国立音楽大学図書館竹内文庫・明治大学図書館に伝わり、その表紙には「四天王宿直着綿 第一番目三立目」と中村座の初演時の大名題が入り、「中村座」と座名もある。福地茂兵衛は市村羽左衛門の後見をつとめ、座元に近い親族の一人である。そうした版元が中村座上演作品の「後版」を出しているのである。

一方、沢村屋利兵衛もまた、他の二座すなわち市村座（桐座）・森田座（河原崎座）で当たった曲の後版を版行しており、特に市村座上演の作品については多くの曲を版次を重ねて出している。

後版を出すのは、「後版」表に掲げた版元にはほぼ定まっている。

また、「後版」には本屋儀兵衛版や無刊記版に見られるような、座名から「座」の文字が除かれる例は見られない。

六 株板化の要因

「後版」の存在によっても、寛政期に株板化の起きていることが裏付けられたと思う。それでは、こうした変化がなぜ起きているのだろうか。

表4で再度確認すると、中村座で沢村庄五郎の名が版元に挙がってくるのは天明六年（一七八六）からである。しかし、沢村屋利兵衛による再版は、寛政元年（一七八九）七月上演作品の「八朔梅月の霜月」からとなる。その沢村屋利兵衛版1種の再版本の奥書には「寛政元酉年七月吉日 再板 沢村蔵板」とあるのだが、沢村の蔵版は初演時と見て一応よいであろうか。伝本上は、この作品から沢村屋利兵衛が再版・再々版をも出す版行形態に変わっている。補足すると、森田座においても、河原崎座に興行権が移る寛政三年（一七九二）十一月に長唄正本の版元が小川半助に代わり、翌寛政四年十一月上演作品の「花車岩井扇」から再版本（七種あり）が伝存する。

したがって、蔵版あるいは版行形態の変わる作品の年代に、その変化の理由を求めるならば、出版取締令との関係が想起されるであろう。江戸では寛政二年（一七九〇）に地本問屋仲間が再結成され、十月には行事をたてて新本に対し自主検閲を行うことを盛り込んだ

申し渡しがなされる。長唄正本については、改めが行われていなかったことは冒頭で述べたとおりである。だが、こうした株板化は、地本にも版權を明らかにして幕府の禁令に抵触する内容かどうか吟味しつつ、重版・類版に対する取り締まりを強化する態勢が整えられたことに連動した動きであることは間違いないであろう。

ところが市村座では、もっと早い年代、すなわち天明四年（一七八四）十一月に、版元の交代と、初版の版元が再版をも行うという版行形態の変化が同時に起きているのである。その契機は、市村座から桐座への興行権の移譲である。その前の天明三年六月までは、市村座の専属版元は泉屋権四郎であることが伝本で確認できる。しかし、天明四年十一月には桐座に興行権が移り、このとき上演の長唄正本「狂乱雲井袖」から、桐座の正本版元は富士屋小十郎に代わるのである。そして富士屋は初版だけではなく、再版・再々版等を単独あるいは伊賀屋・森田屋と相版を組むかたちで出すようになる。次いで、五年間の約定による桐座の仮興行が済み、天明八年十一月に市村座に興行権が戻ると、長唄正本の版元も市村茂兵衛・山本重五郎・富士屋小十郎の相版となり、再版等に際してはこの正本版元と伊賀屋・森田屋金蔵との相版のかたちがとられている²³。つまり、市村座では出版取締令より五年以上に、桐座への興行権移譲を機に版元の交代と事実上の株板化が起きているのである。そこには座側の意志を感じ取ることができよう。

前述したとおり、中村座の正本版元となる沢村屋利兵衛は堺町の家主であり、沢村宗十郎²⁴の油店を継いで絵草紙屋株を取得している。一方、市村座でも天明八年（一七八八）十一月から、正本版元が福地茂兵衛・山本重五郎・富士屋小十郎の相版となる。そのうちの福地（市村）茂兵衛は、市村座の後見をつとめる座元の有力な親族と見られ、芝居茶屋株も有していたという。山本重五郎も葺屋町の芝居茶屋総代であり、この二人は『賀久屋寿々免』の「三芝居板元」に「名前株持ち主」と記されていることから、直接出版業を営んでいたわけではないらしい。そしてもう一人の相版元である富士屋小十郎については、『式亭雜記』（式亭三馬著）の文化八年四月五日の記事に、

ふきや町ふじ屋小十郎 めりやす長うた本のはんもととなり²⁵

とあり、伝本上でも桐座（市村座の控櫓）の正本や多くの後版を単独で出していることが確認できるので、おそらく富士屋が出版実務を担当していたのであろう。とすれば、版元の交代については座あるいは芝居町の内部者が版元におさまったとの捉え方ができる。天明四年十一月から桐座の版元が富士屋小十郎に代わるが、桐座の関係者が版元として名を出さないのは控櫓の格であるためで、市村座に対する遠慮があったと推測する。

地本問屋仲間行事による自主検閲の再開は、版元にとってはむしろ出版環境の整備を意味する。にもかかわらず、なぜ芝居内部者への版元の交代が起きているのであろうか。ここで、株板化の起きる寛政期にかけての、三座の置かれていた状況に目を転じてみたい。

木挽町に立地し集客に問題を抱えていた森田座の場合は、当初から座の経営が安定せず、地代訴訟を度々経験してきた。それに対し、堺町の中村座、葺屋町の市村座は、幾度かの類焼を受けてはいるが、宝暦〜明和期に所作事が一つの絶頂期を迎え、安永期に入ってもまだ一応安定した座の存在があった。ところが、天明期に入ると市村座は経営に破綻を来しはじめる。その原因ともなる両座の火災の記録を天明〜寛政期にたどると、以下のようになる。

安永十年（一七八二） 正月九日、新材木町より出火、両座焼失（十年目）。

天明三年（一七八三） 十月二十七日、小伝馬町二丁目より出

火。両座類焼（三年目）。

天明六年（一七八六） 正月二十二日、湯島天神前より出火。

中村座（四年目） 桐座類焼。しかもこの

年は長雨により秋に大洪水がおきている。

寛政五年（一七九三） 十月二十五日、湯島雲州侯奥より出火。

両座類焼²⁶⁾

この間、天明二年（一七八二）と四年（一七八四）に市村座では地代訴訟が起きており、天明二年にはかろうじて示談が調う。だが、天明四年の場合には、『安永撰要類集』によると、その額は「是迄之地代金千九百四拾兩余滞有之迷惑仕候」とあり、吟味の上、市村座は休座を申し付けられている。これについて葺屋町茶屋共拾人・煮売茶屋廿七人他から、左記の通り芝居興行存続の嘆願が出ている。

町内茶屋其外芝居懸之者共諸商人裏之軽キ者共迨家業無御座今日を送り兼難儀至極仕候（桐）長桐名題二而仮芝居為仕一同渡世為致度旨當六月中願出候二付追々吟味仕候處大借之羽左衛門儀二御座候故迎も芝居出来不仕

そして、これが認められたため、その明地は五カ年の約定で桐座の仮興行の場となるのである。しかし注目したいはその次の以下の文言である。

是迄類焼之度と並狂言相休候節共二追と金五百五拾兩余町内より合力いたし段々合力致尽候上之儀二御座候間何卒長桐名題二而葺屋町仮芝居申付候様相願候旨申之候²⁷⁾

市村座が類焼を受け芝居興行を休む事態になると、芝居町関係者はお金を出し合って援助してきており、その高が五百五十両以上になると記されている。これによって、芝居興行を存続させるために芝居町ぐるみで資金の補填を行ってきたことが知れる。この天明四年の休座については、津村涼庵の見分随録である『譚海』巻の四にも「古来より羽左衛門借金十六萬四千四百両に及といへり」とあり、桐座仮興行については、以下のように言及されている。

ふきや町芝居休み困窮に及び、家主某世話にて金子をこしらへ、桐長桐座をはじめたる故、又ふきや町にぎはへり。天明四年七月より普請はじまり、廿日の内に出来、やぐらをあげ興行に及ぶ。毎日家主立合世話致し、芝居失墜格別に減少し、山師の類一切懸り合に致さるゆへ繁昌す(傍線筆者)

すなわち、芝居興行の存続をかけて座の頭取・役者ばかりでなく、家主や芝居茶屋など芝居掛かりの者たちが金策や座の運営に深く関わって状況を打開しようとしていたことが窺われる。そして先に述べたように、この桐座仮興行に際してとられた方策の一つが、芝居町内部者への版元の交代と株板化であったと推測されるのである。²⁸⁾ さらに推し量れば、こうした動きに隣の芝居町である堺町も無関心でいられるはずはなかったであろう。

家主や座の後見者・芝居茶屋総代が長唄正本の版元に入っているのは、おそらく債権の代表者という立場に拠るのではないか。そして、その背景には、長唄正本が観劇用パンフレットから稽古本へと再版性の高い出版商品に成長してきたことがあり、その出版益を座や芝居茶屋など芝居町内部に直接取り込む方策がとられたと推測されるのである。夥しい数の後版や再版本が、今日に残っていることは、稽古本の当時の需要の多さを示しているよう。

寛政五年(一七九三)には、中村座と市村座の両座に地代金の滞りによる地立出入が起きて地所明け渡しと決まり、中村座は十月に都座へ、市村座は十一月に再び桐座へ、それぞれ五カ年の約定で興行権が移る。この時に町奉行へ出された中村座の地立願いの伺書には、当時中村座には地代金の滞りが佐兵衛方に三千百六十余両、吉五郎方に六百四十六両余、ほかに大借金を抱えているとあり、中村座も同様の逼迫した状況にあったことがわかる。

しかしそうした経営努力の甲斐もなく、名題役者の取り合いによる給金のつり上げ、数度の類焼による普請代、資金不足からくる内部紛争は不当たり続きへとつながって、ついに自力での立て直しは叶わず、寛政六年(一七九四)十月には「三芝居狂言座取締方議定証文」により役者の給金の上限が引き下げられ、座組は三座申し合わせの上で決めることとなり、互いに役者を高給金で囲い込まないよう助動させることなど、様々な再建策が取り決められるのである。

七 天保期の芝居町移転後

寛政九年（二七九七年）、都座から中村座に興行権が戻ってからは、表6に見るように、長唄正本の版元も沢村屋利兵衛に定まっております。変化物の流行や豊後系浄瑠璃との掛合によって再び所作事が流行するが、享和・文化・文政期とそれ以降も版行上の目立った変化は起きていない（紙幅の都合上、表6への掲載は文化年間までとしている）。ただ、水野忠邦の天保の改革による引き締め政策に関連した、次の二つの事柄を挙げておきたい。

天保十二年（一八四二）十月七日に中村座より出火し、堺町・葺屋町の芝居町が焼失し、十二月には市中風俗改めの趣により、堺町・葺屋町両座と操芝居、そのほかこれに携わる町家が浅草聖天町へ（後猿若町に変更）移転を命じられる。これと対応して、伝本の上でも、天保十三年（一八四二）十月上演の「花童露草刈」から、沢村屋利兵衛の住所が「さるわか町老丁目」になっている。しかし、嘉永二年（一八四九）九月上演の「めりやす尾花の露」からは住所が再び「さかい町」に戻る。

また、天保十二年十二月には、天保の改革の一環として株仲間解散令が発せられる。だが、株仲間廃止の結果が好ましくなかったため、幕府は嘉永四年（一八五二）に問屋組合の再興を図っている。

『諸問屋名前帳』^⑧（国立国会図書館蔵）には、それ以降の本組と仮組の問屋名と住所などが記載されているが、その「地本双紙問屋」仮組のところには、

中村座の版元として、

沢村屋利兵衛（猿若町一丁目家主）

村山源兵衛（安政二年八月加入、室町二丁目家主）

市村座の版元として、

山本重五郎（文久元年六月加入、猿若町二丁目惣左衛門地借）

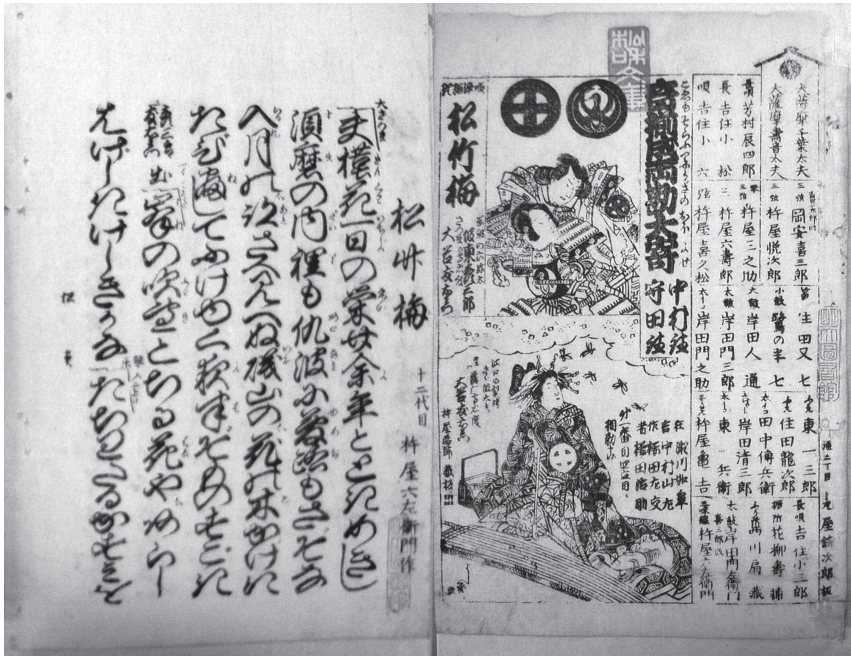
森田座・河原崎座の版元として、

小川屋半助（嘉永六年十二月加入、御所町茂八店）

の名が挙がっており、嘉永四年問屋組合の再興後に新規加入していることがわかる。これにより、本組の仲間規定に加わったと見られる。なお、本組には「後版」表の版元のうち、山本平吉、伊賀屋勘右衛門、葛屋重三郎の名が記載されている。

猿若町に移転してからは集客に問題を抱え、三座は幕末から経営不振に陥り弱体化していく。長唄正本も、沢村屋利兵衛の原版は丸屋鉄次郎に求版されて出ることが多くなる。

しかしそれと同時期に、「杵屋藏板」・「芳村藏板」といった長唄演奏者の蔵版本が現われ始める。例として、図⑤に「松竹梅」正本を掲げた。これは、明治元年（一八六八）九月に中村座・守田座の合併興行「音揃両勘大寄」の第一番目四立目上演された作品で、



④ 『(唄浄瑠璃) 松竹梅』(表紙と本文初丁表) 丸屋鉄次郎版・杵屋治郷蔵板 明治大学図書館 松和文庫旧蔵

外題には唄浄瑠璃と角書が付くが、大薩摩との掛合による長唄曲である。表紙右下の枠外に「通二丁目 丸屋鉄次郎板」とあるが、左側の外題下に「杵屋治郷 蔵板」と記載されている。本文の内題下に「十二代目杵屋六左衛門作」と作者署名があるため、「治郷」は十二代目六左衛門の俳名と推測され、作者が蔵版し、丸屋鉄次郎を支配人として版行されたと見られる。これは、仲間外素人が板木を所有する方法である。

明治二十年(一八八七)十二月には版權条例に伴い、脚本楽譜条例も制定され、脚本・楽譜も保護の対象となる。著作権法の整備に向けた出版令を先取りする動きが、やはりここでもすでに始まっているようであるが、幕末〜明治期のこの問題については稿を改めて検討したいと思う。

おわりに

中村座上演の長唄正本について、その版行上の変化をたどり、寛政期に起きた株板化の問題を中心に検討を加えてきた。

江戸の出版業界では、京都・大坂の書店に始まったという経緯もあり、重版・類版の規制が緩い特有の商慣習が形成されてきた。そのような中で、江戸歌舞伎は、草紙(地本)の世界に江戸根生いの文化的価値を創り出す、一つの源となってきたのである。ゆえに、

歌舞伎がその時代の空気を先取りし観衆の支持を得るほどに、それは江戸の草紙（地本）の充実へとつながっていったに違いない。

長唄正本は享保期に版行が始まり、その後も体裁を変えることなく明治期まで版行され続けている。長唄正本は、それ自体が舌禍事件や奢侈取り締まりの対象になることはなかった。けれども、そこには地本界のその時々々の趨向が反映されているように思われる。重版・類版のあり様、出版者の版權確立の過程等々は検討してきたとおりである。

歌舞伎は役者至上主義のエンターテインメントを追求するあまり、天明期から深刻な経営難に陥る。そのとき、芝居町内部での経営に対する合理化の動きと、地本問屋仲間の再興という地本界の趨向とが相まって、長唄正本の株板化は起きたと考えられよう。

注

(1) 拙稿「江戸版長唄正本にみる版行形態の変化——享保〜寛政三年にいたる中村座の場合」(『東海大学国際文化学部紀要』創刊号、二〇〇九年)、「江戸版長唄正本にみる版行形態の変化——享保〜寛政期にいたる市村座の場合」(『東海大学国際文化学部紀要』第二号、二〇一〇年)、「江戸版長唄正本にみる版行形態の変化——享保〜享和期にいたる森田座・河原崎座の場合」(『東海大学国際文化学部紀要』第四号、二〇一二年)。

(2) 長唄正本における板株化の視点は、佐藤悟「地本論」(『読本研究新集』第一集、翰林書房、一九九八年)においてすでに指摘されている。

(3) 江戸時代においては、儒書・仏書・神書・医書・漢籍・古典・歌書などの堅い内容の「物之本」と、娯楽的庶民的内容の「草紙類」は分けられていた。物之本は物之本屋（江戸では書物問屋）が扱い、仲間を結成した。これに対し草紙類は草紙問屋・絵草紙問屋が扱った。

(4) 蒔田稲城「京阪書籍商史」(出版タイムス社、一九二八年)、稲岡勝「蔵版、偽版、版——著作権前史の研究」(『東京都立中央図書館研究紀要』第二十二号、一九九二年)、朝倉治彦・大和博幸解説(『享保以降江戸出版書目(新訂版)』臨川書店、一九九三年)、藤実久美子「武鑑の出版と書物師出雲寺」(『江戸文学』江戸の出版Ⅱ、第十六号(べりかん社、一九九六年)、『日本古典書誌学辞典』本屋仲間の項(岩波書店、一九九九年)などを参考とした。

(5) 江戸出来の草紙類、絵本・草双紙・江戸浄瑠璃本・芝居音曲本・浮世絵などは地本と呼ばれ、これらは江戸の地本問屋が出版・販売に携わった。

(6) 江戸の地本問屋が版行する義太夫大字五行・六行の段抜床本(抜本)が、大坂方の所持する義太夫丸本株の重版・類版にあたり差障るとして、天保三年九月に、大坂の書物問屋紙屋与右衛門と糸屋七五郎から大坂本屋仲間年行事の手紙を添えて、江戸の書物問屋行須原屋源助に申し出があった。三河屋喜兵衛・薦屋重三郎ら江戸の抜本に携わってきた地本問屋五人は、この申し出を不服とし示談に応じず、先手を打って、天保三年十月二十九日に須原屋源助を相手取り町奉行所へ出訴した。一方、紙屋与兵衛ら大坂の書物問屋とこれに与する江戸の書物問屋三組行事側も、十二月に三河屋喜兵衛・薦屋重三郎らを相手取り寺社奉行に出訴したため、天保四年二月九日に町奉行所へ引き渡しとなって争われた。江戸の抜本版元側・江戸書物問屋行事側・大坂丸本株所持者(大坂書物問屋)側の各訴訟記録からなる。鈴木俊幸「江戸板義太夫本訴訟始末(上)」(『中央大学文学部紀要』第八十三号、一九九九年)を参考とした。

(7) 山根為雄解題校注「義太夫本公訴一件」(『日本庶民文化史料集成第七巻

人形浄瑠璃』三二書房、一九八三年）八三頁下段〜八四頁上段。

- (8) 三升屋二三治「作者年中行事」参之卷（『日本庶民文化史料集成第六巻 歌舞伎』三一書房、一九七九年）六九七頁。

- (9) 芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成第六巻 歌舞伎』（三二書房、一九七九年）三六三頁上段。

- (10) 長唄原本集成刊行会編『長唄原本集成』巻一〜十四（長唄原本集成刊行会、一九三六年〜一九三九年）。

- (11) 「相生獅子」を本論文の図版に選んだ理由は、座の専属版元の形成と、それに伴う偽版の出現、多数の後版の存在など、表1の版行の状況を説明するのに十分な伝本が揃っているからである。だが、「相生獅子」の上演は明和六年だけではない。

中村座 享保十九年一月 十八公今様曾我 第三番目 いがや版
 中村座 明和六年二月 曾我模様愛護若松 第二番目 村山源兵衛版
 市村座 安永八年四月 蝶千鳥若菜曾我 第二番目大詰 泉屋権四郎版
 市村座 寛政元年三月 恋こいのまがな便まがな仮名書曾我 第二番目 市村茂兵衛・山本重五郎・富士屋小十郎相版

と、四種の「相生獅子」の長唄正本が伝存する。それぞれ大名題や演奏者は異なるが、本文は寛政元年の正本に増補部分が加わるものの、ほかはほぼ同じである。代々の瀬川菊之丞が、家の芸として相生獅子を披露する際に版行されたものである。明和六年以降の三種の正本が再版の扱いはないことに、長唄正本の劇場出版物としての特殊性があらわれている。また、明和六年上演のものだけに、異版が多く存在する。本稿では明和六年上演の村山版と、「曾我模様愛護の若松」の大名題を持つ異版の関係を取り上げていく。

- (12) 『御触書寛保集成』三五五（二〇二〇）（岩波書店、一九六〇年）の享保七寅年（一七二二）十一月「新板書物取締之事」五カ条の第四に、

一、何書物ニよらず此以後新板之物、作者并板元之実名、奥書ニ為致可申候事

とあることによる。ただし、まだ地本を対象とした触れではない。

- (13) 河東節は江戸浄瑠璃であるが、その祖十寸見河東は長唄に先行して享保初期から歌舞伎に出勤している。小松屋が正本版元である。しかし、いがや・奥村屋・井筒屋・近江屋なども河東節の音曲本を手がけており、その中には小松屋の本文を版下に流用した版がすでに存在する。小松屋では正本の表紙に、「河東直伝之正本ハ／小松やよりほかに無之候所ニ／此ころるいはん相ミへ申候／河東／正めいの／本にハ此如の判形ヲ致／令板行者也能と御吟／味被御求可被下候」と載せて偽版の存在を明言し、対抗措置として太夫の印章（判形）を入れ差別化を図っている。拙稿「河東節正本の版行二関する一考察——江戸歌舞伎における初期の音曲正本と位置付けて」

（『北海道東海大学紀要 人文社会科学系』第十九号、二〇〇六年）参照。
 長唄正本においては、このような偽版の存在を示す文言は見つからない。宝暦六年（一七五六）三月市村座上演のせりふ正本の奥書に、「浄るり／せりふ／長うた／市村座はんと／右之外狂言なだいづけ。やぐら下。一まゝいすりのゑ外／一切出シ不申候」とあるのが、唯一の例である。この違いは、浄瑠璃太夫が座元や家元であるのに対し、長唄の演奏者は座に属し、長唄正本は芝居座元の権限が反映した出版物であることによると考えられる。歌舞伎の座元側では宣伝の益をとって、偽版の存在にはこの時期鷹揚であつたと推測される。

- (14) 前掲注(7)「義太夫本公訴一件」八七頁。

- (15) 松本隆信「画入読本外題作者画工書肆名目集」（『国文学論叢第一輯 西鶴 研究と資料』至文堂、一九五七年）。

- (16) 長唄正本は際物であつたため、所作事が当たつた場合には、直ちに村山は初刷りを板下にとり、同じ彫師の手になる板木を別に作つて部数を増やす手段をとつたと考えられる。というのは、同版に見えながら、墨刷り部

分の木目の異なる版が存在するためである。また、翌興行へロングランを続けた場合には、再印も行われたであろう。

(17) 原本が大阪府立大学の椿亭文庫にあり、その奥書に「于時天明七未三月廿三日／正名板元 大坂道頓堀 敦賀屋吉右衛門／同江都堺町 沢村庄五郎」とあることを確認している。

(18) 森銃三ほか監修『新燕石十種』第五卷（中央公論社、一九八一一年）。

(19) 国立劇場芸能調査室編『歌舞伎選書六 東都劇場沿革誌料』上（国立劇場芸能調査室、一九八三年）。

(20) 「賀久屋寿々免」（『日本庶民文化史料集成 第六卷歌舞伎』三一書房、一九七九年、六四八頁下段）。

(21) 市村座の長唄正本『所作 男舞楓顔色』（『白旗世界樹全鏡 第一番目三立目』天保九年六月上演）の奥書に「ふきや町 山本重五郎蔵板」とある。

森田座の長唄正本『めりやす 時雨の紅葉』の奥書に「安政三丙辰年顔見世狂言／はんもと小川半助蔵板」とある。いずれも早稲田大学演劇博物館安田文庫旧蔵本である。

(22) 後版表に記載した版については、伝本の数が非常に多いため、所蔵場所と架蔵番号を本論文に載せていない。

(23) 前掲注（1）拙稿「江戸版長唄正本にみる版行形態の変化——享保／寛政期にいたる市村座の場合」の表1による。

(24) 沢村宗十郎は、天明／寛政期に中村座に属しており、寛政六年十月の都座仮興行では座頭を務めている。

(25) 『統燕石十種』一（廣谷国書刊行会、一九二七年）。

(26) 「江戸三座焼失一覧表」（西山松之助編『江戸町人の研究』第五卷、第三章「江戸三座と遊郭の炎上」所収、吉川弘文館、一九七八年）。『東都劇場沿革誌料』（注（17）前掲書）寛政五年の項による。

(27) 『安永撰要類集』二十八、三芝居之部（国立国会図書館）。

(28) 津村涼庵「譚海」（『日本庶民生活史料集成』第八卷、三一書房、

一九八五年）。

(29) さらに補足すれば、森田座においては宝暦十四年（一七六四）から、狂言方もしくは勘定方と覚しき人物金井半兵衛が長唄正本の版元に入り、上村吉衛門（江見屋）と相版を組むかたちをとる。しかしまだ再版は手がけておらず。再版を行うようになるのは、寛政三年（一七九二）に河原崎座へ興行権が移り、版元が小川半助へ交代してからである。

(30) 国立国会図書館編『旧幕引継書目録 諸問屋名前帳』（湖北社、一九七八年）。

付記

本稿は、平成二十四年度日本近世文学会秋季大会における口頭発表をもとにまとめたものです。資料の閲覧に際して御高配を賜り、図版掲載を許可下さった諸機関に厚く御礼を申し上げます。

〈初版と異版の関係表〉(表 1-6)に分割して表示)

*この表は『東海大学国際文化学部紀要』創刊号(2008年)に掲載したものを、加筆訂正して作成した。

表 1 〈中村座〉

上演年月	曲名(外題)	版元1(初版)	内題下述者/筆耕/胡・譜	版元2	本居徳兵衛版	無刊記版I種	無刊記版II種	無刊記版III種	無刊記版IV種
享保16・2	傾城無間鐘	鱗形屋商標・透写 奥書「〜菊之丞相勤申候」	胡・譜有	元濱丁いがかや、同版かA1 内題と奥書無、胡・譜有					
享保16・2	無間鐘新道成寺	堺町中嶋屋	譜有	元濱丁いがかや					
享保17・1	うしろめん	堺丁中馬屋(本文無)	譜有						
享保19・1	相性獅子	いがかや	胡・譜有	明和6・2の村山版A3					
元文4・4	鳥羽の恋塚	元濱丁いがかや、奥書「右ノ坂田兵四郎直傳を以令板行候」	「鼓うた」有						
元文6・2	高野道行歌祭文	元濱丁いがかや・透写 奥書「大薩摩主膳太夫直傳之以正本令板行也」*1	譜有	権丁四丁目泉屋権四郎 胡譜有					
元文6・2	一奏勢熊坂	元濱丁いがかや・透写	譜有						
寛保1・8	兵四阿屋造	元濱丁いがかや・透写	譜有						
寛保4・2	百千鳥娘道成寺	元濱丁いがかや・透写	胡・譜有						
延享3・11	初見雪米衣	元濱丁いがかや	譜有						
延享4・11	山中対面の道行	元濱丁いがかや	「上るり」有						
延享5・1	掛合こと哥	〔綴目〕いがかや	胡・譜有						
延享5・1	小妻重山吹海道	元濱丁いがかや	胡・譜有						
寛延1・11	(寄味)京人形	元濱丁いがかや	下冊に胡・譜有						
寛延2・1	無間鐘	〔綴目〕いがかや	胡・譜有						
寛延2・3	一奏現在道成寺	元濱丁いがかや	胡・譜有						
宝暦3・1	今縁熊坂の段	いがかや	譜有						
宝暦3・2	京鹿子娘道成寺	元濱丁いがかや		元濱丁いがかや本文無	正銘版元、別版 II種と同版	別版	同版本儀版		
宝暦3・2	花の縁	元濱丁いがかや・後修本有					別版		
宝暦3・7	一奏乙女姿羽衣所	元濱丁いがかや							
宝暦4・2	分身鉄五郎	元濱丁いがかや	「上るり」有						
宝暦4・2	夜鶴花集籠	〔綴目〕いがかや	譜有						
宝暦4・2	江戸鹿子男道成寺	元濱丁いがかや	「鼓唄・二上り」有						
宝暦4・2	英執着獅子(上冊)	元濱丁いがかや			別版	すべてと別版			
宝暦4・2	英執着獅子(下冊)	元濱丁いがかや			A1*2 別版		I種と覆刻関係 A1	別版(上下二冊) A1(上一冊)	
宝暦4・11	冬牡丹揚羽面影	元濱丁いがかや	「上るり」有						
宝暦5・1	万歳具長掛合せりふ	元濱丁いがかや	胡有						
宝暦6・2	やりおどり長哥	元濱丁いがかや	「合」有						

上演年月	外題	版元(元版) 述/筆/胡譜	版元2	本屋蔵兵衛版	無刊記版I種	無刊記版II種	無刊記版III種	無刊記版IV種
宝暦6・11	早映枕丹前	元寶じいがや						
宝暦8・11	寿相生羽衣		橘町二丁目泉屋権四郎		上一冊のみ 版元2とA2	上下冊版元2とA2 I種の上冊と別版	下一冊のみ 版元2のA1	上下一冊別版
宝暦9・1	舞扇子姥桜	高砂町村山源兵衛						
宝暦10・5	舞鶴初丹前	元大坂町村山源兵衛						
宝暦11・3	勝色桜丹前	いづみ町村山源兵衛						
宝暦11・3	髻梳名とり草							
宝暦12・3	芳野草							
宝暦12・3	遊行旅初桜	いづみ町横通り村山源兵衛 (奥)「中村盛はんもと村山源兵衛1」						
宝暦12・7	男郎花	村山源兵衛						
宝暦12・11	紅葉賣	村山源兵衛						
宝暦12・11	一奏夕告鳥	村山源兵衛・透写						
宝暦12・11	勝舞台名寄行列	村山源兵衛・透写						
宝暦13・2	姥桜江島面	村山源兵衛・透写						
宝暦13・5	旅渡の小唄	村山源兵衛・透写						
宝暦13・5	峰雲皁墨染	村山源兵衛						
宝暦13・5	夏柳島玉川	村山源兵衛						
宝暦13・11	末広冬牡丹							
宝暦14・2	舂摺引							
宝暦14・2	爪音幸教尽	村山源兵衛						
宝暦14・4	ねこのつま	村山源兵衛						
明和1・8	めりやす 袖の露	(奥)「中村盛はん元 高砂町村山源兵衛」 村山源兵衛						
明和1・11	御所風俗童丹	高砂町村山源兵衛						
明和1・11	縁結祝葛葉	村山源兵衛						
明和2・1	めりやす 親子草	高砂町村山源兵衛						
明和2・11	姿玉籠関寺小町	村山源兵衛						
明和2・11	冬至梅なが袖丹前	村山源兵衛						
明和2・11	花寄糸図咽	村山源兵衛						
明和2・11	ふなつ文字	村山源兵衛						
明和3・7	瓢染粗の山	村山源兵衛						
明和3・11	松吹袖砂路	村山源兵衛・透写						
明和3・11	梅組葉二人物狂	村山源兵衛						

上演年月	曲名	版元 1 (元版)	述者/筆耕/胡・譜	本屋儀兵衛版	無刊記版 I 種	無刊記版 II 種	無刊記版 III 種	無刊記版 IV 種	無刊記版 V 種	無刊記版 VI 種
明和 4・1	琴の段 臘月	村山源兵衛	鈍通与三兵衛述/胡・譜有		A2/述者無/ 胡・譜有	別版/述者無/ 胡・譜有	II種の覆刻/ 譜有			
明和 4・1	春調娘七種	村山源兵衛 (奥)「中むら堅はんもと 高砂町村山源兵衛」	A1/奥書無/ 胡・譜有		別版/ 胡・譜有	すべてと別版/ 胡・譜有				
明和 4・1	春雨	村山源兵衛	A1/胡・譜有							
明和 4・1	袖柳名所塚	村山源兵衛	胡・譜有							
明和 4・8	秋葉籠	村山源兵衛	楓江述/胡・譜有		A2/述者無/ 胡・譜有					
明和 4・8	衣かつぎ思波車	村山源兵衛	楓江述/胡・譜有		A2/述者無/胡・譜有	同版後印/述者有/ 版元欄削去/胡・譜有				
明和 4・11	早咲哉女乱拍子	村山源兵衛			A1/述者無/ 胡・譜有	別版/述者無/ 胡・譜有	すべてと別版/ 譜有			
明和 4・11	楓袖相生曲	鈍通与三兵衛・富士田楓江述/胡・譜有			胡・譜有					
明和 4・11	おどり念仏	村山源兵衛	胡・譜有		関係不明/胡・譜有					
明和 4・11	針扣色入船	村山源兵衛*3	胡・譜有		A1/述者有/胡・譜有					
明和 5・1	ちごさくら	村山源兵衛	楓江述/胡・譜有							
明和 5・4	葉桜園の團	村山源兵衛・透写	胡・譜有							
明和 5・9	渡初鴈丹前	村山源兵衛	胡・譜有							
明和 5・9	おとぎ紅葉早物語	村山源兵衛	胡・譜有							
明和 5・9	曇算	村山源兵衛	楓江述/胡・譜有		A1/述者有/ 胡・譜有	A2/述者有/ 胡・譜有	別版/述者有/ 胡・譜有	すべてと別版/ 述者有/胡・譜有	IVの被影/ 述者無/譜有	すべてと別版/ 述者無/胡・譜有
明和 5・11	梅風嵐丹前	村山源兵衛	胡・譜有							
明和 5・11	深見草咲分丹前	高砂町横通り村山源兵衛	胡・譜有							
明和 5・11	初時雨	村山源兵衛	胡・譜有*4		A1/胡・譜有					
明和 5・11	相生菊相撲	村山源兵衛	作者増山金八/譜有							
明和 6・1	心駒勢草摺	高砂町横通り村山源兵衛	胡少有							
明和 6・2	一奏歌羽衣	高砂町横通り村山源兵衛	胡・譜有							
明和 6・2	道行女夫妻	高砂町横通り村山源兵衛	胡・譜有							
明和 6・2	相生獅子	高砂町横通り村山源兵衛*5	胡・譜有		A1/胡・譜有	別版/胡・譜有	IIの A1/ 譜「上」のみ	すべてと別/ 胡・譜省略有		
明和 6・5	追善江戸桜其傳	村山源兵衛	増山金八述/胡・譜有		A2/ 胡・譜有					
明和 6・5	弾的准系図	村山源兵衛	増山金八述/胡・譜有		同修本と同版/ 胡・譜有					
明和 6・7	雲の峰	高砂町横通り村山源兵衛 (奥) 中むら堅板元村山源兵衛	胡・「入」有		別版/ 胡・「入」有					

上演年月	曲名	版元1 (元版) 述者／筆耕／胡麻・文字譜	版元2	本屋義兵御版	無刊記版I種	無刊記版II種	無刊記版III種
明和6・7	めりやす 萩の風	高砂町横通り村山源兵衛					
明和6・7	めりやす 待夜	高砂町横通り村山源兵衛					
明和6・11	めりやす かみ心	高砂町横通り村山源兵衛			A1／胡・譜有		
明和6・11	楓葉恋狩衣	高砂町横通り村山源兵衛 (奥) 中村座振元村山源兵衛					
明和7・1	釣狐春乱菊	高砂町横通り村山源兵衛 鼎嶮印		A1／胡・譜有/ 鼎嶮印無	別版／胡無・譜有	すべと別版/ 胡・譜有	
明和7・1	春宝東人形	高砂町横通り村山源兵衛					
明和7・3	ごろの五文字	高砂町横通り村山源兵衛					
明和7・3	山桜姿鑑入	高砂町横通り村山源兵衛					
明和7・8	めりやす 星明	高砂町横通り村山源兵衛					
明和7・11	狂乱 須磨友千鳥	高砂町横通り村山源兵衛					
明和7・11	粧古郷錦花	高砂町横通り村山源兵衛正		A2／述者無／印無/ 胡・譜有			
明和7・11	水仙村丹前	高砂町横通り村山源兵衛正					
明和7・11	めりやす うき枕	高砂町横通り村山源兵衛板					
明和8・1	花菱放下僧	高砂町横通り村山源兵衛					
明和8・3	髪梳十寸鏡	高砂町横通り村山源兵衛 (奥) 「中村座振元 むら山正」					
明和8・3	めりやす 仇ざくら	高砂町村山源兵衛					
明和8・7	妹背星紅葉丹前	高砂町横通り村山源兵衛					
明和8・11	花角力里蒸	(奥) 「中むら座振元 村山源兵衛正」					
明和8・11	冬牡丹園生獅子	新いつみ丁中ほど村山源兵衛					
明和8・11	紅白勢丹前	〔 〕 中ほど村山源兵衛・(奥) 「中むら座振元 新いつみ町村山源兵衛」					
明和8・11	雪花輪糸図	いつみ丁中ほど村山源兵衛・透写 (奥) 「中村座正録振元むら山正」					
明和8・11	めりやす 鳥の音	いつみ丁中ほど村山源兵衛 (奥) 「むら山正」					
明和9・1	曙鎌倉名所	新いつみ丁中ほど村山源兵衛					

明和9・1	梅笑庭くさずり	しんいつみ丁村山源兵衛正 (奥)「中村座板元正銘 村山」	胡・譜有			A1 / 胡・譜有 / 奥書無 / 内題角書無		
明和9・1	春遊凱歌脚	新いつみ丁中ほど村山源兵衛	胡・譜有					
明和9・1	(狂乱初霞)	新いつみ町村山源兵衛	天満述 / 胡・譜有			A1 / 述者無 / 奥書無	別版 / 胡・譜省略有	
明和9・1	雲井の里言葉	(奥)「中村座板元正銘新いつみ町むら山」				胡・譜有 / 奥書無		
明和9・1	めりやす 若くさ	新いつみ丁中ほど村山源兵衛	天満述 / 「上ケ」有			A1 / 述者無 / 「上ケ」有		
明和9・1	めりやす わか派	新いつみ丁中ほど村山源兵衛	胡・譜少有					
明和9・8	初歌舞妓女花槍					関係不明 / 胡・譜少有		
明和9・8	めりやす 笹引					関係不明 / 胡有		
明和9・11	雪の一夜室乱梅					関係不明 / 胡・譜有		
明和9・11	めりやす 白たえ					関係不明 / 胡・譜有	Iと別版 / 胡・譜有	
安永2・1	めりやす かきつばた					関係不明 / 胡・譜有		
安永2・8	三馬雲井月	南側村山源兵衛						
		下冊 (奥)「中村座正銘版元村山源兵衛」						
安永2・11	陸花池	高砂町南側村山源兵衛	胡・譜有					
安永2・11	めりやす 錦木	高砂町南側村山源兵衛	天満述 / 胡有「カン」有					
安永3・1	(風流万歳) 五衣の品	高砂町南側村山源兵衛	「三紋大小入・哥」有					
		(奥)「中村座正銘版元村山源兵衛」						
安永3・8	めりやす 神輿	高砂町南側村山源兵衛正	機流述					
安永3・9	めりやす 思ひ寝	高砂町南側村山源兵衛	胡有			A1 / 胡有		
		(奥)「中村座正銘版元村山源兵衛板」						
安永3・11	めりやす 庭の落葉	高砂町南側村山源兵衛	胡有					
		(奥)「中村座板元 村山」						
安永4・2	御所契約狐	高砂町南側村山源兵衛正・透写本						
安永4・2	めりやす 花散鐘	透写本 (表紙に版元名無し)						
		(奥)「中村座正銘版元村山源兵衛」						
安永4・2	めりやす 葉桜	高砂町南側村山源兵衛	喜立述					
安永4・11	翁草恋鐘時					関係不明	Iと別版	
安永5・4	置箱恋乱菊	高砂町南側村山源兵衛	鼎映印					
安永5・11	めりやす ねぬよ					本文欠		
安永6・1	めりやす すくな文字					関係不明		
安永6・3	鐘掛花振袖					関係不明 / 「手ヲ下リ」有	Iと別版 / 譜無	IIと同版 / 2～3丁は覆刻

表2 〈中村座〉

上演年月	曲名	版元 1 述者／筆耕／胡麻点・文字譜	版元 2
安永6・11	めりやす 時雨月	板元 高砂町南新道村山源兵衛／ 賣所 江戸橋四日市本屋儀兵衛	
安永6・11	めりやす 雪見酒	板元 高砂町南新道村山源兵衛／ 賣所 江戸橋四日市本屋儀兵衛	胡・譜有
安永7・2	めりやす 朧月	板元 高砂町村山源兵衛／ 賣所 江戸橋四日市本屋儀兵衛 明和4年上演版の同版後 印・述者無／胡・譜有	板元 高砂町南新道村山源 兵衛／江戸橋四日市本屋儀 兵衛・同版後印
安永7・2	咲分梅笑顔	板元 〔綴じ目〕村山源兵衛／ 賣所 江戸橋四日市本屋儀兵衛	
安永7・2	めりやす 男文字	板元 高砂町村山源兵衛／ 賣所 四日市本屋儀兵衛	胡有
安永7・7	其紅葉懺悔物語	板 高砂町村山源兵衛 元 江戸橋四日市本屋儀兵衛 透写本	譜有
安永7・11	信夫石恋御所染	高砂町南新道村山源兵衛／はんもと／江戸橋四日市本屋儀 兵衛 「ヲトリ」有	
安永7・11	めりやす 花夕部	板 高砂町南新道村山源兵衛 元 江戸橋四日市本屋儀兵衛 正	
安永7・11	琴歌 雪の夜	高砂町南新道村山源兵衛／はんもと／江戸ばし四日市本屋 儀兵衛 左交述	
安永8・1	風流女萬歳	板 高砂町村山源兵衛 元 江戸橋四日市本屋儀兵衛 鼎峨丸印／「ヲトリ」有	
安永8・1	初夢姿富士	高砂町村山源兵衛／板元／江戸橋四日市本屋儀兵衛 (奥)「中村座板元」 「上るり・哥」有	
安永8・5	花菖蒲對の手綱	板 高砂町村山源兵衛 元 江戸橋四日市本屋儀兵衛	
安永8・8	秋の花角力	板 高砂町村山源兵衛 元 江戸橋四日市本屋儀兵衛	譜有
安永8・8	華筵千種の丹前	高砂町村山源兵衛／正本板元／江戸橋四日市本屋儀兵衛	
安永8・9	二ツ紋とくに 相の 山	板 高砂町村山源兵衛 元 江戸橋四日市本屋儀兵衛 正	胡・譜有
安永8・11	水面鏡梅佛	高砂町村山源兵衛／はんもと／江戸橋四日市本屋儀兵衛	
安永8・11	恋の乱れ苧	高砂町南新道村山源兵衛／はんもと／江戸橋四日市本屋儀 兵衛	
安永9・1	潔江戸絵靡	〔綴じ目〕村山源兵衛／はんもと／江戸橋四日市本屋儀兵衛 「ヲトリ」有	
安永9・3	曳各鐘鼈貝	高砂町村山源兵衛／はんもと／江戸橋四日市本屋儀兵衛	
安永9・7	三拍子秋野色々	高砂町村山源兵衛／はんもと／江戸橋四日市本屋儀兵衛 「ヲトリ・チラシ」有	
安永9・7	映紅葉奴僕	高砂町村山源兵衛／はんもと／江戸橋四日市本屋儀兵衛 譜有	
安永9・8	髪梳き 秋の暮	高砂町村山源兵衛／はんもと／江戸橋四日市本屋儀兵衛	
安永9・11	引連樹春駒	高砂町村山源兵衛／はんもと／江戸橋四日市本屋儀兵衛	
安永9・11	めりやす 磯千鳥	高砂町村山源兵衛／はんもと／江戸橋四日市本屋儀兵衛	
安永9・11	めりやす 関の戸	高砂町村山源兵衛／はんもと／江戸橋四日市本屋儀兵衛	
天明1・3	道行花の雪吹	板〔裁断〕村山源兵衛 元 江戸橋四日市本屋儀兵衛 正	

天明1・4	めりやす 仇枕	高砂町村山源兵衛／板元／四日市本屋儀兵衛	
天明1・9	色見草四の染分	板 たかさご町村山源兵衛 元 四日市本屋儀兵衛	
天明1・11	紅白姿色鏡	高砂丁村山源兵衛／はんもと／四日市本屋儀兵衛	
天明1・11	我背子恋の合榎	高砂丁村山源兵衛／はんもと／四日市本屋儀兵衛 左交述／譜有	
天明1・11	丹前 花姿視	高砂丁村山源兵衛／はんもと／四日市本屋儀兵衛	
天明1・11	屏風の関	板 高砂丁村山源兵衛 元 本屋儀兵衛 左交述	
天明2・11	めりやす 雨の柳	板 たかさご丁村山源兵衛 元 江戸はし四日市本屋儀兵衛 透写本	
天明2・1	花遊小鳥囀	高さこ町村山源兵衛／はんもと／江戸はし四日市本屋儀兵衛 「ヲトリ」有	
天明2・1	琴哥 かり寝	板 たかさご町村山源兵衛 三朝述 元 江戸はし四日市本屋儀兵衛	
天明2・3	釣狐花設段	高さこ町村山源兵衛／はんもと／江戸はし四日市本屋儀兵衛 譜有	
天明2・7	今様月汐汲	高さこ町村山源兵衛／はんもと／江戸はし四日市本屋儀兵衛	
天明2・7	道行昔のうつし絵	板 たかさご丁村山源兵衛 元 江戸はし四日市本屋儀兵衛	

表3 〈中村座〉

上演年月	曲名	版元(元版) 述者／筆耕／胡・譜	本屋儀兵衛版	無刊記版I種
天明2・11	琴柱のかり	板 高砂町村山源兵衛 元 長谷〔川〕町松本や万吉 「こと哥」有		
天明2・11	めりやす なみ枕	板 高砂町村山源兵衛 元 長谷川町松本や万吉		
天明2・11	めりやす 雪月花	板 高砂町村山源兵衛 元 長谷川町松本や万吉	別版	
天明2・11	花楓粧丹前	はんもと／高砂町村山源兵衛／長谷川町松本や万吉 「ヲトシ」有		
天明3・1	花緑千歳寿	板元／高砂丁村山源兵衛／長谷川丁松本屋万吉		
天明3・1	初花色の染手綱	板元／高砂丁村山源兵衛／長谷川丁松本屋万吉		
天明3・2	恋の枷糸	板元／高砂丁村山源兵衛／長谷川丁松本屋万吉 左交述		
天明3・2	乱咲扇子蝶	板元／高砂丁村山源兵衛／長谷川丁松本屋万吉		
天明3・4	再咲花娘道成寺	板元／高砂丁村山源兵衛／長谷川丁松本屋万吉 譜有		
天明3・8	めりやす 秋の夜	板 高砂丁村山源兵衛 元 長谷川丁松本屋万吉		
天明4・1	道行 見桜恋淵瀬	はんもと／高砂町村山源兵衛／松本屋万吉 譜有		
天明4・1	咲競梅丹前	はんもと／高砂町村山源兵衛／松本屋万吉 透写本		
天明4・3	めりやす 色増袖	板 和泉丁村山源兵衛 元 長谷川丁松本屋万吉		
天明4・3	馴初船の内			「哥」有
天明4・3	朝日の舞鶴			透写本

表 4 (中村座)

上演年月	曲名	版元(元版)	述者/筆排/胡・譜	本屋兼 兵衛版	無刊記版	沢村屋利兵衛版Ⅰ種	沢村屋利兵衛版Ⅱ種	沢村屋利兵衛版Ⅲ種	沢村屋利兵衛版Ⅳ種
天明6・11	狂乱嵐姫松	板元 よし町村山源兵衛	透写本						
天明7・2	重荷の塩柴	板元 高さご丁村山源兵衛 正銘 元							
天明7・11	色見草古栗玉籬	さかい町澤村庄五郎							
寛政1・4	めりやす 雨の後	板元 沢村庄五郎	左交述						
寛政1・7	八朔梅月の霜月	板元 せともの町村山源兵衛 元 さかい町沢村庄五郎		版元欄内削 同版後印	別版/奥「寛政元酉 年七月吉日 再板 沢村蔵板」	Iの同版後印/Ⅰと 同奥書	* 6		
寛政1・11	松鶴嫩丹前	はんもと さかい町沢村庄 元 せともの丁村山源兵衛							
寛政1・11	めりやす 東歌	元 さかい町沢村庄五郎 (奥書)「はんもと澤村屋」	左交述						
寛政2・1	初約束手管草摺	はんもと 沢村庄五郎さかい丁							
寛政2・1	大夫樗牛警万歳	板元 せともの丁村山源兵衛							
寛政2・3	めりやす 雛草	元 さかい町沢村庄五郎							
寛政2・7	放下僧月の弓取	板元 さかい町沢村庄五郎							
寛政2・11	釣狐菊楽咲	板元 沢村庄五郎							
寛政2・11	春駒勇笑顔	板元 村山源兵衛							
寛政3・1	めりやす うわ帯	板元 さかい町沢村屋利兵衛 元 せともの丁村山源兵衛							
寛政3・1	對面花春駒	板元 さかい町 沢村屋利兵衛 元 せともの丁村山源兵衛			同版/ 版元名欄のうちの 「せともの丁村山源兵 衛」削去	別版/奥「寛政三亥 正月吉日 沢村蔵板」	すべてと別版/奥「原 板寛政三亥年正月吉日 /再板文政九戌年九月 吉日澤村蔵板」* 7	原板沢村屋利兵衛/ 求板丸屋鉄次郎	
寛政3・5	五月菊名大津絵	板元 (空欄) さかい町沢村利兵衛 (奥書)「寛政三亥年五月吉日沢村蔵 板」* 8			版元欄に「さかい町 沢村屋利兵衛」中央 書/同版				

表5 (都座)

上演年月	曲名	版元 (元版)	述者／筆耕／胡・譜	沢村屋利兵衛版Ⅰ種	沢村屋版Ⅱ種	沢村屋版Ⅲ種
寛政6・2	(めりやす) 月の鏡	さかい町中嶋屋伊左衛門 /沢村屋利兵衛/はんもと	作者松井由輔述 (表紙)			
寛政6・5	(めりやす) やどり車	さかい町中嶋屋伊左衛門 /沢村屋利兵衛/はんもと	狂言作者松井由輔述 (表紙)			
寛政6・7	(季唄) 雲井の鷹	さかい町中嶋屋伊左衛門 /沢村屋利兵衛/はんもと				
寛政6・7	(めりやす) 下紐	さかい町中嶋屋伊左衛門 /沢村屋利兵衛/はんもと				
寛政6・7	(床さかづき) 相の山	さかい町中嶋屋伊左衛門 /沢村屋利兵衛/はんもと				
寛政6・11	(めりやす) 糸車	板元 きり屋/沢村屋/中嶋屋 /沢村屋利兵衛/中嶋屋伊左衛門	五瓶述「三下り、合」	別版/大字/ 述者有「三下り、合」	別版/大字/ 述者有/譜無	Ⅱ種の覆刻/ 述者無/譜無
寛政7・1	(新うた) 五大力	板元 桐屋傳左衛門 /沢村屋利兵衛	並木五瓶述/譜無			
寛政7・2	三瀬川吾妻人形	板元 桐屋傳左衛門/沢村屋利兵衛 /中嶋屋伊左衛門				
寛政7・11	色手綱誓の駒引	板元 とみさわ町中嶋屋傳左衛門 /賣所 さかい町中嶋屋伊左衛門				
寛政7・11	折篠竹梅幸	板元 とみさわ町中嶋屋傳左衛門 /賣所 さかい町中嶋屋伊左衛門	「合」			
寛政7・11	(めりやす) 心の薬	板元 とみさわ町中嶋屋傳左衛門 /賣所 さかい町中嶋屋伊左衛門	「ツツミ哥、合」			
寛政8・1	(めりやす) 心の木枕	(表紙欠)				
寛政9・3	(めりやす) 爪紅粉	板元 桐屋傳左衛門 /賣所 さかい町中嶋屋伊左衛門	えんふ述「二上り、合」			神田平永町森田屋金藏「三下り、合」
寛政9・8	姿花籠七種	板元 桐屋傳左衛門 杵屋正次郎増補 /賣所 さかい町中嶋屋伊左衛門	「二上り、三下り、ツ、ミ」	沢村屋利兵衛 さかい丁 手習子 抜摺り本		
寛政9・9	(めりやす) あだし髪	板元 桐屋傳左衛門 /賣所 さかい町中嶋屋伊左衛門	杵屋和吉述「二上り、合」			
寛政9・9	忍夫摺形見狩衣	板元 桐屋傳左衛門 /賣所 さかい町中嶋屋伊左衛門	「ウタイ、三下り、合」			

表6 注③
〈中村座〉

上演年月	曲名	版元(元版) 述者/胡・譜	沢村屋版I種	沢村屋版II種	沢村屋版III種	沢村屋版IV種
寛政9・11	(仙臺ぶじ) 吾妻俱 (めりやす) 心の雪	板元/さかい町沢村利兵衛/せともの丁村山源兵衛 板元/沢村利兵衛/村山源兵衛 左交述	表紙「再板」/別版 /大字/「二上り、合」			
寛政9・11	(めりやす) 墨の梅	はんもと/沢村屋利兵衛/さかい丁				
寛政10・3	(因治留瑞) 邯鄲四季の花 道	板元/さかい丁沢村屋利兵衛/村山源兵衛 亀玉述	同版/述者有/ 表紙「村山源兵衛」削去	I種の覆刻/「再板」/述者有		
寛政10・11	花車紅葉鋪	はんもと/沢村屋利兵衛/さかい丁				
寛政11・2	(めりやす) 花の関の戸	はんもと/沢村屋利兵衛/さかい丁				
寛政11・11	(めりやす) 室のあがほ		板 沢村屋利兵衛「三下り」 元 森田屋金蔵 大名題無			
寛政11・11	牛飼笠飾花	はんもと/沢村屋利兵衛/さかい町 村屋正次郎作	板 さかい丁沢村屋利兵衛 元 平永町 森田屋金蔵 別版 内題下作者名無	板 よし町角山本平吉 元 芝神明前和泉や市兵衛 Iと同版/版元名部分入木		
寛政12・1	帯曳花農小林	はんもと/沢村屋利兵衛/さかい町	同版後印、表紙別版	板元/さかい丁沢村利兵衛 /平永町 森田屋金蔵別版		
寛政12・3	(めりやす) 心の筆	はんもと/沢村屋利兵衛/さかい町				
寛政12・5	江戸花五枚錦 絵	板元/さかい町/沢村屋利兵衛	板元/さかい丁沢村利兵衛/ 平永町 森田屋金蔵「花娘」抜 刷本			
寛政12・11	(めりやす) 蕙紅葉 花枝巻立梅	はん元/沢村屋利兵衛/さかい町 五瓶述				
享和1・11 享和3・5	三重霞嬉敷額 鳥	はん元/沢村屋利兵衛/さかい町	板元/さかい町沢村屋利兵衛 表紙「再板」/左交述 (奥)「享和三亥正月吉日 沢村藏板」	覆刻 (奥)「享和三亥五月吉日 沢村藏板」		

享和3・2	ぬれ題				神田平永町森田屋金藏 写本		
享和3・4	(享明) 秋空	板元/さかい町/沢村屋利兵衛/藏板					
享和3・8	新八重帷	正銘/はん元/沢村屋利兵衛藏板/さかい町					
文化1・2	うてな	さかい丁/沢村屋利兵衛/はんもと					
文化2・3	法花四季臺	はんもと/沢村屋利兵衛/さかい丁 (下冊奥)「文化二乙丑年三月三日藏版」 上下二冊本	本文覆刻 (含刊記) 表紙別版 上下二冊本	表紙別版 本文Iの後印 一冊本	表紙別版「再板」 本文Iの覆刻 ◎	原版沢村利兵衛 求版丸屋銚次郎 本文別版「慶應三年 丁卯九月再板」	
文化2・4	(めりやす) 妻戸の風	はんもと/沢村屋利兵衛/さかい町 (奥)「文化二丑四月十日藏版」◎					
文化3・2	七字の花在姿 繪	板元/さかい町/沢村屋利兵衛/北がわ (下冊奥)「文化三寅二月吉日 沢村藏板」	本文覆刻 (含刊記) 表紙別版	Iの覆刻 (含刊記)	別版◎ (奥)「原版 文化三寅二月 吉日 再版 文政四巳年五 月吉日 沢村藏板」	板元丸屋銚次郎 別版	
文化3・4	(めりやす) 袖の海	板元/さかい町/沢村屋利兵衛/北がわ (奥)「文化三寅の四月十四日 沢村藏板」					
文化4・5	(子日) 男舞曲相生	さかい町/沢村屋利兵衛板「ウタイ、三下り」 (奥)「文化四丁卯年五月吉日 沢村藏板」	別版 (奥)「原版文化四丁卯年五月 吉日/再板文政十三庚寅年三 月良辰 澤村藏板」				
文化4・5	(重陽) 色耐雛花唄	さかい町/沢村屋利兵衛板 (奥)「文化四丁卯年五月吉日 沢村藏板」					
文化5・1	寶君壽万歳	さかい丁/澤村屋利兵衛/はん元 「二上り」 (奥)「文化五辰正月二日 堺町沢村藏板」					
文化5・2	梅庭意眞貞	板元/さかい丁/沢村屋利兵衛 (奥)「文化五辰年二月吉日 澤村藏板」					
文化5・4	道行鳥邊山	板元/さかい丁/沢村屋利兵衛/北がわ (奥)「文化五辰年七月十七日 澤村藏板」					
文化5・7	(めりやす) 月雪花操重	板元/さかい町/沢村屋利兵衛/北がわ (奥)「文化五辰年八月十日 沢村藏板」					
文化5・8	濱松風戀歌	板元/さかい町/沢村屋利兵衛/北がわ (奥)「文化五辰年八月十日 沢村藏板」	別版◎ 刊記「文政九戊年九 月吉日再刻 澤村藏板」	Iの覆刻	別版 原版沢村利兵衛/求 板丸屋銚次郎		
文化5・11	天津失声恋神 業	はんもと/沢村屋利兵衛/さかい町 (奥)「文化五戊辰年霜月朔日 沢村藏板」					
文化6・4	邯鄲園菊樂	沢村屋利兵衛/さかい町 (奥)「文化六巳年四月吉日 沢村藏板」	別版 通二丁目/丸屋銚次郎 /はんもと				
文化6・9	(めりやす) ゆかりの月	板元/さかい丁/沢村屋利兵衛	本文後印 表紙別版	覆刻 通二丁目丸屋銚次郎			

文化7・3	八重やまぶき	はんもと／沢村屋利兵衛／さかい町 (奥) 「文化七七年三月吉日 沢村藏板」					
文化7・5	(めりやす) 本の下やみ	はんもと／沢村屋利兵衛／さかい丁 (奥) 「文化七七年五月吉日 沢村藏板」					
文化7・7	伊勢音頭恋目 の双六	板元／さかい丁／沢村屋利兵衛 (奥) 「文化七七年七月十五日 澤村藏板」					
文化7・8	小原女 俣の禿	正銘／堺町／沢村屋利兵衛／はんもと (奥) 「文化七七年八月十七日澤村藏板」 上册 正銘／板元／さかい丁／沢村屋利兵衛／北がわ (奥) 「文化七七年八月十七日 澤村藏板」 下册	別版 上一册	別版 表紙Iの覆刻「文久二戊七月再板 澤村藏板」 上下一册本	IIの覆刻 原板沢村屋利兵衛 求板丸屋鉄次郎 上下一册本		
文化7・11	追払梅明春	正銘／堺町／澤村屋利兵衛／板元 (奥) 「文化七庚午十一月朔日 沢村屋藏板」					
文化7・11	(琴明) 花色香	正銘／さかい丁／沢村屋利兵衛／はんもと (奥) 「文化七庚午霜朔日 沢村藏板」					
文化8・3	運桜手尔葉七 字	正銘／さかい丁／澤村屋利兵衛／はんもと (奥) 「文化八未年三月吉日 澤村藏板」 上下一册	別版 一册本 (奥) 「原板文化八未年三月吉日／再板文政四年巳四月吉日 澤村藏板」	字表紙本 本文Iの覆刻	沢村屋利兵衛／大黒屋金之介相版 別版 (上下) 二册 「大黒屋金之助」を削去した版あり	沢村屋利兵衛／丸屋鉄次郎相版 IIIの覆刻 ほかに丸屋鉄次郎版あり	
文化9・9	(めりやす) 青葉	正銘／さかい丁／沢村屋利兵衛／板元					
文化8・11	岩井月緑の松 本	正銘／さかい丁／沢村屋利兵衛／はんもと (奥) 「文化八未年霜月朔日 澤村藏板」					
文化8・11	(めりやす) 遺枕	正銘／さかい丁／沢村屋利兵衛／はんもと (奥) 「文化八未年霜月朔日 澤村藏板」					
文化9・1	千代の春緑末 広	正銘／堺町／沢村屋利兵衛／板元 (奥) 「文化九甲申正月吉日 澤村藏板」					
文化9・7	万歳君堺町	正銘／堺町／沢村屋利兵衛／板元 (奥) 「文化九年申七月十五日 澤村藏板」					
文化9・9	再春菴種時	正銘／堺町／沢村屋利兵衛／板元 (奥) 「文化九甲申九月九日 沢村藏板」 *9	本文覆刻 字表紙	本文別版 字表紙	版元部分墨丁 IIの覆刻 「丸鉄板」と入る同版有	通三丁目丸屋鉄次郎版 「明治十七年再版」	
文化9・9	紅葉袖名錦絵	正銘／堺町／沢村屋利兵衛／板元 (奥) 「文化九甲申九月九日 沢村藏板」 同版の字表紙本あり					
文化10・2	(めりやす) 命毛	正銘／堺町／沢村屋利兵衛／板元 (奥) 「文化十四年二月十二日 沢村藏板」					

文化10・3	四季泳寄三大 字	正銘／栗町／沢村屋利兵衛／板元 (奥)「文化十四年三月七日 沢村藏板」 上下二冊	別版(A3) 上下一冊 (奥)「文化十四年三月吉日 沢村藏板」	本文Iの覆刻 (奥)「文化十四年三月吉日 發板／文政十三寅歳四月吉 日 再板 澤村藏板」◎	本紋別版 大字	沢村屋利兵衛／丸屋鉄 次郎相版 本文同版Ⅲ
文化10・9	御名残尾花留 袖	正銘／栗町／沢村屋利兵衛／板元 (奥)「文化十癸酉年秋九月 沢村藏板」				
文化11・3	寄三津再十二 支	正銘／栗町／沢村屋利兵衛／板元 (奥)「文化十一戊戌年三月 澤村藏板」				
文化12・1	梅籬霞帯曳	正銘／さかい丁／沢村屋利兵衛／はんもと (奥)「文化十二亥年一月吉日 沢村藏板」				
文化12・3	其九繪彩四季 桜	正銘／さかい丁／沢村屋利兵衛／はんもと (奥)「文化十二戌年三月吉日 沢村藏板」				
文化12・11	今様織花道	正銘／さかい丁／沢村屋利兵衛／はんもと (奥)「文化十二亥年霜月朔日 沢村藏板」				
文化13・5	(琴明) 朝顔	正銘／さかい丁／沢村屋利兵衛／はんもと (奥)「文化十三年五月吉日 沢村藏板」				
文化13・9	御名残七小町 登彩四季	正銘／栗町／沢村屋利兵衛／板元 (奥)「文化十三年九月吉日 沢村藏板」				
文化15・1	道中丸色帯	正銘／栗町／沢村屋利兵衛／板元 終丁次				

注：本表は版元1を元版とし、本屋義兵衛版・無刊記版との本文の関係を表したものである。各曲の本屋義兵衛版と無刊記版I～VIの欄に「A1 (A2・A3・別版)」と記載している。本屋義兵衛版と無刊記版間の本文の関係について記す場合は、「本義版と同版」や「I種 (無刊記I種) と同版」のように、関係する版種を表した。

この表は、中村座の離子方による正本をもとに作成した。述者は本文の内題下署名からとり、表紙の記載からはとっていない。

詞章の右側に胡麻点がある場合は、全体的・部分的を問わず「胡有」と表に載せている。文字譜 (節付け名) については、文字譜とみなしにくい「オトリ」・「哥」・「ツツミ哥」なども一応「譜有」として表中に記載しているが、本文の冒頭の「二上り」「三下り」と中間の「合」のみの場合は文字譜無しと見なして表には載せなかった。

相版元の関係を特に示す必要がある場合は、原本の表記を写すように心掛けた。

- * 1 【高野道行哥祭文】「一奏勢熊坂」は「菜花曙曾我 第三番目」・「中村座」と表紙にあるが、版元が異なる。
- * 2 上下二冊である。他に、下冊の表紙を除いて上下一冊にした覆刻版があり (竹 71163・明 1023)、その表紙に「上下」と入る版 (黒木) がある。
- * 3 下冊の表紙を除き、上下冊の本文を合わせて一冊にした同版本あり。上冊の表紙から「上」を削去して表紙にした遣本。
- * 4 版元2として「瓢箪形内に文」の商標の版有、本文は「別版 胡・譜有」。
- * 5 享保19年1月上演時のいかにや版の本文を参考にして版下を作っている (いかにや版のA3) とみられる。
- * 6 このほかに、沢村屋利兵衛版の異版が3種と、沢村屋利兵衛と森田屋金蔵相版の版が4種存在するが、刊年・蔵版に関する奥書はない。
- * 7 このほかに、沢村屋利兵衛版で奥書の無い異版がある。
- * 8 ◎は版種が複数あることを示す。その際には本文を基準とした。
- * 9 天保4・9再演時の正本 (沢村屋版) あり。

後版 (未定稿)

上演年	曲名	富士屋小十郎 ふきや町 かし通り／南側	伊賀屋勘右衛門 住所変動	和泉屋市兵衛 芝神明前	山本平吉 よし町 川岸角	森田屋金藏 神田平永町	沢村屋利兵衛 さかい町	丸屋鉄次郎	薦屋重三郎 小伝馬町 三丁目	大黒屋 金之介	清水治平衛 本芝三丁目	濱松屋幸助 通油町 北側	多田屋利兵衛 堀江町四丁目 日本橋通三丁目
寛延 2・3	一奏現在道成寺	○元浜町伊賀屋勘右 衛門原板／ふきや 町富士屋小十郎再 板											
宝暦 3・2	京鹿子娘道成寺	◎	◎	○山本相版	○森田屋 と相版	◎	◎「再板 沢村 屋兵衛正」 「文久十三年 改板澤村藏 板」 「天保十一年 澤村藏板」	◎沢村相版 「文久四年 再々刻」					○
宝暦 4・2	英執着獅子	◎	◎	○森田屋 と相版	◎大黒屋金之介 相版	○沢村相版		○沢村 相版					○
宝暦 6・11	早咲枕丹前	◎南側一種大名題有	○	○森田屋 と相版	○岩戸屋久兵衛 相版								○
宝暦 12・3	道行旅初桜				○								
宝暦 14・2	爪音幸紋尽				○「再板」 大名題無								
宝暦 14・4	ねこのつま				○								○
明和 2・11	姿の鏡関寺小町	○	○	◎	◎								○
明和 4・1	琴の段 朧月	○字稽古本	○富士屋相版		◎岩戸屋相版								○字表紙稽古 本
明和 4・1	春調娘七種	◎	◎	○森田屋 と相版	○「甲午八月再 板」								
明和 4・1	秋果籠	○	○	○山本相版	◎「文久三年八 月改板」	◎「再板」							
明和 4・8	衣かへつき思破車	○	○		○			○原板沢村 求板丸屋					○
明和 4・8	相生獅子	◎	◎富士屋相版		◎「再板」								○
明和 6・2			◎単独	○森田屋 と相版									○

天明 7・1	釣狐春乱菊	<input type="radio"/> 字表紙本			<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 「再板」													
明和 9・1	雲井の里言葉				<input type="radio"/>														
明和 9・11	めりやす白たえ	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>													
安永 4・11	翁草纏種蒔 (種蒔三番叟)	<input checked="" type="radio"/> かし通り／大名題無	<input type="radio"/> 富士屋相版 <input type="radio"/> 単独			<input checked="" type="radio"/> 大名題無	<input checked="" type="radio"/> 浪村単独 大 名題無「再板」 <input type="radio"/> 岩戸屋久兵衛 相板	<input type="radio"/> 原板浪村 求板丸屋											<input type="radio"/>
天明 1・11	我背子恋の合櫃 (蜘蛛拍子舞)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 富士屋相版 <input checked="" type="radio"/> 福地茂兵衛／ 山本重五郎／ 富士屋と相版				<input type="radio"/> 字表紙稽古本	<input type="radio"/> 福地茂兵 衛／山本 重五郎／ 伊賀屋と 相版											
天明 2・3	釣狐花散畏	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 森田屋 と相版	<input type="radio"/>														
天明 3・8	めりやす秋の夜				<input type="radio"/> 大名題無														
天明 4・3	剛初駈の内	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>														
天明 4・11	めりやす黒髪	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/> 「再板」 <input type="radio"/> 村屋利兵衛板 正」	<input type="radio"/>												
天明 5・3	八挺鉦	<input type="radio"/>																	

7-1745・2568・2569・演特イ 11-1212-116A、他有り
 めりやす青葉 元：黒
 岩井月緑の松本 元：演特イ 11-1212-37E と 116G
 めりやす浪枕 元：特イ 11-1212-37F (表紙破)
 千代の春緑末廣 元：演特イ 11-1212-37I
 万歳君塚町 元：明
 再春菘種蒔 元：演特イ 11-1212-38C と 117AB・竹
 7-1387・1389・3149・3150、沢村 I：(字表紙) 明・
 竹 7-1393・1394・3151、沢村 II：(字表紙) 芸 N27・
 演特イ 11-1212-117C・演特イ 13-312-97・竹 7-1390-
 1392・1838・3152・3153、沢村 III：(版元部分墨丁)
 竹 7-3156・演特イ 13-312-98、丸鉄：竹 7-1396
 紅葉袖名残錦絵 元：芸 N1 と 4・演特イ 11-1212-
 38D と 117DE・明・竹 7-1517-1520・3205-3207、元’：
 (字表紙) 明・竹 7-1521・1522・3208 (他に天保四
 年再演版有り)
 めりやす命毛 元：演特イ 11-1212-38G・明
 四季眺寄三大字 元 (上下 2 冊)：竹 07-604-
 607・2779・2780・演特イ 11-1212-38H・117G・118A、
 沢村 I (上下 1 冊)：演特イ 11-1212-118BC・
 竹 7-608-611・2781・2782、沢村 II：明 2091・
 竹 7-2783、沢村 II’：明 2092・演特イ 11-1212-
 118D・竹 7-613・2784・22785、沢村 II’：(本
 文 II 同版表紙別版) 演特イ 13-312-102・竹
 7-614・615・2786・2787、沢村 III：竹 7-2789、沢村
 III’：演特イ 11-1212-119A・竹 7-2788・芸 N25・
 明 2100、沢村 IV：芸 N25・竹 7-616・演特イ 13-
 312-101
 御名残尾花留袖 元：竹 7-2580
 寄三津再十二支 元：明・竹 7-1638-1640・3260・演
 特イ 11-1212-40A
 梅籬霞帯曳 元：明・演特イ 11-1212-40D・芸 N11
 其九繪彩四季櫻 元：竹 785-790・演特イ 11-1212-
 40E と 119EF、元’：(上冊表紙覆刻) 明・演和ト
 13-44 と 45 カ
 今嫩花道 元：演特イ 11-1212-41E・明
 琴唄朝顔 元：演特イ 11-1212-41G
 御名残七小町容彩四季 元竹 7-977
 道中丸色廓 元：特イ 11-1212-42A (欠本)

[略語]

(元 1)：元版 1
 (元 2)：元版 2
 (儀)：本屋儀兵衛版
 (I～VI)：無刊記版 I～VI 種
 (沢村 I～IV)：沢村利兵衛再版 I～IV 種
 (丸鉄)：丸屋鉄次郎版

上：上野学園日本音楽史研究所
 演：早稲田大学演劇博物館
 辻：早稲田大学演劇博物館辻町文庫
 加：都立中央図書館加賀文庫
 霞：東京大学霞亭文庫
 抱：抱谷文庫
 黒：東京大学教養学部黒木文庫
 芸：東京芸術大学附属図書館
 東国：東京大学国語国文研究室
 竹：国立音大附属図書館寄託竹内文庫
 バ：バリ国立図書館
 博：東京国立博物館
 花：上田花月文庫
 松：松浦史料博物館
 明：明治大学附属図書館松和文庫

書籍に図版掲載

原：『長唄原本集成』
 図：『歌舞伎図説』
 近：『日本近世日本舞踊史』石井国之著
 川：『江戸長唄』川上邦基著

(『東海大学国際文化学部紀要』創刊号 (2008 年) に掲
 載した『所蔵一覧』に加筆して作成した)

- 三瀬川吾妻人形 元：演特イ 11-1212-27F
 色手綱誓の駒引 元：演特イ 11-1212-27G
 折旅竹梅幸 元：明
 めりやす心の蝶 元：竹 7-507・2433
 めりやす心の木枕 元：芸 N3、後版：竹 7-2726（森田屋版）
 めりやす瓜紅粉 元：竹 7-2437
 姿花秋七種 元：明・演和ト 13-285、沢村 I：竹 7-2848・2849・芸 N22・演特イ 11-1212-28A と 109H（抜き本）
 めりやすあだし髪 元：竹 7-2438
 忍夫摺形見狩衣 元：明
 仙台ふし吾妻唄 元：竹 7-50、沢村 I：竹 7-51・演特イ 11-1212-28C・演和ト 13-194・演和ト 13-444-3E・明
 めりやす心の雪 元：竹 7-2439
 めりやす墨の梅 元：竹 7-2441・演特イ 11-1212-28E（唄浄瑠璃）邯鄲四季の花道 元：明、沢村 I：芸 N3、沢村 II：竹 7-331
 花車紅葉錦 元：近（表紙のみ掲載）
 めりやす花の関の戸 元：竹 7-2442
 めりやす室のゑがお 沢村 I（森田屋相版）：演特イ 11-1212-29F
 牛飼室梅花 元：演特イ 11-1212-110B、沢村 I（森田屋相版）：竹 7-92・演特イ 11-1212-29E、後版：竹 7-93
 帯曳花農小林 元：演特イ 11-1212-29K・明・竹 7-249・250・2063・2573、沢村 I：竹 7-248・2574、沢村 II（森田屋相版）：演特イ 11-1212-110DE
 めりやす心の筆 元：演特イ 11-1212-30B と 110F
 江戸花五枚錦絵 元：演特ト 13-429-18・明、沢村 I（森田屋相版）：演特イ 11-1212-30F（抜き本）
 めりやす蔦紅葉 元：演特イ 11-1212-30I
 花袂甚立梅 元：演特イ 11-1212-31H
 三重霞嬉敷顔鳥 沢村 I：明・竹 7-1422・1423・3175・演特イ 11-1212-110J・演特ト 13-443-96・演特ト 13-429-20、沢村 II：竹 7-1424・3174・演特イ 11-1212-32F、沢村 II'（字表紙）：竹 7-3176
 むね翹 後版：演特イ 11-1212-142（森田屋版透写本）
 琴唄秋空 元：演特イ 11-1212-32H
 新八重梅 元：演特イ 11-1212-32I
 めりやすうてな 元：演特イ 11-1212-33C
 法花四季台 元：竹 17-1043・1044、沢村 I：竹 7-1045・1048・2998・2999・芸 N3・明、沢村 II：竹 7-3000・3001、沢村 II'（字表紙）：竹 7-3002、沢村 III：明・竹 7-1049、沢村 III'：竹 7-1050（表紙覆刻）、沢村 IV（丸鉄求版）：竹 7-1051
 めりやす妻戸の風 元：明
 若緑姿相生 元：明
 七字の花在姿繪 元：明 2056・竹 7-622・624・626・1774・1776・演特イ 11-1212-34A と 111G、沢村 I：明 2055・演特イ 11-1212-112A、沢村 II：演特イ 11-1212-112AB・竹 7-620、沢村 III：竹 7-628・629・1779・演特イ 11-1212-112CD、沢村 III'：竹 7-631・1778（字表紙）、沢村 IV：竹 7-632
 めりやす袖の海 元：明・竹 7-758
 （子日）男舞曲相生 元：演特イ 11-1212-34C・演和ト 13-178・明、沢村 I：竹 7-246
 （重陽）色碓籬花姫 元：演特イ 11-1212-34DE と 113E
 寶君寿万歳 元：演特イ 11-1212-34G・明
 梅庭意鼠眞 元：黒・演特イ 11-1212-34I（透写本）
 道行鳥邊山 元：竹 7-3180・3181・演特イ 11-1212-35A・演和ト 13-286カ
 めりやす月雪花操車 元：竹 7-3469
 濱松風恋歌 元：明・芸 N22・竹 7-1185・1186・3072・3073・演特イ 11-1212-113I、沢村 I：演特イ 11-1212-113J114A・竹 7-1187・1188・3074、沢村 II：竹 7-1190・3076、沢村 II'：芸 N17（表紙覆刻）、沢村 III：竹 7-1191、沢村 IV：竹 7-1192・1193・3077
 天津矢声恋神業 元：明
 邯鄲菌菊蝶 元：演特イ 11-1212-36A・演和ト 13-419-21・竹 7-332・334・3339、丸鉄：竹 7-335
 めりやすゆかりの月 元：竹 7-1630・2446・明 2069・芸 N1、沢村 I：明 2070・演特イ 11-1212-36C、丸鉄：竹 7-3258
 めりやす八重やまぶき 元：黒・竹 7-1562
 めりやす木の下やみ 元：黒
 （伊勢音頭）恋目双六 元：演和ト 13-296
 小原女（上冊）廓の禿（下冊） 元（上下 2冊）：演特イ 11-1212-36G・114K・115CD（下冊）・竹 7-288-296・明、元'（下冊字表紙）芸 N19・演特イ 11-1212-115E・竹 7-301・1763・1764・2138・2595（下冊字表紙）・2597、沢村 I：芸 N17 と 19・明・演特イ 11-1212-115A・特イ 13-312-89・竹 7-297-299・2595・2596、沢村 I'：竹 7-3332（上冊字表紙）、沢村 II：竹 7-3333、沢村 III：芸 N27・演特イ 11-1212-115B
 追払梅明春 元：演特イ 11-1212-36H
 琴唄花色香 元：竹 7-1156・1825（表紙欠）
 遅桜手尔葉七字 元：（上冊）竹 7-231・229・1746・2562・明、（下冊）竹 7-230・2563・明、沢村 I：（上下 1冊）芸 N4・竹 7-233・234・1747・1748・2099・2564・2565・明 2110・演特イ 11-1212-37A と 115G、沢村 I'：芸 N17 と 25・明 2109（改刻箇所）、沢村 II：（字表紙本文 I の覆刻）竹 7-235・2566・2577 沢村 III：（大黒屋相版）竹 7-236・238・3323、沢村 IV：（上 1冊丸鉄相版）竹

めりやす花散鐘 元1：演特ト 13-448-90 (透写)
 めりやす葉桜 元1：演特イ 11-1212-19F
 翁草恋種蒔 I：演和ト 13-444-2F・演特ト 13-443-84、II：竹 7-169と 170
 置霜恋乱菊 元1：花
 壽萬歳 I：演特イ 11-1212-20L
 めりやすねぬよ I：演特ト 13-413 (本文欠)
 めりやすすくな文字 I：竹 7-2413
 鐘掛花振袖 I：芸 N9、II：竹 7-2607、III：竹 7-314
 めりやす時雨月 元1：演特ト 13-413・竹 7-2414
 めりやす雪見酒 元1：竹 7-2415
 めりやす臘月 元1：松・黒、元2：芸 N9・演特ト 13-443-87
 咲分梅笑顔 元1：松
 めりやす男文字 元1：芸 N24/1
 其紅葉懺悔物語 元1：芸 E
 信夫石恋御所染 元1：明・松
 めりやす花夕部 元1：明・松
 琴歌雪の夜 元1：松 835-S11-10・12
 風流女萬歳 元1：竹 7-2417
 初夢姿富士 元1：松
 花菖蒲對の手綱 元1：竹 7-2418
 秋の花角力 元1：松
 華筵千種の丹前 元1：竹 7-2419
 ニツ紋ときに相の山 元1：7-2420
 水面鏡梅佛 元1：竹 7-2421
 恋の乱れ苧 元1：松・竹 7-2422・演和ト 13-413B (表紙のみ存)
 潔江戸絵 元1：松
 曳各鐘蟲履 元1：霞
 三拍子秋野色々 元1：竹 7-2424
 映紅葉奴僕 元1：竹 7-2423
 髪梳き秋の暮 元1：竹 7-2425・7-29
 引連樹春駒 元I：芸 E (透写)
 めりやす磯千鳥 元1：竹 7-2426
 めりやす関の戸 元1：竹 7-2427
 道行花の雪吹 元1：明
 めりやす仇枕 元1：竹 7-48
 色見草四の染分 元1：明
 紅白姿色鏡 元1：松
 我背子恋の合槌 元1：松
 丹前花姿視 元1：明・演特イ 11-1212-22B
 屏風の関 元1：松
 めりやす雨の柳 元1：演特イ 11-1212-22E
 花遊小鳥囀 元1：明
 琴哥かり寝 元1：明・霞
 釣狐花設畏 元1：明・芸 N9
 今様月汐汲 元1：明 1194
 道行昔のうつし絵 元1：演特イ 11-1212-22H・明カ
 琴柱のかり 元1：松
 めりやすなみ枕 元1：松
 めりやす雪月花 元1：松、儀：演特イ 11-1212-22I
 花楓粧丹前 元1：演特イ 11-1212-22J・松・明
 花緑千歳寿 元1：明
 初花色の染手綱 元1：明
 恋の枷糸 元1：演特イ 11-1212-22L・竹 7-2428
 乱咲扇子蝶 元1：明
 再咲花娘道成寺 元1：演特イ 11-1212-22M
 めりやす秋の夜 元1：演特イ 11-1212-22Q・演和ト 13-418-6
 道行児桜恋淵瀬 元1：芸 E (透写)
 咲鏡梅丹前 元1：芸 E (透写)
 めりやす色増袖 元1：松
 馴初船の内 I：演特イ 11-1212-23B・竹 7-2979
 朝日の舞鶴 I：芸 E
 狂乱岸姫松 元1：芸 E
 重荷の塩柴 元1：芸 E
 色見草古巢玉籬 元1：演和ト 13-281
 めりやす雨の後 元1：演特イ 11-1212-25A
 八朔梅月の霜月 元1：演特イ 11-1212-25C・演特イ 11-1212-107A・演和ト 13-423-4・明 2001、無刊記版：竹 7-3021、沢村 I：明 2002、沢村 II：演特イ 11-1212-107BCD・芸 N28
 松鶴嫩丹前 元I：演特イ 11-1212-25D
 めりやす東歌 元1：演特イ 11-1212-25E
 初約束手管草摺 元1：演特イ 11-1212-25F
 太夫株常磐万歳 元1：演特イ 11-1212-25G
 めりやす雛草 元1：演特イ 11-1212-25H
 放下僧月の弓取 元1：演特イ 11-1212-25J
 釣狐菊寒咲 元1：演特イ 11-1212-25K
 春駒勇笑顔 元1：演特イ 11-1212-26A
 めりやすうわ帯 元1：演特イ 11-1212-26B
 對面花春駒 元1：演特イ 11-1212-26C・竹 7-2882、沢村 I：演特ト 13-443-92、沢村 II：竹 7-2884、沢村 III：芸 N26、沢村 IV：竹 7-2883 (奥書無)
 五月菊名大津絵 元1：演特イ 11-1212-26D・演特イ 11-1212-108A (奥書無)、沢村 I：演特ト 13-429-17・明・竹 7-564
 めりやす月の鏡 元：竹 7-902
 めりやすやどり車 元：明・竹 7-2430
 琴唄雲井の雁 元：松
 めりやす下紐 元：松
 床さかづき相の山 元：松
 めりやす糸車 元：竹 7-2431
 新うた五大力 元：松・竹 7-2432、沢村 I：竹 7-521・2732・演特イ 11-1212-27E・109EF、沢村 II：竹 7-522・芸 16、沢村 III：竹 7-523・524・明

- 袖柳名所塚 元1：演特イ 11-1212-11B・明
- 秋巢籠 元1：芸 N24/2・演特イ 11-1212-11I、I：花・演和ト 13-107
- 衣かつぎ思破車 元1：演特イ 11-1212-11Jと93C、儀：演特イ 11-1212-93E、I：演特イ 11-1212-93D、II：上
- 早咲賤女乱拍子 元1：抱、I：明・演特ト 13-443-65・演和ト 13-423-30、II：演特イ 11-1212-11Mと93K、III：演特イ 11-1212-93L
- 楓袖相生曲 元1：花
- おどり念仏 I：明・演特ト 13-417-7
- 鉢色入船 元1：演特イ 11-1212-11Kと93I（上下二冊）・93H（上下一冊本）
- ちごさくら 元1：芸 N24/2・竹 7-2405・明・演特イ 11-1212-12Dと特ト 13-417-11、I：演特イ 11-1212-94HとI
- 葉桜閨の團 元1：芸 E（透写）
- 渡初鵲丹前 元1：演特イ 11-1212-12F・98DE
- おとぎ紅葉早物語 元1：演特イ 11-1212-12G
- 豊算 元1：芸 24/2、I：松・竹 7-2407、II：明、III：演特イ 11-1212-12Hと98F、IV：演和ト 13-421-7、V：竹 7-2901・抱、VI：芸 N9・N11
- 梅楓娘丹前 元1：演特イ 11-1212-12K・95K
- 深見草咲分丹前 元1：明
- 初時雨 元1：芸 N24/2、I：松
- 相生菊相撲 元1：バ
- 心駒勢草摺 元1：演特イ 11-1212-13C
- 一奏廓羽衣 元1：演特イ 11-1212-13E
- 道行女夫傘 元1：芸 N24/2・演特イ 11-1212-13D、儀：演特イ 11-1212-96G
- 相生獅子 元1：花・演特ト 13-429-10・竹 7-2135・東国、I：松・明・竹 7-2460・演特ト 13-443-3・4、II：演特イ 11-1212-97E・霞・芸 N9・竹 7-2461・演和ト 13-434-7D、III：上・明、IV：演特イ 11-1212-13F
- 追善江戸桜其佛 元1：演特イ 11-1212-13H・花
- 弾の准系図 元1：花・演特ト 13-417-9（同修本）、I：演特イ 11-1212-13Gト97A・演特ト 13-429-6他
- 雲の峰 元1：花・芸 N24/2・明、I：芸 N3
- めりやす萩の風 元1：芸 N24/2・花・演特イ 11-1212-14Bと98B
- めりやす待夜 元1：芸 N24/2
- めりやすかみ心 元1：演特イ 11-1212-14Fと98H、I：演和ト 13-387
- 楓葉恋狩衣 元1：演特イ 11-1212-14G
- 釣狐春乱菊 元1：演特イ 11-1212-14Lと99F・99G、儀：花・演特ト 13-443-75、I：明、II：演特ト 13-443-74
- 春宝東人形 元1：演特イ 11-1212-15Aと99E
- こころの五文字 元1：演特イ 11-1212-15Bと99J、元2：竹 7-2046
- 山桜姿鐘入 元1：演特イ 11-1212-15C
- めりやす星明 元1：演特イ 11-1212-16A、儀：演特イ 11-1212-100D、I：芸 N24/1
- 狂乱須磨友千鳥 元1：演特イ 11-1212-16C・演特ト 13-417-10、I：演特イ 11-1212-100H
- 粧古郷帰花 元1：演特イ 11-1212-16E、儀：明
- 水仙対丹前 元1：演特イ 11-1212-16D
- めりやすうき枕 元1：演特イ 11-1212-16F、I：松
- 花姿放下僧 元1：花・博
- 髮梳十寸鏡 元1：演特イ 11-1212-17Cと100J・演特ト 13-319・花・博・芸 E24、I：竹 7-319と7-2409
- めりやす仇ざくら 元1：演特イ 1-1212-17B・花・博、I：芸 E24
- 妹背星紅葉丹前 元1：博
- 花角力里盃 元1：博・演特イ 11-1212-17I
- 雪花喩糸図 元1：芸 E（透写）
- 冬牡丹園生獅子 元1：演特イ 11-1212-17Hと101A・博
- 紅白勢丹前 元1：博、I：演特イ 11-1212-17G・芸 N11、II：近
- めりやす鳥の音 元1：演特イ 11-1212-17J・博
- 七襄秋羽衣 I：竹 7-2978（表になし）
- 曙鎌倉名所 元1：博
- 梅笑粧くさざり 元1：博、I：演特ト 13-443-77・芸 E24・芸 N11
- 春遊駅路駒 元1：博
- （狂乱初霞）雲井の里言葉 元1：博、I：芸 E24・演和ト 13-427、II：演特イ 11-1212-18A
- めりやす若くさ 元1：博、I：芸 E24・明
- めりやすわが涙 元版1：博
- 初歌舞妓女花槍 I：芸 E24
- 笹引 I：芸 E24
- 雪の一夜室乱梅 I：演和ト 13-425-14
- めりやす白たえ I：芸 E24・花・明、II：演和ト 13-124
- めりやすかきつばた I：演和ト 13-106
- 道行初鶯 I：竹 7-1436（表紙のみ存、表になし）
- 三扇雲井月 元1：辻
- 陸花 元1：芸 N11・抱・演特ト 13-443-83
- めりやす錦木 元1：芸 N11・明・抱・花・松・演特イ 11-1212-18J・辻
- （風流万歳）五衣の品 元1：芸 N11
- めりやす神頼 元1：明
- めりやす思ひ寝 元1：抱、I：明
- めりやす庭の落葉 元1：芸 E（透写）
- 御所望釣狐 元1：芸 E（透写）

[所蔵一覧] (表1-6に対応する)

傾城無間鐘 元1: 特イ 11-1212-1B、元2: 竹 07-2387 (再演)
 無間鐘新道成寺 元1: 江、元2: 演特イ 11-1212-1C
 うしろめん 元1: 原本集成1
 相生獅子 元1: 演特イ 11-1212-1D
 鳥羽の恋塚 元1: 原1
 高野道行歌祭文 元2: パ
 一奏勢熊坂 元1: 演特ト 13-308
 兵四阿屋造 元1: 演特ト 13-310
 百千鳥娘道成寺 元1: 特イ 11-1212-1G
 初見雪水衣 元1: パ
 山中対面の道行 元1: パ
 掛合こと哥 元1: パ
 小妻重山吹海道 元1: パ
 (室咲)京人形 元1: パ
 無間鐘 元1: パ
 一奏現在道成寺 元1: パ
 今様熊坂の段 元1: 加
 京鹿子娘道成寺 元1: 加・パ、元2: 図 360、儀: 竹 7-400、I: 演特イ 11-1212-2C と 78A・演和ト 13-127 他、II: 松・竹 7-401・芸 N11・演和ト 13-419-24・演特イ 11-1212-78B・辻他
 花の縁 元1: 加、元2: 芸 N24/2、I: 松、II: 竹 2388、III: 芸 N9
 一奏乙女姿羽衣所作 元1: パ
 分身鉄五郎 元1: パ
 夜鶴花菓籠 元1: パ
 江戸鹿子男道成寺 元1: パ、儀: 演特イ 11-1212-79B、I: 演特イ 11-1212-79C
 英執着獅子 元1(上下2冊): 演特イ 11-1212-3A・加・パ、儀 (上下2冊): 松・竹 7-1161 と 1162・演特イ 11-1212-79D・演和ト 13-423-24 他・(上下1冊) 明 1023・竹 7-1163 (破)・黒、I: 上 (上冊)・花 (下冊)、II: 演和ト 13-98 (上冊)・上 (下冊)、III: 明 1022・演特ト 13-443-9 (上下一冊)、IV: 抱 (上冊)
 冬牡丹揚羽面影 元1: パ
 万歳貝尽掛合せりふ 元1: 加
 やりおどり長哥 元1: パ
 早咲枕丹前 元1: 演特イ 11-1212-4B
 寿相生羽衣 元2: 演特イ 11-1212-5B・辻・花上、I: 芸 N9 上冊・演和ト 13-419-58、II: 演特イ 11-1212-85D と E・演和ト 13-70・演特ト 13-443-29 と 30 他、III: 演和ト 13-419-59 下、IV: 竹 7-534
 舞扇子姥桜 元1: 演特ト 13-448-19 (透写)
 舞鶴初丹前 元1: 演特イ 11-1212-5G 他 (透写)
 勝色桜丹前 元1: 明 1051
 髪梳名とり草 元2: 竹 7-2611

芳野草 元1: 芸 N24/2・竹 7-2392、儀: 演特イ 11-1212-6C と 86F、I: 演和ト 13-67
 道行旅初桜 元1: 川 (表紙のみ掲載)、I: 竹 7-1432 と 1433・明 1052・演特ト 13-443-37 他、II: 竹 7-3178 と 2027、III: 演特ト 13-443-38
 男郎花 元1: 芸 N24/2
 紅葉賣 I: 演和ト 13-105・芸 N9・演特イ 11-1212-7C
 一奏夕告鳥 元1: 演和ト 13-448-30
 勝舞台名寄行列 元1: 演和ト 13-448-31 (透写)
 姥桜江島面 元1: 演和特ト 13-448-33 (透写)
 旅寝の小蝶 元1: 演和ト 13-448-34 (透写)
 峰雲皁墨染 元1: パ
 夏柳烏玉川 元1: パ
 末広冬牡丹 儀: 演特イ 11-1212-7G
 艸摺引 儀: 演特イ 11-1212-8A と 88A、I: 演特ト 13-443-49
 爪音幸紋尽 元1: 明 1069・演和ト 13-421-25、I: 芸 N9 と E24・演特イ 11-1212-8B・松・演特ト 13-443-48 他、II: 霞、III: 辻
 ねこのつま 元1: 竹 7-2394・芸 N24/2
 めりやす 袖の露 元1: 芸 N24/2
 御所風俗鞆丹 元1: 演特イ 11-1212-8G
 縁結祝葛葉 元1: 芸 N24/2・松、儀: 演和ト 13-84
 めりやす親子草 元1: 芸 N24/2・竹 7-2397、儀: 演特イ 11-1212-8K・演特ト 13-443-51 他
 姿の鏡関寺小町 元1: 明、儀: 芸 N12・演特イ 11-1212-9H と 90G・演和ト 13-88、I: 芸 N9・明・演特イ 11-1212-90H・竹 7-2837
 冬至梅たが袖丹前 元1: 演特イ 11-1212-9J
 花寄系図咄 元1: 花・明
 ふたつ文字 元1: 芸 N24/2・竹 7-2399・演和ト 13-423-52、I: 演特イ 11-1212-9I・演和ト 13-53・明、II: 演和ト 13-423-54・竹 7-1323、III: 竹 7-1319・演和ト 13-85・松・芸 N9、IV: 竹 7-2040
 馴染相の山 元1: 演特イ 11-1212-9N・東国・竹 7-2400・芸 N24/2・演特ト 13-448-5、I: 松
 松吹袖汐路 元1: 芸 E (透写)
 梅紅葉二人物狂 元1: 演特イ 11-1212-10C
 琴の段朧月 元1: 芸 N24/2・明・竹 7-2402・演和ト 13-418-49、I: 竹 7-251 と 2403・演和ト 13-418-50、II: 演特イ 11-1212-10J と 特ト 13-443-61、III: 竹 7-2576
 春調娘七種 元1: 上・明・演特イ 11-1212-10I と 91I、I: 演特イ 11-1212-91J と 特ト 13-443-58 と 和ト 13-94、II: 芸 N9・演特ト 13-443-60・竹 7-2136、III: 竹 7-3079
 春雨 元1: 演特イ 11-1212-11A・芸 N24/2、I: 演特イ 11-1212-92C

持続可能な外交をめざして

——幕末期、欧米外交官の將軍拝謁儀礼をめぐる検討から——

佐野真由子

一、はじめに

徳川政権において、將軍の居所にして政治の中枢である江戸城に、幕臣や大名らを迎え入れ、とりわけ將軍その人が彼らに謁を与えることは、最高権力者の地位と主従関係の継続を確認するきわめて重要な形式として機能した。正月の年始御礼に始まる年中行事を軸に、各家の家督相続や、高位の幕臣らの役替え（人事異動）、とくに「御暇」と言われる遠方への転勤などに際し、時々「將軍に御目見する」という特別な行為が、それを取り巻く時空間の設定と相俟って政権を支えたと言っても過言ではあるまい。同時にそうした殿中儀礼の秩序は、武家政権内部のみならず、都から下向した勅使、また、日光東照宮や東西本願寺などを典型とする賓客の迎接といった、政

権の対外接触の場面に適用され、武家社会の内外が乗り入れるなかで將軍の権威を高めつつ、より広範な国家の形をつくりあげていくことになった。¹⁾

さらにその外延をなすのが、將軍の居城における類似の儀式が、この政権と他国の政権との関係を司るために行われる場合である。江戸時代においてはまず、徳川幕府との間で「通信」の関係が維持された、朝鮮および琉球よりの使節を迎接する行為が、それに該当すると見ることができるとする。

周知のとおり、朝鮮通信使は江戸時代を通じて十二回来聘した。第二回（元和三（一六一七）年）は伏見城、第十二回（文化八（二八一）年）は対馬の宗氏藩邸における聘礼であったから、実際に江戸城で儀礼が行われたのは十回である。とはいえ、伏見、対馬での聘礼も、それぞれの時期の事情により江戸城での儀式に代わる

ものとして行われたのであって、むしろ一連の儀礼伝統から排除すべきものではない。一方、琉球の使節は、徳川将軍の代替わりを祝う慶賀使、琉球王の襲職御礼にあたる謝恩使を合わせ、寛永二十一（二六四四）年から嘉永三（一八五〇）年に至るまで計十七回、江戸城に登っている。²ここで詳述はできないが、勅使に準ずる最高の礼式で朝鮮通信使を迎えたのに対し、琉球使節に関しては、二種のうちより高位とされる慶賀使の場合においても、相当に格を落としたりした迎接であった。

これら「通信」関係にあった国々とは別に、正式な国交ではなく、民間人どうしの「通商」関係であるという建前が貫かれていたのがオランダとの交際だが、長崎の出島に駐在するオランダ商館長一行が、江戸時代初期には毎年、明和元（一七六四）年からは隔年、寛政二（一七九〇）年からは四年に一度、幕府から通商を許されていることへの御礼という名目で江戸に赴き、城中で将軍に見えたことはよく知られている。公的な儀式では将軍が相手国使節に「御逢」になるとの表現が使われるのに対し、これは、奥向きの女性たちを含む城中の人々が、オランダ人を「御覧」になると位置づけられたものであり、内容もそれに応じて異なり、右の一連の国家儀礼と混同すべきではない。しかし、本稿が対象とする幕末期の外交相手国にはオランダが含まれるため、前提の一端として触れておく必要がある。

さて、このような儀礼の場としての江戸城に、西洋諸国からの使節として初めて登り、徳川第十三代将軍家定に謁見したのが、安政元（一八五四）年の日米和親条約に基づいてその二年後から下田に駐在していた、初代アメリカ総領事タウンゼンド・ハリスであった。安政四年十月二十一日のことである。日本赴任にあたってハリスはピアース大統領から将軍宛の親書を託されており、来日後まもなくより、それを将軍その人に奉呈したいという強い希望を表明していた。このときの儀式はそれに押されて実現したのだが、西洋諸国からの使節を初めて江戸城に迎え、また、とりわけ将軍その人との「御逢」を受諾することを決めるまでには、幕府内において一年近い議論を要したのである。

その論争の内実はすでに、拙論「幕臣筒井政憲における徳川の外交——米国総領事出府問題への対応を中心に」（『日本研究』第三十九集（二〇〇九年）、二九〜六四頁）で明らかにした。そこから浮かび上がったのは、このときのハリス迎接儀礼が徳川幕府にとって、駐在代表による本国元首の親書奉呈から開始される、西洋の慣例に則った外交関係の幕開けを示すと同時に、けっして経験値ゼロから始まる未曾有の事態ではなく、先に触れた、政権内外に広がりを持つ儀礼伝統に則って構想されたという事実である。

なかでも、ハリスに対する具体的な式次第が、長年の蓄積を持つ朝鮮通信使迎接儀礼を基礎に整えられた経緯は、単に手近な前例と

して形式を借用したにとどまらず、政策立案者としての幕臣らが、新たな対米外交の始まりを、徳川幕府の「通信」の伝統の延長線上に納得していった思考の過程として、十分な注目に値する。その詳細は、拙論「引き継がれた外交儀礼——朝鮮通信使から米国総領事へ」(筧谷和比古編『一八世紀日本の文化状況と国際環境』思文閣出版、二〇一一年、五三三―五六四頁)にまとめた。

相互の関係を一定の型に託し、象徴的に表現する儀礼は、外交においてけつして「内容以外」の飾りの部分ではない。条約締結をはじめとする政治・経済上の交渉や調整にも増して、ここでは、互いの相手に対する認識が、双方の文化的伝統に基づいて具体的かつ総合的に表出されることになる^⑤。

本稿では、こうしたこれまでの考察をもとに、安政四(一八五七)年十月二十一日におけるアメリカ総領事ハリスの登城・將軍拝謁以降、これを起点として展開する、以降数年の動きを追跡してみたい。朝鮮通信使迎接儀礼を主要な土台としてハリスを迎えたのち、幕府は、最後のオランダ商館長であると同時に新たに領事官の身分を持つて来日していたヤン・ヘンドリック・ドンケル・クルティウスからも登城・將軍拝謁の要請を受け、右に言及した長年の商館長江戸参府にまつわる慣習を一方で参照しながら、直前のハリスの例に基づき、式次第の検討を行うことになる^⑥。安政五年四月にドンケル・クルティウスの迎接が完了すると、同年七月、その様式に準じ、

四度目の来日で日露修好通商条約を締結したロシア使節エフィ・ミア・ヴァシリエヴィチ・プチャーチンが登城・將軍(世子慶福代理)拝謁を果たした(以上、第二節)。

一八五九年に入ると(安政五年十二月)、アメリカ総領事ハリスは正式に外交代表たる公使に昇格することが本国で決定し、その旨の信任状を將軍に奉呈する要があらためて生じる。この段階になると、幕府内でもはや儀礼様式の詳細を検討し直す必要はなく、安政六(一八五九)年十月十一日、江戸城での將軍(第十四代家茂)拝謁はすんなりと実施された。幕府の認識においては、プチャーチンの迎接までにまとまった式次第を、すでに定式化したものとしてここに用いたのである。ところがその設えが、安政四年十月二十一日のケースに比べて簡略化されたものであったことから、ハリスとの間で再び論争となり(以上、第三節)、最終的には、式次第を修正のうえ、翌万延元(一八六〇)年七月四日に拝謁式を再挙行することでようやく決着を見たのだった。ここで整理された形に則って引き続き行われたのが、同月九日、イギリス公使ラザフォード・オールコック、同二十一日、フランス代理公使キユスタヴ・デュシエヌ・ド・ベルクルの、それぞれ初めての登城・將軍拝謁である(以上、第四節)。

本稿が具体的な分析を行う範囲はここまでとなろう。登城・將軍拝謁という儀礼の場面に焦点を絞り込み、その様式が前例を連鎖的

に踏襲しながら整備されていく過程の検証を通じて、この時期の徳川幕府における、実践的な対外認識の定着過程を把握するとともに、その過程の幕末外交史における意義を明確にすることが本稿の目的である。別の角度から述べれば、日本の外交史の連続と断絶を語るうえで、幕末、とりわけここで取り上げる数年間の位置を考えるための糸口としたい。

二、アメリカ総領事ハリスの登城・将軍拝謁（安政四年）を起点とする展開

（一）オランダ領事ドンケル＝クルティウスの登城・将軍拝謁（安政五年）
ヤン・ヘンドリック・ドンケル＝クルティウスは、嘉永五（二八五二）年、往年の、そして最後のオランダ商館長であると同時に、結果としては安政二（一八五五）年に調印され、二年後に批准書の交換に至る、日蘭和親条約交渉の全権という外交上の使命を帯びて来日した。同条約によって日蘭関係は民間の通商から正式な国交へ、ドンケル＝クルティウス自身の身分も領事官へと転換することになる。この時期のオランダの位置は、物理的には従来どおり長崎の出島に駐在を続けたこともあり、新たに到来したアメリカをはじめとする欧米諸国に比して十分に注目されてこなかった。しかし、表面的な変化に乏しい背後で、その二国間関係は右のように他に類例を見ない興味深い変質を経験したのであり、その変質につい

ての日蘭双方の認識が形となって表れるのが、ここで取り上げるドンケル＝クルティウスの登城・将軍拝謁をめぐる経緯ということになる。

ドンケル＝クルティウスの江戸行きが、歴代のオランダ商館長による参府スケジュールに沿って、先代のレフィスゾーンが登城した嘉永三（一八五〇）年の四年後に実現していれば、当面は従来の慣習が維持されたところであろう。ところが、年を追って繁多となる対外関係に幕府が忙殺されるなか、商館長の参府が先延ばしになっているうちに、安政四（一八五七）年八月に至って具体的な準備に入ったときには^⑦、オランダとの関係は右で述べたように変質していたのである。

幕府があえて、遅ればせながらドンケル＝クルティウスの登城・将軍拝謁を検討課題に載せなければならなくなったのは、後から来日したアメリカ総領事ハリスの登城・将軍拝謁が、当人の強い要請に端を発する長い論争ののち、いよいよこの時期に実質的な決定を見たことと^⑧、密接に関係していると考えてよいであろう。注目すべきは、この時点で幕府老中が、「當時加比丹儀は、領事官ニ相成居候間、出府拝禮之節御取扱、是迄之通にも相成間敷候」と、「加比丹（オランダ商館長）」から「領事官」へという相手方の身分の変化を明確に認識し、長崎奉行に対して、ドンケル＝クルティウス自身とも相談のうえ「相當之御取扱振」を考究するよう、積極的に命じ

ていることである。⁹⁾

「相當之御取扱振」を考究するとは第一義的に、これまで幕府の役人による厳しい監視のもと、江戸までの道中も江戸在府中も、指定の宿から一步も外に出ることを許されなかったことに象徴されるしきたりを改め、役人らのあり方は「警固」から「案内」に、宿泊は「市中旅宿」から幕府が提供する「宿寺」に、また各地で宿泊中、「供立等省略」しての外出も可とするなど、全体として「殊二是迄と違ひ、緩優之御取扱相成」よう取り計らうことを意味した。¹⁰⁾ さらにそうした方針が、下田から江戸に出席したハリスの場合と違い、長崎から江戸までの長い道中にかかわる各地——大坂、京都を含む——の役人にも触れ出されたということ、ひいてはその新しい「御取扱振」を各地の民衆もじかに見るようになったという点で、このケースは、日本の対外関係の変化を事実上広範に告知する画期的な意義を担ったと言えることができる。¹¹⁾ 諸準備が整い、実際にドンケル・クルティウスが江戸に向けて長崎を出立したのは、江戸でハリスの登城・拝謁が完了したのちの安政五（一八五八）年正月末、江戸着は三月十日のことであった。¹²⁾

一方、幕府はこのオランダ「領事官」江戸初参府の焦点である登城・將軍拝謁の儀式に関して、直前に構築したアメリカ総領事迎接の式次第を単純に流用したわけではない。ドンケル・クルティウス側は当然ながら「亞米利加官吏同様」の扱いを求めたが、幕府側は

これに対応するにあたり、先のアメリカ総領事を「國書持參之者」にして「別段之使節」、今回のオランダ領事を「普通在留之官吏」と位置付け、その「差別」を確認しながら、むしろ「今度之御扱振」を契機に「向後外國官吏等参府之規則」を確立しようとの意思を明確に持っていたのである。¹³⁾

その検討は実際に、従来から現場の対オランダ窓口を務めてきた長崎奉行を含め、安政五（一八五八）年二月に任命された和蘭人参府掛（土岐頼旨、土岐朝昌、永井尚志、鶴殿長鋭、岡部長常、塚越藤助¹⁴⁾）と、前年からハリス迎接の準備にあたってきた米國総領事出府取調掛（土岐頼旨、林復齋、筒井政憲、川路聖謨、鶴殿長鋭、永井尚志、塚越藤助¹⁵⁾）とが合同で進めたことが諸記録から読み取れる。¹⁷⁾ この観点からも、オランダ領事に対する「今度之御扱振」は必然的に、直前のアメリカの例との具体的な比較衡量のなかで定められていたことが理解できよう。なかでも、在府長崎奉行岡部長常の病氣も相俟って中心的な役割を担ったのは、米蘭双方の掛を掛け持ちする立場にあり、元長崎在勤目付ならびに長崎海軍伝習所総督として以前からドンケル・クルティウス自身とも昵懇の現勘定奉行、永井尚志であった。¹⁸⁾

彼らが行った長崎から江戸までの往復行程全般にわたる検討のうち、ここでは江戸城での拝謁式をめぐる部分のみをかいつまんで紹介するにとどめざるをえないが、これについて幕府が当初から持つ

ていた考えは、ハリスのために準備した儀式のなかで、彼が大統領の名代として国書を読み上げた場面ではなく、それに引き続き、あらためてハリス自身として謁見する「自分御禮」の次第を採用するというものであった。²⁰ 「自分御禮」は、ハリス迎接儀式の範となった朝鮮通信使の聘札においてもつねに設定されていたもので、江戸城大広間に入った使節が、朝鮮国王の名代として將軍に相對した位置よりも量數量分下座寄り、あらためて使節自身の礼を行うというものである。ハリスは、そもそも使節の身分は大統領の名代としての一意的なものであり、二様の拝礼などありえないとして「自分御禮」を拒んだため、当日の儀式においてこの部分は省かれたのだが、幕府では、「國書持參之者」ではない「普通在留之官吏」が將軍に謁する今回のケースにおいて、むしろこの場面を取り出して適用することが妥当と考えたのであった。

加えて、オランダ商館長の登城・拝礼が従来、特別に設定された日取りではなく、「月次御禮」——江戸在府中の大名および旗本が定期的に総登城し（原則として毎月朔日、十五日、二十八日）、將軍に御目見する最も基本的な殿中儀禮²¹——の「御序」に行われることが多かった慣例をあえて踏襲し、このたびのオランダ領事登城・拝礼もその形で実施するというのが、幕府が計画した大枠の設定である。江戸城年中行事のなかでも最高格式にあたる「年始御礼」に準拠したハリス迎接儀禮と比較して、大きな差が想定されていたことを確

認しておきたい。多少踏み込んだ考察を加えれば、単にオランダ商館長時代の例を引くというよりも、今後繰り返し発生する可能性がある「普通在留之官吏」の登城・謁見を、できるだけ特別の手段をかけず、日本国内で行われてきた通例の儀式の枠内に収め、簡易に遂行できるようにしておく方策と捉えられるのではないか。

さて、ドンケルケルティウスはむろんアメリカとの格差を嫌い、交渉は江戸到着後、主に永井尚志との間で延々と続いたが、その内実は交渉というよりもむしろ、永井がかねてよりの知己であるドンケルケルティウスから、欧州諸国における外交儀禮一般につきさまざまに聞き出し、学び取る機会として活用したものと見なすことができる。²² しかもそのうえで、結果的にはドンケルケルティウス自身をして、「若し其使節國書を持參候ハ、今般之亞米利加コシシユル之例を御取用ひ、書翰無之候ハ、私拜禮相願候儀式を以、御沙汰ニ相成候ハ、異論有之間敷候²³」という、幕府が当初より予定した「國書持參之者」と「普通在留之官吏」の仕分けにそのまま該当する一般見解に至らしめ、さらに、これをオランダ領事が納得した方式であるとして、他国の官吏に前例として示してよいかとの永井の問いに、「聊差支無御座候²⁴」とまでの回答を引き出した交渉手腕は、あっぱれと評さざるをえない。

最終的に、ドンケルケルティウスは、前年のハリスの拝礼において「自分御禮」のために設定され、前述のとおりハリス自身は拒

んだところの立ち位置——具体的には江戸城大広間内、「御下段下より二疊目」——にて將軍に拝謁した。²⁶また、登城の日程については、ドンケル・クルティウス本人はとくに背景の説明を受けないまま、安政五（一八五八）年四月朔日との幕府提案を承諾し、当日の儀式は実際に、通常の月次御礼と併せて行われたのである。²⁷

その際、日本側列席者の服装もまた、將軍自らを含め、月次御礼と同様の「熨斗目袴半袴」であった。²⁸いちおう礼服ではあるが、ごく軽微な服装で全員が出席したことになる。²⁹既出の拙論で明らかにしたとおり、ハリス迎接の折の幕府内の議論では、装束の問題がきわめて重要な位置を占め、一連の検討の結果、半袴より上位の長袴案をも排して、年始御礼に準ずる「直垂狩衣大紋布衣素袍」の着用が決定されたのであった。外国に対して日本社会の文明度を強調することを目的に、身分の上下に応じたきらびやかな服制を見せつけることにこだわったのである。³¹

それに引き比べ、今回、幕府が一回限りの盛典の成功よりも、この種の儀式をできるかぎり類型化、平準化し、自らのルーティーンの中に取り込むことを優先した様子が明白に見て取れよう。西洋諸国からの登城二人目にして、幕府が早くも「向後外國官吏等參府之規則」を確立しようとの意思を持ったことの背後には、同様のケースが今後加速度的に増加するという予測、また、それを受け入れていくという認識がこの時点で存在したと考えることができる。

（二）ロシア使節プチャーチンの登城・將軍拝謁（安政五年）

ドンケル・クルティウスの次に登城することになったのは、安政五（一八五八）年六月、前年に締約済みの日露追加条約批准書交換を主な目的として来日した、ロシア使節プチャーチンである。周知のとおり、長崎における最初の日露交渉の際と、下田での日露親和条約締約の際、再び長崎での日露追加条約締約の際と、日本へはすでに三度訪れており、今回は四たびの来日ということになる。批准書交換の要は日本側もむろん承知しており、したがって、具体的な時期はともあれこの四度目の来日は十分に予測されていた。実際にプチャーチンが到着することになる前月には、入港地と想定されていた下田の奉行より幕府老中に対し、いざ来日の折の心得を問い合わせるなどしている。³²

その問い合わせ内容から判明するのは、来日したプチャーチンが、日米間で新たな条約——結果としてはプチャーチンの到着とほぼ同時に調印された日米修好通商条約——の交渉が進んでいることを知れば、既存の日露追加条約の批准書交換では済まず、必ずやアメリカと同様の新条約締結を要望するであろうことを、下田奉行のレベールにおいて明確に予期していたことである。加えて、新条約交渉のためには江戸出府を希望するに違いないこと、その節は米・蘭の最近の例によって登城・將軍拝謁を願ひ出るのは必至であることを指摘し、そうなった場合には現に前例もあることからすんなりと承諾

するという段取りでよろしいか、との伺いを立てている。

これについて江戸では、二年前、下田に駐在を開始していたハリスが初めて江戸出府を希望した折の大論争で、当初よりその早期実現を是とし、開明的な論陣を張った元大目付筒井政憲——プチャーチンの第一回、第二回の来日の際、全権として応接にあたった一人でもある——と、その系列に属する海防掛の大目付・目付衆、これにペリー以来の対外交渉に関与してきた林大学頭復斎を加えたメンバーが対応を協議した。このとき彼らが提示したのは、拝謁云々以前、プチャーチンが新条約締結に関する本国政府の委任状を所持しているか否かを基準に、出府の可否を判断し、所持なくば下田限りにて、あくまで先の条約の批准書交換のみを行うという考え方だったのである。³³——明治後、アメリカの首都ワシントンに着した岩倉使節団が全権委任状不所持のため先方政府と不平等条約改正交渉を開始できず、大久保利通、伊藤博文をいったん日本に送り返した有名な逸話があるが、そこから十五年を遡るこの時点で、徳川幕府は対外交渉の場における委任状の意義を十分に理解していたことを知らなければならない。

なお、右の面々とほぼ同時に、幕府内では評定所一座として別に同伴に関する意見が提出されている。ここでは、新条約交渉に関し、アメリカに門戸を開いた以上ロシアにも認めなければなるまいという、いわゆる最恵国待遇に近い考え方、また、「和蘭亞墨利加之御

先蹤」に従って出府・拝謁も許容せざるをえないという、きわめて柔軟と言うべき態度が部分的に顔を出す。しかし全体としては、この時期の幕府をすでに困難に陥れていた、対米条約交渉をめぐる朝廷の否定的反応などを曖昧に引き合いに出し、プチャーチンに対しては当面、締約済みの条約を議題に載せて様子を探るべしとの、明確な結論を回避した官僚的答弁にとどまっている。³⁴

こうした議論が始まってほどなく、当のプチャーチンはいったん長崎、ついで下田に入るもすぐに神奈川に回航、幕府は即座の対応を余儀なくされることになった。安政五（一八五八）年六月十八日のことである。ちなみに、幕府が朝廷の反応如何によらず日米修好通商条約の締結に踏み切ったのは六月十九日であり、この翌日にあたる。ロシア使節には、永井尚志、井上清直、堀利熙、岩瀬忠震、津田半三郎の五名が対応を命じられた。³⁵以降の諸記録から、この際の対露交渉を実質的に担ったのは彼らのうち、再び永井を中心に、堀と津田であることがわかる。井上と岩瀬は周知のとおり対米交渉の全権であり、その業務に多忙を極めていたと想像できよう。

右の三名とプチャーチンとの本格的な会談は六月二十一日に行われたが、³⁶そこでは、プチャーチン自身がすでに長崎立ち寄りの際などに得た情報から、対米条約交渉の進展を含めて、直近の日本における対外関係の動向をよく承知していること、他方、先に触れたとおり日本側で重要なチェックポイントと考えていた、新たな委任状

は所持していないことが判明した。その点を問われたプチャーチンは、いわゆる第二次アヘン戦争のさなかにある清国で天津条約の締結に漕ぎ着けたのち、その足で来日した経緯を述べ、同条約に関する委任状は携行しているので要すれば見せてもよいといった詭弁を展開している。

幕府が十分に予想していたとおり、米・蘭の例をもって江戸に赴き、将軍に拝謁したいとの希望も、この会談でプチャーチン側から言及された。その際、先の来日の折に「戸田にて格別之御恩」を蒙ったことに関し、将軍へじかに御礼を申し述べたい旨を言い添えている。これが、有名な「ヘタ号」の逸話——安政の大地震に遭遇し、大破したプチャーチンの乗艦ディアナ号に代え、現地住民の手で新船ヘタ号を建造するとともに、足止めされたロシア士官らを厚遇した——を指すことは間違いあるまい。

応接掛はこれに対し、「江府拜禮之儀は、精々力を盡し取計可申」と意外にも何らの留保もなく前向きな回答を与えるとともに、老中へは、「國書等持參不仕候得とも、是迄度々使節として渡來致候布恬廷之儀、出府拜禮等強て差拒候ハ、又々何様之害を生し可申哉難計候間、御許容相成候方、御都合も宜可然哉と奉存候」と、事实上、受け入れを強く勧める上申を行っている。文書のうえで、右のように強いて申し入れを拒んだ場合の弊害を想定、これを避けるためといった論法を用いてはいるものの、戸田の件を含めてプ

チャーチンとのここまでの関係がむしろ良好であることを鑑みるに、実際に本人と相對した応接掛の実感として、「是迄度々使節として渡來致候布恬廷」という彼個人への一定の信頼に基づき、「國書等持參不仕候得とも」その顔を立てようとする考えが先行したものと理解してよいのではなからうか。

このうち幕府内部においては特段の議論もないまま、安政五（一八五八）年七月朔日の段階で、プチャーチンの出府、ならびに登城・将軍拝謁を受け入れることが決定している。プチャーチン自身が神奈川から陸路で江戸入りしたのは七月四日、登城は七月十二日に実現した。とくに議論が行われなかった理由を、その跡を残していない史料から実証することは難しいが、右に紹介した応接掛の見解、また、現に米・蘭の経験があり、幕府が同種の迎接に躊躇する理由はなかったであろうことに加え、この時期、長く最大の懸案であったいわゆる「將軍継嗣問題」に決着がつき、プチャーチン着後間もない六月二十五日を皮切りに、第十三代將軍家定の養子として紀州藩主徳川慶福（家茂）を披露する諸儀式や祝賀行事に幕府が忙殺されていたことも、かえってプチャーチン問題を二義的なものとし、受け入れ決定を容易にした可能性がある。

さらに、プチャーチン自身が六月二十一日の会談で予告したように、清国から同じく天津条約締結を果たしたイギリス使節、エルギン伯（ジェームズ・ブルース）が品川に到着したのが、プチャーチ

ンの江戸入りと同じ七月四日のことであった。⁴³ こうした状況において、幕府はもはや迷う暇なく、先に「向後外国官吏等参府之規則」を細かく検討しおいたことを幸いとして、各使節に対応するほかなかったと考えられる。

イギリスに対してはいったん、いずれも既出の永井尚志、岩瀬忠震、津田半三郎の三名が応接掛に任じられる。⁴⁴ が、エルギンの到着四日後にあたる安政五（一八五八）年七月八日、幕府では「外国奉行」の発令が決定された。弘化年間以来、目付系、勘定奉行系を軸に幕府内の既存の組織をまたがるタスク・フォース的な形で常置され、年々繁多となる国際問題に対処してきた「海防掛」を廃止し、既存業務から独立した対外関係専門の職掌を発足させたものである。その初代の顔ぶれは、水野忠徳、永井尚志、岩瀬忠震、堀利熙、井上清直の五名であった。⁴⁵ いずれも、すでにここ何年も幕府の外交を實質的に支えてきた、腕に覚えのある面々である。以降、これまで各国使節の到来ごとに、海防掛を中心に臨時の応接掛が組まれていた形も改められ、一貫して外国奉行が取り扱うようになった。登城・將軍拝謁儀礼の準備ももろんその業務の重要な一部であり、七月十二日のプチャーチン迎接が、「外国奉行」が取りしきる最初の殿中儀礼となったのである。

そのこと以外、ロシア使節プチャーチンの拝謁は、基本的にすべてオランダ領事ドンケル・クルティウスの拝謁式次第を踏襲する形

で準備された。一時的に来日しているにすぎないプチャーチンは「普通在留之官吏」とは言えまいが、すでに見たように「國書持参之者」でないことは明白であり、淡々と直近の例を用いるのが至極適当なケースであったと考えられる。

毎月朔日、十五日、二十八日に行われる月次御礼の「御序」という形がとられなかったことについては、明らかな理由を証する史料はないものの、プチャーチンの来日後すぐの定期登城日にあたる六月二十八日、あるいは七月朔日前後、養君の祝賀行事で城中の日程が詰まっていたことを想起し、かつ、七月十五日はいわゆるお盆であって、もとより通例の十五日とは違い、何よりこのとき、七月六日の第十三代將軍家定逝去を幕府がひた隠しにしていたことを考えれば、この新ルールが一回限りで放棄されたことについて特別の説明は要すまい。また、列席者の内衣がドンケル・クルティウスの際の「熨斗目裕」から「染帷子」に変わっているのは、⁴⁶ 式の性格というよりは季節の変化に応じたものと見るべきである。

プチャーチン登城の折、將軍は「御疝積氣二付」出御しなかった旨が記録されており、養子披露が済んだばかりの慶福（家茂）が名代に立った。⁴⁷ プチャーチンに続いて拝謁式に臨むのがむしろ自然であったはずのイギリス使節エルギンは、一方で將軍の病氣への配慮から、他方で年若い將軍名代に引見されることを嫌って登城を要望せず、⁴⁷ 条約交渉のみ行つて去る。これを追って来日したフランス使

節ジャンルバティスト・ルイ・グロも同様である。家定の薨去は八月八日に公表され、のち、十二月朔日に將軍宣下の大礼が行われて、徳川家茂が正式に第十四代將軍に就いた。⁴⁸⁾

なお、本稿では各国使節の登城・將軍拝謁儀礼をめぐる動きを追うことが主眼であるため、条約交渉を含む関連の諸事項には必要に応じて触れるのみとせざるをえないが、以上に登場した使節らと幕府の間でこの時点までに締結された、いわゆる「安政の五カ国条約」の調印日（すべて安政五年）をあらためて整理しておく、以下のとおりである。米・六月十九日（登城は前年十月二十一日）、蘭・七月十日（登城は同年四月朔日）、露・七月十一日（登城は翌七月十二日）、英・七月十八日（登城なし）、仏・九月三日（登城なし）。

三、アメリカ公使ハリスの再登城・將軍拝謁（安政六年） をめぐる問題

（一）背景

その後、しばらく登城・拝謁問題は鎮静化することになるが、安政三年（一八五六）からアメリカ総領事として下田に駐在していたタウンSEND・ハリスが、正式な外交職である公使に昇格（本国における決定は一八五九年一月十九日／安政五年十二月十六日）、安政六年四月に至ってその通知をハリス本人が受領したことから、彼の再びの登城・將軍拝謁が重要課題として浮上する。アメリカが日本に

外交代表を置くことは、ほかでもないハリス自身が交渉した日米修好通商条約に規定されたものだが（第一条）、ハリスは条約締結直後から、自らをその職に任命してほしい旨、本国政府に願い出たのだった。⁴⁹⁾

通知を受け取ったとき、ハリスは上海にいた。条約の締結と、その新しい枠組みを動かすための諸業務が一段落したのち、条約に定められた神奈川および長崎開港（一八五九年七月四日／安政六年六月五日）までの時間を活用し、赴任以来初めて、静養を兼ねて日本を離れていたのである。⁵⁰⁾ 安政六年五月二十七日に下田に帰着したハリスが、他のすべてに優先してその当日に着手した仕事は、自らの公使任命を幕府に知らせるとともに、大統領の名によるその旨の信任状を奉呈するため、あらためて將軍に拝謁したいとの希望を伝え、日取りの設定を依頼することであった。また同時に、新条約中に外交代表の駐在地は江戸との定めがあるのに基づき、近々に下田から江戸に移転する意向にも言及している。⁵¹⁾

ちなみにこの江戸移転は、本国からはとくに指示されていない事柄であった。ハリスは公使任命の知らせを受け取ったのち、独断で江戸行きを決め、本国政府の意思が「その点において私が条約の規定に従うことにある」と仮定し、荷物をまとめてこの地を離れることにいたします」との文書を下田から送付している。⁵²⁾

以下は推測の域を出ないが、この件はハリスが単に一人で考えつ

いたものではないと思われる。この時期、エルギンの締結した日英修好通商条約に則り、イギリスが初の駐日代表を派遣しようとしていたが、その当人であり、直前まで広東領事を務めていたラザフォード・オールコックはすでに出発の準備を終え、日本へ向かう途上の上海で、ハリスと初の邂逅を果たしている。⁵⁴ オールコックはイギリス本国政府より、当初から江戸に乗り込んで同地に駐在拠点を築くことを明確に命じられていたのであり、⁵⁵ これを知ったハリスは、下田にとどまるわけにいかないと発想を持ったと考えるのが自然であろう。いずれにせよ、日本帰還にあたっていったん下田に立ち寄りざるをえなかったハリスの江戸上陸は、オールコックに一週間以上の遅れをとり、⁵⁶ 過去三年にわたる日本との付き合いにもかかわらず、江戸における「初の駐在官」の地位を彼に譲ることになったのである。

なお、日本赴任時のオールコックの肩書きは総領事であった。これは、厳密な意味での「外交」職とは区別される身分であり、日英修好通商条約に外交官吏の江戸駐在を定めながら、あえて格下の肩書きで駐在代表を派遣したイギリスのスタンスについては別に論じられる必要があるが、当時、このことをオールコック自身が大いに問題視し、本国政府との応酬の末、一八五九年十二月八日（安政六年十一月十五日）に至って公使への昇格を果たすことになる。⁵⁷ その経緯を説明することは本稿の趣旨を外れるが、この昇格により、本

国政府が女王の名で発給した公使信任状を將軍に奉呈する必要が生じたことが、このち第四節で言及する場面の背景をなすのである。他方、当初においては同じく総領事として赴任しながらも、爾後に日英修好通商条約締結交渉を控え、大統領の將軍宛親書を携えていたハリスのケースとは異なり、オールコックには着任時、すでにエルギンが締結し、自らの赴任を規定した日英修好通商条約の批准書を実務レベルで交換する以上の儀礼的な役割は与えられていなかったため、当面の間、彼が幕府に対して登城・將軍拝謁を要望することはなかった。

さて、公使昇格を知らせてきたハリスに対し幕府は、折り返し安政六（一八五九）年六月六日付をもって、老中の名で「大慶之事」と祝賀の言葉を贈ると同時に、拝謁の日取りは追って知らせる旨を回答している。⁵⁸ 結果としてこれが実現するのは同年十月十一日のことと、⁵⁹ ハリスはその二日前に至るまで日程の決定を催促しており、⁶⁰ 相当に引き延ばされたのは間違いないが、幕府側がとくにこの件で採っていた形跡もない。おそらくは開港後の業務繁多により、一日延ばしになっていたと考えてよさそうである。この間、幕府とハリスの間で、他のもろもろの業務は滞りなく遂行されている。

安政六（一八五九）年十月十一日の儀式は、ひとまず何の問題もなく実施されたかに見えた。幕府においても、もはや次第をあらためて検討するまでもなく、ドンケル・クルティウス、プチャーチ

ンの例を通じて確認されたルールに従い、——前二件では、城中大広間下段、下から二畳目の位置より將軍に拝謁したのに対し、このたびはそこからさらに計五畳分前進し、大統領の口上を伝える形がとられたのは、まさに「普通在留之官吏」と「國書持參之者」とを區別する「向後外國官吏等參府之規則」の実践にほかなるまい——駐日アメリカ公使タウンSEND・ハリスの登城・將軍拝謁は舉行されたのである。むろん、この日は若き新將軍、十四代家茂が大広間に出御した。

なお、右のハリスの立ち位置は、安政四（一八五七）年の彼の初登城の際、やはり大統領の名代として拝謁した場所と同じである。他方、列席者一同の服装は、鬘斗目に長袴であった。⁶⁴ 鬘斗目または染帷子に半袴が採用された、前二件の「普通在留之官吏」のケースより格上とはいえ、これも通常礼服の範囲であり、先述のように「年始御礼」に準じたハリス初登城時の式と比べ、はるかに抑制的な迎接であつて、これもまたドンケル・クルティウスのと時から明確に意識されていたように、こうした外交儀礼を、特例的な盛典から、今後繰り返されていくことを前提とした常の殿中儀礼のなかに取り込んでいくこうとする流れの一環と見ることができらるだろう。

とはいえ、將軍以下下位の列席者までが鬘斗目長袴で勢揃いした様相は、前回登城した折の「直垂狩衣大紋布衣素袍」の装束揃え——幕府側が、見た目の多様さ、さらびやかさをとくに意識して選択し

た——加えてその節は、「年始御礼」どおりの服制に従えば將軍自身も直垂を着すべきところ、臣下一同とは明確に異なつた外見を確保するため、林復齋の提案によりあえて服制を犯し、將軍には小直衣を着用せしめた⁶⁵——と比べ、同じ城中にありながら、ハリスの目に、明らかに違う光景として映つたものと考えられる。

（二）「謁見仕直し」論争

翌々日から、ハリスの猛烈な抗議が開始された。安政六（一八五九）年十月十三日にハリスが老中に宛てて差し出した書簡では、安政四年の初めての拝謁の際と明白に異なる扱いを受けたことを、自ら、ひいては自らを名代とするアメリカ大統領を軽視したものと見なし、原文では「uncourteous and improper acts」という言葉で強く批判している。幕府で作成した翻訳文では、これを「無禮及び不當の所置」として受け取つた。⁶⁶

ハリスがここで具体的に問題にしたのは次の六点である。

①先の拝謁では宿舎から城まで、「守」の呼称を有する身分の人物（下田奉行井上清直）の案内を受けたのに対し、今回の案内役は身分が低かつたこと。

②居所から城までの道中、先の拝謁の折は往来を制して通行させたいのに対し、今回は街路の往来はまったく自由で、自らに駆け

寄って立ち騒ぐ集団まであったこと。

③先の拝謁の折は、儀式の終わりに將軍が一揖したが、今回はそれがなかったこと。

④前回と異なり、このたびは城中の参列者が適切な礼服を身に付けず、とりわけ、頭上に被り物を用いていなかったこと。

⑤拝謁後、先の登城では筆頭老中堀田正睦以下の幕閣一同があらためて別室に居並び、挨拶を交わしたのに対し、今回は同様の場面において二名の老中が出席しただけであったこと。

⑥その際、老中間部詮勝がひとこと口をきいたのみで、その後はハリス側からの機嫌伺いにも答えず、甚だしく不遜な態度であったこと。

この抗議に対して幕府は、折しも十月十七日に発生した江戸城本丸炎上という事態を挟み、同月二十七日に至ってまず老中から返簡を差し出し⁶⁴、さらにひと月後の十一月二十七日、江戸のアメリカ公使館となつてゐる善福寺に外国奉行がハリスを訪ね、会談を持つという形で、第一段階の処置を試みている。この段階における対応ぶりを右の六点に合わせて整理すれば、以下のごとくである。

①先の拝礼の折は、いまだ外交事務取扱の職掌が設定される以前の段階で俄かに礼式を講じたため、とりあえず下田奉行に先導

させたが、現在までに担当の役職も定まったので、その筋の者を遣わしたのである。

②前回は初めての例であるため不慮の騒擾を防ぐべく市街に護衛の士卒を配したが、互いの交際が日常化したいま、衛兵を退けて隔意のないところを示そうとした。下々の者が立ち騒いだことについては不行届きを認める。

③將軍の会釈の有無については事前に打ち合わせたはずである⁶⁵。いずれにせよ、將軍自ら「百僚を率ひ、其席に臨まれた」のは、貴国への「恭敬の顯るゝ所」であるのに、礼を失したと捉えらるゝのは不本意である。

④（今般の服装が長袴となることについては打ち合わせの際に伝達済みであったことをいったんハリス側にも認めさせたうえで）日本の礼式は専ら衣服の格を基準とすることから、他の諸点の簡易化もあえて略礼を重ねたわけではなく、被り物の有無を含めてこれに連動したものである。全体として虚飾を排し、懇親の意を示そうとする趣旨であった。

⑤外国事務を担当する役職者が定まったうえは他の者が出ないのは当然である。

⑥大札は静謐を旨とすることから間部が発言しなかったことも不敬には当たらないが、加えて通訳が行き届かなかったところがあられると思われ、指摘を受けて間部本人も驚いている。

これらのうち⑤については、先年の拜謁の段階で老中としてはすでに堀田正睦が外国掛に任じられていたのであり、右の説明は通じないこと、また⑥については、間部の不遜な態度は目に明らかであつて言い訳の余地はない旨、即刻ハリスから反論を受けている。⁽⁸⁵⁾

⑤の場面に關しては、記録に残された当日の式次第にはより多くの列席者が書き込まれていることから、⁽⁸⁶⁾ 実際、その場において何らかの理由により、予定外の略式の対応がなされたものであろう。また、ハリスが謁見の二日後に本国に書き送った報告からは、彼の不満が突き詰めるところ、間部から受けた侮辱一点に帰すると言つても過言ではないことが読み取られ、⁽⁸⁷⁾ 仮に双方の間に多少の意図のすれ違いがあつたにせよ、間部が一定以上の不遜な態度をとつたのは事実であろうとの想像が成り立つ。なお、間部はここで取り上げられているハリス・外国奉行会談の翌日、病氣を理由に外国掛老中を罷免されている。⁽⁸⁸⁾

さて、いまこの二点を別としても、全体として日本側の主張の基調をなしているのは、十月二十七日の老中書簡に見える、「先年拜礼の節は、新條約爲取替以前にて、……初て来る外賓を待遇する特礼を以て」迎えたが、「今ハ條約一定して、寛優の貿易を開き、已に一部内に居留ありて、互の交情日々に厚けれハ、徒に繁褥の礼文を用て、虚飾を施すを要せず、……則懇篤和親の礼典に據りしなり」との考え方である。⁽⁸⁹⁾ それゆえ登城道中の人混みを十分に制御し

ないといった仕方が適切かどうかは別として、こうした外交官らの迎接がまさに「特礼」であつた段階を脱し、両国間の交際がすでに常態であるとの認識を前提に、より日常的なレベルで処理していくとの方針が、きわめて明確に存在したと言つてよい。

とくに注目すべきは、老中が同じ書簡のなかで、「惣て此度所用の礼典は、去年年、魯西亞使節、新條約爲取替の後、登營謁見せし先蹤を用ひしにて、其許先年登營の礼節とハ聊異同あるといへとも、……我邦礼典の常とする所⁽⁹⁰⁾」と具体的に述べていることである。ここでは直近のプチャーチンの登城に触れているが、これがさらに三カ月前のドンケル・クルティウスの例に準じて成立したことは再度説明するまでもあるまい。その節の「向後外國官吏等參府之規則」を確立するとの意識は、今回ハリスの登城にあたり確実に生きて実践されていることがわかる。

このような主張に加え、とくに実務レベルの外国奉行らは、ハリスが強いて反論を続ければ事前の打ち合わせにあつた自分たちに累が及ぶことを述べて説得にあたり、今回不満の点は引き続き話し合いのうえ、今後の拜謁機会に調整することをもって決着を図ろうとする。が、ハリスは納得せず、先年の方式に則つて拜謁式をやり直すことを要求、けつして譲らなかつた。幕府側はその強硬な主張に折れ、結局、式の再挙行を受け入れざるをえなくなるのである。ただし、時期は炎上した本丸の再建成つたのちとし、当面の引き延

ばしを図ろうとした。⁽⁷⁴⁾

本丸炎上後の江戸城では、將軍一家が西丸での仮寓を余儀なくされたのは言わずもがな、恒例の行事もほとんどが略されたのであって、再拜謁の実施時期を俄かに定めることはできないとしたのは、単にハリスのみに対する方便ではなかったと理解できる。が、ハリスはこれをも許容しなかった。そもそも式の簡略化を問題にしながら、本格的な設えを待っての挙行より、仮城での早期実施を求めた背景には、自らに与えられた不名誉を一刻も早く払拭するという目的のみならず、ヨーロッパ諸国から新たに続々と外交使節の到来が予想されるなかで、彼らの拜謁が遠からず日程に上るのは確実であるというハリスの意識があったものと考えられる。自分の身に起こった問題が解決する以前に、他の使節が拜謁を済ませてしまうような事態が発生するのを懸念し、それを避けるよう幕府に対し明示的に釘を刺してもいる。⁽⁷⁵⁾

とりわけ、既述のようにイギリス総領事オールコックが一八五九年十二月八日（安政六年十一月十五日）をもつて本國で公使に任命され、明けて万延元（一八六〇）年に入るとすぐにその知らせが日本に到達、彼が、登城のうえその旨の信任状を將軍に奉呈することを幕府に要望するのが確実となったため、ハリスはいっその焦燥感を抱くようになったと見ることができるといえる。昇格のことをオールコック自身が幕府老中に宛てて通知した万延元年正月三十日より早

く、ハリスは同月十三日、幕府側との別件に関する会談の席でそのことに言及し、今後オールコックが拜謁を申し入れた場合、それを自身の再拜謁に先行させることのないよう要請している。幕府はこれを受け入れ、少なくとも他国外交官の登城に優先してハリスの問題を解決することを約した。⁽⁷⁶⁾

その後もハリスの催促は続き、押された幕府がついに仮城での迎接を許容することとしたのは、万延元（一八六〇）年二月五日のことである。老中よりの書簡で、この場合にはかえって略礼とならざるをえないことをハリスに確認しつつも、同時に、「今般之式は、以後の通例たるべき」と明記していることに注目したい。⁽⁷⁷⁾ ドンケル＝クルティウスならびにブチャーチン、そしてハリスの第二回迎接機会を活用して確立したはずの「向後外國官吏等參府之規則」が、先に「特礼」レベルの儀式を経験していたハリスの抗議に遭って再考を余儀なくされたのち、これを機に再調整を図り、いよいよ「通例」を定めたいとの幕府の意思を読み取ることができる。

なお、ハリスから直接事情を聞いたオールコックは、それを追いつ越して拜謁を急ぐ意図を持たず、ハリスが順当に再拜謁を済ませるのを待つスタンスであったため、⁽⁷⁸⁾ 表向きはハリスの心配は杞憂に終わった。ただし、ひとえにハリスへの配慮からその問題解決を待つ態度をとっていたかに見えるオールコックがのちに本国外務省へ送った報告文には、互いに協力者であるとともにライバルでもある

ハリスを向こうに回した周到な計算が表れている。ここで多少の時間のロスを厭わなければ、日本側にもストレスを与えているはずのややこしい交渉をハリスに任せ、自らはその果実を得るだけ——彼が受けたという不敬も自ずと回避できるうえに、自らは十分に意を尽くした設定で初登城に臨める——というのである。⁸¹ ハリスの「謁見仕直し」に向けた幕府の検討は、いまや、アメリカ、またその他の各国への個別の対応にとどまらず、次第にこうした複数国間のせめぎ合いも巻き込みながら、「以後の通例」づくりをめざして進んでいくことになった。

四、アメリカ公使ハリスの三たび登城・将軍拝謁

(万延元年)とその後

(一) ハリスからオールコック、ベルクールへ
 来たるべきハリスの「拝謁仕直し」に向け、まずは当日の着服について、外国奉行が検討結果を老中に上申したのが、万延元年(二八六〇)年二月二十二日のことである。⁸² 文脈からは、これに基づいてハリスと話し合うことを前提に、事前に老中の意見を確認するための文書であったと考えられる。この実務レベルからの提案では、まず、「各国ミニストル拜礼之節、初て之節は官服、二度目よりは長上下之積」とし、「年始并國書持參等之儀は不申談、官服は初て之節二限り候」という。ここでいう官服とは、安政四(一八五七)

年のハリスの初めての拝謁の際に採用した「直垂狩衣大紋布衣素袍」という武家の式服を指すと考えて間違いないだろう。

つまりここでは、ハリス初登城の際の格式と、その後、外交儀礼の日常化を図ろうとする過程のなかで二度目のハリス登城に適用された、長袴の着用を基調とする格式との、二つの水準に区分して、最終的な整理を試みていることがわかる。前例としてはいずれもが「國書持參之者」のケースであり、國書奉呈を目的としなかったドネル・クルティウス、プチャーチンのとときの半袴という選択肢は消えている。実際、右に引用したように、もはや國書の有無は議論しないと述べており、登城が「初て」か否かのみに着目しようというわけである。

民間人と見なされていた出島のオランダ商館長が公的立場の領事官に転換したり、別の目的で来日したロシア使節が状況に応じて新たな条約を取り結んで帰ったりといったことは、欧米との関係の最初期における特殊な事態と言うことができ、いったん各国との外交関係が日常化してしまえば、「普通在留之官吏」がおいそれと将軍への拝謁を求めるものでもない——駐在官が拝謁を求めるのは、そもそも何らかの趣旨により國書の受け渡しが必要となった場合であって、そのような儀式をこそ、「特礼」でなく「通例」として挙行できるような制度を整えておかなければならない——ということが、幕府にも了解されてきたことであろう。

とすれば、「普通在留之官吏」の拜謁というところまで格を下げたカテゴリーを設けておくことには、もはやほとんど意味がない。基本的には国書を持参していることを前提とした使節を、初の拜謁の場合はなお「特礼」に近い形で盛大に、二度目以降は「徒に繁褥の礼文を用て、虚飾を施す」ことをせず、「懇篤和親の礼典に據」つて迎接する。この区別のみ想定しておけば、相手方にも礼を失することなく、かつ、幕府としても持続可能な態勢を築くことができるだろう。このたびの外国奉行の提案には、このような思考回路が表れていると考えてよいのではないか。

ただし、ここで「初て」とするのが国単位での初めてか、人単位での初めてか、という点だが、この際の議論において若干の問題となった。つまり、一国の公使が交代し、新しい人物が到来して將軍に謁見する場合を、「初て」と見なすかどうかということである。上申を行っている外国奉行は、これを「初て」として官服を用いるのが適当とする。さもなければ、一連の国々と国交開始ののちは、もはや「初て」に該当するケースは消滅するのであって、そもそもこの問題はいわゆる「開国」期に特有の論点と言うことができ、公使交代ごとに「初て」の迎接式を行うという選択肢をとった外国奉行の見解は至極まっとうに思われる。しかし、老中の考えは国単位の「初て」、ひいては、繰り返されていく儀式をできるだけ簡略化するほうであった。外国奉行の上申書にあとから書き込みがなされ

た部分からは、後任者来着の折は長上下にて「和親之御取扱」をするよう、老中からの指示があったことがわかる。

この老中意見は、翌年以降、実際に頻繁に行われるようになった外交儀礼に際して必ずしも適用しきれず、將軍拜謁儀礼の格式はそれよりもやや高めの設定で安定を見たことが記録から判明している。⁸³ その詳細は別の機会に論じたいと考えているが、ひとまずここでは、いまだ各国の駐在官が「初代」、もしくは初代以前の一時的な使節をわずか数カ国から迎えたにすぎない段階において、こののち公使が交代を重ねて外国との関係が引き継がれていくという感覚を、当時の幕閣、幕臣らが当然のように持っていたことを重視しておきたい。

幕府内で右の検討が行われたのち、ハリスとの本件に関する話し合いは、万延元（一八六〇）年閏三月から五月にかけて実質的な進展を見た。⁸⁴ その過程で、ハリスがあらためて、先の安政四（一八五七）年拜謁時の様式にこだわりの見せたのに対し、幕府側は、その例は「永世の法度にハ確定しかた」と言い、「猶我國の格例によりて參考講定し……永世不易の禮典を講定いたし度」と明確な言葉で返答している。⁸⁵ 前節で見た六つの問題のうち、若干言いがかり的な応酬とも受け取れる最後の二つを除き、①～④の各項に沿って整理すれば、このときの幕府としての対応は次のとおりであった。

①居所から城まで、使節には外国奉行に次ぐ位階の役人が同伴する。

②通行の道々では、登城の行列を横切る等の行為を禁止する。

③（将軍の会釈については言及なし。）

④服装については右に解説したとおり（「初て」と二回目以降とで区分する方式）。なお、ハリス自身はすでに二度の登城経験があるが、「今度は禮典確定後、初て登城二付」、列席者は官服を用いることにする。ただし、これは今回限りの扱いとし、以降の登城機会には鬘斗目長袴を着用する。

④の服装については、右の「なお」以下のように、半ばこじつけともとれる論理をわざわざ用いて、このたびのハリスの「謁見仕直し」にあたってもう一度限り官服で迎える配慮をしたあとがうかがえる。

これら諸点に加え、安政四（一八五七）年時のハリス、翌年のドゥケル＝クルティウス、プチャーチンの拝謁を通して確立された、大広間畳上での立ち位置については変更がないことが再度確認されている。その他、安政四年の式次第設定の際、最も大きな論点の一つとなったものの、以降はとくに問題にされることのなかった、登城の際の使節の下乗場所があらためて説明されているのは、今回の拝謁が本丸でなく西丸で行われるため、確認が必要となったため

あろう。ハリスはなお、城までの道中警衛をより手厚くすることなどを求め、応酬が続くが、最終的には双方が意思を通じ、かつ、具体的な諸側面についてはすべて幕府の意向どおりと言える形で、ついに式次第の決定を見たのである。これをもって、ハリスの修正拝謁は、いよいよ万延元（一八六〇）年七月四日に挙行されることになった。⁽⁸⁸⁾

さて、この際に特筆すべきは、ハリスとの交渉決着を見るや、幕府よりただちに、イギリス公使オールコック、また、少し遅れて安政六（一八五九）年八月に来日後、こちらもオールコックに準じて拝謁を待っていたフランス代理公使ドゥベルクールに対し、「大君に謁見之儀、兼てより被申聞趣あれとも、一體之式法未タ講究せざるをもつて、心ならずも延引およひしに、近々亞國ミニストル謁見之積二付、引續き其許ニも謁見之禮を擧んとす」と、式目の詳細を付して積極的に登城を促したことである。⁽⁸⁹⁾ 両人はそれぞれ何らの留保なくこの式目を受け入れ、⁽⁹⁰⁾ 実際に、ハリスに続き、オールコックは同年七月九日に、ドゥベルクールは七月二十一日に、「初て」の登城・將軍拝謁を果たしたのであった。⁽⁹¹⁾

ひとまずここで、徳川幕府の外交における「永世不易の禮典」が成立したことになる。

(二) 幕末外交儀礼の完成と、今後の課題——結びにかえて

右に見てきたのは、安政四(一八五七)年十月二十一日に挙行された初代駐日アメリカ総領事タウンゼンド・ハリスの登城に端を発する、欧米諸国から日本に到来した最初期の外交官による一連の将軍拝謁儀礼の経過であり、そのために徳川幕府が要求された準備、検討の実態である。とりわけ、この展開のなかで二つ目の事例にあたるオランダ領事官ドンケル・クルティウス以降のケースを、こうして連続的に紐解いてみると、「向後外國官吏等參府之規則」「我邦礼典の常とする所」「以後の通例」「永世不易の禮典」と、そのときどきに使われた表現はさまざまであっても、当時の幕府がある一定の方向に向かって努力を重ねたことが手に取るように浮かび上がる。あらためての説明も要すまいが、ここで幕府がめざしたのは、従来国交のなかつた欧米諸国から次々と外交官が到着する事態にあって、将軍がその居城において彼らを引見することにより、外交関係の開始を認証するという象徴的行為を、幕府の側でできるかぎり特別視せず、そもそも数々の殿中儀礼を軸に成立してきたと言える政権の枠組みのなかに取り込み、平常の準備の範囲で彼らに對しうる態勢をつくることであつたと捉えられよう。儀礼を窓口により広義の解釈をすれば、「外国奉行」を設置するという発想が同時期に生まれ、実現したこととも相俟つて、対外関係業務そのものを、もはや特例的な対応を要求される業務ではなく、幕府の一所掌領域と

して安定させ、持続可能なものにしていこうとする意思が、ここに表れていると見ることができ⁽⁸²⁾る。

ドンケル・クルティウスの拝謁準備の過程で明らかになるこの方向性は、むしろ、そこから突如として始まるというよりも、初発の事例として朝鮮通信使迎接儀礼に基本的な範をとつた安政四(一八五七)年のハリス登城、そこに至る前年からの長い議論をベースに生まれ出たものであつた。そして、その安政三年から万延元(一八六〇)年に至る五年間、いわば「幕末前期」と呼びうる時期に、ここで見てきた七つの具体的なケースを通じ、ひとえに現実に対処するなかで当時の幕府が獲得したスタンスと言うべきものであつた。それは、むしろ一面において必死の努力であつたと同時に、たとえば二度目のハリス登城からそのやり直しまでの過程において典型的に表れるように、押されても押されても、「猶我國の格例によりて參考講定し……永世不易の禮典を講定いたし度」と言い切る自信と、為政者としての覚悟に裏打ちされた行動でもあつたことがわかる。

他方、これを別の角度から見れば、頑なに「我國の格例によりて」殿中儀礼秩序の一部に取り込んだようでありながら、その新たな儀礼カテゴリーが対外関係の水際にある以上、それを構築するには相手側との最低限の合意が欠かされたことは言うまでもない。それは、たとえばハリスが列席者の服装を批判した場合のように、幕府がとろうとする方式に対して相手側からの注文が発生するとい

う意味合いだけでなく、幕府の実務担当者らは、本稿に登場した永井尚志のケースでも見たとおり、この機に西洋式の儀礼についてできるだけ学び、また、必要に応じてかなり柔軟にそれを取り入れもしたのである。⁹³ここで考案された儀礼様式は、徳川幕府殿中儀礼の伝統に則り、そのなかに位置付けられることを前提としながら、多分に異文化的要素を含み、それを検討することは自ずと、幕府としての文化的経験の枠を広げることもなっていたと考えられる。

ところで、この一連の経緯にはさらにもう一つの側面として、アメリカに始まり、オランダ、ロシア、イギリス、フランスといった、国制も国情も異なる国々を、何らの区別を設けることなくそれぞれ一国として扱い、相対していくという、近代的という言葉で評してもよい幕府の態度が表れている。このことについて、徳川時代の主要な知的傾向であったとされる、いわゆる華夷思想に基づいた東アジア的国際秩序観との矛盾を指摘することは可能であり、⁹⁴政権の実際の外交業務がそこから飛躍していることをいかに解釈すべきか、思想史の流れを踏まえた、いま一步の考察も求められよう。

ただし筆者は、外交実務の最前線に置かれた幕臣たちの一挙手一投足を、いつさいの先入観を持たずに史料から蘇らせることよって、学問の場における思想的枠組みのなかでむしろ見落とされてきた、現場の担当者たちの認識と具体的な行動をたどり直していくこともまた重要であると考えている。一国の外交行動とは行きつく

ところ、その積み重ねでしかありえないからである。持続可能な外交態勢を打ち立てるといふ、政策現場における不可避の要請を背負った幕臣たちは、それを理論として構成するのではなく、現実形にしていかななくてはならない。そこに蓄積される、いわば現場的教養のなかにこそ、外から与えられたものではない「近代化」の芽が胚胎するとは言えまいか。⁹⁵

さて、本節前項までに取り上げた時期ののち、徳川政権が終焉に至るまでの間に、欧米諸国の外交官が登城し、將軍に拝謁したケースは以下のごとくである。⁹⁶

・ 文久元（一八六二）年二月二十三日、アメリカ公使ハリス（遣米使節関連大統領書簡の奉呈）。

・ 同年十一月五日、アメリカ公使ハリス（開港開市関連大統領書簡の奉呈）。

（・ 文久二年二月二十日、イギリス公使オールコック休暇帰国につき、代理公使ウインチェスターを伴つての登城が決定していたが中止。）

・ 文久二年三月二十八日、アメリカ公使ハリス（帰国挨拶）。

・ 同年四月十九日、アメリカ公使ブリュイン（着任挨拶）。

・ 同年五月二十七日、フランス公使ドゥベルクール（公使昇任）。

・ 同年閏八月九日、ロシア領事ゴシケヴィチ（江戸参府、ロシア

軍艦対馬退去⁽⁹⁷⁾。

・慶応三（一八六七）年三月二十八日、イギリス公使パークス、オランダ総領事ファン・ポルスブルック、フランス公使ロッシュ（新將軍慶喜が大坂城にて公式に引見）。

・慶応三（一八六八）年十二月十六日、イギリス公使パークス、オランダ総領事ファン・ポルスブルック、フランス公使ロッシュ、イタリア公使ラトウール、プロシア代理公使フォン・ブランド、アメリカ公使ヴァン・ヴァルケンバーグ（慶喜が大坂城にて公式に引見）。

これらについて、筆者の研究はまだ、本稿における考察の対象としてきた諸儀礼、また、繰り返し言及したように、その起点として過去に集中的な分析を行った、安政四（一八五七）年のハリス初登城に関するような、詳細なレベルには遠く及んでいない。それでも本稿の末尾にこれらのケースを掲げておこうとするのは、自らに次の課題を突き付ける意味もむろんあるが、これら、あとに引き続き事例の存在によってこそ、ここで見てきた万延元（一八六〇）年までの幕府における外交儀礼の検討に、生きた意味のあったことを知りうるからである。

これら後続儀礼の内容に関してはあくまで今後の研究課題とすべきであって、ここで中途半端な描写を試みることは控えるが、大

く分けて、文久二（一八六二）年閏八月九日のゴシケヴィチ登城・拜謁までの六件は、幕府の外交儀礼運営が文字どおり安定飛行に入った時期と位置付けることができる。服装は、本稿で見た最後の段階における幕府側の希望——「二回目以降は長袴」との設定より高めに収まり、結局は、万延元（一八六〇）年のハリス、オールコック、ドゥベルクルの拜謁式をそのまま踏襲して官服が用いられていることから、その背景については別稿で検証したいと考えているが、ここではまず、万延元年以降、外交儀礼の様式がいったん、たしかに固定され、あるいは完成し、もはや個々の式にあたって議論を要しなくなったという事実を確認しておきたい。外交代表を江戸城に迎えて行う儀礼は、五年にわたる試行錯誤を経て、この時期、徳川幕府が挙行する各種殿中儀礼の一つとして定着を見たのである。それが短期間で途絶えざるをえなかったのは、文久三（一八六三）年から、將軍家茂の上洛が繰り返され、つまりは主人が江戸城を留守にすることが多くなって、外交官のみならず、従来からの大名、幕臣の御目見を含め、登城・拜謁儀礼そのものが成り立たなくなったためと考えることができる。この空白を挟んだのち、最幕末期、慶応三（一八六七、一八六八）年の二つの事例においては、様相は一変、これらは第十五代將軍慶喜が滞留中の大坂城で各国公使を西洋式に引見した場面として知られる。

しかし一方、これら徳川將軍による最後の外交儀礼の内実は、実

のところ明らかにされてこなかった。このときの拜謁が「全くヨーロッパの流儀によって」行われたことは、当時、むしろヨーロッパ側の関係者にそう理解されたと考えられるが、たとえば日本側の列席者がヨーロッパ式の礼服を着用していたはずもないこれらの儀式を、いずれの基準によって「ヨーロッパの流儀」によるものと判定しえたのかといった論点も、今後、熟考を要するところであろう。明治新政府が成立し、ほどなく機能としてはこれを引き継いでいくことになる、いわゆる「ミカドの外交儀礼」への道程⁹⁸で、何が連続し、何が断絶したのか、——安政三（一八五六）年に徳川幕府が具体的に着手した、外交儀礼をめぐる検討の跡は、最終的にはここまでの十三年間を見渡すことによってその意義が明らかになるものと考えている。

注

(1) 將軍拜謁を含め、近世の武家儀礼一般については、深井雅海、平井聖、二木謙一、大友一雄、また、渡辺浩などによる研究の蓄積がある。が、これまで、日本の儀礼研究において、国際関係とのつながりは実質的にはほとんど意識されてこなかったと考えられる。本稿の隣接諸領域における先行研究と、それらに対する筆者の問題意識の異同について、より詳しくは本稿の前提をなす既出の拙論「引き継がれた外交儀礼——朝鮮通信使から米國総領事へ」（笠谷和比古編『一八世紀日本の文化状況と国際環境』思文

閣出版、二〇一一年、五三五～五六四頁）で述べたので、ここでは繰り返さない。

(2) 沖縄県立博物館・美術館編『琉球使節、江戸へ行く！——琉球慶賀使・謝恩使二行二、〇〇〇キロの旅絵巻』同館、二〇〇九年、四五頁。

(3) 国書刊行会編『通航一覽第六』同会、一九一三年、一九八～一九九頁。

(4) たとえば、箭内健次編『通航一覽續輯第二卷』清文堂出版、一九六八年、二八九～二九二頁参照。比較の対象として、東京帝國大學編『大日本古文书幕末外国関係文書之十六』同大文学部史料編纂掛、一九二三年、五二九～五三三頁など。

(5) 「外交」とは何かという根本的な問題を論じることは本稿の範囲を超えるが、筆者の基本的理解は、いまなお当該問題についての基本的文献と言うべき、ハロルド・ニコルソン『外交』（斎藤真・深谷満雄訳、東京大学出版会、一九六八年）を踏まえている。「外交とは、交渉による国際関係の処理であり、大公使によってこれらの関係が調整され処理される方法であり、外交官の職務あるいは技術である」とする同書の見解が、ヨーロッパの伝統に根ざしたものであることは論を待たないが、その伝統との接触を開始し、自らの伝統をそれと接続していこうとした幕府の政策行動を見るうえで、この定義を参照軸とすることに矛盾はないと考える。そのうえで、人間としての個々の外交官や彼らが執行する儀礼の場面を重視し、文化の面から外交を把握しようとする筆者の立場と共通する点を持った近年の研究成果として、以下の二冊を挙げておきたい。Mosslang, Markus, and Riote, Torsten, Eds., *The Diplomats' World: A Cultural History of Diplomacy, 1815-1914*. Oxford: Oxford University Press, 2008. Auslin, Michael R., *Negotiating with Imperialism: The Unequal Treaties and the Culture of Japanese Diplomacy*. Cambridge (Massachusetts) and London: Harvard University Press, 2004.

(6) その経緯については、概要を既出の拙論「幕末の対欧米外交を準備した

朝鮮通信使——各国外交官による江戸行の問題を中心に」(劉建輝編『前近代における東アジア三国の文化交流と表象——朝鮮通信使と燕行使を中心に』国際日本文化研究センター、二〇一一年、一九〇～二一〇頁)で述べたことがある。本稿ではこれをその前後の時期にわたる幕末の外交儀礼成立過程のなかに置き、あらためて分析を加えてみたい。

- (7) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之十七』一九二四年、四六四～四六六頁。
- (8) 拙論「幕臣筒井政憲における徳川の外交——米国総領事出府問題への対応を中心に」『日本研究』第三十九集、二〇〇九年、四五頁参照。
- (9) 前掲(6)、二〇〇頁参照。
- (10) 維新史学会編『幕末維新外交史料集成 第一巻』財政経済学会、一九四二年、二五～二八頁。『大日本古文書 幕末外国関係文書之十九』一九二八年、四五三頁。
- (11) 前掲(6)、二〇二～二〇三頁参照。
- (12) 前掲(6)、二〇〇頁。
- (13) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之十九』二二～四八頁。
- (14) 前掲(13)、七八五頁。
- (15) 前掲(13)、四五一～四六〇頁、五三二～五三三頁。
- (16) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之十六』六六三～六六四頁。
- (17) 前掲(13)、三九〇頁、四五一～四五八頁。
- (18) 前掲(13)、五九三～五九四頁など。
- (19) 前提となるハリスの式次第を描写するには相当の紙数を要し、またすでに別稿で詳しく論じたので、本稿ではこれを省略し、ハリスの迎接式をベースとしたそれ以降の展開における主要な論点のみを取り上げる。ハリスの式次第については、前掲(1) 記載の拙論を参照ありたい。
- (20) 前掲(13)、四五七頁。
- (21) その経緯の詳細については、前掲(1)、五五五～五五六頁参照。
- (22) 月次御札について詳しくは、大石学編『江戸幕府大事典』吉川弘文館、二〇〇九年、九四一頁、および、武内誠編『徳川幕府事典』東京堂出版、八六～八七頁が参考になる。
- (23) 前掲(13)、五八〇～五九二頁、五九九～六〇四頁、六二〇～六二五頁、六四一～六四六頁、六五七～六六八頁、六八〇～六八六頁参照。
- (24) 前掲(13)、六八五頁。
- (25) 同右。
- (26) 前掲(13)、七八七頁。なお、先のハリスの登城時にはここを通過点としてさらに計五疊分将軍に近づき、アメリカ大統領名代として拝謁、口上を述べた(詳しくは前掲(1)、五四三頁)。
- (27) 前掲(13)、六八四頁。
- (28) 黒板勝美・国史大系編修会編『第五十巻 続徳川実紀 第三篇』吉川弘文館、一九六六年、四八四頁。
- (29) 前掲(13)、七八五頁。
- (30) 市岡正一『徳川盛世録』平凡社、一九八九年、二六八～二七一頁参照。また、尾張徳川黎明會編『徳川禮典録 上巻』(同會、一九四二年)によって、毎回の「月次御禮」の際に城中の服装が半袴(麻上下)であったことを確認できる。
- (31) ハリス迎接の際の装束をめぐる検討の経緯ならびに当日の実際については、前掲(1)、五四九～五五三頁。
- (32) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之二十』東京帝國大學文學部史料編纂所、一九三〇年、三四六～三四七頁。
- (33) 前掲(32)、三四七～三四九頁。
- (34) 前掲(32)、三五〇～三五二頁。
- (35) 前掲(32)、四六六～四六八頁。
- (36) 前掲(32)、四九七～五〇五頁。
- (37) 前掲(32)、五〇七頁。
- (38) 前掲(28)、五一〇～五一二頁。

- (39) 前掲 (32) 六七六頁。
- (40) 前掲 (32) 七六九～七七五頁。
- (41) 前掲 (28) 五〇七～五六六頁参照。
- (42) 前掲 (32) 六七八～六七九頁。
- (43) 前掲 (32) 六九九～七〇〇頁。
- (44) 前掲 (32) 七〇九～七一一頁。
- (45) 前掲 (32) 七七一～七七五頁参照。
- (46) 前掲 (32) 七七四頁。
- (47) *General Records of the Department of State (U.S.), Diplomatic Despatches: Japan (R.G.59, N.A.133), Despatches from U.S. Ministers to Japan, 1 Sep. 1858, Harris. ｷﾀﾞ Correspondence Relative to the Earl of Elgin's Special Missions to China and Japan, 1857-1859. Presented to the House of Commons by Command of Her Majesty, in Pursuance of Their Address Dated July 15, 1859. Reprinted by. San Francisco: Chinese Materials Center, 1975, p. 373.*
- (48) 前掲 (28) 五二五～五二六頁、五五八～五六六頁。
- (49) *General Records of the Department of State (U.S.), Diplomatic Despatches: Japan (R.G.59, N.A.133), Despatches from U.S. Ministers to Japan, 31 May 1859, Harris.*
- (50) 前掲 (49) 31 Jul. 1858, Harris.
- (51) 前掲 (49) 26 Apr. 1859, Harris.
- (52) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 幕末外国関係文書之二十三』東京大学出版会、一九五二年、三三二～三三五頁。
- (53) 前掲 (49) 29 Jun. 1859, Harris. (英文文書の日本語訳は筆者の責による。)
- (54) *Foreign Office (U.K.): Political and Other Departments: General Correspondence before 1906, Japan, From Consul General Alcock (FO 46/3), 29 May 1859. なお、その後の航程を追うと、日本で最初の寄港地と*
- なつた長崎でも二人の滞在期間が重なつたことが確実である。
- (55) 前掲 (54) To Consul General Alcock (FO 46/2), 1 Mar. 1859.
- (56) 前掲 (52) 三八三～三八七頁、また、四二七～四二九頁参照。
- (57) 前掲 (54) To Consul General Alcock (FO 46/2), 8 Dec. 1859.
- (58) 前掲 (52) 四二九頁。
- (59) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之二十八』一九五八年、九九～一三六頁。
- (60) 前掲 (59) 七九頁。
- (61) 前掲 (59) 八二～八三頁。
- (62) 前掲 (7) 二六五～二六六頁。この際の將軍御召服をめぐる検討過程は、当時の幕府における対外認識と、文化史の角度から見た徳川期により広範な儀礼の問題が交差するところであり、きわめて興味深い論点を多く含んでゐる。よゝに詳細を考究のうえ別稿を期した。
- (63) *Private Letter Book of Townsend Harris (横浜開港資料館 Ca4/042), Vol. 4, No. 256. 前掲 (59) 一八四頁。*
- (64) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之二十九』一九五九年、一八～二二頁。
- (65) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十』一九六〇年、三三二～三三六頁。
- (66) この際の打ち合わせの記録は未見であるが、こうした事後の言及により、登城日の直前にハリスと外国奉行との間である程度、式次第の確認がなされてゐることがわかる。
- (67) 前掲 (64) 二〇頁。
- (68) 前掲 (65) 三二七～三三八頁。
- (69) 前掲 (59) 一三二～一三三頁。
- (70) 前掲 (49) 7 Nov. 1859, Harris.
- (71) 前掲 (65) 三八七頁。
- (72) 前掲 (64) 二〇頁。
- (73) 前掲 (64) 二二頁。
- (74) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十一』東京大学、一九六一年、

三七九頁。

- (75) 前掲(28)、六三四～八二二頁参照。
- (76) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十二』東京大學出版會、一九六二年、二〇六頁。
- (77) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十四』東京大學、一九六九年、三八六～三八八頁。
- (78) 前掲(77)、一四八頁。
- (79) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十五』一九七〇年、八八頁。
- (80) 前掲(79)、一〇〇頁参照。また、Alcock, Rutherford, *The Capital of the Tycoon: A Narrative of a Three Years' Residence in Japan*, Vol. 1, London: Longman, Green, Longman, Roberts, & Green, 1863, pp. 379-381.
- (81) 前掲(54)、From Consul Alcock (FO 46/8), 28 Aug. 1860.
- (82) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十六』東京大學出版會、一九八六年、一五～一六頁。
- (83) 『第五十一卷 統徳川実紀 第四篇』一九六七年。
- (84) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十九』東京大學、一九八三年、五九～六一頁、二四四～二四八頁、二七七～二七九頁。また、『大日本古文書 幕末外国関係文書之四十』一九八四年、六二～六七頁、一二八～一二九頁参照。
- (85) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十九』二四四～二四八頁。
- (86) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之四十』六三頁。
- (87) 安政四年時の議論の詳細については、前掲(1)、五三九～五四〇頁を参照のこと。
- (88) 前掲(86)、二七六～二七七頁。
- (89) 前掲(86)、一七五～一八〇頁。
- (90) 前掲(86)、一八五～一八八頁、二五二～二五四頁。
- (91) 前掲(28)、七八五～七八八頁。

(92) 本稿のタイトルにも用いた「持続可能」とは言うまでもなく、二十世紀後半における環境問題、資源問題に関連して登場し、今日、開発をめぐる議論のなかで広く認知されている概念を比喩として用いたものである。(とくに発展途上国における) 人間生活の発展を考へるうえで、無理な変化を強いるのではなく、ある社会が保有する資源、環境を生かし、保全しながら、その場限りの成功によってむしろ社会そのものを崩壊させる弊を回避し、将来にわたって長く継続しうる開発をめざすことがその含意である。

(93) そうした側面はとくに、本稿では詳細に取り上げなかった安政四(一八五七)年のハリス初登城・拜謁の準備過程に濃厚に見られると言つてよい。その一例として、前掲(1)、五四三～五四四頁を参照されたい。

(94) とくにこの時期の対外思想を論じたものとして、前田勉「幕末海防論における華夷観念」研究代表者・吉田忠『一九世紀東アジアにおける国際秩序観の比較研究』国際高等研究所、二〇一〇年、八五～一〇〇頁が参考になる。

(95) 筆者は、このような思想史的な観点からの批判を踏まえた議論の必要性について、国際日本文化研究センター共同研究会「徳川社会と日本の近代化——一七～一九世紀における日本の文化状況と国際環境」(研究代表者・笠谷和比古教授)での議論を通して教えられた。記して感謝したい。

(96) 『第五十一卷 統徳川実紀 第四篇』(一九六七年)、前掲(49) 収録の「Register: 1855-1906」萩原延壽『遠い崖 四六アーネスト・サトウ日記抄』(朝日新聞社、二〇〇七年)、アーネスト・サトウ『外交官の見た明治維新(上・下)』(岩波書店、一九六〇年)に収載された関連情報を横断的に参照した。なお、第十五代將軍慶喜の時期に至ると、これら公式の拜謁式以外にいわゆる「内談」という形で、政策の進言などを目的に外交官が將軍と会うケースが発生する。外交実務のあり方の重大な変化であり、広い意味で筆者が考究しようとするテーマに関連するが、殿中儀礼を対象とする本稿の枠内には含めがたいため、ここには掲げないことにした。

(97) ゴシケヴィチの登城・拝謁の場面に関しては、伊藤一哉『ロシア人の見た幕末日本』（吉川弘文館、二〇〇九年）のなかで、わずかな紙数ではあるがロシア語資料に基づいた情報が紹介されており、貴重である。

(98) アーネスト・サトウ『一外交官の見た明治維新（上）』岩波書店、一九六〇年、二五二頁。

(99) 明治期の外交儀礼については、中山和芳『ミカドの外交儀礼——明治天皇の時代』（朝日新聞社、二〇〇七年）がある。また、ジョン・ブリーン『儀礼と権力 天皇の明治維新』（平凡社、二〇一二年）も参照のこと。

近代中国女子教育における手芸科目と日本の影響

韓 韓

はじめに

近代中国の教育制度は、明治日本の教育近代化の先行経験を参照したうえで成立したものである。¹⁾ 先行研究では、草創期の中国の女子教育が日本から影響を受けたという指摘があるものの、具体的な影響についての論述は管見の限りない。本論考では、清末と民国初期の女学校教育カリキュラムにおける手芸科目が、明治高等女学校の随意科目「編物・組糸囊物・刺繡・造花」の模倣であることを検証したうえで、日本の女子教育における手芸科目との比較によって、中国に導入された女子手芸科目の発展不全の要因を考察する。

一、清末民初の女子学校教育と手芸科目

中国の近代女子教育は、アヘン戦争敗戦後に結んだ不平等条約が欧米諸国に学校創設の特権を与えたことによって実現された。一八四四年に中国初の女学校寧波女塾²⁾が成立して以来、キリスト教会や中国人資本家、教育家たちによって数多くの女学校が設立された。しかし、清朝政府が正式に女子教育を認めて制度化したのは、一九〇四年の「奏定学堂章程」の制定が象徴するように、明治日本の学制システムをモデルとする近代学校制度の導入以降のことである。

一八九五年の日清戦争で敗北した清朝政府は、近代学校教育の発展こそが日本の急速な成長の基礎と見なしていたが、日露戦争にお

ける日本の勝利をきっかけに日本をモデルとする教育近代化を本格的に推進するようになった。具体的には、教育視察者を日本に派遣して学校教育全般を調査させ、日本に送り出した数多くの留學生による教科書の翻訳、日本人教習の招聘といった積極的な活動を展開した。これらの活動によって、「奏定学堂堂程」の発布以降、中国の学校教育は十年にわたり、近代学校教育システムの確立や教育事業の展開において、明治維新以降の日本の教育をモデルとし、制度のみならず、目的・内容・方法にいたるまですべての面で模倣した。³

阿部洋の研究によれば、特に近代学校制度の導入と見なされる「奏定学堂堂程」は、全面的に当時の日本の制度（一九〇〇年の学制）を模倣して作られたという。しかしその際、女学堂の設立については「弊害ばかりで、断じて宜しくない」として、女子教育に関する部分だけは採用しなかった。この状況がようやく変化を見せたのは、一九〇七年に清朝政府の学部による「女子小学堂章程」と「女子師範学堂堂程」の発布である。これは、一九〇五年末から翌年の八月まで海外を視察して帰国した官僚の端方が西太后に女子教育の必要性を説いて女学堂開設の勅許を得たことによる。⁸

前述したように「奏定学堂堂程」は「日本型」学校制度である。しかし、その後発布された「女子小学堂章程」「女子師範学堂堂程」が日本の女子教育からどのような影響を受けたのかについては、先行研究では注目されてこなかった。この問題を究明するために、

近代中国において初めて女子教育を制度化した清末のこれら二つの法令とその制度を充実させた民国初期の一連の法令、さらに同時期日本の女学校の女子科目を取り上げて比較することにした。本論考では、女子手芸科目に焦点を当てて比較研究を行うため、次頁に女子科目だけを表にまとめた。⁹

この表からまず、裁縫・家事と手芸が近代女学校の女子科目として両国の女性に課されたことがわかる。裁縫と家事はいうまでもなく徳徳涵養という儒教的な伝統に通底していたが、それが近代化を目指す当時の中国と日本において、女性役割と結びついた科目として女学校教育に組み込まれ、継承されたのである。

さらに、「女子師範学堂堂程」の手芸科目について見ると、明治三十四年（一九〇一）文部省公布の「高等女学校令施行規則」とほぼ一致していることがわかる。「女子師範学堂堂程」の手芸科目の目的と手芸の教授内容は次のとおりである。

其要旨在使学習適切於女子之手芸並使其手指習於巧緻性情習於勤勉得補助家庭生計（下線引用者）

其教課程度、可就編織組糸囊盒刺繡造花等項酌擇其一項或數項授之¹⁰

これに対して、「高等女学校令施行規則」の十五条は、手芸につ

(11)
表 1

日本		中国	
学制以前 1879年以前	・(官)東京女学校 下等本科：雑工・手芸 上等本科：手芸	清(1907年) 「女子小学堂章程」 「女子師範学堂章程」	・女子小学堂：女紅 初等小学堂：裁縫 高等小学堂：裁縫・手芸 ※手芸内容：編織・組糸・囊盒・刺繡・造花等 ・女子師範学堂：家事・裁縫・手芸 ※手芸内容：編織・組糸・囊盒・刺繡・造花等
学期 1879-1886年	・女児小学校 ・跡見女学校：裁縫 ・女子手芸学校：手芸		
教育令 1879-1886年	・小学校：裁縫		
教育改正令 1880年	・小学校：裁縫 ※最終学年：家事経済 ・高等女学校： 下等：裁縫 上等：裁縫・家政・育児	民国(1912年) 「小学校令」 「中学校令」 「師範教育令」	・小学校：手芸・裁縫 ・女子中学校：手芸・家事園芸・裁縫 ※手芸内容：編物・刺繡・摘棉・造花等 ・女子師範学校：手芸・家事園芸・裁縫 ※手芸内容：編物・刺繡・摘棉・造花等
学校令 1886-1894年	・高等小学校：裁縫 ・高等女学校：育児法 家事整理法		
学校令以後	・小学校：裁縫 ・「高等女学校規程」(1895年) 家事・裁縫・手芸(随意) ・「高等女学校令施行規則」(1901年) 家事・裁縫・手芸(随時) ※手芸内容：編物・組糸・囊物・刺繡・造花等		

いて次のように規定している。

手藝ハ女子ニ適切ナル手藝ヲ習ハシメ指手ノ動作ヲ巧緻ナラシ
メ兼テ勤勉ヲ好ム習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
手藝ハ編物・組糸・囊物・刺繡・造花等土地ノ状況ニ適切ナルモ
ノヲ授クヘシ¹²⁾

このように、両規定は、手芸科の設置目的から授業内容に至るまで、引用の下線部を除けばほぼ一致している。

清末の「女子師範学堂章程」は、「高等女学校令施行規則」の六年後、一九〇七年に公布された。日本の随意手芸科目の内容である「編物・組糸・囊物・刺繡・造花」のうち、「刺繡」を除いて、章程では、「編物」を「編織」に、「組糸・囊物」を「組糸」「囊盒」という二語の中国語に訳し分けて必修科目としている¹³⁾。これらの手芸科目の内容が日本で初めて規定されたのは、明治三十四年の「高等女学校令施行規則」においてであるが、実際にはそれ以前から、学校教育で手芸が教えられていた。たとえば、明治十九(一八八六)年に設立された共立女子職業学校の教授科目には、編物・刺繡・造花・組糸の項目がある¹⁴⁾。また、明治二十六(一八九三)年に出版された女学全書の第十編『婦女手芸法』¹⁵⁾には、すでに編物・造花の項目が収録されている。一方、一九〇七年以前に設立された中国の民間女

学校、たとえば、中国女学堂（務本女学）、爱国女学、经正女学などの学校では、裁縫の科目設置はあるが、編物・組糸囊物・造花の科目がなかった。¹⁷⁾

次に、清末「女子小学堂章程」「女子師範学堂章程」の制定方針について検討したい。学部はこの両章程の上奏文「奏定女学章程」（一九〇七年三月八日）において、「今朝廷得銳意興学並采日本欧米規則（中略）凡東西各国成法有合乎中国礼俗禱於教育實際者則仿之其於礼俗实不相宜者則罷之不能遂行者則姑緩之」¹⁸⁾と記している。

ここから、積極的に日本と欧米の先進的な教育システムを導入しようとする当時の清朝政府の姿勢を窺い知ることができる。中国は礼儀風俗に合致し、教育にとって有益なものがあれば模倣すべきだという具体的な方針をとったが、この方針に合致したのが同じ儒教的婦徳観を持つ明治日本の女子教育内容であった。また、「女子師範学堂章程」によると、女子師範教育の主旨は「以養成女子小学堂教習並講習保育幼児方法、期於補助家計有益家庭教育為宗旨」¹⁹⁾（下線は引用者）とされており、師範教育を受ける女子には、小学校の教員となる目的以外に「良妻」と「賢母」となることも期待された。さらに「女子師範学堂章程」は、「良妻」に求める「補助家計」を、前述した「得補助家庭生計」の手芸科目によって実現させようとしている。これは、清朝廷が派遣した視察官が、明治日本の手芸産業の発達を实地に見聞して、その有用性に気づき、手芸を中国の女子

教育に意図的に組み込んだ結果と考えられる。しかし、清朝廷が近代女子教育を開始した際に、小学校と師範学校しか設立しなかったため、日本の女子職業学校で実業として大きく発展した手芸を、高等女学校の随意科目であった手芸規定の「制度」と組み合わせず無理やり女子師範学校の規定としたのであろう。

日本からの影響を示す一つの確実な根拠は、中国最初の教育専門誌である『教育世界』の一九〇二年一月の第十八号に、明治三十四年発布の「高等女学校令施行規則」が掲載されていることである。²⁰⁾『教育世界』は、一九〇一年五月、羅振玉（一八六六―一九四〇年）が上海で創刊した中国最初の教育専門誌で、一九〇八年まで七年にわたり毎月二回、第一六六号まで刊行された。その刊行目的は、清末時における近代教育の普及・発展に必要な情報を系統的に提供することにあつた。同誌創刊号に掲げられた編集方針によれば、各号とも、論説、教育規則と翻訳の三部から構成され、教育法規は主として明治期日本の教育法規・条例類を収録する。その方針に沿って、創刊号（一九〇一年五月）から第十八号まで、日本の現行教育法規・条例など合計八十四種が連載されている。当時の清朝政府は、たびたび教育視察団を日本に派遣して教育情報収集に力を入れた。その情報をより組織的・系統的に中国の教育界に提供したのが『教育世界』だったのである。²¹⁾日本の「高等女学校令施行規則」が『教育世界』に掲載されたということは、清朝学部が「女子師範学堂」

を制定した際に、この規則を知っていたことを意味している。²³ 日本から導入されたこの手芸科目は、民国初期の教育制度においても女子科目として採用され続けた。²⁵

二、近代日中女子教育における手芸科目の比較

第一節においては、清末の中国が近代女子教育制度の制定に当たり、明治日本の女子手芸科目「編物・組糸・囊物・刺繍・造花」を普通学校教育の女子科目として導入し、民国初期まで教え続けたことを論証した。本節では、これらの女子科目と当時の中国の社会状況について検討する。

(1) 中国に導入された手芸科目の問題点

日本から導入された手芸科目の実態については、主に『婦女雜誌』の関連記事を取り上げて考察する。『婦女雜誌』は、上海商務印書館によって一九一五年一月から一九三二年十二月まで刊行された女性向け雑誌である。辛亥革命以降の中国新聞界では多くの女性雑誌が創刊されたが、『婦女雜誌』は、その中で刊行年数や発行部数、流通範囲において最も影響力を持った雑誌である。よって、手芸科目の実態を考察するには『婦女雜誌』が一番ふさわしいと考えられる。

『婦女雜誌』には、日本伝来の手芸科目に関してもつぱら批判的な意見が寄せられた。たとえば、第一巻第九号「女学商榷」欄に掲載された「女学校宜廢去結線手工注重裁縫刺繡之商榷」²⁷は、女学校の科目「編物」と「造花」は利より害が大きいため削除すべきだと提案している。²⁸ 反対理由は以下の四点である。

- 一、使用される糸はすべて舶来品であるため利益が外部へ流出する
- 二、実習時間が長く、時間の無駄となる
- 三、製作品は陳列するだけで家政上では無用である
- 四、それゆえ、女子高等小学校の卒業生が手芸科目を数年習得しても、衣服の縫い繕いができない例がある。²⁹

この記述から、日本から導入された編物と造花は、原材料を日本から輸入しなければならなかったことがわかる。輸入は国にとって不経済である。しかも実習時間を使って作製したものが家政にとって無用である。女性によっては実用性のない手芸科目より家政科目をしっかり習得するべきだと主張する。論者は自分が勤めている正本女学校ではすでに「編物」科をやめたという。

手芸科目に使用される原材料の輸入については、第一巻第十号の「女学商榷」欄に掲載された「説女学之改良」³⁰でも指摘された。女

子師範学校の校長である論者は、中国教育界において重視される実用性に沿った、女学校の実用教科改良を提唱している。手芸科については、次のように述べている。

師範本科の三、四年に造花摘棉刺繡などがある。(中略)その創始はすべて日本の真似である。外国の科目が我が国に適切であるかどうかについて検討する余地がある。その中で刺繡だけが本来我が国の長ずる手芸である。昔から女子の嗜みとされるが、あくまでも奢侈品と装飾品として裕福な家においてしか使われない。それゆえ、熟練したとしても将来の日常生活ではそれを役立てる暇がないため、削除してもよいだろう。³¹⁾

ここから、当時の中国社会においては、中国の伝統工芸「刺繡」も含めた「造花・摘棉・刺繡」全体が、「奢侈品、装飾品」という位置づけであったことがわかる。そのため、日本伝来の手芸科目は中流以下の一般女性の日常生活にとって実用性がないと否定され、家政科目から削除するべきだと主張されているのである。

そして、造花と摘棉の問題点を具体的に次のように指摘する。

造花と摘棉の材料は銅線、絹糸と薄絹の以外、すべて日本から購入する。日本の材料で我が国の手芸品を作るのは、実用主義

の考えに完全に背いている。³²⁾

前の指摘と同じように、「編物」と「造花」は外国から原材料を購入する点で不経済であり、実用主義から乖離していると主張している。

また、『婦女雑誌』第四巻第一号に寄せられた社説「敬告実施女子職業教育者」³³⁾にも、「編物造花絨結線結等僅装飾之美觀是不合於实用者也」³⁴⁾と、編物・造花・結びなどが装飾の機能しか持たないの
で実用性がないと、同じ理由で手芸科目を批判している。

このように、日本伝来の手芸科目は「利益」と「実用」に反するため、『婦女雑誌』では教育者からの批判の声が殺到した。手芸科目に対する批判は、一九一二年から『婦女雑誌』に頻繁に現われるようになった。

しかし、一方で、『教育雑誌』³⁵⁾には、一九一八年になっても明治の実業教育の代表的人物手島精一と女子職業学校の紹介や、日本の手芸科目を積極的に紹介する記事がしばしば見られる。たとえば、『参観日本東京学校筆記』³⁷⁾「調査日本職業教育報告」³⁸⁾「北京女子師範学校 派赴日本考察校務報告」³⁹⁾という三つの記事には、ともに共立女子職業学校の見学報告があり、なかでも特に手芸科目の先行経験を紹介している。三つ目に挙げた報告には、造花原材料の購入という記載もある。

このように、『婦女雑誌』と『教育雑誌』に見られる女子手芸に対する扱いの違いから、手芸が教育者に批判されつつも清末民初の女子教育科目として一九一八年という時点でも教えられていたことがわかる。両誌が示す手芸科目への相反する見解については、以下の理由が考えられる。初期の『教育雑誌』は、中国の教育近代化を目指して、主に西欧諸国と日本の教育理論および教育制度を翻訳・紹介するだけに留まっていたのに対し、『婦女雑誌』は、良妻賢母主義の提唱を主旨として、女性問題や女子教育に関する言論の場を提供する雑誌であった。とはいえ、手芸科目に対する立場の矛盾は、民国初期の女子教育の未熟さを暴露しているといつてよい。

中国に導入された女子手芸科目が順調に発展しなかった要因を分析するには、まず、日本の女子教育における右の手芸科目の位置づけを確認しておかなければならない。

(2) 明治女子教育における手芸科目の位置づけ

前節で考察したように、女子手芸の「編物・組糸・刺繍・造花」は、明治三十四年文部省の「高等女学校令施行規則」によって高等女学校の授業科目となった。しかし、これらの手芸科目は、家事と裁縫のように女子の必修科目ではなく、随意科目として導入された。江戸時代から女性の必須の技術であり嗜みであった裁縫は、読み書きなどの学問が重視された明治日本の学校教育制度において

も女子教育に受け継がれている。それに対して「編物・組糸・刺繍・造花」などの手芸科目は、もともと、私立女子職業学校や実科高等女学校のような手芸を主とする職業教育機関において教授されていた。

ここでは、主に共立女子職業学校と女子工芸学校の例を挙げて、私立女子職業学校の手芸科目について具体的に考察する。

まず、明治十九年三月に設立された日本最初の女子職業学校である共立女子職業学校について検討する。その設立趣意書において、設立者は「近頃、女子学校の設置に乏しからざれども、其の授くる学科は、或は閑雅優美に流れ、或は高尚深遠に趨り、概文字章句の末に拘り、実用に疎くして日用に適せず」と当時の女学校科目編成の問題を指摘したうえで「吾ら窃に之を憂い、同志の者相謀りて、女子の職業学校を設け、専女子に適する諸の職業を授け、併せて修身和漢文、英語、習字、算術の如き日用必需の学科を教授せんとするなり」と述べている。この学校で教授した日用また実用に適した科目とは、裁縫・編物・刺繍・造花・押絵・組糸・図画である。そして、東京府に提出した設置願には、「女子に適応する諸職業を授け広く世の婦女子に実業を得しめんとするに在り」とあり、その設置目的は、職業に必要な能力の習得であったことがわかる。

次に、下田歌子の教育理念と彼女が創立した女子工芸学校について見る。下田歌子は、中流以下の婦人の教育こそ、国家の隆昌のた

めに不可欠であると考え、女性の地位向上を図る目的で明治三十一年に帝国婦人協会を結成した。彼女のこの意識は、「帝国婦人協会創設趣旨」から窺うことができる。

今や既に各種の職工、電話電信の技手、或商店の売り掛取、及び看護人等に至る迄、非常に女子を使役するの必要を感じ、而して為に奮ひて其供給に應ずるの準備なく、且つ其精神を鍛練してよく不拔の主義と目的とを確定すること克はず、其正業に務めしむべきの女子をして、長へに不正の業に甘んぜしむるは、まことにわが国の体面を莊嚴にし、我が国利民福を増進するの上に於て一大欠点なりといはざるを得ず。是れ乃ち、一つは女子が耳目として、機関として其資格を持ち、其品格を高め、尚進みて是の同胞姉妹の間に謀らんとするは、那の点よりして着手すべきかと云へる事に向ひて、目下女子が尽すべき急務を考究するの道なきによれるなるべし。⁴⁵

下田は、多くの中流以下の女性が労働力となっているイギリスの現状を踏まえて、女性の職業教育が日本社会においても実施され、日本の「国利民福」に寄与するべきであると主張した。そして、自身が主宰した帝国婦人協会の中心事業として、明治三十二年に女子工芸学校を設立したのである。⁴⁴ この学校の学則には、「本校は女子に

適當なる工芸を授け併せて修身齊家に必要な実業を修めしめ能く自營の道を立つるに足るべき教育を施す所とす」(下線引用者)⁴⁵と記されている。つまり、工芸技術の習得によって、女性は身を修め家を齊え「自營の道を立てる」ことも可能となるのである。さらに、前述の学則は、女子工芸学校が職業技能教育という近代的な産業教育を施す目的を持つことをも謳っている。「工芸」⁴⁶科目としては、裁縫・刺繍・造花・挿絵・図画・押絵が挙げられており、同校の運営経費には生徒たちが作った工芸品の売り上げ利益も見込まれていたという。⁴⁷ このように、手芸に関する下田の教育活動は、彼女が帝国婦人協会で唱える実利実益主義という教育思想を反映したものである。⁴⁸

最後に、明治期実科高等女学校における手芸科目の実態を考察する。実科高等女学校は、明治四十三年十月の高等女学校令改正によってその設置が認められた。実科科目の一つとして設置される「実業」に関しては、「刺繍・造花・編物等女子ニ適切ナル手芸ハ便宜之ヲ裁縫若ハ実業ノ中ニ加説シ教授スルコトヲ得」とし、その目的を「実業ハ実業ニ関シ生活上必要ナル知識技能ヲ得シメ兼テ勤勞ヲ尚フノ念ヲ養フ」(下線引用者)⁴⁹としている。当時の状況を把握するために、女子職業施設と学科名称を次頁の表にまとめた。

表のデータからわかるように、女子手芸科目はまず、私立の女子職業学校と実科高等女学校において注目され、大きな発展を遂げた

表2 学校名称⁽⁵⁰⁾

学校名	技芸	職業	実業	徒弟	工芸	興業	その他
校数	21	13	11	4	3	2	1

表3 学科名称

学科名	裁縫	手芸	刺繡	編物	造花	囊物	その他
校数	34	23	10	7	6	1	46

といえる。その背景には、当時の教育家の女子職業教育に対する認識の深化がある。

女子職業論を提唱した明治の教育家は少ないが、ここでは、いくつかの女子職業学校の創設に携わった手島精一（一八五〇～一九一八）の例を見よう。手島は、論説「女子と工業との関係」⁽⁵¹⁾で、「理想上より観察すると、女子の工業に従事することは、吾輩は敢て之を奨励することが出来ない」と自身の立場を表明し、その理由について以下の二点を挙げた。まず、「女子は家庭を離れて労働に従事するといふ様な体格に出来て居ない」という女性の肉体的上の問題と、「女子は妊娠して児を産み、之を保育しなければならぬ任務を有する」、つまり女性の「母」役割の問題である。しかしその一方で、彼は、女性が良妻賢母の任務を果たし

つつ工業に接近する方策として、「日本の女子は手芸には最も適当して居る」と認め、手芸を勧めた。そして、女性の特性を生かした職業とは「第一に裁縫、次に造花、刺繡、編物、意匠圖案といふ所で、これに依つて一家を立てるといふことは困難であるが、辛うじて一身を立てることは出来る」⁽⁵²⁾と考えていた。また、「女子の従事すべき工業の種類といふものは、成るべく家庭を離れずして出来る工業、即ち内職的な工業が一番適当であらう」⁽⁵³⁾とも主張している。つまり、良妻賢母の役割を妨げない職業として、手島は内職としての手芸を考えたのである。

以上の考察によつて、明治の手芸科目は、普通の女学校ではなく女子職業学校において本格的に発展したことがわかる。つまり、中国がノウハウを学んだ頃の日本の女子教育においては、手芸「編物・組糸囊物・刺繡・造花」の位置づけは家政科目ではなく、実業技能であった。手芸が女子の嗜みから実業技能に変わった背景として、当時の日本の産業発展に伴って、女子にも実業教育が重視され始めたという状況があったと考えられる。

(3) 日本における造花の発展実態

紙幅の都合上、本節では中国で特に批判された造花の例を挙げ、明治日本における手芸の発展実態を考察する。

造花は古くから仏前の手向けのものや簪として作られていたが、

欧化主義期に女性の洋装や帽子、室内を装飾するのに多く用いられるようになり、女学生や中・上流階級の婦人を中心に、和装の女性にも広く流行した束髪を飾った。明治日本では、数多くの手芸専門書が出版された。ここでは、明治二十六年に出版された『婦女手芸法』⁵⁴に記述された造花の項目を見よう。

造花の細工も亦女子手芸の一に關し高尚にして而も利益ある職業として学ぶ可きの価値あるものなり而して此造花の目的とする所は全く裝飾の一点にありて女子の頭飾に用ふる花簪乃至床の花籠等に用ひて頗る美麗なるものなり⁵⁵

右のように、開化の趣味に合った造花は〈裝飾〉を目的とし、〈高尚〉で〈利益〉をもたらす職業と捉えられている。また、前節で考察したように、手芸科目は日本の普通女学校ではなく女子職業学校の主要科目であった。造花技術の教授は、明治二十年九月、共立女子職業学校において初めて一つの学科となった。その設立の背景は次のように記載されている。

当時婦人の帽飾及び室内装飾等造花の需要量、多きを加へ舶來品を仰ぐこと夥しきを以て一は輸入を防がんが為め又一は此の技の女子に適應せる業務なるを認めたるが為め特に大阪より教

師を聘して其の教授を開始したり造花を学校の教科に加へたるは実に本校を以て嚆矢とす爾後技芸教育漸く勃興して女学校に造花科の設置せらるるやその教員専ら本校の供給を待てり是本校が率先斯業の教授に力めたる結果たるに外ならず⁵⁶

明治二十年頃からの造花の需要量の増加、欧化主義やその後続く戦争後の好景気によって、女性たちの目が細工物の美しさに向けられ、人々の関心も〈裝飾〉に集まったことがわかる。つまり、造花はすでに一つの産業として成り立っていたといえる。共立女子職業学校は、これまで輸入に頼っていた造花の国産化を目指すとともに、造花作りを女子にふさわしい技と認識している。さらに、造花という技芸を身につけた人材をいち早く育成しようとしている。

明治二十年に共立女子職業学校が造花科を設置した後、明治三十年代に入ると、『婦人職業案内』（明治三十年）⁵⁷、『女子の新職業』（明治三十八年）⁵⁸、『新撰 女子就業案内』（明治三十九年）⁵⁹などに、造花業が一つの項目として収録されるようになった。とはいえ、『婦人職業案内』は、まだ婦人の職業について明確な概念区分を持たず、「養鶏や毛筆製造の手伝い」と「学校教員」を分類することなく並置している。造花業については、ただ「奇麗なる仕事なりされば貴嬢達の慰み半分の内職にするも宜しかるべし」と記されている。

これに対して、明治三十八年以降の『新撰 女子就業案内』と『女

子の新職業』では、職業がその性質と特徴によって分類され、造花はそれぞれ副業的職業と技芸的職業の項目として記載されるようになった。造花業の繁盛ぶりについては、両誌ともに日露戦争の凱旋軍人の歓迎花馬車を飾った例を記し、造花の流行を促した要因としては、女学生の髪飾りに用いられたことを挙げている。もちろん、造花工業の発展を支えたのは、東京だけでも共立女子職業学校のほか、神田の女子職業学校、日本女子美術学校、本郷弓町の女子美術学校、女子工芸学校のような職業学校の卒業生、そして各地に散在する造花店でその技術を習得した女工たちである。さらに、『新撰女子就業案内』は、造花から得られる利益を、一日普通花二十五輪作れば二十五銭から三十七、八銭の収入がある、としている^④。この数字を認めてよいならば、造花は、手先が器用な女性たちにとって恰好の職業であり、国内の産業に留まらず「今後此の造花が海外に輸出せられて、彼の地の紳士淑女の嗜好に入り、彼の地に於て、我が婦人の嗜味の花の開き栄えんこと」^⑤までも期待できるものとなった。

このように明治後期になると、造花は、娘たちが女学とともに嗜みとして修めるものという明治初期のイメージから脱し、(高尚なる) 技芸として女性が自立する手段ともなった。そして、女子の手芸は日本の産業の発展に貢献するものとなったのである。さらにいえば、近代化とともに西洋から受容した造花は近代化の象徴の一つ

でもあった。それに対して、中国に導入された造花は、生活水準を大きく上回った(装飾品)・(奢侈品)であったため、女子を浪費家にし堕落させるというイメージまで付き纏っていた。

三、手芸の発展と近代産業

前節で挙げた造花の例から、職業と結びついた実業としての手芸の発展は、当時の社会状況と近代産業の発展に大きく左右されていたことがわかる。それゆえ、本節では、手芸の発展と近代産業の関係という観点から、日本における手芸の発達要因を検討したうえで、近代中国に導入された手芸科目が大きな発展を見せなかった理由を示したい。

(1) 日本における手芸の発達要因

明治日本の手芸は、女学校の随意科目としてだけではなく、むしろ女性の職業教育との関連で注目された。これは、中国に導入された手芸が実現できなかったことである。それではなぜ、明治日本で手芸が女性にとって最も実現しやすい職業となったのだろうか。

まず、手芸を女性の職業としたとしても、伝統社会が女性に課す規範と衝突しない。伝統的な日本社会では、女性の「性」に対する管理が厳しかった。しかし、明治になると就学や就職に伴って女学

生の行動範囲と交際機会が広がり、その結果として女性の性に対する管理の問題が浮上した。そこで、伝統的な婦徳の涵養と内職的な家庭内労働という特徴を持つ手芸であれば、女性の経済的な自立と「性」に対する管理の両立を可能にする、として社会的にクローズアップされることになったのである。

次に、明治の産業の発達と女性の内職の関係について見よう。内職は、旧幕時代から存在するが、明治時代の産業の発達と細分化に伴って大きな発展期を迎え、家制度下の妻や娘、つまりもっぱら女性たちの労働となった。明治時代の女性内職者が経済の発展にどれだけ寄与していたかについての調査資料はないが、前節で挙げた『女子の新職業』によると、造花に携わる人は大阪がもっとも多く、内職を入れると四千人に達し、生産高について見れば、東京は一月三万円ほどであるのに対し、大阪はおよそ五万円に達したという⁶⁵。当時の造花の従事者と生産高だけから見ても、女性の内職が明治の産業発展に貢献していたことがわかる。村上信彦は、明治の女性史に関する研究⁶⁶で、明治の産業立国を実現させた原動力は安い労働力にあつたと指摘し、その「安い労働力の根源は独立していない・することを許されない女の働きであつた⁶⁶」として、女性の内職と明治の産業発展との関係を強調している。それは同時に、女性たちは、内職によって「辛うじて身を立てる」ことができるだけで、完全に自立できないことをも示している。

最後に、当時の社会状況と結びつけて手芸の発達要因を考える。当時の高等女学校の数とその生徒数の増加を見ると、明治三十一年に三十四校・八五八九名であつたのが、明治四十一年には一五九校・四万六五八二名と、飛躍的に増加している⁶⁷。この増加をもたらしたのは、従来の旧士族を中心とする上流・中流のエリート層出身者ではなく、日露戦争後の経済発展で新しく誕生した、俸給生活者や自由業者といった新中間層出身の子女であつた⁶⁷。『新女界』の記事から、当時の高等女学校の生徒数が増加した理由の一端を窺うことができる。

到る処生活難、職業難がおこり（中略）女学校の卒業生など卒業後直ちに結婚というのが（中略）近來は先ず如何にして独立の資を得可き乎の痛ましき事に当人も父兄も心配して手芸なり何なり一つ独立して生活出来る様にとりて、処から職業学校又は技芸学校が頗る繁昌するという現象を呈するようになった⁶⁸。

日露戦争で勝利を収めたとはいえ、その後の増税や物価騰貴のため新中間層の生活はそれほど裕福ではなかった。女子職業学校が繁昌したのは、女学生本人も両親も手芸の習得による収入と最低限の自立を考えていたからである。

また、手芸教育の希望者が増加した理由としては、日露戦争が生

み出した社会問題の一つ、戦争未亡人の生活難が女性に自立できるだけの技能と職業の必要性を自覚させたこともあった。戦争によって中流階級出身の若い女性たちも手に職をつけ、自活の手段を考えざる必要性が生じたのである。⁷⁰他方で、明治後期になると、女性自身の高等教育機関への進学熱や家からの解放と自立への願望なども、女性の就業を促した要因と考えられる。⁷¹

以上述べたように、明治における資本主義の発展と日露戦争の影響によって、そもそも女性の嗜みだった手芸は、女性が収入を得る高尚な手段と見なされるようになり、明治女性の職業の一つとして成立したといえるだろう。

(2) 中国における手芸発展不調の要因

前述したように、『婦女雜誌』において、日本伝来の手芸科目は、「今日の教育は実用性を重んじるようになり、初等、高等小学校及び中学校、師範学校すべて実用主義を目的としている」という観点から批判されている。この観点には、民国教育部の初代教育総長蔡元培の女子教育思想が反映されている。彼の女子教育思想については、一九一六年に愛国女学で行った演説からその一端を窺うことができる。

女子が入学して学問を追求するのは、家庭における固有の天職

から離脱することではありません。実用性の追求と学問の追求とは、助け合いながらおこなっていくことができます(傍点は筆者)。

この実用性を重んじる蔡元培の女子教育思想は、『婦女雜誌』の女子教育に関する言論にも明確に示されており、女子手芸科目に対しても実用性という点からのみ評価が下されている。

しかし、一方で、一九一二年に蔡元培の指導のもとで制定された民国最初の「教育総旨令」は、民国の教育主旨を、軍国民教育、実利教育、公民道德教育、美観教育および世界観教育としていた。ところが、彼は、民国の教育方針の一つとして実利教育を規定したにもかかわらず、女子に対しては、男子教育とのダブルスタンダードを認め、女子教育に実利性は求めず実用性のみを要求した。彼の主張する女子教育の実用性は、女性の天職に帰着させたものである。また、『婦女雜誌』では、女子に実利教育を求める論説も見られるが、手芸に関しては実用性すらないと批判されたため、当然ながら手芸が利益を生むことは理解も期待もされなかった。

次に、民国成立後の女子職業教育の発展史を辿りながら、中国で手芸科目が職業として成立しなかった原因を分析する。新しく成立した民国政府は、富国強民のために実業の新興に力を入れなければならなかった。そのために教育部は民国二年(一九一三)八月に

「実業学校令」を公布した。これは、男子を中心とした教育令であり、女子職業学校については、ただ「地方の情況に合わせながら、各項の実業学校の規定（男子実業学校の規定を指す）に基づいて設置する」と記されるのみである。この「実業学校令」は、女子実業学校の設置に触れた最初の法令であるが、その実態はどうだったのだろうか。一九一七年の第三回全国教育連合会の「職業教育進行計画案」には、「教育部が女子職業学校の設置を決定したが、調査によると各省はほとんど設立していない。速やかに女子実業学校をつくるべし」と記されており、この計画案からは、「実業学校令」の公布から五年経ってもまだ女子職業学校が設立されていなかったという厳しい実態がわかる。

その後、民国の教育部は、女子職業教育を発展させるためのいくつかの訓令や規定を公布した。たとえば、一九一八年に全国中学校校長会議で議決された「女子中学校は簡易職業科を附設すべし、女子職業案を拡充すべし」という提案に基づいた、民国八年（一九一九）五月二十二日の教育部訓令は、各省の女子中学校に対して、実用性を強調し、女子中学校における簡易職業科の設置を要請した。その設置方法において、日本の高等女学校附属実業科を模倣しているという。⁷⁹そして、同年第五次全国教育連合会では、一般教育における職業科およびその実施方法を議決し、女子学生に関しては、家事・園芸・手工・裁縫科の設備をはじめ、教授法および実習方法につい

ても詳しく規定した。その規定実施の一例として、北京女子高等師範附属中学校の職業科に造花・摘棉・編物・刺繍紙竹木などの細工と簡単な針金細工などの科目を増やしたことが挙げられる。⁸⁰しかし、この訓令が発布された翌日、教育部は女子中学校に対して家事実習を重視する訓令を出した。このことから、当時の教育部の女子に対する期待が、職業に活かせる能力よりも家事にあったことがわかる。

また、民国十七年（一九二八）の第一次全国教育会議は、「女性は職業を持つと生計を立てることができる。男性の負担を軽減したり、国家に富をもたらすこともできる」といった六条の理由を挙げ、平民女子職業教育案を議決した。この女子職業教育を重視し始めた民国教育部の姿勢は、民国十八年（一九二九）の南京市婦女代表大会で議決された、婦女職業学校と夜間婦女職業学校の増設要求を受け入れ、それを速やかに各省に通達したことから窺える。

このように、民国の教育部は、女子職業教育の発展を目指して一連の法令や規定を公布した。しかし、教育部第五次の統計によると、民国五年八月から六年七月（一九一六～一九一七）までの、全国の子職業学校の学生数はわずか一八六六名で、全国実業学校の全学生数の六パーセントに過ぎなかった。また、そのうち手芸科目を専門的に取り扱う学校は一カ所もなかった。次の民国十九年（一九三〇）の統計では、全国の女子職業学校は計六十九カ所に増えている。ところが、これらは主に蚕桑・技芸・医学という三種類

の学堂であったという。技芸学校として、上海速成女工師範伝習所、揚州女工伝習所などの学校が挙げられるが、それらの学校においてはミシンや機械による刺繍・裁縫の技術が伝授され、日本から導入された「編物・組糸・囊物・刺繍・造花」という〈手芸〉科目は見当たらなかった。⁸² 日本伝来の「編物・組糸・囊物・刺繍・造花」ではなく、中国の伝統手芸である裁縫・刺繍が女子職業学校の教育科目となったことは『婦女雜誌』の論説にも記載されている。

女子職業教育を提唱する『婦女雜誌』の論説は、各地の事情に適した職業教育を実施すべきだという観点から、中国に導入された日本の手芸科目を批判する一方で、中国の伝統的な蚕桑と裁縫・刺繍を重視するよう主張している。たとえば、「女学校宜廃去結線手工注重裁縫刺繡之商榷」（夢梅、第一卷第九号）、「敬告實施女子職業教育者」（胡宗瑗、第四卷第一号）、「普及女子蚕業教育之意見」（村士、第五卷第一号）などの論説が挙げられる。

それらの論説は、中国の伝統的な手芸である刺繍は欧米各国では人気があり、デザインを改良すれば輸出品として成り立つと主張する。また、『教育雜誌』第十卷第十号「大事記」欄に「一九一八年九月十三日 教育部通咨各省区女校手工科附授花边抽糸二項」⁸³とあるように、女子手芸のレース・糸紡ぎ・かつら・刺繍の欧州での売れ行きが非常によいため、各省の女子学校の手工科にレースと糸紡ぎ二科を加えている。

雑誌の記載だけでなく、民国初期の産業と海外貿易を記録したデータをみると、当時、発展しつつあった工業として紡績業・製糸業・製粉・煙草・製糖・セメント・マッチ・搾油・紙・皮革・化粧品・製材・製鉄・造船・製塩・ガラス・石鹼などが挙げられているが、手芸科目となっている手芸品の項目はない。⁸⁴ そして、『中国海関華洋貿易総冊——民国十九年』⁸⁵に収録された民国十八年および十九年の輸出品リストでも、「動物およびその製品」「植物およびその製品」「棉製品」「糸製品」などについては詳しく記載されているが、手芸品は見当たらない。また、一九二七年から一九二九年までの輸出統計にあらわれる手芸輸出品のほとんどは「絹織物」「棉製品」「棉織糸」である。⁸⁶

これまでに調べた限りの資料で確認できるのは、『婦女雜誌』に掲載された「晋江婦女職業談」において、「造花」が晋江という福建省南部の町の女性の職業の一つとして紹介されたことのみである。ここでは、「裁縫」「紡織」「刺繍」と並んで「造花」も挙げられており、「造花」の日給は「帽子、靴作り」とほぼ同じぐらいであると記されている。⁸⁷ このように、「造花」のような日本伝来の手芸科目が、当時の女性に一定の収入をもたらしたことは否定できないが、以上の考察から、中国に導入された手芸科目は、明治日本のように女子職業教育としても、また産業および貿易分野においても、発展を遂げなかったといえる。

近代化への道を歩み始めた民国の経済と教育の発展状況は、明治日本とは比較にならないほど遅れていた。それゆえ、日本では女子の職業と結びついて大きな発展を見せた手芸であったが、中国では職業とは無縁のまま挫折してしまつたと考えられる。

中国に移植された女子手芸が失敗した要因は、社会状況と経済状況が手芸に発展の土壌を提供できなかったことだけではなく、当時の教育政策の立案・実施者にも一定の責任があるだろう。

清末の「女子師範学堂章程」の女子科目として導入された「編物・組糸・囊物・刺繡・造花」は、そもそも明治期の高等女学校においては、家政科目ではなく単なる随意科目であった。手芸は、実際には女子職業学校の科目として考えられていた。しかし、清末の女子師範学堂およびその後の民国女学校は手芸科目を家政科目として導入した。当時の経済・社会状況は、女子教育に装飾用の手芸ではなく、家事や裁縫のような基本的で実用的な家政技能を要求していた。しかも、明治日本と異なり、手芸が家計を助ける〈実利〉となるような環境もなかった。手芸が家政にとって〈実用〉的ではないと批判されたのは、そのためだったのである。

以上、女子手芸科目が中国の社会的土壌においてうまく成長できなかった要因の一つは、近代中国の女子教育制度の未熟さと産業の未発達であったといえる。

まとめ

本論は、従来の研究で目を向けられることのなかった清末民初の「日本型教育体制」における女子教育と日本モデルの問題を、女子手芸科目の点から考察した。近代中国の女子教育に導入された手芸は、当時の社会状況と産業経済の未熟さによって、日本のような職業と結びついた実業として発展を遂げることができなかった。

注

- (1) 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』龍溪書舎、二〇〇二年。
- (2) 一八三四年にロンドンで結成された東方女子教育協進社から最初に中国に派遣されたアルダーシー女史によって創設された女学校である。
- (3) 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院、一九九八年。
- (4) 阿部洋、前掲書、三三～三五頁。
- (5) 熊賢君『中国女子教育史』山西教育出版社、二〇〇六年、二一〇頁。原文は「流弊甚多、断不相宜」である。
- (6) 具体的には、日本・米・英・仏・独・その他の十カ国を視察した。
- (7) 一九〇〇年、北京が八カ国連合軍に占領され、西太后と光緒帝は陝西省に逃れたが、当時の巡撫であった端方はその応対によって、西太后の厚い信頼を得たという。
- (8) 阿部洋、前掲書、一九〇頁。
- (9) 一般科目における日本の影響については別稿で論じる。

- (10) 「中国現代女子教育史目録」(程謫平、一九三六年、中華書局)『中国近現代女性學術叢刊』十四、孫曉梅主編、線裝書局、二〇一〇年、六七頁。
- (11) 中国側の表は『学部官報』第一冊、国立故宫博物院印行、一九八〇年、三二二頁、「中国女子教育史」(熊賢君、前掲書)、『中国女子教育通史』(杜学元、貴州教育出版社、一九九六年)と『中国近代学制史料』(朱有瓚編、第三冊上、華東師範大学出版社、一九八九年)を参照し、日本側の表は、『学制百年史』(記述編、資料編)文部省、一九七二年)と『女子教育史』(桜井役、日本図書センター、一九八一年)を参照して作成した。
- (12) 桜井役、前掲書、一三二頁。
- (13) 「組糸」と「囊物」は別物であるが、「囊物」は必ず材料として「組糸」を使用するため、「高等女学校令施行規則」は「組糸囊物」の習得を定め、清の学部は、それを別々の技術として導入した。
- (14) 学校によって実施された手芸内容はそれぞれ異なるが、文部省が学校教育における女子手芸の内容について初めて明確に規定したのは、明治三十四年発布の「高等女学校令施行規則」である。
- (15) 『東京の女子教育』東京都、一九六〇年、一八四―一八五頁。
- (16) 須永金三郎、博文館、一八九三年。
- (17) 熊賢君、前掲書。
- (18) 程謫平、前掲書、五九頁。
- (19) 清の学部が「高等女学校令施行規則」の手芸規定にはない「特補助家庭生計」という一文を入れた経緯については、稿を改めて論じたい。
- (20) 程謫平、前掲書、六三頁。
- (21) 『学制演變』(璩鑫圭・唐良炎編『中国近代教育史資料汇编』陈元晖主编、上海教育出版社、二〇〇六年、二二九頁)が収録する、『教育世界』の第一巻から第六十八巻まで掲載された日本教育法規のリストによる。
- (22) 羅振玉は、発刊直後の一九〇一年冬に、『教育世界』雑誌の発行を支えた湖広総督張之洞と両江総督劉坤一の依頼で日本の教育事情を視察し、その報告書として『扶桑兩月記』を一九〇二年に刊行した。
- (23) 阿部洋、前掲書、四五―四六頁。
- (24) 清朝学部が明治の手芸内容を採用したのは、当時多くの教育視察団を日本に送ったことと関わっている。その経緯については別稿で論じる。
- (25) 民国初期では、手芸科目のうち「組糸」と「囊物」を削除した。そのかわりに「摘棉」を入れた。
- (26) これ以降使用される「手芸」は、特別な説明がない限り「編物・刺繍・摘棉・造花」を指す。
- (27) 夢梅『婦女雜誌』第一卷第九号、一九二二年一月、一〇七―一〇八頁。
- (28) 原文は「余對於我國女學校結線一科以為利不敵害不如速去之為益也(女学校中造花一科亦無甚实用且所用各物均係舶来品余意以廢去為是)」である。
- (29) 原文は「一用各線均係舶来品利源外溢二實習各物多用自習時間虚費光陰三制成物品徒供陳列於家政上豪無裨益四職是之故有卒業於女子高等小学會習手工科数年而衣服偶然破碎竟至不能縫補者」である。夢梅、前掲書、一〇八頁。
- (30) 山東省立第一女子師範学校校長周幹庭講演、学生莊維明、吳琬記錄、第一卷第十号、九〇―九一頁。
- (31) 原文は、「師範本科至三四年時本有造花摘棉刺繡等然試問造花摘棉從何處創始則均効法日本者也以外國之科行於我國合宜與否尚須研究即刺繡一門本為我國特長從前學校未興女子未有不從事於此者然推其究竟不過為奢侈品裝飾品必富貴人家高堂大厦方能用之若中流社会以下即不常用諸生即學至優美地步将来日用生活日繁亦必無暇及此鄙見学校中不妨裁去」である。九一頁。
- (32) 原文は、「至造花摘棉之材料除銅線絨線白紗可在本國購買外其余花蕊託花葉及象皮生熟五色棉等等無不來自東洋、以日本之材料為我國之手工(中略)按之实用主義未免背道而馳故鄙見以為不如以各省之土產為手工之材料利權既不外溢之可慮」である。九一頁。
- (33) 胡宗瑗、一九一五年一月、一二―一四頁。

- (34) 同前、一三頁。
- (35) 『教育雑誌』は『婦女雑誌』と同じ商務印書館より一九〇九年から一九四八年まで刊行される。近代教育への転換を図り、当時の教育事情を記録して国内の教育の問題点を論じた。初期は主に西欧諸国と日本の教育理論および教育制度を翻訳し、中国の教育の近代化を先導した。
- (36) 賈豊臻『日本工業教育家手島精一之歴史』『教育雑誌』第十卷第五号、一九一八年五月、一三〇―一八頁。
- (37) 賈豊臻、『教育雑誌』第九卷第八号、五七―六五頁。
- (38) 江蘇省第二師範付属小学職業科主任、李廷燮、『教育雑誌』第十卷第五号、一九一八年五月、一七―二三頁。
- (39) 無錫女士、胡周輝、『教育雑誌』第五卷第十二卷、九五―一〇頁。
- (40) 『共立女子学園百年史』共立女子学園百年史編纂委員会、一九八六年、三頁。
- (41) 同前。
- (42) 同前、七頁。
- (43) 下田歌子『帝國婦人協会趣旨』一八九八年。
- (44) 女子工芸学校は以下の理由によって帝國婦人協会の事業の中心であったといえる。明治三十六年、実践女学校と合併して実践女学校中等部と改称した。帝國婦人協会の事業は、ほとんど教育部門における各種学校の開設のみに終わったとされる。実践女学校と女子工芸学校それぞれの附属学校（慈善女学校と下婢養成所）は短期間で閉校したからである。『近代日本の「手芸」とジェンダー』（山崎明子、世織書房、二〇〇五年）による。
- (45) 『実践女子学園八十年史』実践女子学園発行、一九八一年、八二頁。
- (46) 女子工芸学校はその名称に「工芸」を冠しているが、実際の教科は手芸科目である。下田の著書『女子手芸要訣』（家庭文庫第八編、博文館、明治三十二年）と『女子の技芸』（女子自修文庫第三編、富山房、明治三十八年）を考察すると、彼女が「技芸」「工芸」「手芸」について明確な内容の区別
- (47) 前掲書『実践女子学園八十年史』、八二頁。
- (48) 山崎明子、前掲書、一〇四頁。
- (49) 桜井役、前掲書。
- (50) 表2、表3の作成には、『日本の女性と産業教育』（三好信浩、東信堂、二〇〇〇年、一六一―一六二頁）および明治末年の『文部省第三九年報』の「公私私立実業学校別一覽」を参照した。また、表2（その他）の内容は、染織・機織・染色・養蚕・技芸・製糸となる。
- (51) 『なでしこ』大日本女学会、第六卷第五号、一九〇六年三月。
- (52) 『女鑑』国光社、第五卷第十二号、一九〇五年二月（『婦人雑誌』、明治二十四年八月八日創刊。家庭における女子の知育と徳育を啓蒙する「女大」学」主義を標榜する）。
- (53) 同前。
- (54) 須永金三郎著、博文館、一九九三年。
- (55) 同前、一三七頁。
- (56) 前掲書『共立女子職業学校二十五年史』、一六頁。
- (57) 林恕哉、文学同志会、明治三十年。
- (58) 木下祥真編、内外出版協会、明治三十八年。
- (59) 菅原臥竜（晨亭）編、便利店、一九〇六年。
- (60) 林恕哉『婦人職業案内』文学同志会、明治三十年、五三頁。
- (61) 同前、七八頁。
- (62) 木下祥真、前掲書、三七頁。
- (63) 同前、三一頁。
- (64) 村上信彦『明治女性史 中巻後篇 女の職業』理論社、一九七一年。
- (65) 同前、二三頁。
- (66) 前掲書『学制百年史』（資料編）、四四七頁。
- (67) 大橋隆憲『日本の階級構成』岩波書店、一九七一年、二三頁。

- (68) 新人社より、一九〇九年～一九一九年にかけて発行。
- (69) 大塚楠男「婦人職業問題」『新女界』新人社、第二巻第八号、一九四三年八月。
- (70) 脇田晴子・林玲子・永原和子編『日本女性史』吉川弘文館、二〇〇二年、二二二頁。
- (71) 「女子職業熱の勃興」『東洋時論』一九一〇年六月号。
- (72) 原文は、「今之言教育者莫不趨重於実用無論初高小学及中学師範均以実用主義為目的」である。「説女学之改良」『婦女雜誌』山東省立第一女子師範学校校長周幹庭講演、學生莊維明、吳琬記録、第一巻第十号、九〇頁。
- (73) 日本の文部大臣に当たる。
- (74) 愛国女学は、一九〇二年に蔡元培らによって創設された。創設当初は革命の役に立つ女性の人材を養成する機関であったが、一九〇七年一般の女学校へと改編された。
- (75) 和訳は「中国の近代化と教育」(石川啓二・大塚豊編、明治図書出版、一九八四年、九〇頁)による。
- (76) 清末には、民間教育者によって設立された女子職業学校があったが、女子職業学校の設立が制度化されたのは民国の教育成立以降のことであるので、本稿では民国成立後の女子職業学校だけを取り上げて考察する。
- (77) 「中国現代女子教育史」(程謫凡、中華書局、一九三六年)『中国近現代女性学術叢刊』十四、孫曉梅主編、線装書局、二〇一〇年、二〇六頁。原文：「女子職業学校得就地方情形與其性質所宜参照各項実業学校規程辦理」。
- (78) 崔淑芬『中国女子教育史』中国書店、二〇〇七年、二三五頁。
- (79) 中央教育科学研究所編『中国現代教育大事記』教育科学出版社、一九八八年、三頁。
- (80) 熊賢君『女子教育史』山西教育出版社、二〇〇六年、二八二頁。
- (81) 前掲書「中国現代女子教育史」、二二二頁。原文：「女子有相当之職業即可以自謀生活一方面可以減輕男子負担一方面可以增加国家富力」。
- (82) 熊賢君『女子教育史』山西教育出版社、二〇〇六年、二二六頁。
- (83) 『教育雜誌』第十巻第十号、一四三〇～一四三〇四頁。
- (84) 大西齊『支那の現状』朝日新聞社、一九二八年、二二六頁。
- (85) 上巻、総務司署統計科出版、民国二十年、一五八～一六七頁。
- (86) 『日華貿易ノ概況』商工省貿易局出版、昭和六年、一一頁。
- (87) 尚實、第一巻第十一号、一九二～一九五頁。

参考文献

- 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』龍溪書舎、二〇〇二年
- 飯塚信雄『手芸の文化史』文化出版局、一九八七年
- 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院、一九九八年
- 小野和子『中国女性史』平凡社、一九七八年
- 崔淑芬『中国女子教育史』中国書店、二〇〇七年
- 女性史総合研究会編『日本女性史・近代』東京大学出版会、一九八二年
- 『東京の女子教育』東京都、一九六一年
- 日本女子大学教育研究所編『明治の女子教育』国土社、一九六七年
- 三好信浩『日本の女性と産業教育』東信堂、二〇〇〇年
- 三好信浩『日本女子産業教育史の研究』風間書房、二〇一二年
- 村上信彦『明治女性史 中巻後篇 女の職業』理論社、一九七一年
- 山崎明子『近代日本の「手芸」とジェンダー』世織書房、二〇〇五年

教養の成立を再考する

——谷川徹三の内面的成長史を中心に——

張 鈴

はじめに——教養の成立について、筒井清忠説への疑問

教養および修養^①については、唐木順三の『現代史への試み』をはじめ、多くの研究業績がある。筒井清忠は『日本型「教養」の行方』の冒頭で、教養の成立のプレリウドとして明治末期の修養ブームに触れ、明治末期にアノミー状況から脱するべく「共通の解決の方向性」(傍点、引用者)^②を持つ修養が青年たちの個人およびグループの間で生まれたと分析し、大正期の学歴エリートを中心とした「教養主義」と大衆文化としての「修養主義」は「明治後期に「修養主義」として同時に同一物として成立した」(傍点、引用者)^③と説いている。後来の多くの研究は、特に教養の成立や教養と明治期の修養ブームとの関係について、筒井の説を受け継いでいる。

しかし、筒井の説にはいくつかさらなる検討を加える必要があると思われる。一つは、筒井が修養の学校教育における側面を見逃したことである。修養は少なくとも、修養書籍、学校教育と宗教関係者が主導する思想運動という三つの側面に分けることができ、それぞれの側面に対する研究は、修養の性質、すなわち個人による(自律)と国家による(他律)の拮抗関係について異なる結論を導くのである^④。もう一つは、「大正教養主義は明治後期の修養主義から出立した^⑤」という教養の成立の説明である。筒井は、阿部次郎や安倍能成らと先輩の魚住折蘆との影響関係を指摘し、さらに折蘆の思想のルーツを修養の思想運動家の西田天香、綱島梁川にまで遡り、それによって前に引用したような判断を下した。しかし、魚住折蘆はかつて「僕の受けた個人の感化は内村先生を第一に置き、次は柴崎嬢である、第三は綱島先生である。第四は安倍、阿部、小山、宮本

の諸君——高出身のサークル——である（これは皆年代順にならべて二と云ふのである）⁶と述べている。その回想からすれば、折蘆と、後に教養主義者と呼ばれるようになった安倍らとの間の思想的影響関係は、一方的なものとは言い切れないのである。また、筒井は、アノミー的情况が煩悶青年や墮落青年などの現象を生み出し、このような「アノミー的な状況打開のため」⁷に修養運動が起こったと見ている。だが、はたして煩悶青年と修養は単純な乗り越える／乗り越えられる関係なのだろうか。

小論は、以上に見てきたような問題を抱えている筒井の論を破棄し、教養の成立を修養と煩悶青年との関わりを考えた上で見つめ直すそうとしている。ここで看過してはいけないのは、明治末期の個人主義の台頭である。煩悶青年や墮落青年が明治末期の個人主義の受容と関わりがあることは、川口さつさらの研究において指摘されている。⁸加えて、修養は、自己形成を目指すということにおいて教養と一致し、自我に対する意識の芽生えは個人主義の影響だと考えられる。個人主義の受容という視座から、煩悶青年、修養と教養の形成および相互関係を洗い直す必要があるが、いままでの研究では、修養をめぐる研究においても、教養をめぐる研究においても、煩悶青年は周辺の存在であった。大正期に浮上する教養は、日露戦争前後に話題になった煩悶青年とは無関係のように見えるのだが、青年の煩悶という現象は大正期にも引き続き見られ、加えて、明治末

期に「人格の修養（以下で論証するが、これは当時形成されつつあった教養である。以下は〈教養〉で記す）」という自我形成の手段が生じつつあり、修養・〈教養〉・煩悶青年は時間的に、十年程度の重なりがあるのである。

小論では、哲学者・教養主義者の谷川徹三（一八九五～一九八九）を取り上げる。谷川徹三は明治末期に中等教育を受け、一九一三年三月に旧制愛知県立第五中学（現愛知県立瑞陵高等学校）を卒業し、旧制第一高等学校に入学した。一九一八年までの五年にわたって一高に籍を置き、その後、京都大学で西田幾多郎に学んだ。卒業後は同志社大学、後に法政大学で教鞭をとりながら、文学・時勢・美術・思想など多くの領域で評論を執筆していた。戦後は世界政府の支持者として、また茶道や美学の評論でも注目された。彼は「親鸞・ホイットマン・ゲーテなどの影響を受け、また阿部次郎・安倍能成・小宮豊隆・寺田寅彦・野上豊一郎・和辻哲郎らの漱石山脈に近く位置づけられる。阿部・和辻ら漱石門下と同じく教養主義に立」ち、「哲学的教養者」で、「啓蒙家」といわれる。⁹彼は一九三〇年代、教養について議論し始め、和辻哲郎、阿部次郎、安倍能成と同様に教養主義の提唱者となり、修養・〈教養〉に培われた教養主義者であるともいえる。

谷川徹三は一九一〇年代初頭に煩悶し、修養運動によって煩悶から解脱することができず、〈教養〉によって立ち直った。五年に

わたって一高に籍を置いた谷川徹三が経験した苦悶は、学校教育と密着した修養、一高という場で覚醒した〈個〉と深い関わりを持ち、煩悶青年の代表者ともいえる藤村操のそれと通底するところがあると考えられる。藤村操は「人生不可解」という言葉を残して投身自殺したが、〈教養〉を通して自己を成長させた谷川徹三は煩悶と自殺の危機から逃れた。谷川徹三は修養・〈教養〉・煩悶という三つの要素に深い関わりがあり、学校教育・思想運動・修養書籍という修養の三つの面を考察することが可能であるため、表題のテーマを考察するのによい素材だと考えられる。この考察は、文化、文学諸分野で評論活動を展開していた谷川徹三を研究する基盤にもなる。

小論は具体的には、谷川の内面的成長史を、修養に勉めた中学校時代、自殺危機と煩悶の時期にあたる旧制第一高等学校入学前後、転機となった一高在学中という、三つに区分して、修養や〈教養〉の性質を検証する。さらに谷川の一高の先輩であり、煩悶青年・修養・〈教養〉に関わっている藤村操、阿部次郎、安倍能成、折蘆魚住影雄、藤原正らの言説を補助資料として用い、煩悶青年と修養に努めた人々や、後に教養主義者と呼ばれる人々の思想的近縁性を検討する。〈教養〉によって内面的な成長を遂げた谷川の過程を分析することにより、大正初期の旧制高校における「読書による自己形成」^⑩、すなわち教養の成立を再考してみる。

一、修養の時代

谷川徹三が中学三年生（一九一〇年）の時に書いた作文集「夏期休暇宿題 五十の日子」^⑪（未刊行、以下「五十の日子」という）が残されている。この作文集は、谷川の中学生の夏休みの生活を記録している。そこには、修養という言葉が合わせて四カ所に現れ、そのなかの一カ所は、一篇の作文のタイトルとなっている。

作文集を見れば、若き谷川徹三が読書に努めていたことは明らかである。「作文自修宝鑑は作文自修の好書籍。格言処生訓は品性修養に資すべく、西国立志編を読んで、発憤せざるは人にあらじと感じめ、維新百傑・橋本左内共に英雄の言行を知つて、修養のたすけたらんと思ひたり」（「読書」）。そこには、積極的な読書によって人格の向上に努めようとする若き谷川の姿勢が示されている。『西国立志編』『格言処生訓』は、当時広く読まれた修養書だった。

谷川の作文には規範が多く存在する。「健全なる精神は、健康なる身体に宿るものを。身体髪膚敢えて毀傷せざるが孝の始めなる」（「病氣」）。東西の名言を並べた、体を大事にすべきだという規範である。「学問の目的は徳性修養にあり、学は末なり。品性は本なり。（中略）成績下りしを憂ふべからず。己の品性下劣なるを憂ふべし、然り」（「いろいろ」）。学問より品性を重視すべきだという儒教的

な規範である。ほかに、規律正しく生活を送るべきだ、日記を付けるべきだといった規範が見られる。以上は、当時の人間形成にとって基本的な規範であり、若い学生にとっては普遍的な価値だったともいえるだろう。要するに、若き谷川は、規範に囲まれていた。彼らはこれらの規範に抵抗せず、逆に、それらの規範を彼の自己反省のモデルとすることにより、自己反省の習慣を身に付けた。次の引用は彼の自己反省の思考回路を説明するものである。

愉快に暮さんこの夏季の、予が希望は自分乍ら多少難しと思ひき。然れどもかく迄とは思はざりき。宿題に追はれんとは、思はざりき。之も諸先生の教を守らず、規則正しき生活をせざりし為ならんと、考ふれば今更乍らその非をはぢぬ。

何故、余は時間表を作りて之を踐まざりしならんか。規則正しく暮さざりしならんか。もし規律正しく暮せしならんにも、臍をかむ事もなかりけん。我心怠惰心に駆られて、良と信じ乍ら之を行ふ事能ず、余は己の意志薄弱なるを痛切に感じぬ。感ずると共に、一層の修養を要するを自覺しぬ。自覺すると共に、万難を排して奮励一番せんと決心しぬ。かく決心すれば心の中何となく爽に、憑は去つて元氣は入りぬ。腕は鳴りぬ（「勉強」、傍点は引用者）。

作文というよりむしろ反省文のように見える上記の引用は、若き谷川の思考回路を示す。まず、スケジュールに従って生活すべきだという規範がある。彼は規範と照らし合わせ、規範に合致しない部分があれば、すぐさま己を責めて非常に悔しがった。この悔しさから逃れるために、さらなる修養に努める決意を固めることによって、当時の彼は慰められたと感じた。若き谷川は主に自己反省という手段を用いて自我形成に努めた。彼の一日は、下の引用のように始まり、そして終わる。

朝起きし時、夜寝に就く時、在舎の頃は皇居と、父母の坐ませる方を伏し拝みて、今日の事を追憶せしが、この五十日間佛壇の先祖を拝し、宮城と己の学ぶ学校を遙拝して、一日を追憶し、以て反省に供しぬ。

日誌は記して文を錬り、又反省に供するもの（「修養」）。

日記をつけて一日を振り返り反省することは、曾子の「われ日にみたびわが身をかえりみる」（論語・学而篇）を想起させる。偉人曾子の行動までも、学ぶべき内容、すなわち規範になっている。ところで、日記を付けることは、谷川の一生の習慣になる。

唐木順三は『現代史への試み』で、修養を前近代的な修行と同じものとし、両者には、「典型の存すること、生活と行為に関するこ

と」という共通点があると述べている。その上で、修養は「四書五経が則るべき經典であり、君子、大丈夫になることが理想であった」と主張し、体系を持つ「礼」を「型」の例として、「思惟体系」「生活体系」を規制する型の喪失を嘆いている。¹³「近代の〈修養〉は「型」を持つ近代の〈修養〉と同じだ」という結論を導き出した¹⁴ため、唐木の論は後年の研究者によって批判された。近代に入って、東西の知恵を広く受け入れた日本には、確かに体系を持った思想が見られない。しかし、これらの断片的な知恵は、大衆の行為を自律させるようなもので、その集まりがようやく、ひと揃いの規範・「型」となった。「型」が再建されたならば、唐木の「典型の存すること、生活と行為に関すること」という指摘は、まだ有効だと考えられる。修養というものは、自己形成の意志と結びつき、他律的な規範を自律的なものに転化させるメカニズムであり、そしてそのメカニズム自体は、疑いを差し挟む余地のない大きな規範として存在している。谷川が中学校時期に取り込んだ修養は、規範のなかの規範として、谷川の思考回路を規定した。すなわち、規範自体を批判せず、規範と照らし合わせて、自己改善を求めるという回路である。若き谷川の激しい自己否定の精神と、修養という大きな規範を疑うことなく内面化する傾向がこれらの作文に散見される。

二、谷川の煩悶

谷川徹三の人生の危機は、中学五年生（一九二二年）の性の覚醒によって幕を開ける。『自伝抄』によれば、中学四年生になると、背が急速に伸び、そして五年生になると急に性を意識するようになり、ついにマスターベーションの習慣を持つようになった。一高に入ると好きな人ができるが、告白できず谷川は恋煩いする。当時について、谷川は「それでまた自慰をして自己嫌悪におちいる」と回想している。マスターベーションがもたらしたのは、「罪の意識と言っても、きたないという思いと結びついたやましさの感情¹⁵」であった。この自責の念と自己嫌悪は次第に、自らの生に対する疑問という大きな哲学の問題に変わりつつあった。谷川は『第一高等学校 校友会雑誌』（以下、『校友会雑誌』と略す）に、自らの煩悶を投影した短歌を寄稿した。「わがはたちまはだかにしてふき狂ふ風のなかを走れるごとし／かくてわがはたちの年もすぎなんとふるさとの海にもをおもへり／とこしへに覚めざるわれとおもへどもあかつきこそは祈りもすなる¹⁶」。「まはだかにしてふき狂ふ風のなかを走れる」というイメージからは、冷たい、絶望感がじわじわと伝わってくる。

青年谷川の人生の危機は次のように要約してもよいだろう。汚いと思いつつ、マスターベーションがやめられず、自らの意識の弱さを

感じ、自己嫌悪に陥る。そこから〈自己〉に対する意識が自己嫌悪の念と同時に生まれ、自己嫌悪が次第に自己否定ひいては内面的な煩惱に転じた。

修養は規範として、人々にそれらに適應することを要請する。修養に努めれば努めるほど、規範が多くなり、自己に対して不満を抱く可能性も高くなるということを、若き谷川は意識せず、マスターベーションをしてはいけないという規範（以下は略して「有害論」という）を疑いもなく受け入れた。マスターベーションという行為はほかの「悪習」と比べて、特異性がある。作文「勉強」に述べられたように、規則正しい生活を送らなかつた場合、谷川は自らの怠惰と意志の弱さを責め、今度こそはと決心をつけることで、自己否定から抜け出すことができた。それに対して、マスターベーションをやめることは、同時代の作家武者小路実篤が自伝的な長編小説で告白したように、「くりかへされてやむことのない、又絶望し切らない戦いの連続」¹⁸だった。やむことのない性欲との戦いの結果として、若き谷川が自らの意志の弱さばかりを感じ、自己嫌悪・自己否定に陥つたであろうことは想像に難くない。

「有害論」そのものにスポットライトをあててみる。近代以前の漢字文化圏において、マスターベーションは特に問題にされなかつた¹⁹が、明治時代に入ってそれを禁物と見なす西洋の規範を受け入れた日本では、「有害論」が「日本の民衆にとつても、ある程度まで馴

染み深い、つまり既知に属する知識」²⁰となった。初期「有害論」は、マスターベーションを禁止する理由を道徳や理性と結び付けた、個人のレベルの規範である。しかし、明治末期に至ると、「有害論」は、「マスターベーションをする」と立身出世ができず、国家に貢献できない。故にマスターベーションをしてはいけない」という論理で、国家と結びついた議論になった。このように、外部の規範を参照して個人を自律しようとする欲望は、国家が個人の性をコントロールしようとする欲望に接続された。宮川透や木本至、赤川学²¹がすでに指摘したように、「修養思想は（中略）国家権力が上から他律的に課した禁欲倫理を、内面的自律的なものに転換するという形で、客観的には忠良なる臣民の形成という役割を演じた」²²。このことは、この立身出世論と結びついた「有害論」にもあてはまる。立身出世論は国家権力と個人による自律の要求を繋いだ²³。一方、谷川は、一高生になった時点で明るい未来が見え、出世がほぼ保証されている。つまり国家に貢献できないからマスターベーションをしてはいけない、という個人と国家のつながりが切断され、言い換えれば、立身出世論と結びついた「有害論」の有効性は谷川にとつて意味を持たなかつた。谷川徹三は、あくまでも個人レベルの初期「有害論」に留まっております、彼の性は国家の管理から逸脱した。性をめぐる悩みが、谷川の〈自我〉すなわち己の内心へ向かうようになったきっかけがある。

谷川の性欲と自律という葛藤から生まれた煩惱は、第一高等学校という場と深い関係がある。自己反省によってのみ自己の改善を図るといふ修養が彼の思考回路を規定したとすれば、一高という場が、彼の悩みの行方（膨らませ方）を規定したともいえる。マスターベーションをしたら立身出世ができないという規範から解放され、一高生として出世がほぼ保証されていたが、彼は初期「有害論」を絶えず照合することによって自己嫌悪から抜け出せず、ついに自殺を考えるようになったのである。一九二〇年代に書かれたある一高生活を主題とした修養書は、一高生を「深く人生観的思索を辿った」と高く評価する一方で、他の青年については「出世することよりに何も考へなかった」と批判したが、その論理が転倒したのである。一高生（あるいはほかの旧制高校の学生）になり、出世がほぼ保証されたと感じるがゆえに、青年は人生を考える自由とゆとりを手に入れたのである。個人主義受容の最先端である第一高等学校という場は、立身出世論と国家から解放された自由そのものを提供しながら、自由のもたらした苦悩を煩悶にまで発酵させるゆとりを提供する。谷川が通常より二年長く一高に在学し、「ほとんど学校へ出ないで」、「東京へ帰るとしばらくは毎日、図書館へ閉じこもった⁽²⁵⁾」することが許されるのは学校の寛容であり、逆に言えば、学生に与えられた（ゆとり）を裏付ける。

三、個人主義の受容と煩悶青年

恋煩いをし、「自慰をして自己嫌悪におちいる」若き谷川は、急に自己意識が強くなり、「煩悶青年で意気消沈⁽²⁶⁾」していた。苦悩に満ちた生活をどのようにして積極的に肯定するかという点は、谷川にとって哲学的問題になる。（自我）を追究するという点において、谷川は九年先輩の藤村操と、通底する苦悩を抱いていたと思われる。内面的な悩みを抱え、人生の問題を考え続けた結果、自らの命を絶った藤村操は煩悶青年の代表として広く知られており、徳富蘇峰によって「失恋したるかために、滝壺に陥りて自殺したる徒の如きは、煩悶期の初期に属する者に過ぎざる也⁽²⁷⁾」と決めつけられたが、操は個人主義の時代への転換をいち早く意識した、煩悶青年の先覚者だと筆者は考えている。煩悶青年の内面的な悩み、人生の問題の生起は、個人主義の受容がもたらした個の覚醒と分けて考えにくいのである。次に、操の遺書に関わった個人主義論争の言説を整理する。

藤村操の自殺の前後に、個人主義を受け入れるべきか否かをめぐって、青年たちは『校友会雑誌』の紙面において論議した。特に操が自殺した後の一九〇四、一九〇五年、魚住折蘆、安倍能成、阿部次郎らが個人主義の旗を掲げ、それまでの第一高等学校の校風で

ある籠城主義と対峙する姿勢を示す。籠城主義とは、「謹儉尚武」の価値を高揚し、学校以外の社会を濁世としてけなす考え方である。一方、個人主義は、「自我の発展、自己理性の満足」を目的とする見地である。折蘆は、「真正の意義に於ける向上主義と博愛主義とは、亦此の個人主義より出でし者なりとす」、「自己理性の発展、之を度外視して人世の要義何処にか存せむ」と説いた。後に人格主義を唱えて青年をリードする阿部次郎は、「父母は仏陀の実在と来世の賞罰とを教へたれども我等は抑も何の処に仏陀の実在を見、何の故を以て来世の賞罰を信すべきか。教師は忠孝が唯一絶対の徳なるを教へたれども、我は子をして其父に反かしめ妻をして其夫に逆かしめんがために来れりといふ峻烈な宣言をなす人の子あるを如何すべきや、是等の両説は孰れか是非なる、此等の是非を判別するに吾人は何等の標準によるべきぞや」と叫び、宗教、国家の価値観を疑い、新たに〈個人〉を中心とする価値観を示した。当時在学していた安倍能成は阿部次郎の論説に賛成の意を示し、阿部次郎の態度を「個人的修養の上に自己安住の地を求めんとする」ものとまとめた。また、安倍能成は「個人主義を論ず」を発表し、「個人の存在を自覚し、個人の判断に従ひ、個人の真相を闡明し、個人の価値と威厳とを認識して之を主張し、以て個人の発展を勉む」という意味の〈个人中心主義³⁶〉を唱えている。彼は、個人主義が〈個〉の覚醒に基づくことを次のように論じる。

個人主義の起点は、竟に我が存在の自覚に基せざる可らず。我が存在の自覚なくば、我れ無しといふも可なり。己に我れ無し。個人主義は何によりて立たんや。³⁷

自芽^{マユ}の萌芽は、更に進んで自己存在の自覚となる。³⁸

個人主義は個人の権能を主張す。然らば個人とは何ぞや。我れは果してこの権能の主張に堪へ得るや。嗚呼「我れ〈個人〉とは何ぞや」、これ最も陳くして而かも常に最も新しき問題なり。世に之より大なる問題なく、之より困難なる問題なし。されど是れ実に我等が焦眉の問題にして、又永続の問題なり。「我れとは何ぞや」、是れあらゆる疑問の中心なり、根本なり。³⁹

藤村操の自死は、まさに自らの存在に対する自覚の結果としての絶望である。操の遺言の全文を次に引用する。

悠々たる哉天壤、遑々たる哉古今、五尺の小軀を以て此大をはからむとす。ホレーシヨの哲学竟に何等のオソソリチーを備するものぞ。万有の真相は唯一言にして悉す、日く「不可解。」我この恨を懐いて煩悶終に死を決す。既に巖頭に立つに及んで、胸中何等の不安あるなし。始めて知る大いなる悲観は大いなる

樂觀に一致するを。⁴⁰

藤村操は、時間・空間の広さに圧倒され、自己の存在を「五尺の小軀」として表現している。言い換えれば、操は自己に対する自覚、世界に対する意識を持っている。「万有の真相」を求めようとしたが、その結論は「不可解」だった。「不可解」しか、操を納得させられなかったのである。このようにして、操は死を選んだ。不可解や死は悲観論だとよく思われるが、それこそが真理である以上、真理を手に入れたと操は楽観的に思ったのである。藤村操が死を通して求めたのは、安倍能成が「我れとは何ぞや」と問いかけ、個人主義を論じて求めたものと、同様のものであることがわかる。

藤村操の死は、社会から国に必要な人材が失われたといった批判を浴びたが、一高の同窓は彼に理解を示している。魚住折蘆は、「僕の曩日の苦痛は藤村君の外に知りうるものなく、藤村君の死んだ心は僕の外に察しうるものはないといふ様な感がした。又藤村君は至誠真摯であつたから死に、僕は真面目が足りなかつたから自殺し得なんだのだと思つた⁴¹」と、彼の死を肯定的に取り上げた。そして、安倍能成は、操が『宇宙の大本、人生の根本義』の解釈に煩悶し、懊惱遂に死に至る⁴²、「この真境地を知らんものは唯君ならんのみ⁴³」と、「我れとは何ぞや」の答えを追求することにおいて、親友の死を高く評価している。要するに、当時の一高の学生は、操の

自殺を真剣に人生を考えた上の主体的な選択として受け止めた⁴⁴。その理由は、同時期の彼らが操と同様に煩悶し、自己形成への道を積極的に探っていたからだと考えられる。換言すれば、個人主義の受容で自我に対する意識が生じ、その結果として、後の教養主義者も含めた青年がみな煩悶し、それぞれ脱出の方法を考えていたのである。

谷川徹三の煩悶の引き金は恋煩いと「有害論」で、藤村のそれとは異なるかもしれないが、⁴⁵国家管理から逸脱した〈性〉をきっかけにして〈個〉が覚醒し、結局煩悶と人生に対する哲学的な思考に導かれたことは、藤村操と同様である。操は「不可解」と死で納得したが、谷川は生への強い意志を持ち、絶えず〈死〉以外の答えを探していた。煩悶青年谷川徹三は立ち直るために、漂泊の旅に出たり、北海道の鉾山町まで行ったり、百姓になろうとしたりしていた。百姓になり農業労働に取り組むのは、当時の修養団によくあった。さらに、彼は生活を一新するために、一時仏教修養運動のリーダーである近角常観の求道学舎に入っていた。求道学舎にいる日々を振り返り、谷川は次のように語る。「求道学舎の生活は朝夕仏前で正信偈と阿弥陀経を誦する勤行以外には別にほかと変わりはなかつた。(中略、引用者注)私の信仰はいっこう進まなかつた⁴⁶」。「その頃、絶えず私の念頭を去来したのは、「正信偈」の中の一句、能発一念喜愛心 不断煩惱得涅槃であつた。が、その喜愛心を発することが私

にはいつまでたってもできなかった。信仰のきびしいディアレクティークに私の心は耐えられなかったのである⁽⁴⁷⁾。求道によって新しい出発を求めたが、結局失敗したことは象徴的である。近角常観は〈修養〉の流れを汲む仏教思想家で、「仏」がひとつの「人格」として自己に迫ってくることで、人間は知的で道徳な生き方を選び取れるようになる⁽⁴⁸⁾というのが彼の修養思想の中核といわれる。近角常観は規範を与えず、念仏勤行による人間の自己形成を待望するが、若き谷川にとっては、自己形成に必要な知恵が得られず、ゆえに救いにならなかった。信仰が進まない、すなわち、まさに修養に努めることによって救いを求めることに失敗したのである。煩悶青年谷川徹三は他に救いを求めなければならない。しかし、規範を与えないことからすれば、近角常観の修養概念は、当時形成されつつあった教養と近接しているのである。

四、転機

谷川徹三は求道学舎にいる間も読書を続け、本屋で偶然ホイットマンの英語版『草の葉』を入手した。『草の葉』との出会いは、谷川の人生にとって大きな転機となった。谷川徹三は多くの回想文において、『草の葉』が肯定の風を吹き込んだことに触れている。ホイットマンは「一切の存在を肯定し抱擁する博大な心によつて、熱

情に溢れたその表現によつて、大波のうねりをもつたその力強いリズムによつて、私の中に生命の息吹きを吹き込んでくれた⁽⁴⁹⁾。「私は特に意気消沈した折などには、その詩の一節を、さういふ場合には『大道の歌』などが最もよかつたが、声をあげて読んだ⁽⁵⁰⁾」。

リンカーンに捧げた「リンカーン大統領の追憶」は、谷川の好きな詩である。高校生向けのホイットマン紹介（二九五六年）において、谷川は自らの理解を若い読者に説明する。この詩はリンカーンの死を追悼し、やがてその「死から離れて、多くの人達の死を、そして死そのものを歌い始める」。「彼にとつて死も生も一つのものだ⁽⁵¹⁾」。「死も生も一つのもの」という考えは、藤村操の「大いなる悲観は大いなる楽観に一致する」という悟り、後に谷川自身が書く、「虚無思想と名づくべきものは皆相対的のものにすぎない。それはある一つの肯定の強調である⁽⁵²⁾」という考えに繋がっているのである。

谷川の好きなホイットマンの詩としては、ほかに「ぼく自身の歌」（または「自我の歌」と訳される）がある。ホイットマンの「自己の中には世界があり、世界はすべて自己の表現⁽⁵³⁾」という世界観がこの詩に頻繁に現れる。藤村は「五尺の小軀」をもって「万有の真相」を求めようとしたが、最終的に「不可解」に帰結した。それに対して、ホイットマンは個人と世界の関係について、自己すなわち世界という独特の解答を谷川に提供した。それに、この『草の葉』に収められた代表的な詩には「マスタベーションがやはり強烈に、

もつと個人的な形で暗示されている」と、デビッド・フリードマンが指摘している。⁵⁴ ホイットマンの詩に溢れる肉体と性（特にマスターベーション）そして生の肯定は、恋煩いと「有害論」に悩まされていた青年谷川にとつて、一種の救いだったと考えられる。

谷川は、最初一人で『草の葉』を読んでいたが、一九一七年に八木澤善次と市河彦太郎につれられて有島武郎が主宰した「草の葉会」に行き、以来、熱心なメンバーになった。「草の葉会」は、八木澤と市河ら一高や東京帝大の学生が有島武郎を囲んで『草の葉』を読むプライベート色の強い会合で、「初め一時間か一時間半、『草の葉』を先生に読んで訳してもらって、あとは自由な放談をする」⁵⁵。後半になると、「文学の話、美術の話、政治の話、歴史の話、哲学の話、相当話題は広がった」⁵⁶。『草の葉』をきっかけに、谷川は有島武郎に親炙した。

「草の葉会」で、有島は自らのホイットマン論を敷衍した。谷川の心に残された有島の言葉に、「人間は頭だけ先へどんなに進んでも精神の諸能力がそれに伴はなければ駄目であるが、社会についても同じことが言へる」⁵⁷という一句がある。それは、有島武郎の「草の葉——ホイットマンに関する考察」における、「何故魂だけを後ろに残して、物皆なは噪いだ走り競べをしようとするのか」⁵⁸という嘆きと、同じことを言っているのではないかと思われる。

谷川の回想によると、「親鸞、ホイットマンによって、私をいつ

も深淵の前に立たせていた否定の精神からやつと脱していたとはいえない、私の中にはまだ積極的に大きく人生を肯定する気持ちは育っていなかった。同じころにニーチェを読んでそういう気持ちへの鼓舞は受けていたけれど、まだどうにもならないものが心の奥にあったのだ。それがゲートを知って気持ちが大きく動いてきたのである」⁵⁹。文学書や哲学書の読破と著名な師に親炙することによって、谷川の自己否定の衝動が緩和された。恋煩いとマスターベーションが招いた自己嫌悪から脱却するための読書は、人生に関する思考、より正確に言えば〈死〉に関する思考に移行しつつあった。彼の思考は、一九一七年の「否定・肯定」⁶⁰という論文に凝縮される。一高の英法科に入学した谷川が父親の望む法学に進学せず、哲学を選んだのも、彼が哲学の思考に相当進んでいたためと考えられる。

五、否定から肯定へ

「否定・肯定」は、谷川が一高を卒業する前の年の一九一七年に本名で『校友会雑誌』に掲載された論文で、同雑誌における一高生谷川の最後の寄稿であった。そして、それは、『校友会雑誌』の数多い評論の中でも最も高い水準に達している⁶¹と高く評価された。本名を使ったのは、過去と切り離し、未来に向かって再出発する意図が込められていたと、後に谷川自身が語っている。

この論文で谷川は、ベルクソンの『創造的進化』にある肯定と否定に関する論述から、否定を経えない肯定は本当の肯定ではないという論文の基本的な観点を引き出し、ゲーテの一切を肯定する気概を以て、あえて厭世観・虚無観を肯定し、厭世観・虚無観から意義と価値を発見しようとした。彼はショーペンハウアーの厭世論をひっくり返して読み、「不満と缺乏とがないならば世に活動と進展はない」（八頁）と主張する。そして、フリードリヒ・パウルゼンの厭世観を四つの部分に分けてそれぞれ反論し、「厭世は要するに各個人の感情にすぎない」と判断する。また、ゲーテの名言をドイツ語で引用し、「物自体は不可知である」ことを肯定すると同時に、「かかる事実は決して我々をして現世を厭離せしむる原因ではない」（二一頁）と宣言する。ツルゲーネフ、フロベール、アナトール・フランスなどの芸術家の虚無思想にも少し触れてから、最後の結論に到達する。「虚無思想と名づくべきものは皆相対的のものにすぎない。それはある一つの肯定の強調である」（一六頁）。谷川は「否定・肯定」で、彼が一高在学中に生と死に関する思想家の論説を読み漁った成果を示し、彼自身にある「懐疑的思想並びに虚無的享楽思想」を克服するために、ベルクソン、カント、ゲーテなどの生命肯定論者とショーペンハウアー、フリードリヒ・パウルゼンなどの厭世家を対峙させ、生命肯定論で厭世論を是認しようとした。この論文には、「しなければならぬ」というフレーズの多用が目立つ。

たとえば、谷川は「我々は人生の意義と価値とを認めなければならぬ。そして現世を肯定しなければならぬ」（二一頁）と述べる。押し付けられた人生の意義や価値を肯定するように聞こえるかもしれないが、この表現は、ゲーテが好んで使ったドイツ語 *nutzen*（しなければならぬ）の翻訳調の模倣だと考えられる。

「否定・肯定」は次のように結ばれている。「これは私が今迄の懷疑からのがれ出た状態であり思惟過程であるゆえに私の体験であり思索である。そして信仰である。この私の信仰が何処に矛盾があるにしても私の体験であるゆえに私はたうとい。そしてその時私は中期の神学者にならつて斯ういつてもいい「矛盾せるゆえに私は信ずるのだ」（一九頁）。その時谷川は厭世観を持つ彼自身だけではなく、谷川と似たような虚無感を抱く青年に対しても、このように宣言したのである。

青年谷川徹三が一高在学中に体験した、読書による思考遍歴は、規範がアприオリ的に存在し、その規範との照合によって自己改造に努めるという学校教育と、修養書の閲覧を主な内容とする修養の過程との明らかな相違を示す。目標・模範が存在する修養と異なつて、特定した自我の像を持たずに、主体的に諸国の文化的修養を吸収して人格を形作る過程は、読書による自己形成を図る教養の過程であり、安倍能成や阿部次郎が一高で論じた「人格の修養」でもある。ところで、安倍、阿部のいわゆる「人格の修養」すなわち（教

養》が、筒井などの学者によって修養と「同質的なものとして成立した」⁶³と考えられたのは、修養と〈教養〉と、自己形成という目標が一致しているためである。

明治末期の和辻哲郎と安倍能成、大正初期の谷川徹三らは、〈教養〉を通して煩悶から解脱した。しかし、〈教養〉は煩悶解脱の唯一の方法ではない。藤村操の親友で個人主義の支持者である藤原正は、仏教への求道および仏教的修養を通して煩悶から解脱した。藤原正は操の自死に大きなショックを受け、日々さまよっていた。『校友会雑誌』で、藤原は近角常観宛の書簡の形を借りて操の自死の後の精神状況を告白し、「一度は天地を呪咀して、魔軍に投ぜむと欲せしまでに墮落致せし、煩惱の塊、罪惡の首が、有難や、撰取の光明に照されて、大光の撰護に與かること、誠に誠に、神変不思議の奇跡に候はずや。濁惡不善、罪業深重の我身、一朝にして地獄を脱し、如来の愛児と、相成り申候こと、遍に遍に無限矜哀大慈大悲の引接と深く深く感激致し申候」と、念仏から啓示を受けたことを告げた。藤原は修養という自己形成の方法の一つである、新仏教に従って立ち直ったのである。また、個人主義受容史における重要な主張者である魚住折蘆は、キリスト教思想と仏教思想とを融合して新しい形の宗教を作ろうとした。藤村操の自死に対して理解を示す折蘆は、藤村操が自殺した三カ月後、「懷疑も不安も僕の全人はこの滔々として有無を洗ひ去る博愛の感情の大いなる流の中に没し

去った」⁶⁴と述べ、煩悶から解脱したと考えられる。彼も宗教を通して個人形成を遂げたのだろう。以上から、修養は「人格の修養」(後の教養)とともに、個人主義の受容の副産物である煩悶から解脱する道として、一九一〇年前後に有効だったと考えられる。

右の一高生の言説の分析によって、明治末期から大正初期まで、個人主義の影響下で自己形成を目指すエリート青年が煩悶・〈教養〉・修養の入り混じった状況にあったことがわかった。なお、〈教養〉という言葉が旧制高校の学生の間で大正期に浮上することは、欧米文芸の受容と関係があり、その直接的な原因は一九〇六年から一九一三年まで一高の校長を務めていた新渡戸稲造にあると考えられる。「彼は学生に多くの思想家・文学者・著名人の著作、なかんずく欧米人のそれを次々と紹介して読書することをすすめる」とともに、カーライル『衣服哲学』をはじめゲーテ『ファウスト』、ミルトン『失楽園』、ダンテ『神曲』等を講じた」⁶⁵ことにより、多くの一高生を魅了した。これらの学生のなかには、和辻哲郎や野上豊一郎などのような、西洋の文芸と文化に精通した、後に教養主義者と呼ばれた学者がいる。谷川徹三は新渡戸が一高を離れる一九一三年に入学し、新渡戸の教えに直に接したことはないが、新渡戸以来の読書習慣や一高の気風は谷川に影響を及ぼしたと考えられる。

おわりに——修養、〈教養〉、煩悶青年と個人主義との関係の再考

筒井清忠は修養と煩悶青年を対置させ、そして明治末期に〈教養〉が修養に内包されていたと見る。それに対して、個人主義の高揚が主体的な思考をもたらし、その思考過程において煩悶が生じ、修養も〈教養〉も異なった煩悶脱出・主体形成の方法であるという見地からすれば、明治末期に一高に在学していた藤村操、藤原正、魚住折蘆、安倍能成、阿部次郎と大正期在学の谷川徹三とを、個人主義の受容という一つの〈系譜〉のなかにある二つの〈系列〉として捉えることができる。個人主義という風潮の下、青年は主体的〈個人〉の形成を目指し、内観していた。藤村操は「信仰はほしいが得られぬ⁸⁸」と言い、宗教に救われる可能性を拒否し、「人生不可解」の言葉を残して死を選んだが、同時代の一高生である藤原正、魚住折蘆や阿部次郎、安倍能成も操と同様な煩悶を抱き、それぞれ宗教の修養運動と読書・〈教養〉によって解脱を得た。煩悶青年という現象は大正初期まで続いていた。操の九歳下の後輩である谷川徹三は、人生煩悶のため自殺を考え、放浪した。結果的・思想的に見れば、谷川を含め、阿部次郎や安倍能成などの青年が読書を通して主体的〈個人〉の形成を遂げた。そのため、彼らは〈教養〉の系譜に位置付けられる。一方、藤原正、魚住折蘆らも主体的〈個

人〉の形成を目指したが、念仏や祈祷のような宗教的な儀式を通して自己形成を終えた彼らは、修養の系列に位置付けられるのである。では、修養と〈教養〉の差異はどこにあるのだろうか。以上の一高生の経験に鑑みれば、修養と〈教養〉は、いかなる主体を形成すべきか、いかに主体形成をなすべきかという個人主義の受容において、同様な問題に応えようとするが、そのアプローチが異なるのである。多くの修養運動に見られる「偉人崇拜」のように、修養には理想的な人格像があらかじめ存在しているが、〈教養〉には決まった目標がなく、人々は〈自己〉を価値判断の基準にし、〈自己〉らしい人格を追求する。修養は労働や冷水浴のような肉体鍛錬と、瞑想や念仏のような精神鍛錬で理想的な人格へ近づこうとするが、〈教養〉は幅広い読書によって人格形成を目指す。

明治末期・大正初期では、〈教養〉と宗教に密接な関係があることは指摘されているが、それは右に述べたように、〈教養〉と修養が同じ目標、すなわち、個人の形成を目指しているからである。しかし、その際、青年たちは藤原正、魚住折蘆らのように〈自己〉を宗教に投げ込み、宗教から救いを得るのではなく、〈自己〉をもつて宗教から自己形成の知恵を汲むのである。谷川徹三は回想のなかで、「否定の精神からやつと脱してい」く力を、ホイットマンだけではなく、親鸞からも得られたと述べたことがある。親鸞から力を得られたことは、仏教、さらに修養運動と連想されやすいが、この

場合は「自己」をもって宗教から自己形成の知恵を汲む（教養）の経験と考えるべきである。

注

- (1) 修養と教養の概念には、通時的な意味変化が見られる。小論が扱う修養と教養は、いわゆる「修養主義」「教養主義」と同じ意味で、人間形成・人間教育の一つの様式・手段である。しかし、当時は修養主義、教養主義という言辭が使われていなかったため、小論では修養と教養を使う。
- (2) 筒井清忠『日本型「教養」の運命』岩波書店、一九九五年、一五頁。
- (3) 同前、三三頁。
- (4) すなわち、(一)、学校教育。学校教育は修身教育と密接に結びつき、教育勅語をはじめとする天皇制イデオロギーを大衆に浸透させるものであったことは、渡辺典子が指摘している。(二)、思想運動。清沢満之を取り上げた宮川透は、「修養」を、「自己支配」の自律的願望から他律（国家権力による強制をも含む）を排除しようとするものである、と見ているが、松村憲一は蓮沼門三の修養団をめぐる研究を通して、「修養」は「天皇制国家主義の枠内にかかえ込んで、むしろ内側からこれを積極的に支え」たものだという結論を下した。(三)、修養書。修養書は大衆を主な読者として想定しているため、啓蒙の性質が強いと王成は指摘している。渡辺典子「地域社会における青年・成人の〈教養〉と学習——埼玉県入郡郡豊岡大学を中心に」千葉昌弘・梅村佳代編『地域の教育の歴史』川島書店、二〇〇三年、宮川透「日本思想史における〈修養〉思想——清沢満之の「精神主義」を中心に」古田光・作田啓一・生松敬三編『近代日本社会思想史 II』有斐閣、一九七一年、八六頁、松村憲一「近代日本の教化政策と「修養」概念——蓮沼門三の「修養団」活動」『社会科学討究』第十九号、一九七三年、二二三—二四頁、王成「修養書における大衆啓蒙をめくって」『文学』第七卷第二号、二〇〇六年三月、六八頁。
- (5) 筒井清忠『日本型「教養」の運命』、二七頁。
- (6) 魚住影雄『折蘆書簡集』岩波書店、一九七七年、五五—五三頁。
- (7) 筒井清忠『日本型「教養」の運命』、五頁。
- (8) 川口さつき「明治後期における青少年の自我主義——平塚らいてうと藤村操」『ソシオサイエンス』第二十五号、二〇〇九年、六二—七六頁。岡義武「日露戦争後における新しい世代の成長 上・下」『思想』第五二二号、一九六七年、一—一三頁、第五二三号、一九六七年、八九—一〇四頁。
- (9) 高橋新太郎「谷川徹三」木俣修ほか編『現代文学講座（第八集）』昭和編 I——人と作品』明治書院、一九六一年、六八頁。
- (10) 唐木順三は「教養」を「自己の内面的な中心の確立、自己究明を古人の書物を媒介として果たそう」と定義し、筒井清忠は「文化の享受を通しての人格の形成」と定義した。唐木順三「新版 現代史への試み」筑摩書房、一九六三年、四四頁、筒井清忠『日本型「教養」の運命』、三頁。しかし、「享受」という言葉には、個人としての主体性が見えないと思われるので、「読書による自己形成」のように定義する。
- (11) 「夏期休暇宿題 五十の日子」は谷川徹三が旧制愛知県立第五中学校の三年生の夏に書いた作文集で、十二篇の作文からなり、合わせて八〇〇〇字弱である。作文のタイトルは順番に「帰省」「病氣」「海」「交友」「勉強」「読書」「修養」「いろいろ」「いろいろ」「以ろ以ろ」「以呂以呂」「いろいろ五」である。以下、この作文集からの引用は引用文の最後に、作文のタイトルを記す。「夏期休暇宿題 五十の日子」は、谷川徹三の郷里・常滑市の在住者を主たるメンバーとする「谷川徹三を勉強する会」に、谷川俊太郎氏が寄託している資料である。このたび、この資料を使用するにあたり、「谷川徹三を勉強する会」とりわけ会員の森下肇氏には大変お世話

になった。心から感謝する。なお、「谷川徹三を勉強する会」は「夏期休暇宿題 五十の日子」の清書作業を進め、同名の小冊子を作った。筆者は同冊子に「修養」とはなにか」について執筆した。

- (12) 唐木順三『新版 現代史への試み』、二三四頁。
- (13) 同前、一二頁。
- (14) 王成「近代日本における〈修養〉概念の成立」『日本研究』第二十九号、二〇〇四年、一一九頁。
- (15) 岩崎峰子『祇園の課外授業』集英社、二〇〇四年、二六頁。
- (16) 谷川徹三『自伝抄』中央公論社、一九八九年、三二頁。
- (17) 谷川徹三「秋より冬に」『校友会雑誌』第二四三号、一九一五年、二六頁。
- (18) 武者小路実篤『或る男』新潮社、一九二三年、復刻、日本近代文学館、一九七二年、一一八頁。
- (19) マスターベーションは前近代の中国において、「陽精」を漏すと見なされたが、禁断行為ではなかった。前近代の日本においても、日本人の「性道德」は外国人が驚くほど希薄だった。李銀河『李銀河自選集——性、愛情、婚姻及其他』内蒙古大学出版社、二〇〇六年、中村茂樹『近代帝国日本のセクシャリティ』明石書店、二〇〇四年。
- (20) 赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房、一九九九年、一二三頁。
- (21) 木本至『オナニーと日本人』インタナル出版、一九七六年、赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』。
- (22) 宮川透『日本思想史における〈修養〉思想——清沢満之の「精神主義」を中心に』、七一頁。
- (23) 広田照幸『陸軍将校の教育社会史』（世織書房、一九九七年）を参照。
- (24) 藻若豊平こと本莊可宗『高魂物語』澤藤出版部、一九二三年、一四四頁。
- (25) 谷川徹三『自伝抄』、三〇頁。
- (26) 一高の校則によれば、二年連続落第の場合は、退学処分になるが、谷川

は異なる学年でそれぞれ二度繰り返しとさえ考えられる。

- (27) 岩崎峰子『祇園の課外授業』、二二六頁。
- (28) 真野毅・谷川徹三・高橋正雄「座談会 われらが旅路に果てはなし」『朝日ジャーナル』第一二〇二号、一九八二年二月、一八頁。
- (29) 徳富蘇峰『大正の青年と帝国の前途』民友社、一九一七年、二〇頁。
- (30) この論議は「校風論議」とも呼ばれる。
- (31) 宮坂広作『旧制高校史の研究——一高自治の成立と展開』信山社、二〇〇一年、九四頁。
- (32) 蘆風生こと折蘆魚住影雄「前号批評」『校友会雑誌』第一二九号、一九〇三年十月、四六頁。折蘆は一九〇四年十二月の第一四二号に掲載された「個人主義に就て」で、「個人に意義なくんば人生意義なしとは吾人の中心的確信なり」（七頁）と宣言した。
- (33) 蘆風生こと折蘆魚住影雄「前号批評」『校友会雑誌』第一二九号、一九〇三年十月、四六頁。
- (34) 阿部次郎「理想冥搜の態度」『校友会雑誌』第一三八号、一九〇四年六月、一頁。
- (35) 安倍能成「前号批評」『校友会雑誌』第一三九号、一九〇四年十月、二九頁。
- (36) 安倍能成「個人主義を論ず」『校友会雑誌』第一四五号、一九〇五年三月、二頁。
- (37) 同前、二頁。
- (38) 同前、三頁。
- (39) 同前、四頁。
- (40) 平岩昭三『検証藤村操』不二出版、二〇〇三年、七頁。
- (41) 和崎光太郎「近代日本における〈煩悶青年〉の再検討——一九〇〇年代における〈青年〉の変容過程」『日本の教育史学』第五五巻、二〇一二年、一九～三一頁。

- (42) 魚住影雄『折蘆書簡集』、五五九頁。
- (43) 安倍能成「藤村操君を憶ふ」『校友会雑誌』第二二八号、一九〇三年六月、七一頁。
- (44) 稲垣真美『旧制一高の文学』（国書刊行会、二〇〇六年）も当時の一高生が藤村操の死について、肯定的に論じていたことを指摘する。
- (45) 藤村操の自殺の原因については、失恋説や借金説など、多くあるが、定説はいまだにない。ただし、人々が追究してきたのはすべて、自殺の直接的な原因で、それらの直接的な原因の根底には、煩悶としか言いようがない伏線がある。
- (46) 谷川徹三『自伝抄』、三三三頁。
- (47) 谷川徹三「人間であること」毎日新聞社、一九七二年、五五頁。
- (48) 碧海寿広「仏の語り方の近代——近角常観を中心として」『宗教研究』第八五巻四号、二〇一二年、一五五頁。
- (49) 谷川徹三『展望』三笠書房、一九三五年、三七六頁。
- (50) 谷川徹三「有島武郎氏とその周囲」武者小路實篤ほか『わが師わが友』筑摩書房、一九四二年、二六三頁。
- (51) 谷川徹三「ホイットマンの草の葉」『高校時代』一九五六年三月号、六五頁。
- (52) 谷川徹三「否定・肯定」『校友会雑誌』第二六八号、一九一七年、一六頁。
- (53) 谷川徹三「ホイットマンの草の葉」『高校時代』一九五六年三月号、六四頁。
- (54) デビッド・フリードマン著、井上廣美訳『ペニスの歴史——男の神話の物語』原書房、二〇〇四年、一三八〜一四三頁。
- (55) 谷川徹三『自伝抄』、三三六頁。
- (56) 谷川徹三「有島武郎氏とその周囲」、二六七頁。
- (57) 同前、二六七頁。
- (58) 有島武郎『有島武郎全集 第七巻』筑摩書房、一九八〇年、五八頁。
- (59) 谷川徹三『自伝抄』、四八頁。
- (60) 谷川徹三「否定・肯定」、八頁。以下の「否定・肯定」の引用は、頁数を引用の最後に記す。稲垣真美『旧制一高の文学』（国書刊行会、二〇〇六年）も谷川の『校友会雑誌』における文学・哲学の試作を取り上げたが、谷川の煩悶期を無視したため、内面的な成長史という文脈において読むチャンスを逸した。
- (61) 谷川は最初の詩や歌を除く、「否定・肯定」までの文学の試作ですべて、草野牛郎というペンネームを使っていた。
- (62) 稲垣真美「一高『校友会雑誌』通史（論説・創作等）」『DVD版近代文学館8『校友会雑誌』別冊』日本近代文学館、二〇〇六年、一一二頁。
- (63) 筒井清忠『日本型「教養」の運命』、三三三頁。
- (64) 藤原正については詳しい資料が残されていない。一九一九年、安倍能成とカントの『道徳哲学原論』を訳し、岩波講座哲学や世界思潮の執筆にも参与、一九二四年の時点で旧制忠海中学校（現広島県立忠海高等学校）の校長を務めていた。
- (65) 藤原正「呈近角先生書」『校友会雑誌』第一四四号、一九〇五年二月、三〇頁。
- (66) 魚住影雄『折蘆書簡集』、五五九〜五六〇頁。
- (67) 菅井風展「明治後期における第一高等学校学生の思潮」坂野潤治ほか『資本主義と「自由主義」』岩波書店、一九九三年、一七二頁。
- (68) 魚住影雄『折蘆書簡集』、五五九頁。
- (69) 手戸聖伸「旧制第一高等学校における〈教養〉と宗教——明治後期から大正期を中心に」『東京大学宗教学年報』第十七号、二〇〇〇年、九三〜一〇六頁。

参考文献

渡辺かよ子『近現代日本の教養論 一九三〇年代を中心に』行路社、一九九七年

進藤咲子「教養」の語史』『言語生活』第二六五号、一九七三年、六六～七四頁

瀬川大「『修養』研究の現在」『東京大学大学院教育学研究科教育学研究室 研究室紀要』第三十一号、二〇〇五年、四七～五三頁

齋藤勝「昭和十一年における〈教養〉論議の諸相——哲学者・大正期文学者・日本浪漫派の視点から」『東洋大学大学院紀要』第四十六号、二〇〇九年、五三～六六頁

平石典子『煩悶青年と女学生の文学誌』新曜社、二〇一二年

【研究ノート】

閨怨詩の和様化

——『新撰万葉集』の漢詩を中心に——

梁 青

一 はじめに

閨怨詩とは帰らぬ夫の帰りを待ちわびる妻の情を述べる詩である。平安初頭以来この題材は非常に好まれ、嵯峨朝に編纂された勅撰漢詩集『文華秀麗集』（八一八年）では「艶情」という部が設けられ、十一首の閨怨詩が収録されている。^①これらの閨怨詩は、嵯峨天皇を核とした君臣和楽の詩宴における奉和詩であり、久しく君王の寵愛を得ずして悲しみ怨む班婕妤や、戦地にある良人のための衣を搗つ妻などが詠まれるなど、異国的な文学空間が作り上げられている。その典型的な一例を取り上げてみたい。

怨婦含情不能寐、早朝褰幌出欄楯。自言楚国名倡族、

家は宮東宋玉隣。独頼耶嬢偏愛重、何凶見者以為神。庭前見舞鸞常顧、楼上吹蕭鳳未臻。四五芳期當順礼、出從君子正為嬪。男兒好事方有□、□□從□□年。蕩子別來多歲月、那堪夜夜掩空扉。要身屢驗眞知瘦、眼險常啼謾似肥。合歡寂院寧獨忿、萱草閑堂反召悲。可妬桃花徒映鬢、生憎柳葉尚舒眉。心如煎、眼不眠。良人不意思婦引、賤妾常吟薄命篇。胸上積愁心滿百、眼中行淚且成千。君不見閨□怨□□顏華、直為思君塞路遐。奈何征人大無意、一別十年音信賒。桑下受金君豈咎、機中織錦詎能嘉。羅帳空、角枕凍。角枕羅帳恨無窮。春苑看花泣長安、宵闈理線憶桑乾。類思嬾聽門前鶻、衰面慙當鏡裡鸞。願君莫學班定遠、慙々徒老白雲端。

（『文華秀麗集』艶情・五一・菅原清公・奉和春閨怨）

当詩は菅原清公が嵯峨天皇の「春閨怨」に唱和した詩で、六朝以来の詩題「春閨怨」をそのまま用いている。主人公は楚の国の有名な芸人の一族出身の、出征した夫の帰りを待ち続けている女である。春のわびしい風景を描写して閨の中の女の悲しみを引き立てながら、「宋玉の隣」「弄玉を娶った蕭史」「秋胡婦」「竇滔妻の廻文詩」「班超」など多様な典拠を駆使して、一つの美しい空想の表現世界を作り上げている。²この例に端的に示されるように、勅撰三集所収の閨怨詩はほぼ中国詩をまねたもので、その表現には作者の個性をほとんど見出すことができない。

時代は下るが、九世紀後半になると、日本漢詩は依然として中国詩に大きな影響を受けながら、在来の漢詩表現を日本の風土・社会的条件に融合させて、独自の創作を始めたのである。³その中で、寛平五年（八九三年）に成立した『新撰万葉集』の漢詩（以降、必要に応じて「本集」と略記する）は特に注目されている。⁴本集は、寛平御听后宮歌合歌を主な資料として、その左歌を上巻、右歌を下巻としている。そして、上巻は四季と恋という五つの部にわけられ、和歌ごとに七言絶句の漢詩が配されている。⁵恋部には恋歌が二十首あり、四季の部にも、後に『古今和歌集』（以下『古今集』と略記する）などでは恋に分類される歌が七首含まれている。本稿はこれらの恋歌に付された漢詩について考察するものである。泉紀子氏の調べによれば、『新撰万葉集』の恋歌に付さ

れた漢詩の多くは閨怨詩で、六朝閨怨詩（特に『玉台新詠』の表現に依拠している。⁶その他、『遊仙窟』や白居易の漢詩表現の受容などもたびたび指摘されてきた。⁷ところが、『新撰万葉集』の漢詩には、中国詩の規範を脱して日本の恋愛の様態を表現しようという傾向が見られる。また、これらの漢詩は恋歌をもとにして作られているので、和歌の内容と深く関わっており、自ずと恋歌的趣向を帯びるのである。しかし、従来の研究では、このような日本の漢詩表現はほとんど見逃されるか、あるいは単なる「和習」と認識されるにとどまり、本格的な考察はほとんどなされてこなかった。⁸

本稿は、『新撰万葉集』の恋歌に付された漢詩を取り上げ、そこに見られる日本の要素を探り、先行した恋歌との関連を考察することによって、それと中国および勅撰三集の閨怨詩との相違を明らかにし、九世紀末における王朝漢詩の展開の一端を浮き彫りにしてみたい。⁹

二 日本の恋愛表現

『新撰万葉集』の恋歌に付された漢詩には、伝統的な閨怨詩から逸脱した、平安朝の恋愛の様態を反映する表現がしばしば見られる。

(1)「蕩子」

閨怨詩においては、「蕩子」という語がよく用いられる。

蕩子行不帰、蕩子行きて帰らず

空牀難独守。空牀ひとり守ること難し

〔文選〕卷二九・古詩十九首之青青河畔草

蕩子從征久、蕩子從征して久しく

鳳樓簫管閑。鳳樓の簫管閑かなり

〔玉台新詠〕卷五・江淹・征怨

蕩子從遊宦、蕩子遊宦に從ひ

思妾守房櫳。思妾房櫳を守る

〔玉台新詠〕卷七・邵陵王綸・代秋胡婦閨怨

などはその一例である。「蕩子行不帰」について、李善注に「『列子』曰、有_レ人去_レ郷土、遊_レ於_レ四方而不_レ帰者、世謂_レ之為_レ狂蕩之人也」とあるように、「蕩子」は普通他郷に遊学して女を顧みない者、あるいは辺地に赴き帰らぬ夫を指す。前掲『文華秀麗集』「奉和春閨怨」にも「蕩子」が見える。「男兒好事・塞路・征人」などの語句と照らし合わせると、そこに詠まれた「蕩子」は出征に出かけた夫を指し、「蕩子從征久」のパターンをそのまま受け継いだことは明らかである。しかし、『新撰万葉集』漢詩に

おける「蕩子」の用い方はそれらと異なる^⑩。

上夏四一 たが里に夜離れをしてか郭公鳥ただここにしも寝

たる声する

郭公本自意浮華、郭公本自意浮華なり

四遠無棲汝最奢。四遠棲無くして汝最も奢れり

性似簫郎令女怨、性は簫郎に似て女をして怨ましめ

操如蕩子尚迷他。操は蕩子の如く尚他に迷ふ

上夏四一の和歌は、へいつたい、だれの住む里に「夜離れ」をしてやって来たのか、ほととぎすよ、ここでだけ寝ているかのよに鳴く声(がする)の意で、ほととぎすに寄せてたまに訪れた男を皮肉っている。この歌は、男が多数の恋人を持ち、男女は別々に住み、男が夜毎女性の元を訪ねていくという、平安朝の恋愛の習俗を踏まえて作られたものである。対する漢詩は、へほととぎすは、元々浮気な性格を持っている。どこにも住所を定めず、あちこちで鳴き声を響かせているおまえは、いつも自分勝手な振る舞いをする。天性は簫郎に似て、女に怨みの情を抱かせ、貞操は蕩子のようで、あちこちの女に心を迷わせている」と詠んでいる。つまり、歌の(へほととぎす―浮かれ男)の見立て表現を積極的に取り入れて、ほととぎすの飛び回る姿を、好色の男が一方

所に住み着かず、あちこちの女の元に通う様子に重ねている。

上夏四一の漢詩の結句における「蕩子」は、ところ定めずあちこち出歩いて帰らぬ夫であるという点で、「蕩子」の原義「遊於四方而不帰」と共通するが、複数の女性と付き合う「たはれを」のイメージがあり、中国詩や勅撰三集における「蕩子」と異なる側面を持っている。それに対して、中国詩の「蕩子」はほかの恋人の元に通って家に帰らないわけではなく、普通出征や遊学のため出かけるのである。ところが、もとより「蕩」という字は「たはれを」に共通するところがある。

古之狂也肆、今之狂也蕩。

古の狂や肆いじし、今の狂や蕩たうなり

〔論語〕陽貨

「宛丘」、刺幽公也。淫荒昏乱、遊蕩無度焉。

「宛丘」は幽公を刺るなり。淫荒昏乱、遊蕩度なし

〔毛詩正義〕

「蕩」には、自分の思うままにふるまうという意があり、そこから女遊びに耽って品行の修まらないというイメージを連想させる。『新撰万葉集』の漢詩作者は先行した和歌の〈ほととぎす―浮かれ男〉という見立てを漢詩の上に表現しようとする際、「蕩」の

淫逸放縦という一側面だけに注目し、「蕩子」の本来の使い方を塗り替えて「たはれを」の意として用いている。

(2)「怨言」

上恋一〇二 鹿島なる筑波の山のつくづくとわが身一つに恋を積みつる

馬蹄久絶不如何、馬蹄久しく絶え如何ともせず

恋慕此山涙此河。恋慕は此の山のごとく涙は此の河のごとし

蕩客怨言常詐我、蕩客の怨言常に我を詐く

蕭君永去莫還家。蕭君永く去りて家に還ること莫し

当詩は〈男の訪れは久しく途絶えてしまい、それに対してどうしようもない。私の恋しい思いは山のように募り、涙は河のように流れる。男の怨みごとは常に私を欺いて、もう家に帰ってくることはないだろう〉という内容となる。¹³⁾「蕩客怨言」とは男の怨みごとをいう。しかし、前掲した『文華秀麗集』「奉和春閨怨」に端的に示されるように、閨怨詩では、怨んでいるのは不在の夫を待ち続けている女で、かつして男ではない。一方、男の怨みごとは恋愛初期の歌によく見られる。¹⁴⁾

あふことのなきさとしよる浪なればうらみでのみぞ立ち返りける

(古今集・卷十三・恋三・六二六・在原元方)

返事も侍らざりければ、又かさねてつかはしける

みるもなくめもなき海の磯に出でてかへるがへるもうらみつ
るかな

(後撰集・恋一・卷九・七九九・紀友則)

恋心を訴えても相手が応じてくれない場合に、男が相手のつれなさを怨んだのである。「蕩客怨言」はまさにこのような場合を指す。次に、『新撰万葉集』における「怨言」をもう一例取り上げて、女が男の怨みごとに騙されたとはどういうことなのかを説明する。

上秋七八 言の葉をたのむべしやは秋来ればいづれか色の変

はらざりける

秋来変改併依人、秋来りて変改するは人に依るを併せたり

草木荣枯此尚均。草木の荣枯此尚均し

昨日怨言今日否、昨日の怨言今日は否なり

愧来世上背吾身。愧ち来る世上の吾が身に背けることを

秋になると恋人の言葉が木の葉のように変わるといふ和歌に対

して、漢詩は棄婦の立場に立って、(秋が来て風景が変わるともに、人に依存する状況も変わる。春が来ると草木が咲き、秋が来ると一斉に枯れるように、人の場合も同じようなものである。昨日のあの人の怨みごとは、今日は違っている。世の中が自分に背いていることを知って深く恥じている)、と男の心変わりを恨んでいる。転句「昨日怨言今日否」に詠まれた、離別後、女は男の昔の甘いささやきを思い出して棄てられた今の境遇を嘆き悲しむという発想は、中国閨怨詩に由来したと思われる。

昔我与君始相值、昔我れ君と始めて相値ふ

爾時自謂可君意。その時自ら謂ふ君が意に可なりと

結帯与我言、帯を結びて我と言ふ

死生好恶不相置。死生好恶相置かずと

(『玉台新詠』 卷九・鮑照・行路難)

托身同穴、身を托し同穴と言ふといえども

今日事乖違。今日事乖違す

(『全唐詩』張籍・離婦)

「結帯与我言」「托身言同穴」とあるように、新婚時男は永遠の愛を誓ったのである。ただし、中国詩では、昔の男の甘い言葉は「怨言」と記されないし、『論語』(憲問)の「奪伯氏駢邑三百。

飯疏食、没齒、無怨言（伯氏の駢邑三百を奪ふ。疏食を飯ひ、齒を没するまで、怨言なし）とあるように、「怨言」は本来甘言の意を持たない。一方、恋歌では、「うらむ」は逢って欲れないことに不満の意を表すだけでなく、逢瀬の実現を図ろうという意味合いで用いることが多い。

女のもとにつかはしける

わたつうみに深き心のなかりせば何かは君をうらみしもせん

（後撰集・巻九・恋一・五八四・読人不知）

とあるように、恨むのは相手を深く愛しているからである。すなわち、男の「怨言」は恋の激しさの証となり、一種の甘い言葉と見なすことができる。こうして考えてみると、「昨日怨言今日否」は、昔、男が女に求婚したとき、逢って欲れない女の冷淡を怨み、自分がいかに女を愛しているかを訴えた。女は男のその甘い言葉に惑わされて心を許した。しかし、秋になり心変わりした男からは、そういう言葉はもはや聞けない」ということになり、逢瀬以前の男女のやりとり、恋の成就と終焉がこの一句の中に詠み込まれている。こうして、「怨言」を用いることによって、平安朝の男女の交際の様子が漢詩に生かされていたのである。

三 恋歌表現の受容

『新撰万葉集』の漢詩は和歌をもとにして作られたので、その漢詩表現には多くの和歌の趣向が見られる。次に『新撰万葉集』漢詩における恋歌表現の受容について検討してみたい。

（1）忍恋の表現

上恋一〇〇 紅の色にはいでかくれぬの下に通ひて恋は死

ぬとも

閨房怨緒惣無端、閨房の怨緒惣て端なし

万事吞心不表肝。万事心に吞みて肝を表さず

胸火燃来誰敢滅、胸火燃え来たりて誰か敢へて滅せん

紅深袖涙不応干。紅深くして袖涙応に干くべからず

〈紅花のようににはつきりと人にわかるようなことはしない、隠れ沼のように心の中で密かに思っ、そのために恋いがれて死んでしまおうとしても〉という歌に対して、漢詩は〈閨であの人を怨み続けている。思いをすっかり心の奥にしまつて外には出さない。心の炎が燃え上がると、誰にもけつして消せない。涙に濡れ

た袖が深い紅色に染まり、きつと乾くことはないだろう」という意になる。承句「万事呑心不表肝」では、人に知られないように恋焦がれる気持ちを抑えようとする様子が描かれる。類似の例は中国詩にはほとんど見られない。ゆえに、「万事呑心不表肝」は中国閨怨詩ではなく、先行した和歌の「紅の色にはいでじかくれぬの下に通ひて」の忍恋の表現を踏まえて作られたもののだと思われる。

上恋一一四 人知れず下に流るる涙河せきとどめてむ景や見

ゆると

每宵流涙自然河、宵ごとに流るる涙自然に河たり

早旦臨如作鏡何。早旦に臨みて鏡と作さむこと如何

撫瑟沈吟無異態、瑟を撫で沈吟して異なる態無し

試追蕩客贈詞華。試みに蕩客を追ひて詞華を贈らむ

当詩の後二句「撫瑟沈吟無異態、試追蕩客贈詞華」は、(いつも通り楽器を弾いたり物思いに沈んだりして、あの人に恋文を送ってみよう)という内容である。「異態」とはいつもとは異なる様子の意である。中国詩における「異態」の例は、

則其原不可救而后徠異態。

則ち其の原は救ふことができず、后徠態は異なる

〔漢書〕杜周伝

蕩蕩乎八川分流、相背而異態。

蕩蕩乎たる八川わかれ流れて、相背いて態を異にす

〔文選〕卷八・司馬相如・上林賦

殊姿異態不可狀、殊姿異態狀すべからず

忽忽轉動如有光。忽忽として轉動し光あるが如し

〔白氏文集〕〇六〇四・簡簡吟

などに見えるが、いずれも上恋一一四漢詩の場合と異なる。したがって、「無異態」は先行した上恋一一四の恋歌の「人知れず下に流るる涙河」を下敷きにして作られた表現ではないかと推測される。「下に流るる涙河」は人目をはばかって心の奥に秘めた感情を表に出さないことを、表面に現れない地下を流れる水に託して表している。和歌との対応を考えた上で、「無異態」を人目を忍んで憂い嘆く様子と解してみる。

このように見ると、上恋一〇〇の漢詩と上恋一一四の漢詩は先行した和歌を受け継いで、中国にはない日本特有の忍恋を詠んでいることがわかる。忍恋の歌は恋歌の大きなテーマの一つで、男女の恋愛関係がまだ公にされていない状態のもとに詠まれたものである。一方、中国詩には、未婚の男女の恋愛詩がきわめて少な

い。

不待父母之命、媒妁之言、鑽穴隙相窺、逾牆相從、則父母、国人皆賤之。

父母の命、媒妁の言を待たずして、穴隙を鉆つて相窺ひ、牆を逾えて相從はば、則ち父母、国人皆これを賤しまん

〔孟子〕滕文公章句下

とあるように、媒酌人の仲介や家父長の決定に従って男女が結婚するのであって、未婚男女の自由な付き合いは許されない。このような社会的規範があるからこそ、中国では結婚前の恋愛を扱った文学がなかなか生まれてこない。前掲した菅原清公「奉和春閨怨」の「四五芳期当順礼、出従君子正為嬪」では、女が礼に則つて男の家に嫁いだ場面が描かれる。結婚前の男女の交際でなく結婚後の夫との別離の悲しみを詠んでいるのは、中国詩の伝統用法をそのまま踏まえているからである。なお、『新撰万葉集』以外の王朝漢詩には、忍恋に関する表現はほとんど見られない。そこに和歌を前提にして作られた本集漢詩の特殊性がある。

(2) 恋の終焉における女の心情表現

前に述べたように、古代中国では、未婚男女の自由恋愛は許さ

れないので、それに相応する恋情表現も少ない。待つ女や棄婦を詠んだ漢詩こそが閨怨詩の主流である。一方、日本でも、待つ女・捨てられた女の恋歌は万葉集以来数多く詠まれており、閨怨詩と類似した発想様式を持っている。こうした抒情様式の類同性に基づいているからこそ、『新撰万葉集』の恋歌から閨怨詩への翻案は比較的容易に実現できたのである。

上恋一〇九 厭はれて今は限りとなりにしを更に昔の恋ひら
るるかな

被厭蕭郎永守貞、蕭郎に厭はれて永く貞を守る

独居独寝涙零零、独居独寝涙零零たり

心中昔事雖忘却、心中昔事忘却すと雖も

願念閨房恩愛情、願念す閨房恩愛の情

〈あの人に嫌われて、二人の仲は今もう終わった、いまさらながら昔を懐かしく思うよ〉という歌に対して、漢詩は〈あの人に厭われたとしても、ずっと貞節を守っている。独り寂しく過ごして、一人で寂しく寝ていると、涙が流れてくる。昔のことは忘れてしまったが、かつての二人の恋愛を今また思い出した〉となっている。当詩は、破局を迎えた現在を仲睦まじく過ごした昔と対照させることによって、時とともに移ろう恋情のはかなさや、恋

を失った我が身の孤独を表す。ここに詠まれた（昔）閨房恩愛情―（今）被厭蕭郎・独居独寝」という対照表現は、

玉顔隨年變、玉顔年にしたがって變ず

丈夫多好新。丈夫多く新を好む

昔為形与影、昔は形と影となる

今為胡与秦。今は胡と秦となる

胡秦時相見、胡秦は時に相見る

一絶踰参辰。一絶参辰に踰ゆ

〔玉台新詠〕卷二・傅玄・苦相篇豫章行

与君初婚時、君と初めて婚せし時

結髮恩義深。結髮恩義深し……

行年将晚暮、行年将に晩暮ならんとし

佳人懷異心。佳人異心を懐く

恩絶曠不接、恩絶えて曠しく接せず

我情遂抑沈。我が情遂に抑沈す

〔玉台新詠〕卷二・曹植・種葛篇

とあるように、中国の棄婦詩の随所に見られる。仲睦まじく過ぎ去った昔と忘れ去られた今とが対照をなす点において、上恋一〇九の漢詩に通じる。しかし、中国閨怨詩では、現在の状況を昔と対

照させることによつて、女が盛りを過ぎて捨てられた悲劇性がよりいっそう切実に表現されている。右の二例で一番強調される点はやはり今の不幸な境遇にある。あるいは「托身言同穴、今日事乖違。……昔日初為婦、當君貧賤時。晝夜常紡績、不得三事蛾眉。辛勤積黃金、濟君寒与饑」〔全唐詩〕張籍・離婦〕のように、昔、嫁として勤勉に働いて貧乏な家を少しづつ豊かにしたが、結局捨てられ、悲惨な結末を迎えてしまったことを述べることで、今と昔とを鮮明に対比している。また、中国の棄婦詩においては、女が激しい怒りを抱いて男の背信を非難する表現がかなり多い。

悦新昏而忘妾、哀愛惠之中零。遂摧頹而失望、退幽屏於下庭。痛一旦而見棄、心怛以悲驚。衣入門之初服、背床室而出征。攀僕禦而登車、左右悲而失聲。嗟冤結、而無訴、乃愁苦以長窮。恨無愆而見棄、悼君施之不終。

〔芸文類聚〕卷三十・人部十四・別下・魏・曹植・出婦賦

上恋一〇九の漢詩と比べて、「出婦賦」の「哀・摧頹而失望・痛心怛以悲驚・嗟冤結而無訴・愁苦・恨・悼」という語句から読み取れる棄婦の怒りや悲痛の度合いははるかに高い。なぜなら、女性は夫に捨てられたら、社会や家族から白眼視され、再婚も困

難なので、「今日妾辞_レ君、辞_レ君欲_レ何去」。本家零落尽、慟哭来時路」（唐・李白・去婦詞）と言われるように、行き場もなくなつてしまふ恐れがあるからである。それゆえ、棄婦は夫の変心を厳しく詰問し、強く憤懣をぶつけるのである。¹⁸⁾

それに対して、上恋一〇九では、恋の終末期に、仲睦まじく過ぎた昔の時間は二度と戻らないことを嘆いているが、今と昔との境遇の差を際立たせて相手の変心を激しく非難することはなく、ただ「願念閨房恩愛情」には断ちがたい未練のみが読み取れる。

本集上恋一一の漢詩の「恨来相别抛_レ恩情……時時引_レ望望_二荒庭_一」からも明らかのように、男はもう二度と訪ねてこないのに、女は依然として男を恋慕いつつ逢瀬を期待している。平安朝では、男の訪問が一度途絶えてしまつても、しばらく経つてはかの女との仲が冷めると、またもとの恋人のところに戻る場合は珍しくないし、男が訪ねて来なければ、女は新しい相手を見つけることもできる。また、女の生活の拠点は生家にあり、夫が離れたことによつて生活の拠点が奪われることもないので、行くあてのない悲惨な境遇までには至らない。¹⁹⁾そのため、女は男から疎まれたとしても昔の愛情を振り返つて恋しく思うことができるのである。

「心中昔事雖忘却、願念閨房恩愛情」は先行した上恋一〇九の恋歌「厭はれて今は限りとなりにしを更に昔の恋ひらるるかな」から直接影響を受けているが、この発想は『万葉集』から『古今

集』にかけての恋歌に広く見られる。

よしゑやし恋ひじとすれど秋風の寒く吹く夜は君をしそ思ふ

（万葉集・卷十二・三〇一・寄夜・作者未詳）

つれなきを今は恋ひじと思へども心よはくも落つる涙か

（新撰万葉集・上恋・一一三・菅野忠臣）

忘れなむと思ふ心のつくからにありしよりけにまづぞ恋しき

（古今集・卷十四・恋四・七一八・読人不知）

右に見てきたように、上恋一〇九の恋歌は万葉歌との連続性を有する。もはや恋しいなどとは思われないが心弱くて涙を流した、忘れたいのにいっそう恋しさを募らせる、という屈折した恋情表現は上恋一〇九の漢詩に取り入れている。なお、前掲『文華秀麗集』「奉和春閨怨」における思婦の心情表現はただ「恨・怨・心焦・愁」などの語にとどまるが、上恋一〇九の漢詩は恋歌の表現を受容したことで、より複雑で繊細な心情表現「心中昔事雖忘却、願念閨房恩愛情」が作り出されている。

四 おわりに

平安初頭の勅撰三集の漢詩は、ほとんど中国詩の用法に準じて

作詩されている。九世紀末、国風意識の高まりに伴って、王朝漢詩は中国詩の模倣と追隨にとどまらず、日本の生活や感情を表現して新たな展開を見せた。『新撰万葉集』の漢詩に多く描かれたのは、見たこともない長安の美女の閑怨ではなく、平安朝を舞台にした男女の恋である。また、心の中で恋焦がれても人に知られないように恋心を抑えたり、相手を忘れようとしてかえって恋しさを募らせたという緻密な心理描写は、中国詩や前代の日本閑怨詩にはほとんど見えず、恋歌の世界を強く志向した結果である。生硬な模倣的習作が多い前代の日本漢詩と比べて、『新撰万葉集』の漢詩の日本的展開は王朝漢詩の成熟を物語り、国風文化成立の前兆と見ることができる。

注

- (1) 『文華秀麗集』艶情部の次の楽府部における漢詩もほとんど閑怨詩である。なお、先行した中国の総集や類書などには「艶情」という部類は見えない。
- (2) 小島憲之「漢風讚美時代」「古今集以前」(塙選書、一九七六年、二二七頁) 参照。
- (3) 高兵兵「菅原道真の(贈物詩)をめぐって」(『中古文学』七八、二〇〇六年) など参照。
- (4) 『新撰万葉集』の本文と番号は『新撰万葉集注釈』(新撰万葉集研究会編、和泉書院、二〇〇五年) による。本集漢詩の解釈については、本稿は『新

撰万葉集注釈』と『新撰万葉集』注釈稿(注(14)に負うところが大きい。また、『玉台新詠』『孟子』『論語』『文選』『白氏文集』の本文と訓読は『新釈漢文大系』(明治書院)、『文華秀麗集』『万葉集』『古今集』の引用は『日本古典文学大系』(岩波書店) による。他の引用和歌は『新編国歌大観』(角川書店) に従った。なお、一部表記などを改めた部分がある。

(5) 本集は上下二巻があるが、下巻に漢詩を載せていない伝本(原撰本)があるので、本稿は上巻のみを考察の対象とする。

(6) 泉紀子「新撰万葉集における漢詩と和歌」『大阪女子大文学国文』三二、一九八一年、六三、六六頁。ほかには、山口博「閑怨の詩人小野小町」(三省堂選書、一九七九年、一六九、一八七頁) で、本集漢詩に詠まれた「夢」「蜘蛛」の六朝閑怨詩の受容を論じた。また、中野方子氏は「平安前期歌語の和漢比較文学的研究」『第二節 秋閑怨の受容——『新撰万葉集』から「古今集」へ』(笠間書院、二〇〇五年、六九頁) で、本集漢詩に詠まれた「虫」「涙」「華顔衰残」は閑怨詩の型を踏まえているという。

(7) 新間一美氏は「新撰万葉集」の成立と意義」(『国文学——解釈と鑑賞』七六(八)、二〇一一年、四三頁) で本集漢詩の『遊仙窟』の受容について言及した。また、本集恋部漢詩が白居易の漢詩に影響を受けたことは、小島憲之「恋歌と恋詩——万葉・古今を中心として」(『文学』四四(三)、一九七六年、三〇四—三〇五頁) をはじめ、津田潔「『新撰万葉集』上巻・恋歌における白詩の受容について」(『白居易研究年報』、二〇〇〇年) など先学の指摘するところである。

(8) 小島憲之氏は「九世紀の歌と詩——『新撰万葉集』を中心として」(『関西大学国文学会「国文学」五二、一九七五年、四二頁) で、『新撰万葉集』の漢詩を歌意に接近させようとするならば、詩は和習味を帯びることになるという。また、大戸温子氏は「新撰万葉集——「恋」をテーマにし

た日本漢詩」(『大学院教育改革支援プログラム「日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成」活動報告書」平成二十一年度海外教育派遣事業編、一九九〇二〇一頁)で、本集恋部の漢詩における中国詩にない表現を羅列してそれを和習と判断した。しかし、本集漢詩の和化表現の生成過程や和歌との関係についての考察はほとんどなされていない。

- (9) 本集漢詩の成立時期を考えた上、本稿では唐代までの漢詩文を対象とする。

- (10) 『新撰万葉集注釈』(四二頁)で「蕩子賦」の「蕩子」が出征した兵士であるのに対し、本詩「筆者注、上秋四七の漢詩」の「蕩子」が、浮かれ男である点は相違する」と指摘したが、その原因については触れていない。なお、本集上秋四七の漢詩の「蕩子、従来無定意、未嘗苦有得羅敷」における「蕩子」の使い方は漢詩八二に近い。

- (11) 当歌は夏の部の歌であるが、『古今集』の恋部(巻十四・恋四・七一〇・読人不知)に収載されている。

- (12) 小島憲之氏は『古今集以前』(塙書房、一九七六年、二九二―二九四頁)において、伝説の「簫史」からややくだけた俗語的な「簫郎」が生まれ、これが男子の通称として通用するようになるが、本集の漢詩では「蕩子」を指すものと見るべきだと述べた。

- (13) 当詩における「簫君」と「蕩子」は、同一人物を指す。

- (14) 半沢幹一・津田潔氏は『新撰万葉集』注釈稿(上巻秋部七五―七八)(共立女子大学文芸学部紀要五三、二〇〇七年、五二頁)で、漢詩文における「怨言」は男女間のニュアンスを含まないが、和語「うらみごと」は特に男女間のことを言う場合があると指摘した。

- (15) 『新撰万葉集注釈』(二六二頁)では、「怨言」を「私がかんなに愛しているのにあなたはつれない」と解した。本稿では、この理解に従いたい。
- (16) 『新撰万葉集注釈』(五一―四頁)の語釈では、上恋一一四の「異態」を「いとものは異なつた態度や様子の意」としているが、通釈では一句を「瑟

を弾き静かに歌を歌うばかりで、他にすることはない」と解しており、「異態」の意味については、意見が分かれている。

- (17) 中国に真の意味での恋愛詩がほとんどない理由について、天野紀希子氏は「閨怨詩に代る「禁忌の恋」の発見」(『日本文学誌要』五四、一九九六年、三頁)で「男女が歌い交す文芸の形式を持っていなかったことに関わる」という。そして、日本文学の恋愛重視の文学観と違つて、中国文学は恋愛を軽視する傾向があり、政治を批判し志を述べる詩こそが正統な文学であり、また恋歌は日常生活の中で男女の愛情交流の手段として働いているのに対して、中国閨怨詩は男性詩人が閨の中の女の立場に立つて詠んだものが多いと思われる。

- (18) 孫久富『日本上代の恋愛と中国古典』第二部第四章『詩経』の相怨詩と『万葉集』の怨恨歌——文学主題の比較(『新典社』一九九六年)参照。

- (19) 胡潔「婚姻習俗と文学——「恋」の諸相の底流にあるもの」(『国際シンポジウム「異文化としての日本」記念論文集』、名古屋大学大学院国際言語文化研究、二〇〇九年、一四七頁)参照。

付記

本稿は、第一二三回表現学会東京例会(於共立女子大学、二〇一二年十一月十日)での研究発表に加筆修正したものです。ご質問ご助言くださった方々に記して心より感謝申し上げます。

【研究ノート】

満洲国における北村謙次郎の創作

——「春聯」を中心に——

韓 玲 玲

はじめに

北村謙次郎（一九〇四～一九八二年）は、東京に生まれ、幼少期は関東州の大連で過ごした。一九二三年、進学のため日本に戻り、十数年ほど東京で近代文化の諸相を受容しつつ、昭和初頭、日本文壇にデビューした。『作品』、『青い花』、『日本浪漫派』などさまざまな雑誌に寄稿し、赤松月船、木山捷平、太宰治などの詩人や作家たちとの交流を通して、自らの文学の方向を模索し続けた。一九三七年、北村は満洲国の首都新京に移住し、満映（満洲映画協会）に勤めたが、のちに同社を辞し、文学活動に専念することになった。『満洲行政』、『新天地』、『満蒙』、『協和』、『観光東亜』など、多方面の雑誌に旺盛に執筆する一方、木崎龍、吉

野治夫、緑川貢、長谷川瀆など満洲に住む日本人作家を糾合して、文芸綜合雑誌『満洲浪漫』を創刊し、また「鶴」、「砧」、「或る環境」、「春聯」など、数多くの文学作品を残した。戦後、北村謙次郎は回想録『北辺慕情記』¹を著わした。同書は、満洲国における日本文学・文化運動の実態を知る上での、貴重な証言となっている。

本稿では、北村謙次郎が満洲で創作した唯一の長篇小説「春聯」を取り上げる。この小説は、北村にとって初めての長篇でありながら、川端康成によって「建国十年間の満洲文学のおそらく最高の収穫だ」と認められ、『作文』同人の吉野治夫からは「どこことなく満洲らしい色と香をにじませてゐる」²と評された。北村の作家歴においても、この小説は、もっとも読者に読まれている作品だと見てよい。本稿では、その成立の経緯を辿りながら、北

村謙次郎の在満期の創作上の特質と、彼の満洲国との関わりについて論じていくことにしたい。

一 「春聯」の誕生

1 出版の経緯

春聯とは、中国の旧正月に、新たな一年を迎えるため、家の正門の両側に貼る縁起のよい対句のことである。通常は赤い紙に黒字で書かれている。十世紀頃、中国宋朝初期の蜀王孟昶^④によって書かれた「新年納余慶、嘉節号長春」という詩句まで遡れば、春聯は千年以上の歴史を持っている。その対句も、当初の魔よけから、祭礼を祝ったり、よりよい生活の到来を祈ったりするものまで、意味が広がっている。

この「春聯」という言葉を小説のタイトルとした事情について、北村は新聞に小説を連載するにあたって、「春聯の名を小説の題に借りたのは別に他意ない。要するに僕は春らしいゆつたりした小説を書きたいと、いつも考へてゐるとほりのことを、春聯の名に託したまでである^⑤」と述べているが、そこには、間近に迎えた「満洲建国十周年」（一九四二年三月）に対する祝意もいくらかは込められていたと思われる。

小説「春聯」は、一九四一年一月二十一日から五月二十四日ま

で全九十五回にわたって『満洲日日新聞』夕刊の第一面に掲載された。同紙夕刊第一面に小説が連載されたのは、長谷川濬の翻訳した満洲在住の白系ロシア人作家バイコフの「虎」^⑥が最初であり、次いで楳本捨三の「成吉思汗」^⑦、「春聯」は三番目となる。バイコフの「虎」は、のちに単行本として刊行された。日本でも「偉大なる王」と改題されて出版されたが、両者とも読書界の好評を呼び、相当の売れ行きを見せた。この前例もあって、北村謙次郎の「春聯」も、連載開始時より読者から注目されていたと思われる。連載一回分は約一二〇〇字。満洲の荒々しい自然と登場人物をスケッチした挿絵と合わせて、同紙一面を飾るにふさわしい作品だったといえよう。

連載にあたって『満洲日日新聞』は以下のように紹介している。

北村謙次郎君は一人敢然文筆一途に進んでゐる人、その流麗な筆と落ち着いた作家態度は既に知らるゝ処、名作「鶴」^⑧、或る環境」に次いで、「春聯」に於いて揺がぬ北村文学を打ちたてようと言ふ。挿絵の白崎海紀君は第二回展^⑨の民生部大臣賞を獲得、古典美の中に新感覚とロマン精神を打ち樹てようとする気鋭の青年画家、その繊細な筆と新鮮な構図とは北村文学を最もよく生かすもの、作品と離れて見ても新聞挿絵の新生面を開拓するものといへよう^⑩。

一九四一年、北村謙次郎は、すでに満映の仕事を辞め、文筆活動に専念していた。その作品も一九三八年の「鶴」、「群盲」、一九三九年の「或る環境」などが『満洲浪漫』や『満洲行政』に発表され、満洲唯一の専業作家として在満日本人の読書界にもよく知られていた。その文名は、挿絵担当の白崎も十分に承知していたようで、「貧少な技を悲しみつゝ、そのくせ日本の古典にある絵巻物、物語扇面図絵、ファウストへのドラクロアの挿絵等をうつろな眼で憧れおのゝいて居ります。思ひを転じてみても北村謙次郎氏の魂の静座を考へるとき避け難い不安に襲はれます」と、北村文学への信頼を込めつつ、自身の仕事に対する覚悟と抱負を述べている。

なお、小説の内容について、『満洲日日新聞』は次のように書いている。

「春聯」は旧正中国人家屋に飾られる吉祥の札紙であるが、この小説に扱はれる問題は白系露人はどうなるかの問題である、満洲国建国当初の蘇炳文事件、美しいエミグランツの唾娘ソフィア¹¹、うらぶれた寛城子部落の露人生活、そして建国の逞ましい槌の音に伴つて彼らが進む楽土の序章……今日世界に嘗て見ざる民族協和の楽土建設に参加する我々の等しく考ふべき露人問題がいかに提出され、如何に方向を与へられ

るか期して愛読を乞ふところである。¹²

おそらく、この紹介文は、『満洲日日新聞』の編集担当者が作者北村謙次郎と相談した上で書いたものであるが、しかし、ここで「春聯」の主要テーマが白系ロシア人問題であると指摘されているのは興味深い。「春聯」と「白系ロシア人」、一見関係のない両者を、北村謙次郎はいかに関連付けたのか、白系ロシア人問題をテーマにした目的は何なのか、そういった問題も、以下の論述で解明することにした。

『満洲日日新聞』は一九〇五年に大連で創刊された新聞である。「東亜大陸に於ける最大有力紙として」¹³、一九三八年以降、この新聞の社は本連から奉天に進出し、その販売地域も全満ならびに華北・華中方面まで伸びていった。このような大陸の代表的新聞から長篇の連載を依頼されたことは、筆一本の作家生活を志す北村にとつては都合のいい話であつたはずだ。金銭的な面においては言うまでもなく、多数の読者が想定されるということだけでも作家としての意欲を十分にそそられたに違いない。しかし、そのこと自体、満洲国支配の一端を担うメディアの装置に自身が組み込まれることをも意味した。北村が一九三七年、満洲国に渡った時点から、彼の数々の文学作品と一連の文学活動はすでに、彼の自由を求める精神の、国策に対する抗いと妥協とを物語っていた

のだが、今ここでは、その点については詳しく触れないことにする。

一九四二年三月十二日、「春聯」は川端康成の斡旋で日本の新潮社から単行本として刊行された。その背景には、一九四二年四月、川端康成の初めての満洲旅行があった。当時、『満洲日日新聞』と満洲棋院が「全満素人囲碁選手権大会」を催した。呉清源¹⁴をはじめ、川端康成や村松梢風などが『満洲日日新聞』によって、この催しに招待された。その後、川端は、二十日かけて満洲の日本文化人と座談会を行ったり、囲碁を観戦したりして、満洲各地を旅した¹⁵。その折、川端が旧知の北村謙次郎を寛城子（新京の郊外）に訪ねたが、彼の生活ぶりに興味を覚え、また、『満洲日日新聞』に連載中の「春聯」に注目したのがきっかけであった。

一九四二年のころまで、日本国内で書かれた「満洲もの」は、旅行者などいわば第三者の視点からのものが多く、在満日本人の手になる、満洲という土地に根付いた文学作品は、ほとんど紹介されていなかった。¹⁶

単行本『春聯』はB6版の、一見、清楚な感じの本である。装丁の水谷清は、ピンクの「チャイナドレス」を着た中国人の少女を表紙に描き、扉には、中国人婦人が子供を乗せた台車を引く様子を描いてみせた。しかし、北村のこの小説には、中国人女性などまったく登場しない。初出の『満洲日日新聞』に連載されたと

きには、白楊が並ぶ街路とか、白系ロシア人の姿といった満洲情緒の溢れる白崎海紀の挿絵が添えられていたが、単行本では、小説の内容とは無関係の絵が使われているため、読者に相当の違和感をもたらす。水谷清が作品を読まないで装丁をしたとも判断されるが、あるいは、版元の新潮社の、読者多数のエキゾチズム（中国一般に対する通俗的イメージ）を当てにしているの企みだったのかもしれない。

作品内容の面では、初出（新聞）と単行本との間にそれほどほどの差異は見られない。新聞小説の特徴と見なされるものは、単行本では（挿絵がなくなったこともあって）稀薄になっているが、語句の推敲や改行の増減などの工夫もあって、文章全体は洗練され、読みやすくなっている。

ただし、初出にしても単行本にしても、「春聯」は静かに流れる川のように落ち着いた文体で書かれていて、その叙情的な基調といった北村謙次郎の本来の傾向は変わっていない。逆に言うと、そのストーリー展開にはプロットの転換・起伏といった波乱に乏しく、読者一般の興味を、どれほど惹きつけることができたかは疑わしい。しかし、作者は「ゆつたりした」¹⁷構えを全篇につらぬき通し、そこに彼の「自信」と「わがまま」を見ることができそう¹⁸だ。

一九四二年五月二日から五月二十六日にかけて、「春聯」は、

「ハイラルの曙」というタイトルで東京宝塚劇場（東宝）で劇化・公演された。「満洲国建国十周年慶祝」と表紙に刷られた「第三回東宝国民劇公演」のパンフレットによると、脚本は水木久美雄の手になるもので、原作「春聯」の第一、二、九章を省く、四場で構成されている。つまり、新京における副主人公の物語は取り除かれ、ハイラルを舞台にした「蘇炳文事件」だけがドラマ化されたのである。演出は出島耕二。配役は小野浩太郎役に中田弘二（大映）、ナターシャ役に芝恵津子（東映）などである。同パンフレットには、同時に公演された日本民族舞踊「薩摩組曲」（全一場）と歌劇「蘭花扇」（二十場）の紹介記事も出ている。特に「蘭花扇」（白井鐵造作・演出）は、満映スターの李香蘭が主役の孟姜女を演じたことで注目される。

戦後、「満洲文学」に対する再評価がしばしば試みられ、その動きは今日、ますます高まってきている。そうしたなか、関連作品のアンソロジーも何度か編まれてきた。たとえば牛島春子の「祝といふ男」や日向伸夫「第八号転轍器」は、一九六四年に『昭和戦争文学全集』⁽²⁰⁾に、一九九六年に『外地』の日本語文学選⁽²¹⁾に収録され、前者はまた、二〇〇一年に復刻された『日満露在満作家短篇選集』⁽²²⁾でも読むことができるようになった。最近、集英社から出た『コレクション 戦争と文学』の第十六巻「満洲の光と影」には、竹内正一の「流離」、牛島春子の「福寿草」な

どが収録されている。それらに比べ、北村の場合、「春聯」が『昭和戦争文学全集』に収録されただけに留まる。しかも、そこでの「春聯」は、作品構成上、きわめて重要な第二章と第三章をはじめ、第七、八章などの数章が削除されたり要約されたりして、元の作品の数分の一の量に縮められているため、一篇としての全体像が見えなくなってしまう。その意味では、戦後の北村は不遇な扱いを受けているといえるだろう。

前述したように、「春聯」は『満洲日日新聞』の要請に応じて創作され、発表されたが、その後、川端康成の紹介によって日本で出版され、さらに東宝で劇化された。この一連の華々しい動きは、満洲文学の作品としては異例のことであった。当時の北村は作家としてきわめて恵まれていた。しかし、その幸運は、日本の中国東北支配という時代状況に包まれたものでもあった。北村が、その時代の動きに半ば迎合しながら、この作品を書いたことは疑いようもない。

2 内容の紹介

「春聯」は一九四〇年代の満洲国を舞台に描かれた物語である。新京の北郊・寛城子に暮らす銀作兄弟の先行きの見えない世界に、満洲国建国の「ヒーロー」小野浩太郎が突然現れ、彼の語る建国回想談によって新しい息吹が二人にもたらされるという筋書で、

全九章から成っている。冒頭の第一章「秋深し」、第二章「知られざる風貌」と第九章「霧氷」では、「現在」の時点、すなわちこの小説が書かれた一九四一年当時の新京が舞台となっている。その間の六章分、第三章「白虹」から以下、「若い翼」、「ながれ」、「風蕭々」、「地下暦日」と第八章「大火西へ」までは、満洲国が作られた一九三二年当時の呼倫貝爾（ホロンバイル）、その中心地の海拉爾（ハイラル）を舞台とする「蘇炳文事件」を中心に展開されている。つまり、一篇は、「現在」という時間枠に挟まれた形で、「過去」の建国初期の物語が回想されるという構造をとっている。

第一章「秋深し」では、満洲の白楊が枯葉を散らすようになった季節のもと、振作兄弟の日常が描かれる。兄振作は三年前、妻を日本に置いたまま満洲にやってきて、今はM撮影所（「満映」のことであろう）に勤務しながら、のんびりと無為の日々を過ごしている。彼は周りの中国人、白系ロシア人の生活ぶりを観察しながら、在満日本人の消極的な生活態度を冷眼視して不満を持っているが、自分の生活を変えようとする意欲はなく、なんにでも「ゆつくりした」態度をとっている。一方、弟貞造は半年前、東京の役所仕事を辞め、満洲に職を求めてやってきたばかりだ。彼は満洲国に夢と情熱を抱いているが、一体どのような「夢」であるのか、自分にもはっきりわかっていないし、その「情熱」をど

のような「行動」に変えたらいいのかもわかっていない。半年間、兄振作に頼って暮らしていたが、兄ののんびりした調子についていけず、仕事探しにも苛立ちを覚えている。二人は、貞造の働き口をめぐって、周囲を冷眼視する兄と気が焦る弟という両端において意見が分かれている。異民族の雑居する寛城子に住む二人は、日本人の頻繁な引越し風景、中国人のたくましい暮らしぶり、ロシア人の不安定な生活ぶりなどを見聞きしながら、日々を送っている。

そんな折、兄弟の隣家に小野浩太郎という男が引越してきた。小野は満洲国が成立した頃からずっと建国運動に関わってきた。ロシア人の手伝いを使ったり、三河地方に出張したりしているこの男の謎めいた行動と風貌は、兄弟の興味を引きつけた。ある夜、兄弟は建国当初の小野の体験秘話を語ってもらうことになった。

一九三二年五月、小野浩太郎は「蘇炳文反乱」を抑止するため、国境警察隊の分遣隊長としてハイラルに派遣された。赴任直後、彼はすぐ密偵に会って情報を収集したり、事件発生に備えての対策を立てたりして、敏腕を振るった。その後、分遣隊舎の貸借をめぐって、ユダヤ人ウンケルマンが登場する。彼は毛皮商売に従事して贅沢な暮らしを送る、物欲旺盛な人物である。日本の国境警察隊に隊舎を提供していることで中国護路軍から警告を受け、

彼は隊舎移転問題を解決しようと小野に相談したが、きつぱり断られたあげく、彼の金銭を狙った蘇炳文の副官趙局長によって暗殺される。この事件は、蘇とは直接の関係がないが、事態の緊張はここに端を発する。ウンケルマンの死後、彼のもとで生活していたロシア人少女ナターシャが家を出て、ハイラル河畔で小野に発見され、牧場経営者ピョートル宅に送られる。満洲国の建国工作が進められていくなか、ハイラルでは北満最初の飛行機が到来することになった。飛行場の設営によって、緊迫した空気が一層みなぎってくる。飛行場建設は蘇炳文軍の妨害を招いたが、どうにか無事に完成することができた。しかし、蘇の抗日的挑発も徐々に激しくなっていく。満洲国の民生部警務司洪科長の暗殺事件、日本外務省留学生在が北満の列車で銃殺されるという事件などが、次々と起きる。それらの事件に対して、小野は蘇炳文の司令部を訪れたが、彼と面会できず、事件はうやむやのままに終わる。だが、小野の分遣隊と蘇軍との衝突は真近に迫っていた。九月二十七日、満洲国の商業航空による初めての北満訪問の日、ついに大きな衝突が生じた。ハイラル在住の日本人二五三名は蘇軍によって監禁され、飛行機を迎える小野たちも攻撃を受け、部下の多数を失った。小野は負傷して中沢警士と二人で脱出し、長い逃亡生活に入ることになる。

ハイラル河の孤島での潜伏、中国人漁夫との交渉、砂穴の一夜

……小野と中沢警士は、かろうじて蘇軍の追及をかわすことができた。死と向かいあつた困苦のさなか、小野は満洲の「土」を掌に載せて、幸せそうに満洲国の「夢」を語り、「僕らは決して、無駄に死ぬわけぢやないんだよ」と中沢と誓いあう。転々とした不安な日々のある夜、二人は、夢遊症のナターシャがうたう歌に導かれて、ピョートル邸に辿り着き、そこに身を隠すことになった。ピョートル夫妻は、親日的な白系ロシア人で、心を尽くして小野たちの面倒を見る。小野は初めて異民族の白系ロシア人を信頼し、彼らの生活を観察するようになった。ピョートル夫妻の穏やかな夫妻関係、ナターシャと、その夫グレゴリーのそれぞれの個性、日本人の支配する満洲国への信頼と、日々の勤勉、すべてが小野の目に好ましく映つた。彼は白系ロシア人の「簡素」な生活態度に心打たれ、それこそ満洲のこれからの生活文明だと賛美し、在満日本人も白系ロシア人のように満洲の風土に従つて定住すべきだと結論付ける。

蘇炳文事件後、小野はナターシャの希望を受け入れ、彼ら夫妻を連れて新京に帰ることになったが、二人が都市生活に慣れないため、夫のグレゴリーの病死後、ナターシャ一人、ハイラルのピョートル牧場に戻すことにした。彼女を見送つた小野は、白系ロシア人は北満で農業に従事するのが一番幸福だという確信を抱き、三河地方の白系ロシア人の移民事業に専念することになった。

この小野の話聞いて、振作兄弟はいまさらのように、建国運動に関わった人達の労苦がしのばれ、大いに感銘した。やがて、弟は小野の紹介で白系ロシア人の移民事業の仕事に就き、辺境へと旅立ち、建国運動の一端に加わることになったが、兄は寛城子で相変わらず「妻を満洲に迎えるかどうか」を悩み続ける。

二 「春聯」における白系ロシア人問題

一九三〇年代半ば以降、日本の「百万戸移民計画」が徐々に本格化し、満洲に移民してくる日本人の数が増加したが、それに伴い、満洲に適応できない彼らの実態も問題となってきた。寒冷地に慣れない日本人移民に現地に適応した生活モデルを提示するため、日本・満洲国の両政府は、「満蒙開拓」政策を推進する研究所や調査機関を通して、中国東北のさまざまな民族の農業経営や生活状況を調査すべく動き出した。白系ロシア人村もこのとき、満洲国政府の視野に入るようになった。²⁸⁾ たとえば、一九四一年の『ロマノフカ村の話』（山添三郎、満洲事情案内所）、『ロマノフカ村』（藤山一雄、満洲移住協会）、一九四二年の『北満のロシア人部落』（福田新生、多摩書房）、『白系露人の営農と生活』（暉峻義等、大阪屋号書店）なども、そうした調査報告の一端と見なしているだろう。一方、満洲の文化界においても、一九三〇年代の末ごろ

から、バイコフの「虎」をはじめ、白系ロシア人の文学作品が徐々に紹介され、白系ロシア人の生活像も次第に日本人の関心を惹き起こした。このような状況のもと、北村謙次郎も白系ロシア人問題を「春聯」に取り入れることになったのである。とりわけ当時の北村は、ロシア的雰囲気濃厚に漂う寛城子に住み、日頃触れあう白系ロシア人たちは作者の満洲生活の一部分ともなっていたので、彼らに対する関心も並々ではなかったと思われる。ここではまず、史実としての「蘇炳文事件」から検討していくことにする。

1 「蘇炳文事件」

「蘇炳文事件」は「春聯」の背景として扱われた歴史的事件である。この事件について、北村謙次郎は、「建国後間もないころ惹起された蘇炳文事件といふ、や、史実的な固い事件を中心に掲ふ手筈になってゐるけれども必ずしも表面から描かず軟らかな手法の中にだけばんやりした雰囲気が出るかを楽しみながら書いていきたいといふのが実は僕の下心なのである」と述べている。²⁹⁾ 北村の言う「軟らかな手法」で、どれほど「ばんやりした雰囲気」が描けたかどうかを検証するためには、この事件の内容を読み直しておく必要がある。

「蘇炳文事件」は一九三二年九月二十七日から十二月三日にか

けてホロンバイルで発生した抗日戦争である。日本側では「ホロンバイル事件」と呼んでいるが、中国側では「海満（海拉爾・満洲里）抗戦」と記録されている。

事件のリーダー蘇炳文は一八九二年、遼寧省の生まれ。保定軍官学校の第一期生である。一九一七年に第一次世界大戦に参加したが、軍閥混戦の内戦に反対して、軍から身を引いた。しかし、一九二五年、郭松齢の誘いで奉天派に与することになり、張学良の部下となった。「満洲事変」後、ホロンバイル地域の最高軍政長官に就いた。一九三一年十一月、黒龍江省省長馬占山が江橋抗戦を呼びかけたが、多勢に無勢のため敗戦し、関東軍に投降した。その結果、黒龍江省に隸属するホロンバイルも日本軍の管轄下に置かれることになった。だが、蘇炳文は関東軍に協力する姿勢を示すことなく、抗日の軍事力を蓄積しつつあったため、関東軍のホロンバイル進出の障碍となった。

ホロンバイルは満洲の北西の大草原地帯で、ソ連とモンゴル人民共和国に隣接するため、その中心地であるハイラルは、軍事的に重要視されていた。関東軍は一刻も早くこの地域を確保しようとした。彼らは、まず、金銭や利権などで蘇炳文を誘惑したが、失敗したため、国境警察隊の入境を要請した。当時、蘇の抗日準備はまだ整っていなかったため、彼は関東軍の要求をやむをえず認めたが、抗戦の準備は一層急いで進められた。一九三二年九月、

国際連盟が中国東北問題をめぐってジュネーブで総会を開催した。それに応じて、中国東北の侵略された実情、および関東軍の非人道的行為を全世界に暴露するため、蘇をリーダーとする抗日活動がついに引き起こされた。

一九三二年九月二十三日、蘇炳文はハイラルで軍事会議を開き、「東北民衆救国軍」を結成した。九月二十七日、東北民衆救国軍は国境警察隊を含めハイラル在住の日本人二五三人を監禁した。十月一日、蘇炳文はハイラルで開催した万人軍民大会において、東北民衆救国軍の成立を宣言、命をかけて国土を守ることを誓い、ここに、日本軍に対する抗戦がいよいよ開始されることとなった。この戦争は前後六十日間近く続いた。中国軍には一万一〇〇〇人が参加し、日本側は二万人²⁶⁾が出動した。十二月三日、日本側の強大な軍事力に抵抗できず、蘇の軍隊はソ連領内に撤退した。

この事件について、当時、『満洲日報』は一九三二年九月二十九日より事件の報道を開始したが、その全体像を報告するものとしては、翌年十二月に公刊された陸軍省調査班の『呼倫貝爾事件に就て 附呼倫貝爾の概観』がある。日本陸軍は、事件の原因を、「本件は蘇炳文及張殿九が、人事問題及満洲里関稅收入の政府移管等に関し、省政府に対し不満を有するに端を發し、俸給不渡に依る部下の不平を名とし、愛國的反滿反日を標榜して、事起こせしものであるが、其真意は日本人監禁によりて軍費其他

を強要せんとしたる軍閥的古思想、私欲思想の現れである」と結論した。現在、中国では、この事件は中国の抗日戦争の一部として記録されているが、日本側では満洲国建国初期の反乱として、比較的簡単に扱われているにすぎない。²⁹⁾

北村の小説「春聯」においても、この事件に、それほど重きを置いていない。作者は、事件の要因や意義などについて、具体的に触れようとしなかった。事件はいわば、この物語の背景として描かれているにすぎない。たとえば、日中軍の数回の衝突についての詳しい描写は「春聯」にはどこにも出てこない。北村の筆致は、戦争の具体的な場面を避け、厳しい状況に陥った小野個人の描写だけに留まっている。そこそがまさに北村の言う「必ずしも表面から描かず軟らかな手法の中にどれだけほんやりした雰囲気が出るかを楽しみながら書いていきたい」ことであつたのだろう。満洲国の建国精神のありようを描いたこの小説において、北村は小野の建国ヒーローたる雄姿を真正面から描かず、彼の逃亡生活を通して、当時の日本人の、他民族との協和への認識を心理的に展開させることを選んだ。言い換えれば、「春聯」において北村が抱いた「建国精神」とは、建国運動に伴う苦労話の類ではなく、避難中の小野を通して見た、他民族への認識、および日本人と他民族との協和への思いであつたと理解される。³⁰⁾

2 「満洲国」の白系ロシア人

蘇炳文事件の扱いにおいて、北村謙次郎が特に力を込めて描こうとしたのは、小野の逃亡体験を通して見出した「満洲国の未来の文明像」である。その文明像は、満洲国を信頼して小野を助けた白系ロシア人ピョートル夫妻を通して明らかにされていく。この「理想」的な白系ロシア人夫妻まで辿りつくまでには、まず、作者の同情を引き出した寛城子の落ちぶれた白系ロシア人たちの姿がある。

彼らの生活は惨めさ。だけど、それなりに、どこか落着いて暮らしてゐるな。おれたちみたいに日本といふやうな立派な故国を持たないといへばそれまでだが、少なくとも冬は暖かく、夏は涼しく暮らせるやうに念入りに家を建て、さ。大した金も持たないのに、何か生活を楽しんで毎日を送つてゐるらしいぢやないか

銀作のこの感想は、同じく母国を離れた立場にありながら、異郷に流亡する白系ロシア人の方が日本人より満洲の生活に慣れていて、楽しく生活できているという点についての、作者の「なぜなのか」という問いをひそかに伝えてくる。ここで、作者は、白系ロシア人の生活様態を参考としながら、在満日本人の生活スタ

イルを模索する意図を明らかにしている。

「春聯」において、この模索は振作の自問自答の形式で展開される。その「問い」は寛城子に住む白系ロシア人たちに対する関心から生まれたものであった。

新京のあちこちのオフィスで見るやうに、こゝでも床拭き、お茶酌み、ペチカ焚きなどに、それぞれ白系露人の男女を使用してゐた。ぼろ服をまとひ、意地の悪さうな顔をした婆さんの手からお茶を貰ふのもあまり愉快ではなかつたが、ぼろスカートの尻を逆さに、濡雑巾を両手に押して床を這つてまはる掃除女の姿を見るのは、惨めといふ以上に不愉快だつた。彼らに与へられる仕事は、結局こんなことしかないのかと、半ばあきらめた気持ちで見遣つてゐると、給料が不足とかで急に姿を消したり、仲間と語らひ、中途半端なストライキめいたことを始めたりした。金銭以外に頼むところ少いため、さういふ方面にかけては敏感で悪賢いといふやうな話しも聞いた。

このような白系ロシア人たちは、観察者振作にとつて、ただ「白系露人は何処へ行くかといふ、折に触れて頭に上る例の問題が、ぼんやりした跡を残して流れたに過ぎなかつた」。つまり、

ここで作者は振作の身を借りて、新京は白系ロシア人の居場所ではないとはつきり指摘したのだつたが、では、彼らが一体どこに行くのかという点については、「漠然」としたままであつた。

その「答え」は、寛城子にやってきた「指導者」の小野との出会いによつて得ることができた。ハイラルで蘇炳文事件に遭遇した小野は白系ロシア人に助けられ、そこで彼らの生活を観察する機会を得た。それは、ピョートル・ブリホージコフ夫妻である。彼らは牧場を経営し、製粉工場や営業所も持っている農業経営者である。小説では、彼らは寺田警士の「われわれと極く親しい、いい男ですよ」という話のなかで初めて登場した。その「親しさ」はのちに小野たちの避難生活に現れた。小野たちの避難所を作るために、ピョートル夫妻は、牧場の使用人たちを解雇し、ナターシャとグレゴリーたち四人だけで牧場を支えながら、地下室を作つたり、情報を収集したりする、きわめて辛抱強い人たちである。彼らの生活は、小野の目には、「当地でも有数の牧場経営主であるが、家では、衣類、家具類、台所用品など日常使用する器具は、必要の最小限度に止まつている」と映っている。ここで、小説冒頭の日本人の引越し場面を思い返すと、鮮明な対照となる。つまり、作者は「物の少なさから来る生活の単純性は、ひいて生活に活力を与へ、創造性を付与する。その単純さが彼らの宗教と結びつき、更に大地と結びついて、てこでも動かないやうな

安定感を人に与へるのであらう」という結論に至り、「満洲へ来たら満洲の気候風土に適した生活を送るのが合理的だらうに、日本人はどういふものか先住民族たちの優れた遺産を継承しようとするまい」と日本人の生活習慣・日本文化への執着を批判する。さらに、ピョートル夫妻の持つ人間性が、北方の自然のなかでの原始性と単純性にあると賛美して、満洲に定住するには、白系ロシア人の持つ、満洲の気候風土に適した「簡素」な文明に学ぶべきであり、それが満洲国の将来の文化になるべきだと考えた。

このような認識を踏まえ、蘇炳文事件後、小野は北満の白系ロシア人の移住問題などに取り組むことになるわけだが、指導者としての立場から彼が「民族互助」を提唱したことは、すなわち、作者北村謙次郎の、満洲国における「民族協和」思想への同調を意味すると見てよいだろう。ただし、満洲に住んでいたロシア人は主として、ソビエト政府に不満を抱く白系ロシアの貴族や軍人、東清鉄道に関わる技師・駅員などであるが、彼らは大体ハルビンなどの大都市、または鉄道駅附近に住んでいた。ピョートルのような農業経営者はかなり少なかったはずだから、彼らを取り上げて、白系ロシア人の生活像を一概に決めつけ、「在満白系ロシア人の幸福の生き方は北満で農業に従事すべく」と論断したのはいささか短絡的であるし、作品創造を支える実地調査の不十分さも窺われる。

3 ナターシャの登場

少女ナターシャは、「春聯」の物語が成立するためには、不可欠な存在である。親を知らない「正体不明」の人物として描かれる彼女は、ユダヤ人ユンケルマン邸の「下女」よりも惨めな扱いを受けていたが、ユンケルマンの死後、邸を出て、「全裸に近い姿で」ハイラル河畔をさまよったところを小野が発見され、ピョートル邸に預けられた。その後、ピョートル邸の下僕グレゴリーと結婚して子供を産んだが、小野とともに新京に移った後、そこで都市生活に適応できず、夫の没後、再びハイラルのピョートル牧場に帰ることになるのである。

この少女は、小説の構造上、二つの機能を担っている。一つは、白系ロシア人を作品舞台に引き出す装置としての役割である。彼女の家出をきっかけに、小野はピョートルと面識ができ、それが、その後の避難生活の伏線として働く。また、ハイラル河の河畔を彷徨していた小野たちは、夢遊症の彼女の歌によってピョートル邸に導かれ、安全な逃亡生活を過ごせるようになった。いわば、彼女の存在によって、小野は白系ロシア人の生活を観察することができ、先述の「答え」に行き着くことが可能になったのである。その他、この少女の「夢」(「もつと別なところ、暖かいところ、明るいところ行きたい」)は小野の助力によって実現したが、グレゴリーの病死は、白系ロシア人には「大地に足をつけた生活を営ま

せた方が幸福なのではないか」という結論を小野にもたすことにもなる。この一連のプロット設定は、読者に多少不自然な印象を与えるかもしれないが、一人の白系ロシア人女性を取り上げ、白系ロシア人は「都市生活に不適応だ」ということを立証しようとした作者の意図は明らかであろう。

その二は、ナターシャが作家北村謙次郎のロマンチズム（美意識）の所在となっている点である。この種の「女性キャラクター」について、北村はかつて「自分の美貌を知らないでゐるやうな少し馬鹿げた少女」³¹を書きたいと述べたことがあるが、その根本的な理由は、「由来文学の強さといふものは、ますらをぶりの勇敢さといふものに、反つてこの世の垢を感じ、むしろ女子供の、更にへり下がつては河原者の弱さの中に見出される奇妙な存在なのだ」³²というところにあつた。しかし、「春聯」におけるこのロシア少女の性格設定は、北村の創作過程にあつて、相当時間をかけて獲得されたものである。

一九三一年、北村謙次郎が文壇にデビューした頃の作品「胭脂（ニコティン）」³³に登場する少女は、名前もなく、幼いときに両親と死別して宣教師の養女となつた、可憐ではあるが、「白痴に近い女」である。小説の最後に、この現実世界から消失してしまふような存在で、いくらか漠然としたイメージを与える。それが、一九三八年、北村が満洲に渡つた頃に創作した「鶴」³⁴になると、

主人公はすでに名前を持つていて、自我も主張する、一人の社会的存在として描かれているが、その結末は、彼女が「鶴に化して飛んで」いくといつた、ファンタスティックな変身譚で終わる。「胭脂（ニコティン）」の神秘性から脱却できず、いつそう伝説ふうな幻想物語となつてしまふ。しかし、一九四一年の「春聯」に登場するナターシャは、以前の作品のヒロイン同様、両親を知らず、「少し馬鹿げたふうのタイプの少女」ではあるが、ピョートル夫妻の親切に助けられ、当初の幼児のようなしゃべり方から、物事を明白に表現できるまでに成長し、やがては結婚して子供まで生む。以前の二つの短篇における、異次元に消失する少女たちとは違つて、ナターシャは、この現実社会に確かな根を下ろして生きていくのである。さらに、彼女は、ハイラル河への執着と「明るいところ」への憧れも現実のものとして、その存在自体「大陸的な色」に包まれることになつた。このように、これら一連の創作を通して、北村謙次郎の「女性キャラクター」は、最初の幻想的な存在から、次第に現実的な存在へと具象化していき、最後には、満洲という土地に生活する異国の女性として実体化した。

夜更けては人影もなく、河音も何か孤独を嘆くやうに物悲しげに聞える曠野を、たつた一人の娘が恐れげもなく唄をうた

つて歩くといへば、それだけでも人の心を怯えさせるのに充分であらうに、まだ顔を見た者もないといふ不思議な言説さへつけ加へられて、これを一種の妖精のごときものとし、恐れ崇めようとするのは無理もないわけであつた。

ハイラル河畔を歌いながらさまようナターシャのイメージは、彼女の無意識の信仰心が自然の大地と結ばれ、その大陸的な抒情（ロマンチズム）は、まさに北村謙次郎の提唱した「満洲ロマン」³⁵という創作理念の具現化であつたと見てよい。この点から言ふと、「春聯」は在満日本文学作品のなかでも、作者固有のロマン主義を満洲風土に移植した成功例の一つと言えるのではあるまいか。その意味では、北村の「春聯」は日本文学の中国大陸進出の代表作と見なすこともできよう。

三 在満日本人の生活像

1 寛城子の風景

寛城子は、この小説の第一、二章と最後の第九章の物語が展開する舞台であり、作家北村謙次郎の文学世界を読解するにあつて、きわめて重要な空間であると見なされる。

寛城子は今の長春の北部にあり、清の時代には長春庁の所在地

であつた。小説発表時点での「寛城子」は、もとは二道溝と称する村落であつたが、東清鉄道（中東鉄道）の敷設にあつて駅として選ばれた土地であつた。東清鉄道は一八九六年、露清密約によつて敷設され、一九〇三年に全線が開通、その周辺約四〇〇〇平方キロメートルの管轄権および治外法権がロシアの手中に歸した。寛城子には東清鉄道の南滿支線の一駅が置かれ、鉄道建設に伴い、一帯にはロシア風の市街が形成されていた。鉄道建設の関係者と治安維持の軍隊をはじめ、多くのロシア人が寛城子に住みつき、その人口は一時、当地の中国人に迫り、彼らはこの地域の主導者となつていた。学校、教会、商店、郵便局、喫茶店などが営まれ、寛城子の隅々までロシア的雰囲気には満ちた町となつたが、鉄道開通の翌年に勃発した日露戦争の結果、ロシアは長春以南の鉄道を失い、新たに開業した滿鉄の長春駅に貨物を奪われ、寛城子駅は次第に衰頹していき、駅周辺の町並みも寂れていった。その後、ロシア革命の勃発、ソビエト連邦の成立、滿洲国建国など一連の事件が続くなか、東清鉄道はロシアにとつて経済的にも軍事的にも重要性を失い、一九三五年三月には滿洲国に売却されることとなつた。滿洲に住むロシア人たちもソ連に戻つたり、ヨーロッパないしは中国の関内に移住したりして、残されたのは、旧ロシア帝国に未練を残す旧貴族とそれを支持する旧軍人など、いわゆるエミグランチたちであつた。そして、彼らの多くは安定し

た職業を持たないまま、貧しい暮らしを余儀なくされていた。一方、日本勢力の満洲侵入に伴い、日本人の満洲移住は著しくなった。一九三七年、満洲国「第一次五カ年計画」が実施され、首都新京も日ごと変わりつつあったが、急激に増加した日本人にとって「住宅難」が大きな問題となった。そのため、寒村となった寛城子が再び注目されることになり、一時の腰掛け場として多くの日本人が居住するようになった。とりわけ、一九三七年に満洲映画協会が設立されてから、その臨時の撮影施設が廃駅後の倉庫やホームに作られたので、映画関係者など、仕事で寛城子に出入りする人も増えてきて、寛城子も多少にぎやかさを取り戻した。

寛城子は、作家北村謙次郎の約十年にわたる満洲国在住時、もともと馴染み深い場所であった。いわば、北村文学にとつての「満洲風土」の発源地である。そこには、横田文子、緑川貢、長谷川濬など文学仲間が多く住んでおり、川端康成など来満日本人作家が訪ねてくることもあり、北村の勤務する満映撮影所の所在地でもあった。寛城子はしばしば、彼をはじめ、日本人作家たちの文学作品の素材となった。たとえば、一九三八年に満洲に渡ってきた作家横田文子は渡満早々、寛城子を舞台に小説「美しき日」⁽³⁶⁾を書いたし、長谷川濬も「寛城子」⁽³⁷⁾という表題の作品を発表している。彼らはそれぞれの角度で寛城子の側面を取り上げたが、北村謙次郎ほど、寛城子への愛着と、その地を背景とする世の流れ

転とを巧みに表現したものはいない。たとえば、「春聯」には、鼠を井戸端で処分する時の振作の心情を描写した一節がある。「五分もた、ぬうちに、鼠どもは死ぬだらう。そう思ったとき、振作に不思議な感情が動いた。彼はもう何年も、十年も二十年も、この長屋に住んでゐるやうな気がした。捕鼠器の中の鼠も、豆腐屋の言葉も、井戸端も、何もかも親しいものに思はれる」。無造作な描写ながら、ここには、土地と人間との一体感を通して、満洲という環境に溶け込んでいる作者の心情が巧みに表出されている。では、このような寛城子において、日本人はどのように生活していたのか。

2 小説中の「寛城子」——日本人の視線に立つ満洲像

幾日か気づかずに見過ごしてゐた白楊の梢がいつか黄に染め変へられたと思ふ間もなく、けふはすでに冷たい北西の風に誘はれて、絶え間なくあとからあとからと枯葉を散らすやうになつた。

小説の冒頭、北村は、満洲特有の「白楊」が北西の風のなか、枯葉を散らす様子を取り上げている。日本の風土とまったく異なる季節の移り変わりに、作中人物のしっとりとした寂しい心象を

重ねあわせている。根気よく落葉を集めている中国人小孩、ベンチで談笑している白系ロシア人の子供……他民族との共存のなかで、日本人の隣人の引越しは主人公振作の深い郷愁と異国生活の寂しさを引き出し、その感傷が寛城子の天地を包み込んでいく。

その天地は、冴えわたる大気のなかに響くロシア寺院の鐘の音、朝の目覚めをもたらす石炭を掻く音、千切れた黒い煙などに満ちていて、日本人、ロシア人、中国人たちのそれぞれの営みで賑わっている。寒気に耐えながら出勤する振作は、オフィスで、日本人の上役同士の軋轢を聞かされたり、会社の車で競馬に行く課長の話の聞いたりする。白系ロシア人は、ぼろ服をまとって床拭き、お茶酌み、ペチカ焚きなどに従事している。中国人も、野菜売りとか豆腐屋、新聞配りのような社会の底辺に生きる人たちばかりである。それらが振作の見る寛城子であり、満洲生活のすべてであるが、作者の思索は、そこに留まってははいない。たとえば、中国人同士の喧嘩の場面。路上でぶつかり、争う新聞配達人と野菜売りのやり取りを観察しながら、作者は小野を通して、中国人の心理（「面子」）を巧みに捉えてみせる。また、捕鼠器のなかで互いに噛みつく二匹の鼠を見て、「ターデ、シンホワイラ」（「彼らの心が腐っていた」——筆者訳）の一言を残した老爺についての挿話も、人間社会を映すと同時に満洲の風土をよく伝えている。

寛城子の中国人の落ち着いた生き方に共感を持ちながら、反面、

作者は白系ロシア人に対する疎遠感をいくらか意識しているところもある。天使のような白系ロシア人の子供が楽しそうに遊んでいる一方、職場には金銭至上主義のみすばらしいロシア人の大人がいる。両者のギャップはあまりにも大きく、作者は、「それならばあの薔薇色の頬した少年少女も、汚い中国人小孩に混つて落葉掻きをしなければならぬのかと考へると、振作にもさすがにはつきりした返事は得られなかつた」と書いている。

そのような寛城子の社会相の描写にこそ「春聯」の独自性があると、当時、吉野治夫によつて評価されることがあった。「従来、訪満作家が視察の結果発表した『満洲の小説』は多くは開拓地を取り扱つたもので、そこに満洲の現地色を見ようとしてゐるが、実は満洲にとつて「開拓地」はむしろ特殊であつて一般ではない。……満洲を描いた作品は、むしろ現地の作家より先に日本内地作家によつて数篇作られたが、如上の憾があつたことは否めない。これに対して北村氏の『春聯』は、特殊の事件を取扱ひながら、やはり、どこことなく満洲らしい色と香をにじませてゐる。文字どほり、どこことなくといふ全体感で特に具体的に指適することは、困難だが、現実によく満洲に居住したものの生活感が自ら情感的に浮かんでくるのは争はれない」⁽³⁸⁾。

中国人と白系ロシア人に対して、北村はこのように観察する一方、在満日本人に対しては、明らかに批判の視線を投げかけてい

る。一例を挙げると、作者は、銀作兄弟の日常生活の一場面とし

て、戸沢家の引越しの情景を取り上げた。「机があり、筆筒があり、蒲団包み、漬物桶、その他、雑多な家具類や勝手道具の類が順序よく積み込まれて、それは何処の家の引越し風景とも変はりないものであった」。日常生活の細々としたもので、きちんと用意された荷物である。七十年後の今日の日本人の引越し風景とも変わりがなさそうであるが、作中の白系ロシア人ピョートル夫妻だったら、それほどの荷物を作ろうとしてもなかなか揃えられなかっただろう。対応する場面を直接並べていないので、多少理解しにくいのが、ここには作家の丹念な指摘が潜んでいる。つまり、日本人は（ロシア人に比べ）自国の文化に執着しすぎ、満洲の風土に馴染むことができないまま、結局、日本に戻ることになる、と述べているのである。類似的指摘は、作中、所々現れている。たとえば、子供の遊びについて、中国人の子供とロシア人の子供は、よく外で遊ぶが、日本人の子供は庭での「おままごと」に決まっている。さらに冬に入ると、薄着のため室内でしか行動しなくなる。日常に接しているはずの満洲での生活の智慧は、日本文化の「高いレベル」によって、頑なに拒絶されているといふのが、作者の思いである。相当鋭い批判なのだが、北村謙次郎の筆になると、それが一種の感傷のなかに流れてしまうので、読者には、こうした日本文化批判がつい見逃されてしまうのではあ

るまいか。

3 「満洲国」との距離——銀作について

北村謙次郎の「春聯」を論じるにあたって、一つ避けて通ることのできない部分がある。それは、作者の心理的な葛藤が託されている銀作のありようについてである。「春聯」における銀作の設定は、この小説において大きく問題視される場所であらう。川端康成の「この作品は色調が破れ矛盾が含まれてゐる」という言葉、岸山三平の「失敗作」と決めつけた断定的な批判、また、吉野治夫の「満洲らしい色と香」といった評価、これらはすべて、この人物像に関わっている。その理由は、銀作が作者自身の分身であるからである。M撮影所に勤め、寛城子でのんびり暮らしている兄の人物設定には、作者自身が重ねられている。北村謙次郎も、寛城子の粗末な構えの住宅に何年も住み、近くにスタジオを持つ満映に勤めていたことがある。その不便で貧弱な住環境のもと、文筆にいそむ北村の暮らしぶりには、川端康成も感心したようである。彼のその物静かな観察と深い考えなど、作中の銀作とまったく同じではないかと思われる。それゆえ、この小説で設定された銀作像は、作者の葛藤を感じさせる存在となる。

重ねての引用になるが、小説の冒頭、白系ロシア人について触れた箇所で、「彼らの生活は決して豊かなどと言へたわけのもの

でないばかりか、むしろ惨めな、うらぶれた生活と言つてい、苦
のものである。それならばあの薔薇色の頬した少年少女も、汚い
中国人小孩に混つて落葉掻きをしなければならぬのかと考へる
と、振作にもさすがにはつきりした返事は得られなかつた」と
いつたような関心が示されるが、振作自身、それに納得できない
まま、まず自分からその関心を打ち消そうとしている。「それど
ころか、他民族に対して余計なおせっかいをやくものとしか思へ
なかつた」。この心情はそこに留まることなく、さらに、「彼の心
の中には漠然と、白系ロシア人は何処に行くかといふ、折に触れ
て頭に上る例の問題が、ほんやりした跡を残して流れたに過ぎな
かつた」という一種の混迷に陥り、現実社会に対する距離感を読
者を感じさせる。この距離感は、弟の就職問題においても、また、
自分が妻を満洲に迎えるかどうかといった問題においても、そこ
かしこに感じられる。

しかし、小野の回想談をめぐつての、振作の態度は多少とも読
者に意外感を与える。それは特に、小野の語つた「建国精神」を
素直に受け取つて建国運動に挺身することになった弟貞造と兄と
の対照に見られ、兄弟の対話のなかで展開されている。たとえば、
同じ物語を聞いたのに、「建国精神」に共鳴する弟に対し、振作
はナターシャの存在を重視し、それを「ロマンチック」な物語と
してしか受け取ろうとしない。また、弟から「兄さんは、どうす

るの」と問われたときに、「当分はこの生活を続けるよりほかな
いだろうなあ」と答える。そういう振作自身は、満洲国に対する
「夢」から、いくぶん距離を置いているかのように読み取れる。
にもかかわらず、振作は、満洲国の現実を批判したり、冷やかに
見たりしているわけではない。では、「このままの生活」とは何
かというと、寛城子に住む底辺の人々との接触、たとえば、白系
ロシア人の希望のない将来を憂えたり、貧しいけれど活力に満ち
た中国人商人の姿を観察したりするといった日々のことなのであ
る。しかし、観察の後どうするかについては、作者は明言してい
ない。一方に弟の「夢」があり、もう一方に、その「夢」から距
離を置こうとする兄があるという設定なのである。この設定の意
味を、北村自身、まだ明白に把握できていないようにも思われる。
言い換えれば、作者は「建国小説」を書こうとしたが、完全に
そこに没入することができなかったのである。作者の「文人」と
しての自立心を保つため、「政治」に対しては、ある程度の距離
をとっているようにも見える。作中に「民族協和」思想への共感
といったものは多少読み取れるものの、各民族の諸相に対する理
解に至っては、ただ一方的に白系ロシア人への関心を通して、在
満日本人の生活スタイルを検討するといった程度に留まり、白系
ロシア人そのものについても、その生活実態に迫ることはできず、
そこに作品世界の限界があることは明らかである。北村の求めよ

うとする「建国運動」の實質とは、政治的実践というより、満洲に対する「観察」に留まるものだったのではあるまいか。振作に与えられた役割とは、在満日本人への批判と同時に、傍観者としての作者の迷いの姿であったともいえそうだ。

おわりに

従来の北村謙次郎に対する一般の評価は、主として、彼と『日本浪漫派』や『満洲浪漫』との関わりに着目する程度に留まっていた。本稿は、そこから一步を踏み出し、長篇「春聯」の分析によって、北村文学における「満洲ロマン」の実体を検討してみた。

この小説において、北村は、自身のロマンチズム体験と、満洲の大陸風土への認識とを結合して、自ら提唱した「大きなロマン」という文学理念の形象化を図ったのだった。しかし、その両者が十分調和していないため、作品全体には、「色調が破れる」というイメージを読者にもたらす結果となった。とはいえ、作中に漂う「満洲の香り」は傑出し、その点においては、在満日本人の文学史のなかで一つの位置を確かにしている。一方、建国運動のヒーロー像の創造において、作者自身、積極的に満洲国イデオロギーと一体化できていないことから、逆に、そこに北村の思想の本音の部分を垣間見ることできる。また、白系ロシア人のよ

うに満洲の風土に合わせて合理的に生活すべきだとする北村の主張は、日本文化に執着する在満日本人に対する批判ともなっている。それは、満洲国をよりよくしていくための、彼の「観察」に基づく一つの結論だったともいえよう。北村謙次郎は、ある距離を置いて満洲国に向かいつつ、文学者としての批評の眼をもつて創作に取り込んでいたと言っているのだろうか。こうした問題は、今後の北村謙次郎研究における重要な課題となってくるに違いない。

注

- (1) 北村謙次郎『北辺慕情記』（大学書房、一九六〇年九月一日）。
- (2) 川端康成「序」『春聯』（一九四二年三月十二日）二頁。
- (3) 吉野治夫「北村謙次郎『春聯』について」（『満洲評論』第二十二卷第十七号、一九四五年五月二日）。
- (4) 孟昶（もうちょう）、九一九〜九六五年、十国後蜀の最後の皇帝。
- (5) 「夕刊新小説 春聯」（『満洲日日新聞』一九四一年一月十日朝刊）。本論における引用に際しては、旧字体を新字体に改め、明らかな誤植を訂正した。
- (6) 「虎」（日・バイコフ作・絵、長谷川濬訳）は、一九四〇年六月二十五日から十月三日まで全八十五回にわたって『満洲日日新聞』夕刊第一面に連載。
- (7) 「成吉思汗」（榎本捨三作、今井一郎絵）は、一九四〇年十月五日から一九四一年一月十九日まで全八十五回にわたって『満洲日日新聞』夕刊

第一面に連載。

- (8) 満洲国の官設美術展。一九三七年から一九四五年まで全八回にわたって催された。第二回国展は一九三八年新京で開催。展覧会の出品区分は第一部に東洋画、第二部に西洋画、第三部に彫刻、第四部に法書という構成だった。

(9) 注(5)に同じ。

(10) 注(5)に同じ。

- (11) 新聞に掲載されている「春聯」での美しいエミグラントの「唾娘」の名前は「ソフィア」ではなくて、「ナターシヤ」である。ロシア人の名前として、両方ともよくあるが、「ソフィア」はギリシア語から来た言葉で「智慧」の意味を持つ一方、「ナターシヤ」はラテン語から来たもので、「天然的、親しみやすい、詩情」などの意味を持っている。小説でのロシア少女のイメージは、後者に相当近い。

(12) 注(5)に同じ。

(13) 田中総一郎「満洲の新聞と通信」(満洲弘報協会、一九四〇年十月一日)。

- (14) 呉清源、一九一四年に中国福建に生まれ、囲碁の棋士。日本棋院名誉客員棋士、「昭和の棋聖」とも称される。

(15) 李聖傑「川端康成における戦争体験について——「敗戦のころ」を手がかりに」『ソシオサイエンス』第十六号、二〇一〇年三月。

- (16) 「春聯」に先行して紹介されたものとしては、浅見淵編『廟会』(竹村書房、一九四〇年五月二十日)、『作文』同人九名の短篇集、『日向伸夫』(第八号転載器)(砂子屋書房、一九四一年五月五日)などがある。

(17) 新聞小説の特徴としてよく使われる「時代と季節の借景」などといったものであるが、具体的には、小野俊太郎『日経小説で読む戦後日本』(ちくま新書、二〇〇一年四月十九日)の第一章を参照。

- (18) たとえば、単行本では初出の「細君」が「奥さん」に、「露西亞」が「ロシア」に書き直されたりするなど、読者に対する配慮も窺える。

(19) 注(5)に同じ。

- (20) 昭和戦争文学全集編集委員会編『戦火満洲に挙がる 昭和戦争文学全集 第一巻』(集英社、一九六四年十一月三十日)。

(21) 黒川創編『(外地)の日本語文学選 第二巻 満洲・内蒙古・樺太』(新宿書房、一九九六年二月二十九日)。

(22) 山田清三郎編『日満露在満作家短篇選集』(ゆまに書店、二〇〇一年九月二十五日)。原本は春陽堂書店、一九四〇年十二月二十二日刊。

(23) 坂本秀昭・伊賀上菜穂『旧「満洲」ロシア人村の人々』(東洋書店、二〇〇七年二月二十日)二頁。

(24) 注(5)に同じ。

(25) 厲春峭『呼倫貝爾抗戰史話』(内蒙古文化出版社、一九九〇年)八頁。

(26) 『満洲国史 総論』(満洲国史編纂刊行会、一九七〇年六月三十日)三〇四頁。

(27) 一九三二年九月二十九日の『満洲日日新聞』第二面には、「満洲里に反乱起り 在留邦人危し 海拉爾も危険」というタイトルで「北滿に暴動」の事情が報道されている。その後、日本軍の軍事行動、満洲里で拉致された日本人についての安全保障声明、蘇炳文の「兵変に無関係」といった記事が続報された。ほかに、雑誌『協和』では、高橋源一「風雲暗き呼倫貝爾——三百邦人の運命はどうなる」(『協和』一九三二年十二月一日、一一頁)や長谷川兼太郎「満洲里を憶ふ」(『協和』一九三二年十二月一日、一一二頁)などといった記事が掲載され、ホロンバイルと満洲里の地理紹介と併せて事件を報道している。また、『満鉄社員健闘録』(満鉄社員会、一九三三年一月五日)には「逆徒蘇炳文の反乱」と題する記事が、『満鉄社員健闘録 第二篇』(満鉄社員会、一九三四年八月二十五日)には、芳賀千代太「蘇炳文討伐軍の大輸送」、松尾清次郎「雪の大興嶺を越えて」、小木良一「蘇炳文部隊の大進軍」など、事件関連の記事三篇が収められている。川島芳子「動乱の蔭に」(時代社、

- 一九四〇年二月二十六日)も、一章を割いて事件に触れている。川島は旧知の蘇との和平交渉を企図したが、これは実現に到らなかった。
- (28) 陸軍省調査班『呼倫貝爾事件に就て 附呼倫貝爾の概観』(一九三二年十二月)。
- (29) 注(26)に同じ、三二五頁。
- (30) ちなみに、庄司通惟の実録ふう読物「白系(海拉爾事件秘話)」(『月刊満洲』第八卷第十、十一号、一九三五年第十、十一月号)でも蘇炳文事件が扱われている。「春聯」のピョートル夫妻を思わせるロシア人が、二人の日本軍人を助けるという物語だが、ナターシャは登場しない。この作品は、のちに庄司鄭吉『何とかスキーの娘』(月刊満洲社、一九三九年十一月五日)に収録。作者の庄司通惟(鄭吉)には、本名の山名正二名義による著書『満洲義軍』(月刊満洲社東京出版部、一九四二年九月二十日)もある。
- (31) 北村謙次郎「三重吉のこと」(『日本浪漫派』第二卷第九号、一九三六年九月一日)。
- (32) 北村謙次郎「新春断想」(『月牙』吐風書房、一九四三年四月十三日)。
- (33) 「胭脂(ニコティン)」(『文芸プランニング』一九三二年七月号)。一個のパイプを小道具として語られる幻想的な短篇。ニコチン症の芸術青年と謎の女の奇妙な出会いと別れとを描く。
- (34) 「鶴」一九三八年、『満洲日日新聞』に連載。中篇小説。「鶴の卵」から生まれたという、一種不思議な伝説を背負った少女の成長物語。彼女は結婚の直前、鶴に変身して地上から消えてしまう。
- (35) 北村謙次郎は「探求と観照」(『満洲浪漫』第五輯、東都書籍新京出張所、一九四〇年五月二日)において、「浪漫精神といふ、文学的な意味あひではなく大陸日本人の生きかたの規範としてのロマンを説かうとするのである」と述べている。
- (36) 『満洲行政』第六卷第十号、一九三九年十月一日。
- (37) 『作文』第五十一輯、一九四一年九月二十日。
- (38) 注(3)に同じ。
- (39) 注(2)に同じ。
- (40) 岸山三平「三つの小説に就いて」(『満洲評論』第二十三卷第五号、一九四二年八月一日)二九〇三頁。
- (41) 注(3)に同じ。

【研究ノート】

幸田露伴一家の戦争

——幸田文・青木玉の記録と記憶——

多田伊織

戦後の混乱期に小石川蝸牛庵の再建を待たずして亡くなった幸田露伴（慶応三年（一八六七）～昭和二十二年（一九四七））は、戦中から床に就くことが多くなり、ほぼ視力を失い、最後は寝たきりになりながらも、著述活動を続けた。しかし、戦時下の露伴の生活の実態は、存外に知られていない。本論は、戦時下からその最期に至る最晩年の露伴の姿を、当時露伴の身近に侍っていた家族や編集者の目を通して再構成しようとする試みである。

本論では、岩波版『幸田文全集』ならびに青木玉の諸作品、そして土橋利彦の評伝『幸田露伴』を基礎資料として用いる。^①

それぞれの成立時期は、幸田文の諸作品、『幸田露伴』そして青木玉の諸作品の順で新しくなる。したがって、それぞれの作品中で同じ事象について記述されていても、執筆時期は異なっており、新しいものは、先行する作品を参照したと予想される。また、

土橋利彦の『幸田露伴』は、失明後の執筆にかかり、一々の事実の記述には、幸田文の諸作品を参照した跡が歴然としている。三者の立場について言えば、土橋利彦は露伴家に入りし編集者であるが縁戚関係はなく、幸田文と青木玉は露伴の身内ではあるが特別に文学の訓練を受けたり専門的な学問を積んでいるわけではない。三者いずれもが、露伴から見れば「素人」である。こうした立場や専門性の違い、記述を始めた時期の早晚があるため、本論文が元とした資料には、それぞれの露伴との距離も重きを置く点も観点も異なっていることが制約となる。しかしながら、身辺の人間から一次資料を得る場合は、いかなる場合も、このような、見方や抱いた感情が異なっていることで生まれる叙述の温度差や距離感の違いは避けがたい。

そのような制約を踏まえた上で、本稿は幸田露伴一家の戦時下

の生活を再構築したものである。

最晩年の露伴の著述を助けたのは、甲鳥書林の編集者だった土橋利彦（筆名塩谷賛、大正五（一九一六）〜昭和五二（一九七七））である。当初は該博かつ壮大な知識を誇る露伴の要求には歯が立たず、戦時下では資料へのアクセスも物理的に制限され、なかなか口述筆記の役に立つまでには至らなかった。それでも露伴は、土橋を鍛え上げつつ、『芭蕉七部集評釈』を完成させる。

元来気難しい露伴を、老いと病は、身内にとつては、より一層扱いの難しい家長に変えた。時として痲積を起こし、心の古傷を抉るような悪罵を連ねる露伴に直接対して、文字どおり心身ともに捧げ、日常、身辺の世話をし、介護にあたったのは、次女の文（明治三十七年（一九〇四）〜平成二年（一九九〇））とその娘の玉（嫁いで青木姓となる。昭和四年（一九二九）〜）ら女性たちである。露伴は最初の妻山室幾美子との間に、長女歌、次女文、長男成豊と三人の子を儲けたが、歌は猩紅熱で数え年十二ではかなくなり、成豊も肺結核で二十歳になるやならずで亡くなり、残ったのは露伴からは疎んじられがちであった文のみであった。文は、江戸時代から続く新川の酒問屋に縁づくが、家業は時代に乗り遅れてついには産を破り、夫は肺結核を患ったため、離婚して露伴の元に戻った。その時、一人娘の玉は小学生であった。

先にも述べたように、戦時下の露伴一家の生活を俯瞰したもの

は、管見の限りではこれまであまりなかった。本稿では、幸田文・青木玉の作品を中心に、不足する部分は、土橋利彦の評伝を用いて補い、担当編集者であった小林勇の『蝸牛庵訪問記』も適宜用い²⁾、戦時下の幸田一家の姿を再構築することを試みる。そして、戦時下から昭和二十二年の露伴の死の前後に至る、幸田露伴とその家族の営みと文学との関わりを明らかにしたい。

幸田露伴の次女である幸田文は、父の晩年を娘玉と支えた。露伴の亡くなる直前、病床にある露伴の消息について原稿を求められた幸田文は、それが機縁となり、父の思い出を書くことを中心に、作家となっていく。幸田文を作家としたのは、戦中戦後の厳しい時期、足腰の立たなくなった老父の介護を果たした経験によるものと見てよい。作家幸田文を生んだ原動力は、父露伴の存在と、その父を看取った日々である。しかし、ずぶの素人から、いきなり世の寵児となった幸田文は、その境遇に馴染めず、一度、断筆を宣言する。たとえば、断筆宣言の後に、一九四八〜九年の作品をまとめて出版した『こんなこと』のあとがきで、幸田文は自らの文業を次のように記す³⁾。

私は本、読むこと、書くことの中に生れて育った。生母は昔風の謂はゆる世話女房型だったさうな。私も当時の普通どこ

の娘たちとも同じやうに、やはり将来を世話女房になるつもりで、範圍の狭い家事集積のなかで暮らしてきた。父の生命とする文筆の道は、父の性格の激しさといつしよになつて私に嫌悪の心を起させ、学問芸術に向くものをもたせなかつた。それが父の死は私に運命の一変転を齎らして、人からものを書くことを次々に需められた。いつもただあわてて書いた。

時間にゆとりの無いうへに生來のせつかちが手伝つたから、書いたものはどもりのやうな章句である。雄弁に過ぎるといふ評もいただいたが、もし雄弁とするならどもりつつするおしやべり、不具のいらだちでもあらうかとおもふ。(略)私は粗忽なものを書いて、いま版にしようとしてゐる。不具な分身を旅だたせるわびしさ、暮れゆく空に色を無くして行く雲を見送るやうなさびしさである。

露伴の「文筆の道」はその「性格の激しさ」と相まって、娘文に「嫌悪の心を起させ、学問芸術に向」かわせなかつた。しかし、「世話女房になるつもりで、範圍の狭い家事集積のなかで暮らして」きたにもかかわらず、心ならずも露伴の死後、文は文筆の道を歩まねばならなくなる。文は、自らの文章を「不具な分身」と称し、決して満足できるものとは考えなかつた。

幸田文を助けた娘青木玉は、岩波書店から『幸田文全集』を出

版するにつき、文章を求められ、全集の宣伝のためにと、作家の道に入った。処女作である『小石川の家』(一九九四年、講談社)は、婚家を出て、祖父露伴の元に戻つた母文との生活の記憶が中心である。小学生から女子大生へと成長する過程が、日本が戦争に邁進し、やがて敗れる時期に重なる。

露伴は自らを語らなかつた。

今ここに一冊のかたちにならうとするものの、ことのなりたちをおもふのである。亡父はおのれを語らなかつた人のよしである。子はみな早く亡くなつて私だけがのこつた。^④

それゆえ、幸田文・青木玉の文章は、生きる露伴の姿を身近で見ただ者の記憶であり、記録である。しかも、戦時下・戦後の混乱期に、足腰の立たない老人を看取つた奇蹟のような記憶である。希有な才能を持つ老人露伴を看取つた辛い日々があつたからこそ、幸田文も青木玉も作家となつたと言えるだろう。

しかし、幸田文も青木玉も、露伴の伝記は書いていない。二人の作品に欠落する、伝記的事実については、晩年の露伴の口述筆記を受け持った土橋利彦、筆名塩谷賛が失明後に著述した大著『幸田露伴』で補い、それでも不足する部分は、担当編集者であつた小林勇の『蝸牛庵訪問記』を用い、戦時下の露伴の姿と、

それを支える家族の記録と記憶を見ていくことにする。土橋は露伴の下で『芭蕉七部集評釈』の口述筆記を担い、男手のない露伴一家の世話にもあたった。

昭和二十二年七月三十日、幸田露伴は千葉県市川市の菅野の寓居で生涯を閉じた。享年八十歳。世は明治・大正・昭和にわたって活躍した露伴を忘れていた。戦中から死の直前まで、露伴に私淑した内田誠によれば、葬儀に参列したのは、昭和十二年に露伴が文化勲章を受賞した関係でやってきた政治家がほとんどで、文壇からの参列者は数えるほどだったという。⁵昭和二十年三月に長野の坂城に疎開した露伴は、終戦後伊豆で過ごした後、小石川蝸牛庵の再建までの仮住みのつもりで、市川市菅野の手狭な家に移った。江戸っ子の露伴は、愛する東京には戻れぬまま生を終えたのである。

日本が戦争へ突入した当時、露伴はすでに老境を迎えていた。昭和十六年、露伴は満で七十四歳となる。

昭和十六年。武見医師と知る。死にいたるまで見ることになる人である。真珠湾攻撃起りアメリカと戦端を開く。⁶

この年、露伴の健康は思わしくなかった。⁷

去年は目を慶応病院の菅沼博士に見てもらったが、ことしはどうもからだの調子がよくないので小林が肝臓ジストマを直してもらったという武見太郎に見せることにした。小林や岩波の勧めもあつて露伴は承知した。武見は蝸牛庵へ来て一応見たが、「もつと詳しく見たいからおつれしてください」と言った。小林からはいろいろ聴いていたが武見を見たのはこれがはじめである。小柄で肥満した人なのにするのは早かった。それから余計な口は利かない。それでいてこちらに礼を致すことは鄭重である。二十三日には文子と小林とに附添われて銀座の教文館ビルの何階かにある武見診療所へ行った。私は数年後に行ったがその階には診療所のほかにもいくつか部屋があり出版社もあった。一階になっている教文館はキリスト教関係の本を扱っている店であった。診療所は診察室と待合室とに分れているがどちらもそう広くはない。診察室のほうには新しい器械がいくつも置いてあり、それを露伴は武見の口早な説明を聞きながら見て廻った。そういうところから察するとこれはほかの患者たちと同じに待合室から呼ばれて診察室へ入ったのではなく、特別の時間を用意されて行ったのである。小林が写しているカルテの一部を見ると、二週間ほどまえからこれという原因もなしに突然前に見えるものと自分とのあいだが測定できなくなり、いくらか斜視に

なったのが自分でもわかるようになったこと、それが一つ。ときどき頭痛がするようになったが別に目まいはないこと、それが一つ、胸に圧迫を覚えることが折々あるがその時期は一定していないこと、それが一つ、糖尿病は三十年に及んでいること、それが一つであった。以上がこれまでの容態である。ほかに食欲可良などと出ているが、この食欲がちゃんとあったことは露伴を最期まで救いつづけたのである。からだはどこもかしこも毀れたようになったがただ気と食欲とでさらに何年かを長らえる。これはあとのことである。ここでいくらかでも直してもらいたいのは歩行障害と視力障害とであった。諸種の診察を了えてから武見が言う。「先生のは全身の動脈硬化症を伴った腎動脈硬化症とそれに慢性腎炎が併発したものでして、この病気は残念ながら今の医学ではまだ直すことができません。しかし養生次第で相当長く持たせることはできるのですから」ということであった。「養生のほうから言えば頭はあまりおつかいにならないほうがよろしいです」とも言った。露伴は、「こいつあいけねえ」とべらんめえで返辞した。小林が記してることでは、露伴は歯も悪くして頭痛がするのは歯のせいだと歯医者へかかっていたとある。ともかく方々がよくなって来ていた。

文中の小林は、岩波書店の小林勇、露伴の担当編集者だった。小林は岩波茂雄の女婿である。蝸牛庵にはしばしば訪れ、露伴に必要な事柄の心配などをした^⑧。武見太郎は、後に日本医師会会長として、日本の医療制度を壟断することとなる。

露伴は、日米開戦をラジオで知った。

十二月八日。この日露伴は終日書斎へあがらなかった。朝ラジオで聴いた真珠湾攻撃のことを思い、胸が詰まって何もする気にならなかった。小林が来て真珠湾攻撃を話した。露伴は聞いていたが、「若い人たちがなあ」と涙を流したそうである。こうして布告に先立って戦争は始まったのである^⑨。

このとき同席していた小林は、次のように記す^⑩。

この年の秋の終りから、冬にかけての先生の健康はあまりすぐれなかった。太平洋戦争がはじまったとき、先生は終日階下の室におった。そこで戦争の話をした。真珠湾攻撃の話をしたとき、先生は「若い人たちがなあ。」といい、涙を流した。

この記述を塩谷の文章と比較すると、塩谷の典拠は小林の右の記述だと思われる。

露伴は、戦争を愚かな行為と見ていた。孫の青木玉は、日米開戦後の祖父露伴について次のように記す。¹¹

目に較べれば耳がとりわけ遠いとか、耳鳴りに悩むということは無かったが、祖父の耳は、聞きたくない時は聞えなくなるという重宝な耳で、それに気付かず、真面目に重ねていえば、せっかく嫌なこと、つらい目に逢いたくないと念じて静かにしているのに、お前は無慈悲に人の耳をこじ開けて禍を振り込もうとする、心無いとはこのことなどと文句を言う。戦争、殊に軍部を嫌って、統制、配給などと言おうものなら、いつからお前は軍部の手先になった。そんなケチな了見を有難がるとは愚劣極まりないと癩癪玉が炸裂する。しかしどんなに祖父が怒っても戦争は拡大し、中国各地に兵は進められて行った。親類の甥達は召集を受け、近所で毎日のように御用聞きに来ていた魚屋の息子も炭屋の跡取りも、佐倉の連隊へ集められ外地へ行く先も知らされず送り出されて行った。

祖父は自身老いて力なく、国を守るべき息子はとうに先立っている。たまらなかつたに違いない。古書を扱っていた人に中国の雲南の地図を取り寄せさせて、新聞やラジオのニュースを聞いて、どこへ兵士が派遣されたか自分も地図の

上で道を辿った。この地方はどんな気候で地形はどうなっている。今の季節はどんな風が吹き、雨はどんな降り方をするか、炎熱酷暑、洪水泥濘、ろくな食べ物も無く、風土病に冒されれば全滅の憂き目に逢う、軍を預る者は何を考えているのだ。古くからこの地であった戦さに、かくも無謀な兵の進め方をした者は無い、と怒りと悲しみて活火山のようになった。遂に真珠湾攻撃の特攻隊、人間魚雷、病んで仰臥したまま、白髪も、白くなつた鬚も震えて、

「ああ若い者がなあ、若い者が」

と号泣し、私は居たたまれず部屋から飛び出してしまった。

露伴はこの頃、露伴の親戚一同を集めて句会を開いていた。¹²

句会。十二月二十一日。日本はついに交戦したが露伴の句会
は続いた。

この句会は、翌年十一月二十九日まで続いた。塩谷賛は、「満二
カ年のあいだ露伴は親戚の人々に俳句と俳諧連歌とを教えた」と
記す。¹³

明けて昭和十七年、徐々に露伴の健康に衰えが見え始める。¹⁴

昭和十七年。少年時代からの最も古い友人塚塚麗水が逝く。岩波の大宴会で挨拶する。腎臓を悪くしてやや長く寝こむ。

この年、文学者への戦争協力が呼びかけられたが、露伴は断つた。¹⁵

文学報国会というものができた。情報局の指令にもとづくのである。その会長にと言って役人だの文壇の人だのが幾度でもやって来た。露伴に親しいというところから茂吉も頼まれて来た。文壇の人というのも名前を入れたのだが久米正雄その他の人々ではなかったろうか。二階から道の向う側が見えるのでそこから見ているとおもしろかったと文子が話してくれたのはこのときのことではなかったろうか。しかし露伴は老齢と多病とを以て断りつづけた。「こういうのは徳富にでも頼めばいいのだ」と言っていた。露伴がどうしてもダメなので露伴の言っていた徳富蘇峰にきまった。わが国が敗れて戦争が終り、こういう役に就いていた人々は汚名を着せられて謹慎させられた。ずっと臥ていた露伴はその後私に、「おれはそういうことが嫌いだからことわり通したのだが、ならないでよかったよ。あんなにひどいことになるとは思わなかったのだが」と言ったことがある。

「文学報国会」について、小林勇は次のように記す。¹⁶

この十一月三日に岩波書店の創業三十年記念の會があった。(略)世はあげて戦争一色であった。岩波のこの企てに招かれた人々は、學者、藝術家その他すべてリベラリストと考えられる人々であったから、「自由主義最後の晚餐會」などと取沙汰された。そして(露伴先生は)一場の挨拶をされた。

そのころ情報局の指令で何々報國會というものがしきりに作られた。日本文學報國會ができるときに、先生はその會長になることを交渉された。先生はそのとき老齢、病弱の故をもって、これを受けなかった。役人はもとより、文壇知名の人も先生のところへ就任をすすめに來た。その人々に先生は健康が許さぬの一點ばりで断つたが、私には、「徳富にでも頼んだらよかろう。」とはき出すようにいった。齋藤茂吉氏は先生と親しいと世間が認めていたので、このくどき役に頼まれた。先生も齋藤氏が來た時には少し弱つたようである。私はその話をきいて、決して就任してはいけないといい、念のために文子さんにもそのことを話した。(略)

そんな必要もなく先生は決してその話を受けなかった。事實、先生の健康は次第に傾いていたのである。

露伴が「文学報国会」に関わるのを断ったのは、健康の衰えと晴れがましい役職を嫌う生来の気質からだだったが、結局はそれが戦後、露伴には幸いした。おそらくは岩波茂雄の意を体したのである。小林勇の進言を、露伴が肯んじたかどうか、それは小林と塩谷の書きぶりが異なっているので、俄には判断できない。塩谷が「二階から道の向う側が見える」というのは、この当時、露伴と文母子は同居していたわけではなく、小石川のすぐ近所に別居していたのである。

年末、露伴は床に就く。¹⁷

かぜをひいた露伴は十二月のはじめから床についた。いつものころからか露伴は痰性となっていた。年はじめの御進講もそのため御遠慮申しあげた。客があるたびに痰壺を持ち歩いているほどだが、それも病中は度数がふえてその上吹っ切りにくかった。熱もあつた。主治医に頼んでいるお向いの山崎医師はすぐに来てくれたが、武見の来診も電話で頼んでおいた。岩波の小林にも連絡しておく。病室にした奥の間には洗面器の湯を火にかけて湯気を立たせる。しかしなかなか直らない。四日、岩波へ出かけた斎藤茂吉は今度出る「源実朝」の用事を足したあとで小林といっしょに見舞に来る。中央公論社の松下英磨がさきに枕頭に来ている。ここまでは茂吉の

日記によって書いたが、「蝸牛庵訪問記」で補うと、「中央公論」では「香談」を貰い、「アララギ」にも歌に関するものを何かあげる」と約束した。診察がはじまったので松下は帰る。診察のあと小林が露伴にしばらくついていった。小林が帰ろうとして玄関へ出るとそこで文子と病状を聞いている。すると山崎が往診に来たので二人も奥へ行く。小林はひとりで帰った。奥では山崎の診察がはじまる。茂吉と山崎とは知った中なので、茂吉のほうでは露伴の話聞きながら手帳に覚えをつける。(略)茂吉は十七日にも露伴を見舞った。途中で山崎医師に出会ったと日記にあるが行く途中か帰る途中か分明でない。「風邪いくらかよい」とあるのは、茂吉は自分もかぜをひいてるのであった。露伴のほうは腎臓が弱っているのだが、肺炎にならずにすみそうである。(略)大みそかにはまだ全快していないのに床をあげさせて風呂へ入ってしまう。これは昔からの露伴のやりかたで、始まり終るといふ日にはきつちりと起きるのである。われわれの知っているのでは明治四十四年の終りにもまだ病気だったのを起きて元日には大島へ出かけることもあった。このときにも年の終りに起きて元日には年賀の客を迎える。

露伴はひとまず床払いをし、病中にあっても各社から原稿を依

頼されている。だが、老いは露伴を死に近づけつつあった。

露伴の健康が、どうやら抜き差しならない状態に傾き始めるのは、翌十八年からである。¹⁸

昭和十八年。喜寿の年である。うちうちでは祝いを延ばしたが大河内邸で宴が張られる。野間賞を貰う。

新しい年の一月、中央公論社から「蝸牛庵聯話」が発行になった。「中央公論」の昭和十三年十月号から載りはじめて十六年六月号に終るまで足かけ四年を経たもので、しばらく続いてまたしばらく休んでというふうが続いた。できて来た本を評して露伴は、「紙の玄米だ」といったが、まっ白な紙はこの出版社にもなくなつたのだからしかたがないとしてほかのところは乏しいものをまずはうまく使って品は悪くなくできていた。

「紙の玄米だ」とは露伴一流のうまい言い方だが、すでに紙の供給事情は悪くなっていた。「乏しいものをまずはうまく使って品は悪くなく」と見るのは、土橋利彦の編集者の立場からの見方である。

この頃から、露伴の視力は衰え始める。¹⁹

白内障は全く見えなくなれば手術ができるが露伴はともかくにもまだ見えていたし、それに糖尿病があつては手術はかなわぬのだそうである。それでも手術がしてもらえるかどうかという確かめに、文子に連れられた形で東大へ行った。そのときの医師が庄司博士だつたのだろうと思うが明らかでない。診察を丁寧を受けたあと、「手術はやはりできませんですなあ」と言われた。幾度も眼球に注射をしてくれた。文子が見ていると、眼球の膜の下へ注射された液がしばし散らずに露の玉のように盛りあがっているのが、父を面変りさせて糞れたように見せた。タクシーの便がないので眼科から正門まで歩かなくてはならなかった。露伴は治療のあと疲れたのでそろりそろりと歩く。初夏の日が暖かく朴の花が咲いている。その花も露伴には見えないのである。「そのへんに腰かけがあつたら休みたいがな」と言う。露伴は額に薄く汗を掻いていた。そのくせ木蔭で休んでいると、「肌寒い感じがする」と言うのであつた。そのとき、「目が衰えると気も衰えるものだね」と感慨を洩らした。

糖尿病が持病の露伴は、白内障の手術に耐えなかった。「朴の花が咲いている。その花も露伴には見えない」という叙述は、露伴の視力の衰えがかなり進んだことを示す。朴の花は大きく、辛夷

や木蓮ほどもある。それが見えないのだから、現代の視力測定では、数字で測れない程度の弱視、手動弁や手指弁くらいに落ちていたと推察される。これでは手の届く範囲くらいがなんとか見えるばかりだ。

空襲が始まった。露伴の妹延子が、娘文を通して、疎開を勧めてきたのはこの頃であった。伊東に遊ぶ露伴の元に文がやってくる。²⁰

空襲の噂に東京がざわつき出した頃、春はまだ深く、父はひとりで伊東の風光を楽しんでゐた。或日、私は靴町の叔母に呼ばれ、「親子離ればなれにゐてもし不慮のことがあつた時には、おまへは申しわけもあるまいし、かつは私達にしても疎開如何についての兄さんの御意見も伺ひたいから、一トまづ帰京を促しては」と云はれ、尤もなことに思ひ、早速迎へに行った。

来意を聴いて機嫌は曇つてしまった。「お延はともかくにも一生を芸で押し通して来てゐる、しかももう七十を過ぎてる身で、死について考へた機会は幾度かあつた筈だ。空襲はそりや恐ろしいものかも知れないが、だからと云つてわざわざそれでおまへを迎へによこす程うるたえている筈は無^い」ときめつけ、「又おまへにしてもをかしの使に来たものだ、

小さい時から母親に死なれ、弟を送り、先頃は縁にも離れてゐる、多少とも人生の磨礫にあつてゐるぢやないか。も少しはわかつてゐると思つてゐた」といやな顔を見せて煙管を取つた。同行の親類の女人はしらけきつて迎合追従的な無意味なことばと笑顔を向けたが、これは案の定父の疇を煽る結果となつた。「生死を云ふのならおまへ達の分際でにたにた面は不謹慎だらう」と開直られ、これは大変なことになつて来たと、尻込みすることもできずかしまつた。「一体、爆弾で碎け死ぬといふことが何なのだい、イヤサ死ぬといふことをどう思つてゐるのだ」と一語は一語にましてきびしくなつて来、しどろにする返事は更にことごとしく気に入らるべくもなかつた。問題が生死のことであつたから、はからずも知つた子の不覚さは、それが子ゆゑにこそなほ許すまじき氣勢で、東西古今をたてよこに織りなし、畳みかけ畳みかけ、長い時間をしやべつた。はじめ私は恐れて堅くなり、やがてただその大河の勢をもつて語られるところに全く吞まれ尽して、いたしやうも無かつた。いつか話は又もとに戻され、電撃的なことばは私を刺した。「もしこのわたしの身体が道端で膨らみあがつて爛れ死んでゐたら、どうだと云ふのか。おまえは発狂でもする気か」と。反射的に胸に描いた猛火の凶にぞつとし、「そんなのいや、もうやめて」と歎願し、「いやでは

済むまい。そんななまぬるつこいことでもいいと思ってるか。死の惨さ厳しさにも徹し得ないおまへらが、安全のどうのと憚りも無くしゃべり散らすとは慢心の至りだ」と浴びせられ、私はへこたれきつた。

「もういいから湯にでもはひつておいで」と、自分から石鹸を取つて渡してくれたりした。湯舟に寄つてゆつたりとし、思ひかへし、そしてはつと狼狽した。これは一体どうしたことだ、あんなに話してくれたあれは何だったのか、何一ツ覚えてゐない。あれほどの熱をもつて説いてくれた数百語は、どこへ行つたのか、まるで手がかりも無いまでに忘れてしまつてゐる。皆無であつた。当惑の底に浮いて来たものはただひたすらに、おとうさんと呼ぶ子の情であつた。死なれたくない、怪我もさせたくない、生きてゐてもらいたい、そのおとうさんである。生き身の恩愛、親子の絆、何を聞き何を忘れて、ここにこの心があるのか。知らぬ。不敵といふにはか細く、慢心といふには悲しい。業とならば、よし苦にも裂けよ、執念ならば地獄にも墜ちよ。あはれこの心をつきとめて、も一度生死の話を聞く折をもたうと念じて、翌日は一人帰京した。

父を守りたい一心で文は疎開を申し出たのだが、それははねつ

けられたのである。「はつと狼狽した。これは一体どうしたことだ、あんなに話してくれたあれは何だったのか、何一ツ覚えてゐない。あれほどの熱をもつて説いてくれた数百語は、どこへ行つたのか。まるで手がかりも無いまでに忘れてしまつてゐる。皆無であつた」という文の述懐は、父露伴の該博な知識についていくことができず、せつかくの論しの言葉が、ただ滑り落ちて消えてしまつた悲しみに満ちている。露伴は文に学問を授けず、その機会も与えなかつた。文は『こんなこと』の「あとがき」に見たとおり、父の性格の厳しさとその生命とも言える文筆の道への嫌悪感から、学問芸術へ心を向けなかつた。これは青木玉にも共通しているのだが、文も玉も、時に迸り出る、学識に裏打ちされた露伴の言葉を真に理解していたとは考えにくい。理を尽くして露伴は説いただろうが、その言葉はそれこそ一々が典故を持つており、文化的背景についての教養を身につける機会のなかつた文と玉にとっては、そうした露伴の珠玉とも言えるような言葉は、耳で覚えた言い回しでしかなかつた。後に、青木玉が露伴のおそらく「蔗境」という言葉を聞きかじつて、朝日新聞の日曜版に連載していた文章に「しよきょう」とのほせたときに、平仮名でしか書き表せず、元の漢語に行きつくまでに時間が掛かつたことがある²¹。このことは、文の死後に至つても、露伴と文および玉母娘の間で言語面での断絶がずっと続いていたことを示すのである。もちろん

ん、露伴の枕頭には意味を調べるのには必要な辞書は置かれていたが、文にも玉にも、それを参照するという習慣が身につけていなかったのである。幸田文と青木玉の文章を読むとき、言語の断絶が存在することを十分念頭に置かねばならない。

文が物心ついて以来、この親子は、先程見たような行き違いが何度とあり、それが文にひがみ、恨みを生んでいた。文は述懐する。²²

父はその母に愛されざるの子だったと、父自身云つてゐた。それなのに、おばあさんの亡くなつたとき号泣して、私と弟はびつくりして笑つてしまつた。私も父に愛されざるの子だと思つてゐた。延子叔母ははつきり云つた。「おとうさんは文ちゃんをかはゆくないやつだとおつしやつたよ。かはいかつた子はみんな亡くなつて文ちゃん一人残つて、泣いたりおこつたりしながら、それでもおとうさんのお世話してゐるだろ。それを思ふとをばさんは蔭ながら旗を掉つてるよ。」いとこたちと違つて遊芸もつけられず学校成績も芳しくない私の、いやだいやだとおもつてゐる家事婦としての資格で叔母に応援されたことは、私を忍耐させ慰めた。(略) ひがみ根性ばかりでなく、事実私はかはゆくないところのある子だったらしい。疎くされたことは悲しく、悲しみは恨みに生長し、

年とともにいよいよ頑なであつた。私はほんとに父に愛されなかつた。そのゆゑに恨みは深く長かつた。(略)

愛されざるも愛されるも、もと二個でない。愛された子も愛されざる子も、愛された子にも愛されざる子にも親は親、すべての子はその父の愛子なり。父に詫びたく思つた。わが恨みのゆゑにわが心を長く汚して、つまらないことをした。感心屋だの泣虫だのと云はれてゐる私に、涙も感激もなく手持無沙汰のやうだつた。喜びを分析すると、澄むとか洗ふとかいふ部分があるものだらうか。解脱といへるかどうか知らないが、永いあひだのものがふつと気の変るときは、感激やら涙やらの伴奏なしに、そのことだけが静かについと折れるのだらうか。

実際に、『流れる』以前の初期作品を読むと、幸田文が幼少の頃から、大人たちにとってはいかに扱いにくい子どもであり、間の悪いところに居合わせる不幸な巡り合わせであつたかが克明に描かれてゐる。しかし不思議なことに、幸田文本人は、自ら書いた文章の本当の意味合いがよく理解できていないようである。この記述のように、何度も作品内で「なぜ自分が受け入れられなかつたのだらう」と問いかける。そこから考えるに、幸田文の初期作品の特徴は、「見たこと、聞いたことを書きつける」のであり、自身

が超越者として作品世界を構成することは少ない。幸田文は、自身の書いたものがどのジャンルに属するかについても、思い惑った。たとえば、一九四九年に発表された「勲章」の扱いについて、幸田文は後に次のように記している。²³

随筆といおうにも、小説といおうにも、とにかく私のしたことは「そのとき書けたから書いた」といったものなのである。(略)戦後十年ほどの、なにやらこしゃこしゃと書いていた期間のことを思うと、ぞんきなことをしちまったなあ、という悔みがくる。(略)

文藝春秋の上林吾郎さんにも駄々をいいかけたことがあって、忘れない。「勲章」という短いものを書いたのだが、上林さんはそれを小説の欄へ組むといい、わたしはいつもの通りのものだから小説とはちがうだろうと言いつ張った。随筆ならワクのが気にならないが、もし一旦小説と銘うたれたらそのあとがどんなことになるか。よくも知らない小説のワクに追いこめられて、さぞ氣ぶつせいなことだろう、と恐れたのである。

押し問答の末に上林さんがえらく深いえくぼを刻んで、折れてくれた。そのえくぼを見て「これはしまった、駄々に等しいことを言い張った」と悟らされた。その時書けたか

ら書いたというだけの、微々たる短文章なのだから、上林さんほどのひとに小説といわれたら、なぜ素直に小説にしておかなかったかとおもう。

「随筆か小説か」というのは、『幸田文全集』を編むときにも問題になり、編集協力者から青木玉に質問が出た。²⁴

——全集の編集の中で、まず話題になったのは、随筆と小説との区別を文自身がどのように考えていたのだろうかということでした。たとえば幼少期の思い出を綴った『みそつかす』は小説というよりも随筆として受け取る方が自然なのでしょうが、これを受ける形の長編『草の花』は、初出誌では「みそつかす」の続編として連載されています。そして文の代表的な小説の一つと見なされている『おとうと』は「草の花」の続編として当初、発表されているんですね。また、「姦声」も初出誌では、「随筆」と銘打って発表されています。幸田文の作品の、何を随筆あるいは小説と考えるか、読者自身が試されるところがあります。こうした点については?……

青木 母の書いたものが評判になって編集者がどんどん家にやってくるようになると、今度はぜひ小説をという話になるわけです。でも、母は最初、小説なんて私には書けない、の

一点張りでした。「勲章」という作品を『文学界』に掲載するとき(略)結局、母の言い分が通って随筆欄になりました。

そんなふうだから、そばに居る土橋さんがやきもきして「奥さん、随筆と小説との違いは……」って長い講義をはじめ。(略)「そりゃそうかもしれないけれど、私には小説は書けない」と押し戻し、(略)このことで何度も土橋さんが母を説得しようとして、失敗していたのを思い出します。

——ジャンル論の講義を聴いて反論している幸田文というのは新鮮な像ですね。(略)

青木 (略) 土橋さんとの間で、随筆か小説家というやりとり以上に、「素人と玄人の境」という話をよくしていましたね。——そこでもやはり納得されない？

青木 そうですね(笑)。土橋さんは一生懸命、(略)講釈するのだけれど、母は「そうかもしれないけど、私は玄人じゃない」。玄人の物書きさんは何が書きたくて書き続けるのだから、また何かを入念に積み重ねて書くというのはどういふふうなものなのだろうかといった疑問は、おしまいで持ち続けていたようです。

娘青木玉の見るところ、最後まで「私は玄人じゃない」という意識を持ち続けた幸田文の、初期の作品にあつては、語り手と自身

とは未分化か、十分分離されていない状態である。右の示すように、「随筆といおうにも、小説といおうにも」「その時書けたから書いたというだけ」であり、自覚的に作品を構成する姿勢は窺えない。ただ、しかしながら、その未分化な状態が、「身を以て語る独特の力強さと魅力」を作り出しているのである。この点については、「おじ」が幸田文に指摘している。⁽²⁵⁾

おじは私が書いた最初のころ、読んでくれて「お前の文章はまことに行儀のわるい文章なので、読んでいるこちらは肉親の絆にひかれるせいもあって、はらはらさせられて困る。しかも、もつと困ることは、その行儀のわるさを直せともいえないことだ。なぜなら、行儀のわるいところが、おまえの文章のいのちみたいなものだからだ」とこまごま教えてくれた。このおじもいまはもういないが、私はいまになってしみじみ、自分のしたことが、行儀のいいものでなかったことをおもう。

この文章が書かれたのは一九六二年、文中の「もういない」「おじ」は、一九五四年に亡くなった露伴の弟、幸田成友であろうか。「おじ」の「行儀のわるいところが、おまえの文章のいのちみたいなもの」という指摘、すなわち文章の力の根源には、文や玉の言語を底支えしている、露伴の強固な言語世界がある。座談の名

手と称された露伴の口跡が、文や玉の文章に遺され、独特のリズムを形作っているのだ。露伴の口跡の持つ生き生きとした魅力は、おそらく露伴一代にしてなったものではあるまい。御坊主衆であつた幸田家の「家学」「家風」が無意識のうちに受け継がれた、賜物でもあろう。明治維新と前後して、かつての幕臣や定府詰めの士族の多くが去り、田舎者が闊歩する町となつた首都東京で、そこに生きる新時代の人々のための人工言語として磨き上げられていった森鷗外の日本語と対極にあるのが、露伴そして文、玉の文章である。鷗外の日本語については、江戸生まれの漱石とのそれと比較して、次のような指摘がある。²⁶⁾

大野 私は鷗外の小説を読むと、非常に肩をいからした東京の標準語を感じる。ところが『明暗』を読むと、ああ、東京の言葉でしゃべっているという印象なんです。結局明治以降の日本の文学では東京の言葉が基礎になっている。しかし作者の生まれとか、育つた場所が、目にみえない。作品全体の文章の流れ、つまり、文体を決める。意識的に東京語を学びとって、きちつと日本語を書く作家と、たまたまそこで育つたために楽に東京の言葉で書く作家。二つあるのではないですか。

石川 それはありましようね。夏目さんなどは楽に使つてい

る。『坊っちゃん』などはとくに。

丸谷 鷗外の小説や評論は無理していて、文体が冷たい。何でも書けるすばらしい文章だけれども、親しめないですね。ちよつとぐあいが悪いのは、背後に生活のない、人工的な文体だということです。漱石の文章は、何でも書けるわけじゃないけれども、温かくて親しみやすい。背後にきちんとした文明が生活としてあつて、それを存分に利用していますね。

大野 私が子供のときに寄席で聞いたおしゃべりをあの文章で思い出すんです。ところが、鷗外はヨーロッパの文明を漢字によって取り入れて、胸張って漢字を使い回す。どこかに無理があるんですね。

石川 鷗外さんが東京語でしゃべるのは、ロシアの昔の貴族がフランス語でしゃべつたのに似ている。ちよつとよそよそしいところが。

江戸生まれの露伴の日本語も、漱石と近い位相にあるだろう。

露伴の視力の衰えは、翌十九年、のつびきならない状態になる。そのみならず、床を離れられなくなった。²⁷⁾

昭和十九年。白内障で原稿を書きわすらい口授して執筆させ

る。病床で足が立たなくなる。死にいたるまで。

露伴の視力の衰えは、夜に顕著だった。

晩になると目が一層見がたくなるので大きな字の詩の集などを見ながら酒を楽しむ⁽²⁸⁾。

目の具合がよくないために、仕事が進まなくなっていた。八月、土橋利彦が、伊東に避暑する露伴を訪ねた。

「曠野評釈」が半途で切れたのを惜しがって、「私の筆記でよろしければ御口述くださいませんか」とこの人は言う。目が大ぶ悪くなって時に文字が先方へ通じないのでやめたとききに言っていたからである。「だがね君、これは岩波の雑誌へ載って岩波から本にして出すのだから君の店のためには一向にならないよ」と言うと、「ようございます」と答える。おかしな本屋だなと思っていた。そうしたら今度は自分の店からの頼みであった。「三田文学」をうちから出すことになったのだがそれに何か書いてくれないかというのである。「三田文学」は小泉信三が塾長をやり弟の成友もかつてそこで教えたことのある慶応義塾の文学雑誌で、三田というのはその

大学が存する地名である。「それでは調べて筆記してくれたまえ。そこいらに「大言海」が来ていると思うが」ということですぐに仕事が始まった。露伴は土橋に一々辞引を引かせるが、土橋はつぎのことを知った。われわれは辞書で知らないことを引くのだが露伴は知つてることを引くということ。できあがったものはシとチとに關聯のあることばを並べて一々簡単に説明を加えただけのものだが、それでおのずからシとチとが同意の語であることを示しているのであった。それを持って帰ったので店の人も「三田文学」の關係者も喜んだ。雑誌が出てからほんとうに僅かな稿料を小石川の家へ持参すると、露伴はそれを土橋のほうへ押し返して「これは君に。調べものしてくれたお礼です、取っておいてください」と言った。それ以後これを最初に行われる「音幻論」の稿料は土橋が取った。そして単行本になったときの印税は本屋が貧乏で不払いに近く終った。「音幻論」からの利益は露伴はほとんど受けなかつたのである⁽²⁹⁾。

こうして土橋利彦は、露伴の口述筆記を受けることとなったが、露伴の需めに応じられるほどの知識はまだなかつた。四苦八苦しなから、土橋は筆記を行い、自らも知識を伸ばしていくのである。『芭蕉七部集評釈』の残りは、土橋利彦を助手としてなるのだ。

その家へは翌月もう一度行ったことがある。連れて来ていた女中は徴用に取られてもういない。娘と孫とが代りばんこに來ては用事を済ましたり食事をつくったりしてくれるのだが、ちょうど文子が帰ったあとで露伴はひとりであった。「音幻論」は連載で第一回はなかなか評判がよかったので第二回分を取りに來たのである。露伴は前田家本の新古今集を見ているところであった。この前田家本といったのは前田公爵家の書庫の蔵本を写真複製して実物そのままの形につくり、でさるにしたがって学者に寄贈しているものである。露伴は慳貪の一つをそれにあてて丁寧に納めていた。その慳貪をここへ運ばせてあったのである。土橋は「音幻論」の筆記を済ませたあとの雑談で願いかなって七部集のほうの筆記もさせてもらえらることになった。露伴は筆記をさせる以上は短時間に土橋に俳諧を敲きこもうとかがった。筆記といつても露伴の言う通りを書けばそれで足りるのではなく、一々の句のことを問いつれて答えなくてはならない。一つ言っただめなら二つ言い、三つ言っただめなら四つ言うという具合に全部の考えを吐き出させられる。何ともくたびれるしごとではあった。⁽³⁰⁾

露伴の身体はますます自由を失い、空襲は東京にも容赦なく襲

いかかるようになる。空襲を受けて、父を守ろうとする娘と、娘のやり口が気に入らない父との凄絶なやりとりは、幸田文が記している。⁽³¹⁾

秋、父はめつきり弱り衰へ、足腰の不自由に黙々と耐へてゐた。私はしばしば静かさに不安を感じて、父の部屋を覗込みする癖がついた。十一月、東京は空襲された。親子は再び生死を、それも数分後には或は実際になるかも知れぬ生死を話すことになった。しかし伊東の時のやうに多くをしやべる時間は無かつた。塀一ト重向うは防護団の溜りで、ラヂオやら絶叫やらはこちらの話をもまたげた。

こんな場合には死にざまは幾通りあるか知れないし、なほさら死に時のいつは計り得べきでない、そんなことはみんな思考のほかにあるのだから、あらかじめ決めて考へようとすることは自由を失うの愚であると云ひ、小机を前にして動きたがらず、庭さきの薔薇を眺めてゐる顔には久しぶりの表情があつた。将棋を差す時の、あの鼻の厚みの増して來る顔であつた。來ることはそのままに、すかつと受取つて滞らないのだとは、よくわかつてゐる。が、その膝は薄く、その手の白くて骨立ち皺んでゐるのを見ては辛かつた。遠い爆風でも皮膚は木目のように壞れたとか、ガラスの破片は忍返しにやう

にささつてとかいふ話は、戦慄をもつて父の身に考へられ、またしても生き身の父を安泰に保ちたい思ひで、胸は一杯になつた。

誰にしても素掘りの壕や押入を鉄壁と頼むわけのものでもないが、八十に近い日といへば常断でも何か覆ふ物が欲しい気がするではないか。常識といはれる程度のあれこれの支度が、次々とせはしく思いめぐらされた。それに人手はまったく無かつた。声をかければ或は得られる人手かも知れないが、非常時ゆゑなほ他人をわづらはせることをしまいと、ほんとに親一人子一人である。頼る者の無いことは勇気を生じさせるが、又一方些末なことにまで分担を許されなかつた。私は防護団に叱り飛ばされながら、筵に水を打つたりせねばならなかつた。マリヤとマルタの話が心に痛く思ひ出された。それもこれも僅かの間のこと、B 29の爆音と続いて起つた破壊の轟音は、容赦無く処置の決定を迫つた。未知の予期された危険に対する興奮が、私を駆り立てた。すでに書物を疎開して荒涼たる部屋に、むきだしに一人すわつた父は傷ましく、せめて押入にでも庇ひたくて、ろ骨にいやな顔するのを頼んだ。

「これがおまへ流の安全か」と皮肉り、「私は年寄だ、おまへの指図に従ふが至当だらう。一ト言云つておく、私に強ひ

たやうにおまへ自身にも強ひるだらうね。」ことばは穩かだったが、面をあげてゐられぬやうな怒りを受取つた。入口を布団で塞ぎ、その前にすわつて、さて寂しかつた。何がいけなかつたのだらう。押入がいやならいやと云へば済むこと、指図も何も無い。強ひるといつたとて手を取つてするわけやなし、今までだつて常に絶対であつた父だ。要するに空襲下に端座する父を平然と見てゐられないところがポイントであるとも思へた。いつも愛情といふものをあんなに悦びたふとぶ人が、今この際に古筵一枚でも庇ひにしたい子の情を、なんでかほどにまで拒絶するのか。ではこれは婢妾の愛といふものなのか、或は不謙遜にも当るものだつたらうか。猛火の図が思い出され、発狂といふことばがよみがへつた。ど、どつといふやうな音響が起り、あたりは揺れた。防護団が出勤と叫んでゐる。不安と恐怖でこらへられず、「おとうさん」と呼んだ。

咎めが槍のやうに飛んで、「馬鹿め、そんな処にゐて。云つておいたぢやないか、どこへでも行つてろ。」張りつめた神経は自ら支へることを失つて、「このさなかにおとうさんのそばは離れられない、どこへ行くのもいやです、行きたかありません。」一トたびことばを返しては、われからずんと据わるものがあつた。「行きたいんぢやない、行けと云ふの

だ。「いやです。」「強情つ張りな、貴様がここら何の足しになる。」「どうでもいいんです、おとうさんが殺されるなら文子も一緒の方がいいんです。どこの子だつて親と一緒にゐたいんです。」「いかん、許さん。一と二は違ふ、粗末は許さん。」「いいえ大事だからです。」「それが違ふ。おれが死んだら死んだとだけ思へ、念仏一遍それで終る。」「いやです、そんなの文子できません。」「できなくてもさうしかならない。」「では、おとうさんは文子の死ぬのを見てゐられますか。」「片明りに見る父の顔は、ちよつと崩れて云つた。――「かまはん、それだけのことさ。」

ちひさい時から人も云ふ、愛されざるの子、不肖の子の長い思ひは沸き立つた。「それでは文子は何ですか。」「子さ。」「子とは何ですか。」「エエけちなこと云ふな、情とは別のものだわ」と怒声であつた。「それぢや文子のこのおとうさんを思ふ心はどうしますか。」「それでいいのだ。」「あんまり悲しい。」「悲しいにはじめからきまつてる。」「鼻の芯が痛く話は終つた。云ひたくて云へないものが、ゐしかつてゐたが、涙が塞いでゐる。水道は出なかつた。勝手の柱によりかかつて、云はれたことを反芻した。

爆音がしづまるとすぐにのべた床に横になつて、腰が痛いところぼす父は、まだ不機嫌が続いて些細な事毎にひつかかつ

て来た。かうなつて来ると或一定の処までは許さず押すのがきまりになつてゐたが、この日は私の嫌ふところに触れて来た。以前の婚嫁先の悪風、それに染つて改めることをしない私の態度が挙げられ難詰され、畢竟けふのああいふ態度もああいふ愚問もそこから生じる、娘時代から思へば恐るべき退歩、驚くべき墮落だと、不断は思ひやりが深くて婚嫁先のことを云ふ時など代名詞でそつと云ふやうな優しい人が、今はびしりびしりものを云つた。そこまでは耐へてゐた。その愚問を父は一々覚えてゐて決つた。下性・下根・不勉強は取り出され、意地悪く切刻まれた。耐へられなくなつた私が、むしろ一度ことばをかへした経験が二度目を慣れさせたといふかたちになつたのがいけなかつた。父は利かない身体を起した。あつと云ふ間に後れ毛と一緒に襟髪を押へられた。痛さと、かつて無いことの驚きとで逆上した私は顫へ出し、振上げられた手を見て、「おとうさん打つんですか」と訊いた。手はおろされず、二三度こづいて放された。父は夜著を掴んで睨みつけてゐ、「わたしはな、おまへが帰つて来た時にどんなに、アアお幾美が生きてゐたらばと思つたか知れない。今又しみじみお幾美のぬないのが悲しい」と。余りのことに声も出ず唇を噛みしめ、介添して横にし、下がけをかけた。「我不敢軽於汝等、汝等皆当作仏故」と洩れたのを聞いた。

「我不敢輕於汝等、汝等皆當作仏故」は、鳩摩羅什訳『妙法蓮華經』常不輕菩薩品第二十に見える常不輕菩薩の言葉である。常不輕菩薩は、釈尊の前世の一つで、在家出家男女を問わず、周囲の人々がみな成仏すると説きまわり、怒りを買って、迫害された菩薩である。口を極めて罵られ、石くれや木ぎれを投げつけられ、散々に打擲されてもなお、常不輕菩薩は「我不敢輕於汝等、汝等皆當作仏故」と唱える。「わたしはお前たちを軽んじたりはしない。お前たちはみな成仏するのだから」というこの言葉を口に乗せて、露伴は愚かなる我が娘への嘖りを沈めようとしたのだった。幸田文が空襲のさなかにもかかわらず露伴を防空壕へ入れなかったのは、一度防空壕へ入れた直後に寝付いたからである。見舞う人ごとに「文子が防空壕へ入れたから」と露伴は毒づいた。⁽²⁾

警戒警報が出たとき電話がかかって来て文子が出た。銀座の小さな出版社にいる青年のだが、「お宅は先生のほか女のかたばかりなのでこれから参りましょうか」と言うのである。そこへ露伴が出て来て、「どこからだ」ときく。「あの土橋さんからですがすぐに来ましようかって」と文子。露伴はつとこっちへ来て、「おれが出よう」と言う。文子が、「ただいま父が出るそうですから」とあちらへ言うのと、露伴は娘が差出す受話器を取らずに壁につけてある電話の前を、「どうぞ御

勝手に」と言いながら通り過ぎた。また文子が出て、「ああ申しておりますから」と電話を切った。やがて空襲警報が気味悪く鳴り響く。静かないいお天気で、平和だった日々このいう日をちらりと思わせる。少したつと土橋が飛びこんで来た。「いよいよの時は私がおしよいて逃げます」とおおい紐にする帯をかたえに置いて縁側に腰かけていた。露伴は庭さきに掘った防空壕に入れられていた。そこへ入って、「先生、石橋山の頼朝ですわね」としゃれたつもりで声をかけると、「わしはそんなことを考えちゃいない」とおこるように言われた。空襲が解除になって穴から出て来たときも大の不機嫌で、近所にいる親戚の青年が扶けようとして手を出すのを払いのけてひとり座敷へあがった。「土の下へもぐらされるのは御免だ」と娘に言った。それでそのつぎの空襲からは押入の上段と前とに蒲団をたくし、下段へ入れることにした。土橋が来ることになった電話は、露伴が出るというのであわてていたら何だかよくわからない声が出た。それは「どうぞ」と聞けばそのようにも聞かれる声だったので駈けつけたのだという。「御勝手に」のほうは全然耳に入らなかったのだ。これは文子がつつとあとで土橋にきいて判明した。たった一度防空壕へ入れられたあとで露伴は病気になった。そのせいだとして悪たれをついたがそういうことはあるまい。

重そうなようすなので武見を呼んだ。夜に入って来ると例の通り小さい鑓できりきりぼん、きりきりぼん、きりきりぼんとやってそれらをぶす、ぶす、ぶすとさして帰った。露伴がこの人に行かせた延子はこの音を聴いていて、「音楽のような速さだね」とあとで文子に話したという。それをぶつぶつと注射し終えると大抵はそれでおしまい。から壘は残して帰って行く。それぞれの壘についているペーパーを見た他の医者が、「いい葉がなくなつた時代なのにどれもこれもほしいものばかりです。得難いものばかりだなあ」と嘆じた。

実は、この時、露伴の容態はかなり重かつた。斎藤茂吉が、医師の立場で露伴を診たのはこうなる少し前のことであつた。幸田文は記す^③。

そのうち戦争は拡がるし、父は床に就いたきりになつた。ある日先生は珍しく小さい鞆を持つて見え、「けふは医者でお見舞に来ました」といふことだつた。頑固者の父がお断りする、といふより拒絶といふすげなさを見せはしないかとあやぶんだが、すぐ静かに診察になつた。それまで先生は一度も父に聴診器をあててゐない、主治医先生へ礼儀を守つてのことらしかつた。おすすぎを持つて行くと、先生はとても嬉し

さうに快活に話しながらなにか気の急ぐ様子で、例の紅潮をしていつぱい汗が噴き出してゐる。複雑な興奮であることがわかる。お手水はほんの指先だけで済まされ、それを勝手へさげてお茶をさしあげるひまもなく、「お送りを」と父に呼ばれた。が、先生はそんなに急いで病室を出られたのに、玄関でほとつと坐つたまんま深く頸を落して黙つてしまはれた。ぎしぎしと身に浸み入るものがあつた。と、「さすがに」と途切れて、「――立派です」と、何が立派なのか訊く余地を与へないきびしさがあつた。帰つてしまはれたあとの頼りなさのうちに、ふと先生のはにかみが何であつたかが分明になりかかる気がした。それは私にあることを固く思ひかためさせるものだつた。父の死には是非先生にそばにゐていただきたいといふ願ひだつた。

やがて戦争は激しく、父の生命もまた激しい追ひたてられかたをしてゐた。空襲の夜、遂に主治医先生は万一を慮つて、「近い人々には知らせを」と云はれた。父のしごとの助手をしてゐた土橋さんが、あげがた早くゲートルを巻いて先生へ連絡に行つた。先生は驚かない、「私の診たとき、いや恐らくずつと以前からあのかたのからだはがたがたなのです。ただ不思議な調和で保つてゐたのです。今日まで持ちこたへて来た不思議ですから、不思議はまだ続くかもしれせん。主

治医先生の指図通りになほ看病を」との私への伝言だった。

父は持ちこたへた。

空襲が激しくなった昭和二十年三月、ようやく露伴は疎開を決意する。契機となったのは、長年不和のうちに過ごした後妻、八代の死であった。³⁴

昭和二十年。信州坂城へ疎開し小石川の家を焼かれる。敗戦に終るとすぐ帰り、東京を素通りして伊東の宿に入る。

露伴はなかなか疎開しようとは言い出さなかったが東京の空襲が度重なるについに言った。ところが露伴の家には地方に親戚というものがない。(略) そうなれば信州坂城の八代子の家しかない。八代子の家というのは戸倉に作った家ではなく、坂城の自分が生れ育った家が売りに出たので戸倉の家を売って買戻したのである。これも露伴には事後承諾であった。その家を露伴は見ることがなかった。坂城へ行ったこともなかった。見たことはないが八代子はむかし本陣だったただだっ広い家にひとりで住んでいるのである。(略) 文字は父への愛と八代子へのいやさとの大きくいえば相剋に悩んでいたのである。それならどうして父とともに坂城へ行つてそこにとどまったかといえは、こういういきさつがあるうちに

八代子の死が報せられたからである。

疎開は三月二十四日になった。まえの晩少し雨が降ったように思うがその日はどんよりと曇っていた。出発まえの支度をしている最中に鳥打帽に革の長靴を穿いたような岩波茂雄がはいって来た。(略) いよいよ出発になったときのことは覚えていない。先発の車が出てしばらくして露伴一家や小林が乗ったのが出た。上野ではさきに来た人々が駅から借りておいた担架に露伴をのせる。しかし改札口からは入れられないので誰かが交渉に行つたのかと思うがしばらく外で待った。なかなか来ないので担架が持ち重りして来る。そこへおろした。地べたではなく入口へあがつて行く道なのだが、ともかくズック一重下は人が往来する堅い道で頭上は遮るもののない空である。若くして北海道から帰るのに二本松から郡山へ行く夜道に寝て、果はかかる姿で果てるのかと考えた人である。いまは果てるのではないが腰が立たなくなった病軀を道ばたに横たえている。露伴は目を見ひらくようにして人々の上にひろがった陰鬱な空を眺めているようでもあった。交渉に行つていた誰かが戻つて来て、「別の入口からさきにはいいことになった」と告げた。改札口のまえには人の列がどこまでも続いていたが担架といっしょに行く人々は別の口から入れてもらった。客は一人もないホームを小走りに行

く。改札口があくまで間がないからである。車輛は三等しかない。向いあった座席に板を渡してその上に露伴は膝を立てて坐した。露伴が二人分の席にいるのだから男は一人立った。行くさきが遠くて立ちつきりでは疲れるから若い男同士とときどき変った。見送りには小林や横尾や次村が窓の外に立っていた。小林は本来なら送って行くべきだが岩波が貴族院の補欠に立って激戦中だということでここから帰るのである。

(略) 列車が出てかなり長いあいだ露伴は不機嫌そうに口も利かないでいたが、そばにいた政吉の五男に物憂い調子で言った。「春寒というのと人々に運ばれて行くというのと車で行くというのとをあわせて句ができるか。私はいま作ったのだが」と。そして句を教えて、「春寒し手舄よりする汽車の旅」と言った。私が手帳を出して書きとめようとすると露伴が心覚えの帳面を出させて、詞書をつけて書かせた。実はここところはあやしい。帳面と書いたがそれは製本見本で、岩波から届けさせて使っていた。

昭和二十年五月二十五日、空襲で小石川蝸牛庵は焼けた。父を蝸牛庵へ連れて帰りたい。そう思い、戦後の物資の乏しい時期に何とか工面をして建て始めた新蝸牛庵は、生きて露伴を迎えることはなかった。蝸牛庵を焼く火を幸田文は見ている。³⁵⁾

あの百姓家に一晚泊ったおり、東京が焼けてるといっているので起きて見たらそちらの空の下が一面に赤かった。いつまで見てもしかなかったのがまた寝たが、それは小石川の自分たちの家が焼ける火なのであった。

五月二十五日の夜、小石川の蝸牛庵はその他多くの家とともに焼けた。岩波の邸が焼けたのも同じ日のことで、目に見る一帯を焼野が原と化した大きな火であった。土橋は翌日上京して見に行った。上京といっても二時間ぐらいでお茶の水駅へ来られるのだから問題はない。ここがほとんど焼けどまりで火は坂下に及ばなかった。坂を降りて柳町の電車通まで行けば震災にも焼けなかった家も残っている。焼けあとで驚いたのはたしか商務印書館で出した漢籍の古典一揃いが随分の数で、それを二階書斎の廊下に積んであったのが家とともに焼け落ちて庭の一隅に堆くなったのだが、ことごとく灰になったのに文字は明らかに読める。またいい加減のところを出せば同じように読める。その翌日、土橋は焼けたことを知らせに坂城へ旅立った。寝ていて飲むキセルに火をつけてから露伴に報告した。キセルのさきがちよと揺いだ。「ああああ焼けたのかい、そうかい。焼けるとは思わぬでもなかったが、何だね、感を新たにするというやつだ」と露伴が土橋の目を見つめるようにして言った。露伴はいままでの生涯に

水の害を受けたことは幾度かあったが火の災いに罹ったのはこれがはじめてであった。「おれが書いておいた原稿類も焼けたね」とやや鋭い調子になってきく。「いえ、先生のお書きになったものは手文庫ごとこちらへ持って来てあります」と答える。「あれは密陀僧の塗りで饗庭篁村から譲られたのだが」―そのまえば誰々のだったと江戸時代の人の名を言ったが忘れてしまった。土橋が何かに書いているかもしれない。つぎに、「釣道具は焼けたな」と露伴。「はい焼きました。そういうものはすぐに疎開できるように荷造りはできていましたのですが、やっとトラックをつかまえて約束しておいたのがきょうのことだったのです」と土橋。露伴は釣竿の話をしてくれた。「釣竿はね、白鷺・信天・翡翠・交青・属玉の兄弟竿が五本、それに横巻なしの継竿うぶ丸で、うん、名はみんな自分でつけたのだ」と。それから自分でこまの文字を書いた将棋のことをきいた。焼けていた。土橋が見たものも見なかったものもあるが焼失したもろもろの一部を挙げると、露伴がつくらせた大きな写真機・一絃琴・西鶴題名のひとよぎり・寺田寅彦が作らせて贈った平面ガラス板、次郎長のずぼんざしなどで、ずぼんざしというのはずぼんにさした刀である。また平面ガラス板というのは、世の中に寸分違わぬ平面なものは存在しな

いというのが露伴の持論のだが、最も平面に近いガラス板を理化学研究所に命じて作らせて寺田が贈ったものである。

空襲が焼いたものについて、青木玉は別なものを思い出している。⁽²⁶⁾

三十後半四十手前のころ、誰れか誘う人があったのか日本刺繍をしていた時がある。大きな木枠に布を張って基本の刺し方を習った。(略)

戦争は激しさを増し、私達は身一ツで疎開することに なった。小石川の家の荷物は祖父の書物を一部疎開したが、生活すべて一切合財残してゆくことになった。気休めではあるが筆筒の引き出しは一応鍵がかかる。詰められるだけ物をつめ、もう一枚の着物も入らないわずかな隙間に、母は手元にあつたありつたけの刺繍糸を一面に敷き詰めた。糸は細い白ボール紙の筒型の芯に巻き付けてある。目もあやな数かずの色は、何段かの引き出しの最上部をうめつくして仕舞われた。

私達が家を離れる前日、残してゆく荷物の宰領を預けた人に、母は細かくここには何が入れてある、この包みはどうい

う必要のものが入っていると説明し、箆笥の引き出しも開けて見せた。相手は書物のことには明るい衣類のことなど無頓着な人であった。ただ祖父の着るものは先生がお困りになつてはとそれのみ一心に覚えようとした。その祖父の着物の上一面に砂糖細工の有平糖の巻物のようにつやつやと並んだ絹糸の美しさに声も無く眺め、彼は「何に使うものか知らないがこんな美しいものも焼けてしまうのか」と呟いたという。

そんな思いは焼夷弾の火の前には無力であり、結果はその通りになって、糸はさておき母の刺した帯さえ一本も残らなかつた。

露伴亡き後、新築なつた新嶋牛庵に戻つた幸田文は、焼跡のなから、父につながるものを見つける。^⑤

私の住んでゐる家は小石川表町の焼けあと。父はここに大正末期から戦火にあふ一ト月まへまで約二十年を過した場処である。さきごろ引きうつつた当座は、つらくいほど頑強な藜の根と、割栗石のやうにしきつめた焼瓦を見て、いささかうんざり気味であつたが、今はもうさうぢやない。すばらしいと思つてゐる。

火事跡は思ひ出の宝石箱である。土の中にはいろんな物がある。かつては地上にあつてそれぞれの役に生きてゐたが、いまは壊れて用をなさぬもの、たとへば瀬戸物のかけら、ゆがんだ金物などが埋もれてゐる。土は風ををどり雨に沈みしで、一刻も早くおちつきたげに見えるが、土中の物は逆になにかにつけて、陽の目を恋うて浮きだして来る。それらを見れば、何もみな思ひ出でないものは無く、ことにも父と直接につながつてゐたものに逢つては、なつかしさに天を仰いで呼びたく、さびしさに地に伏して泣きたいおもひがする。

けさも、はつとする思ひにあつた。崩れた霜柱のかけに、きらりと藍が光つてゐ、それは一ト目でしかとわかつた。ずつと以前、父が愛用して放さなかつた、盃台のかけらであつた。京もの、やや平たい壺なり、祥瑞うつし。これは母がゐた頃からあるのだといふから、四十年近くも前からのものであり、おそらく母はこれに盃を載せ、小器用な肴を添へて供したこととおもへる。

継母はクリスマスチャンで、飲食の膳を不潔だと響覺して嫌つたが、強引な父には勝てず、やはり酒を調へなくてはならなかつたのだが、酒器を愛する気などは毛頭無かつた。(略) 継母はリョーマチを病み、家事は私がひきつがされ、そのとき改めて見た盃類は、ぐつと数がへつて、箱も浅い杉折にか

はつてゐた。

私は学生でゐて家事雑役を引受けさせられたのだから、食事の跡かたづけなどは早業第一と心得てやつたから、おそろしく手荒く乱暴だつた。(略) 父も閉口して、「おまへはぶつこはし屋の女房にでもなるか」と頭に手をやつて嘆息し、私もすこししよげた。父がこの盃台に寄せる愛惜をおもつては、さすがの私も気をつかつたので、幸に事無く過ぎて来たが、あるとき玉の盃をめぐがけにしたのを最後にして、私のぶつこはし屋がをさまるより一ト足早く、父の方があきらめに行きついたのであつた。(略)

私のかたづいた先は新川の酒問屋であつた。(略)

数年ののち私は離婚し、酒とは縁が切れ、子供の父だつた人もまた病歿した。(略) 過ぎた夏には父も亦、境を異にする国に旅立つた。いま霜に浮いてあらはれた、この陶片は白く青くあまりに美しく、私はふたたび人の見る目にまかせたくない思ひに駆られ、こなごなに砕いて土にかへしてしまつた。

露伴と酒は切つても切れない。毎晩の膳に運ばれた盃台のかけらを、幸田文は二度と人目に付かぬよう、粉々に砕く。盃台は、父だけでなく、早くに亡くした生母につながる器であつた。

長野の生活は思いに任せず、他人から見ても、辛い生活であつた。その原因の一つは、後妻八代との不和から、八代が坂城に別居して以降、その死までほぼ没交渉に過ぎた露伴一家と、八代を看取つた信州の親族との坂城の家の所有権をめぐる諍いにあつた。小林勇は、次のように記している。⁸⁸

坂城の先生を見舞つた。四月四日のことである。(略) 先生の家は古びて大きかつた。その大きな家の表座敷の方に幸田家が入り、裏の方に八代夫人の親戚だといふ一家が住んでゐた。この家の女房が八代夫人の姪にあたるという。その姪の人が八代夫人の世話をしたという。

(略) 台所が一つで先住者たちが我俣に使つてゐることであつた。(略)

裏の方にいる一家の主婦は田舎の、理非をわきまえぬ中年女で、東京から来た歓迎しない客人に一々辛く当たつた。なんでも八代夫人がこの姪に自分が死んだあととは、この家をやるといったから、これは自分のものだと言張してゐるのである。(略)

先生は彼らの理不尽な主張を私に一通り話した。そして、「この老人がどこへ行けといふのだ。」といつて嗚咽した。(略) 先生一家は確かに東京の危険から難を避け得られたが、山深

いこの坂城の町で新しい難儀に取囲まれているのだ。この家の人たちが、理非をわきまえぬならば、恐らく町の人々も先生一家を正当に見ず、親切には扱わないであろう。

小林の見たとおり、坂城での生活は、時を経るに従い、耐えがたく辛いものとなっていった。³⁹昭和十五年から、蝸牛庵を訪れていた内田誠が露伴の死後出版した『落穂抄——露伴先生に聞いた話』には、疎開のわびしい様子が活写されている。露伴は、信州についてこんな言葉を残した。

信州といふ處は昔から戦争にまけたものが逃こんで來るところである。諏訪神社の祭神である建御名方神がさうだ。⁴⁰

先生の疎開先であった、信州坂城は先生を路傍の草の如く扱っていた。坂城の生活は悲劇だった。先生は我々に向って、昔から信州は戦争に負けた人間が逃げこんでくるとことと笑はれるだけであった。

一體世の中はなぜ生きてある幸田露伴を大事にしなかったのだらうか。⁴¹

「路傍の草の如く扱っていた」とは、いかに疎開先の生活が敵意に満ち、露伴に敬意を欠いたものだったかを明らかにして余りある。

る。

こうした困難な生活の中で、露伴は一人楽しむ術を知っていた。

晩年床についたきりにおなりになってからは、目もお悪く、耳も遠くおなりであったので、口述などをなされる以外、文章もかかれることもなく、本も読まれることはなかったので、何もなさらず、さうしてゐらして何をお考へでせうかとうかがってみたら、

「なに、昔のことをいろいろ思ひ出してみても楽しむでまますよ。」

ほんとうに楽しさうであった。⁴²

坂城では、幸田文は手持ち無沙汰で、日永一日トランプ占いをしていた。⁴³

ともかくにも、露伴は戦争に耐え、辛くも生き長らえ、終戦を迎えた。坂城では、『芭蕉七部集評釈』の「曠野下」が成った。土橋利彦はその時のことを次のように記す。⁴⁴

七部集のうち「冬の日」には発句の部はなく、「春の日」の発句はすでに評釈を終え、「ひさご」にも発句の部はなく、「猿蓑」の発句は連句とともに文庫として売り出されていて、残

るものは「曠野」「炭俵」「続猿蓑」の三冊なのである。そうするともう半分道は来たように思われるが、「曠野」の発句がやたらに多くてそれがある程度やりあげなくては半分あげたとは言えない。本になったのからいうと「曠野」ばかりは二冊になって全部で八冊になる。その「曠野」の下巻に出ている発句の部は坂城で成ったのである。参考書は何もないところでやりあげた。戦争中ただこれだけ残った「文芸」に連載している「音幻論」の原稿を取りに土橋が月に少くとも一度は行く。しかしこちらのほうには露伴はなかなか乗って来ないようになった。一日空しく待っていることはできないので機械的に調べて行けばいい「音の各論」などは予め土橋が認めて行って一読することにした。そのあとの時間には「曠野」を口授してもらって筆記した。口授の態度は一様でなく、

談話体で土橋に説明したあとで、「ということをやめて書いておいてくれ」ということも時にはあった。襖一つ向うには文字親子がいて、土橋が筆記した原稿を持って引上げて来ると、聴いていて感じた悪口を二人で浴びせる。それでもこの部屋へ来ると土橋はほっとするのであった。年が経ってから文字が言った。「あのころのあなたの進歩は目を見はらせるものがあつたわね。あのあとはじめになつたけど」と。自分は露伴の手伝いをしていたつもりだったのが、それはそうに

しても自分自身の目ざましい進歩にもなっていたのである。人々が戦争で学問ができなくなったその時代に土橋は一世一代の修行を積んでいたことになる。

坂城を離れる日が来たが、露伴は一步も歩けないのである。戦争が終つたのだからすぐに帰ろうと露伴が言い出したのでそうすることにした。しかし東京の家は焼けてしまったので東京は素通りして伊東の宿へ行くことにした。この家は文字の一存で相手の胴欲な女に与えられたからである。もとより文字はいい気持ではなかった。女の背後にはもつと強い男の力がついていてこんな世の中で自分の力では事面倒と思つた。こういう折にはこの人の思いきりが実によかつた。黒塗の四角な盆に林檎が二十ぐらい積んで出してあつたが家人は現われなかつた。林檎を手取る人はなかつた。暗い雨の中で電燈をつけて支度をした。呼んでおいた自動車 came のでまだまっ暗な雨のなかで露伴を運ぶ。一駅向うの上田へやらせる。今度の汽車は坂城へは停らずに上田まで行くこと聞いたからであろう。上田は人も知る如く真田の城あとがあるところだ、ことに真田幸村を嫌う露伴がそこから汽車に乗つた。途中熊谷駅へ入るところで線路に隣つた家が焼けていた。徐行したりほんのちよつととまったりしていたので焼けている家のなかを眺める時間があつた。焼けている家をこんなに近

くで見たことはなかった。どうして起った昼火事かは知らないが、直覚的に飛行機の爆撃と感じた。戦争はきのう終つてもまだ時々飛行機がやつて来ては家を焼いた。戦争が終つてから焼かれたのだからさぞくやしいだろうとも思った。列車は上野に着きさらに東京駅から別な線の車に乗る。

東京駅では露伴をおぶつて階段をあがるのは苦労だろうと貨物をプラットホームへあげるエレベーターに載せてくれた。ただしまわりに壁はないのでまんなかに椅子を置いて露伴を腰かけさせ、「からだを動かさないようにしてください」と注意して引上げた。まだ乗つて来ない車に乗せてもらった。土橋の母がはいって来て露伴に会うのははじめてだったがさめざめと泣いた。あとで、「あの人は泣いてばかりいたね」と露伴が文子に言ったそうである。伊東は大雨で被害がいくらか報じられていた。一行は駅長室へ入れられて露伴にはツファーが与えられた。これから行くつもりの松林館とは電話が切れたかして長いあいだ連絡がつかないようであった。やっと連絡がついたが松林館は大入りでこれだけの人数を迎えることができないという。「父だけでも」と言つても、「あすにならなくて」という返辞である。二軒になつてもいいから一晩だけ過せる宿を捜してもらおう。名は正確に覚えていないがたしか白井館という宿の主人が一度露伴先生にお泊り

いただきたかつたと言つて一室あけてくれた。露伴にはあやをつけてそこへ頼みこむ。^⑤

伊東でしばらく過ごした後、露伴は菅野へ移るのである。

露伴臨終の地となつた菅野で、畢生の大著『芭蕉七部集評釈』は完成した。しかし、それは、盲いた露伴が、まともな資料もなのままに、ともかくも完成させたものであり、必ずしも、意に満たない部分があつたと思われる。傍で『芭蕉七部集評釈』著述の様子を見守つていた幸田文は、父の苦労を思いながら、次のように書いている。^⑥

評釈のしごとは、なにぶんにも七部集が大部なもので、はじめは七部全部にわたるつもりもなく、気に入つたところを気任せにする、といつたしごとだつたらしいが、したりやめたりにしてゐるうちに、「冬の日」「春の日」と連歌の部がみな済んでゐた。それから約十年を過ぎて、今度は「猿蓑」の発句にかかつたが、それもいつか済んだとなると、なんとなくやめるにやめられない、ここでやめるとおけらの水渡りのやうな中途半端なかたちになるので、それならいつそ全部やつてみるかといふところになつて、あの戦争だつた。齢もとつてゐたし、戦争の窮乏がこたへて持病の腎臓が悪化する、風邪

のひどいのを引く、痲性な人が敷きつばなしの床に寝たり起きたりだが、病むたびに起きてゐられる時間がだんだんと少く、つひには寝たきりになつた。眼もめつきりと暗くなつてしまつて、眼鏡もこれより工夫のしやうのない極限の度のをかけて、そのうへツアイスの特別拡大鏡を使つても五号がまづかつた。文字と文章に慣れた眼だから一字一字がはつきりしなくても読めはするが、それをすると眼にもからだにも相当な負担だつた。評釈のやうな、あつちの本を調べたりこつちの本に当つたりする必要があるしごととは、小まめからだの動かせるあひだでなくてはできないしごとだつた。そこへ幸に小橋さんといふ助手を得たが、ところが今度は火事だつた。戦災で手許においた参考書類や資料は全部焼いてしまふし、それも焼けたのはうちばかりではない、どこもかしこも焼けてゐるのだから、不急な俳諧書などがさう早く集まつて来るわけにはいかない。買はうにも調べようにも打つ手がなすが、それかといつて安閑と待つてもゐられない、すでに父は八十だつた。

「しごとをし残して死ぬのは、それこそ片付かないおやちといふものだ。とにかくにもやつてしまはう」と父はそんなことを云つた。とにかくにもといふが、これはおそらく父にとつて不本意至極の、どうにもならない、にもかくにも

だつたらう。眼が悪くてからだは動かないのではしやうがない。でも、あるいは父一流のずぼんとした大まかさで、とにかくにもと云つたのかもしれない。ちやうどい、ちのほうも一回の終りになりさうなのだから、しごこのほうもいい加減一応のきりにしておけといつた、のんきな脱けかただつたともおもへる。が、悪条件のなかで強情なしごとが進んで行つた。さういふしごとの出来上りがかならずしも満足とは行かず、きつとどこかに不満足が残つてしまふのも承知の上であつたやうだ。今そのしごとが終らうといふ。しごとが終るといふことは、私には私なりに多少に感懐はあるけれど、特別の緊張感などはなかつた。ただむやみやみと冷えるのには閉口しながら、ぼつんとすわつてゐるのである。それも大部分は小橋さんへの遠慮からで、小橋さんは前々から、もう何日ぐらゐで終りさうだなどと予告をして氣負つてゐたので、さきへ寝てしまふのは憚られた。

八畳からは口授の声が断続して聞えてゐた。低いから心をとめて聴いてゐれば何を云つてるのかもわかるが、氣を放せばもうわからなくなる。私は睡るともなく居睡つた。小橋さんが夜なかも何も忘れたやうな声で、「おめでたうございませ」と云つたので氣がつく。—あら、をかしい。うちぢやあんなことを云つたためしはないのに、と思ふ。(略)

父はいつも黙ってしごとをし、黙ってしごとを終へ、始まつたともなく終つたともなく、祝ふことなんぞないのがあたりまへになつてゐたからである。

文中、「小橋」は「土橋利彦」の仮名である。

幸田文は身体の利かなくなつた老父に仕えて、『芭蕉七部集評』を完成させた。青木玉は学校に通いながら、母を支えた。二人の母娘は、夜は耳をそばだてて襖の向こうから病人の気配を伺い、事あれば機敏に処置し、偉大なる幸田露伴を看取り、ものを書く人になつていく。

ただ、父の死までは、世間的には普通の主婦に過ぎなかつた幸田文にとって、文筆業での成功では、予想外のことが起きすぎた。昭和二十五年（一九五〇）、幸田文は一旦筆を絶つことを宣言する。^④

私は筆を絶つ

幸田文さんの決意／その『書かざるの記』

故幸田露伴翁の娘文さんは父の思い出につながる『勲章』『みつつかす』などの作品が戦後の文壇に華々しく登場、特異な存在となつて来たが、最近ばつたり筆を絶つて沈黙してしまひ『文さんは今後ものを書かない決心をしたらしい』という噂が伝えられはじめた。何が文さんを駆つてその決心に追い

つめたか、文京区表町伝通院裏、かつての蝸牛庵跡に建てられた住いに文さんを訪ねてその心境をたいてみた、以下は文さんの語る文筆を絶つ理由であるが、文学に対する潔癖とまでいえるきびしい心であり、またギリギリに思いつめた人間の誠実と愛情の問題でもあつた。

父の死後約三年、私ははずらずら文章を書いて過して来てしまいました、私が賢ければもつと前にやめていたのでしようが、鈍根のためいまままで来てしまつたのです、元来私はものを書くのが好きでないので締切間際までほつておき、ギリギリになつた時に大いそぎで間に合わせ、私としてはいつもその出来が心配でしたが、出てみるとそれが何と一字一句練つたよい文章だとか、いろいろほめられたりするので、やつつけ仕事ともいえるくらいの私の文章が人様からそんなにいわれると、私は顔から火が出るような恥かしさを感じました、自分として努力せずにやつたことが、人からほめられるということはおそろしいことです、このまま私が文章を書いてゆくとしたら、それは恥を知らざるものですし、努力しないで生きてゆくことは幸田の家としてもない生き方なのです。

私はほかの作家の人たちのことを思つても、書くということはあらゆる努力を集中して、やつと出来る仕事だと思ひますし、またそれでは本当の文章だとはいえないのだと

思います、私が文章を書くのはもち論努力はしましたが、父が死ぬまでの間私が生き抜くために来た努力に比べれば、それは努力とはいえない底のものでした、私は努力にも段階があると思うのですが、私が文章を書く努力は私として最高のものではなかつたような気がするのです、それでは本当の文章とはいえないでしょう。

ではなぜ私が文章を書くようになったかといえますと、父の死ぬ少し前に私にもものを書くようにといつてくれた人があつたのです、その時の私のうれしさ、父のことも子供のことも忘れ果ててぼう然とする位でした、というのは四十何年の間、私は終始、みそつかすで、たれも私を認めず、私は父の下でいつもオドオドして何をしても叱られるばかり、ほめられたことは一度もなく、たまに御飯の出来がよくても『わしのいう通りにやつたからだ』といわれる始末で、ほめられたり、特に私というものが認められることは全然なかつたから、私に『といつて、書くようにすすめられた時はほんとうにうれしかつたのですが、私はこの時にはじめて人の愛に触れたと思いました。』

私は『文さん』といつて呼びかけてくれた人のために書き、その後も同じようにして書いて来ました、それから編集者の方も読者の方もほんとうに私を愛して下さいました、四十を

越してはじめて人の愛を知りました。

そういつて文さんは目に一ばい涙を浮べた、文の一生にもとうとう愛されたということがあつたと思えば、もうこれからだれに愛されなくても私には満足です、この三年の思い出だけで私には十分だという気がするのです、私を愛して下さいる人々に私として精魂傾け、切さたく磨の努力を重ねたとはいいい切れない文章を読んでいたくとしたら、それは誠実のないことですし、徳義の上からも許されないうしやう。

文章を書いてお金をとるよりも、私は人にも自分にも誠実でなければなりません、そう思えば私は書くことをやめる以外にありません、ただ連載になつている『みそつかす』だけは急にやめては無責任ですし、ある程度書きつづける義務があると思います。

愛されることの薄かつた私には、この三年は有頂天でしたが、それだけに、いまの私が本当の私かしらと思うのです、やはり私には持つて生れた私の生き方があるのです、思えばこの三年は浮気だつたのですよ、その思い出を持つてまたもとの私にかえるのです。

書かない決心ですが、人間のことですからあるいはまた書きたくなるかもしれませぬ、その時には父の思い出から離れ

て何でも書ける人間としてでなくてはなりませんし、そうなたらどんなに悪くいわれようとも書かなくては済まないでしょう、そうなるかならないか、私にはわかりません、私は間違っているのでしょうか。

この後、柳橋の芸者置屋に女中として住み込んで、働きを認められた幸田文は、自信を取り戻して、再び筆を執り、『流れる』を世に送るのである。

注

- (1) 幸田文については『幸田文全集』一～五、岩波書店、一九九四年十二月～一九九五年四月。仮名遣いは全集に従い、踊り字は文字に開く。青木玉についてはまだ定本が存在しないので、それぞれ単行本を用いる。『小石川の家』講談社、一九九四年八月。同『なんでもない話』初出は朝日新聞日曜版連載、一九九六年四月七日～一九九七年三月三十一日。その後講談社より一九九七年九月同名単行本として出版。同『幸田文の筆筒の引き出し』新潮社、一九九五年五月。塩谷賛『幸田露伴 下』中央公論社、一九六八年十一月。
- (2) 小林勇『蝸牛庵訪問記（露伴先生の晩年）』昭和三十一年三月十日、岩波書店による。小林の書は、担当編集者として、露伴の元を訪れた後に自ら記した手控えを基に、「他のいくつかのノートの助けをかりて書かれた（同書、六～七頁）。なお、本書では新旧の漢字が混淆しているため、字体は正字に統一する。

- (3) 幸田文「あとがき」「こんなこと」（『幸田文全集』第一巻所収）、二二一～二二三頁。単行本『こんなこと』の初版は一九五〇年八月三十日創元社。「あとがき」は一九五一年一月刊の第五版に初めて掲載される。
- (4) 幸田文「みそつかすのことは」「みそつかす」（『幸田文全集』第二巻所収）、一六七頁。初出は単行本『みそつかす』刊行時の書き下ろし。「（三月二十七日）」の記載がある。
- (5) 「安倍、小宮、和辻とか云ふ人達を別にして作家らしい人の顔はまるで見えなかつた。ただ川端康成氏一人、暑さうにまるい眼をひからせながらやつてきた。（略）我々は千人に一人といふ人を失つたのだ。世間の何人がそれを知つてゐたのだらう。総理大臣と議會だけだつたのだらうか。内田誠「露けし」「落穂抄」所収『落穂抄——露伴先生に聞いた話』青山書院、昭和二十三年十一月、一四〇～一四二頁。
- (6) 塩谷賛「仙書参同契」『幸田露伴 下』三七二～三七三頁。
- (7) 同前、三八〇～三八一頁。
- (8) 塩谷のこの記述は、小林勇「昭和十六年」『蝸牛庵訪問記』二四一～二四二頁に基づく。
- (9) 塩谷賛「仙書参同契」四〇四～四〇五頁。
- (10) 小林勇「昭和十六年」二四五頁。
- (11) 青木玉「喜寿のあと」『小石川の家』二二四～二二五頁。
- (12) 塩谷賛「仙書参同契」四〇四～四〇五頁。
- (13) 同「大患」『幸田露伴 下』四一三頁。
- (14) 同「大患」四〇六頁。
- (15) 同前、四二二頁。
- (16) 小林勇「昭和十七年 岩波の會・香の本」『蝸牛庵訪問記』二五二～二五三頁。（ ）は筆者が補った。
- (17) 塩谷賛「大患」四一三～四一五頁。
- (18) 同「蝸牛庵聯話」『幸田露伴 下』四一六頁。

- (19) 同前、四二八～四二九頁。
- (20) 幸田文「終焉」『幸田文全集』第一卷、二五六～二五九頁。初出は一九四七年十月二十日発行の『文学』露伴追悼号。『ちぎれ雲』一九五六年、新潮社刊に収録。
- (21) 青木玉「いも」『なんでもない話』一三三頁。連載中に読者から指摘があったが、単行本収録時には結局「しよきょう」と平仮名のままにした。
- (22) 幸田文「菅野の記」『父』（『幸田文全集』第一卷所収）、六八～六九頁。初出は一九五〇年一月一日発行『中央公論文芸特集』に「渚の家」の表題で発表。『父——その死』（中央公論社、一九四九年十二月二十日刊）に「菅野の記」の表題で収録。
- (23) 「勲章」は一九四九年三月一日発行の『文学界』に掲載。その経緯を記した「勲章」は『幸田文全集』第十二卷所収。初出は一九六二年三月十四日発行『朝日新聞』朝刊の「わが小説」欄に「勲章」——。随筆だ」と我を張る」の題で掲載。引用は全集、三〇七～三〇八頁。
- (24) 「談話」おぼえていること（一）青木玉『幸田文全集』第八卷、月報八、一九九五年七月。
- (25) 注（23）と同じ。三〇七～三〇八頁。
- (26) 幸田文・石川淳・大野晋・丸谷才一「座談会 東京ことば」（初出『図書』一九八〇年一月号、底本『日本語そして言葉』集英社）『文藝別冊 総特集 幸田文 没後十年』河出書房新社、二〇〇〇年十二月、九〇～九二頁。
- (27) 塩谷賛「空襲」『幸田露伴 下』四三五頁。
- (28) 同前、四四二頁。
- (29) 同前、四四〇頁。
- (30) 同前、四四〇～四四一頁。
- (31) 幸田文「終焉」『幸田文全集』第一卷、二五九～二六三頁。初出『文学』一九四七年十月二十日。
- (32) 塩谷賛「空襲」四四六～四四九頁。
- (33) 幸田文「はにかみ」『幸田文全集』第三卷、一三二～一三三頁。初出は一九五三年四月十五日、岩波書店刊の『斎藤茂吉全集』月報第十二号に掲載。末尾に「（二月二十三日）」とある。『ちぎれ雲』に「斎藤先生三題」のうちの第二話として収録。
- (34) 塩谷賛「蝸牛庵焼かれる」『幸田露伴 下』四五一～四五四頁。
- (35) 同前、四五八～四五九頁。
- (36) 青木玉「花模様」『幸田文の筆筒の引き出し』一五〇、一五二、一五四頁。
- (37) 幸田文「かけら」『幸田文全集』第一卷、二六七～二七一頁。初出は『週刊朝日』一九四八年二月二十一日、のち『ちぎれ雲』に収録。
- (38) 小林勇「昭和二十年 坂城にて」『蝸牛庵訪問記』二八八～二八九頁。なお、小林勇はこの直後五月九日に公安当局に身柄を拘束され、厳しい取り調べを受け、敗戦二週間後の八月二十九日釈放される。
- (39) 同「戦争終わる」『蝸牛庵訪問記』二九六頁。
- (40) 内田誠「落穂抄」一一三『落穂抄』露伴先生に聞いた話』九四頁。
- (41) 同「幸田露伴先生」『落穂抄』露伴先生に聞いた話』一三四～一三五頁。
- (42) 同「續落穂抄」『落穂抄』露伴先生に聞いた話』二七、一二二頁。
- (43) 塩谷賛「蝸牛庵焼かれる」四五五頁。
- (44) 同前、四五九～四六〇頁。
- (45) 同前、四六二～四六三頁。
- (46) 幸田文「段」『幸田文全集』第三卷、三八三～三八八頁。初出は、一九五四年六月一日発行の『俳句』に掲載、『黒い裾』に収録。
- (47) 昭和二十五年四月七日『夕刊毎日新聞』掲載。『幸田文全集』第四卷、月報四、一九九五年三月所収、岩波書店。

【調査報告】

ソウル大学校蔵 伝宗碩筆『連歌老葉』

小林善帆

はじめに

ソウル大学校図書館は京城帝国大学が所蔵した図書を継承している。京城帝国大学とは、一九二六（大正十五）年学部開学の、当時植民地であった朝鮮に設立された日本で六番目の帝国大学であったが、一九四五（昭和二十）年八月十五日太平洋戦争終結とともに消滅した^①。今日、京城帝国大学時代の図書の全容を把握することは必ずしも容易ではない。

今回、ソウル大学校図書館調査の機会を得て紹介する同校蔵、伝宗碩筆^②『連歌老葉 評註』（以下、ソウル大本、またはソウル大本『老葉』と略称する場合がある）は、書誌的観察から室町時代後期の書写と判断され、また宗碩の没年が一五三三（天文二）年で

あることから、あくまで極札による仮説ではあるが、宗碩生存中の一五〇〇年代初期の書写であると想定しても不自然ではないと思われ、欠失部分が多く、錯簡はなほだしい零本であるが、『老葉』加注本の古写本として重要な位置にあるものと考えられる。日本の学界でも未紹介なので、紹介する価値のあるものと考ええる。

『老葉』とは宗祇自撰の第二句集で、初編本と再編本に大別され^③、その再編本に加注本が存する。注には宗祇自身による自注と弟子宗長の注^④があり、『老葉』本文に加注されている。その様態は（一）自注のみのもの、（二）宗長注のみのもの、（三）両注を併載するもの、の三種あり、本稿で紹介するソウル大本『老葉』は、（二）の一本である。『老葉』加注本の最終形態は、十七世紀末〜十八世紀初頭に版本として流布した両注併載本『愚句老葉』^⑤であるが、ソウル大本はそれらの初期の形態を持つ十六世紀初期

の写本と考えられる。

以下、新資料であるソウル大本の紹介とその評価への見通しを提示することから、その検討の端緒を開く。なお資料の表記については、新字体を使用した。

1 京城帝国大学における連歌関連図書所蔵の様相

現在、旧京城帝国大学蔵連歌関連図書は十四点(表1) 見出せる。このなかで写本はソウル大本『老葉』(表1 No.1) と、宗養『永禄五年八月十一日 賦何人連歌』(同 No.2) があり、両巻ともに美麗・典雅なもので、伝来の確かさが感じられる。

この二点についてソウル大学校に残された記録から、ソウル大本『老葉』は、一九三七(昭和十二)年二月六日「京城府本町一丁目四十八番地 金城堂書店 松野勝」から、十二円五十銭で購入。一方、宗養『永禄五年八月十一日 賦何人連歌』については、一九二八(昭和三年)三月二十六日「北沢書店」(東京)から、この『賦何人連歌』を含む卷子本十点を十円で購入している。この時、資料の題名も表示されないまま十点が購入されていることから、それほど貴重な資料として扱われていなかったことがわかるという⁸⁾。一九二八年は大学学部開設から二年足らずの時期であり、当時同校では多量の図書を購入していたといい、それを裏付ける

表1 ソウル大学校蔵「京城帝国大学」連歌関連図書一覧

No.	編著者名等	書名等	出版年等	発行元(出版社)等
1	伝・宗碩	連歌老葉 評註	写本	
2	宗養 (両吟)	永禄5年8月11日 賦何人連歌	写本	
3	紹巴	至宝抄	(No.4『初心抄』と合綴)	
4	紹巴	初心抄	1645(正保2)年	書林豊興堂
5	池田謙吉編	芭蕉翁親筆 連歌俳諧秘訣 上・下巻	1894(明治27)年	金池堂
6	福井久蔵著	和歌連歌叢考	1930(昭和5)年	成美堂書店
7	福井久蔵著	連歌の史的研究 前・後編	1930、31(昭和5、6)年	成美堂書店
8	古典保存会編	「連歌新式」影印本 附・鹿児島県立図書館蔵連歌新式解説	1931(昭和6)年	古典保存会
9	古典保存会編	「知連抄并梵燈連歌」影印本 附・宮内省図書寮御蔵知連抄并梵燈連歌解説	1932(昭和7)年	古典保存会
10	栗山理一ほか著	国文学試論 第三輯 (栗山理一「連歌論史攷——二条良基を中心として」)	1935(昭和10)年	春陽堂
11	山田孝雄ほか編	連歌法式綱要	1936(昭和11)年	岩波書店
12	山田孝雄著	連歌概説	1937(昭和12)年	岩波書店
13	山田孝雄編	連歌青葉集	1941(昭和16)年	畝傍書房
14	福井久蔵著	和歌連歌俳諧の研究	1943(昭和18)年	山一書房

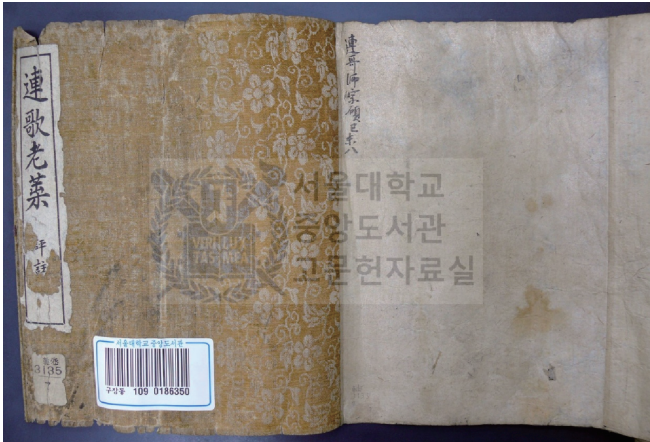


写真1 表紙と端裏

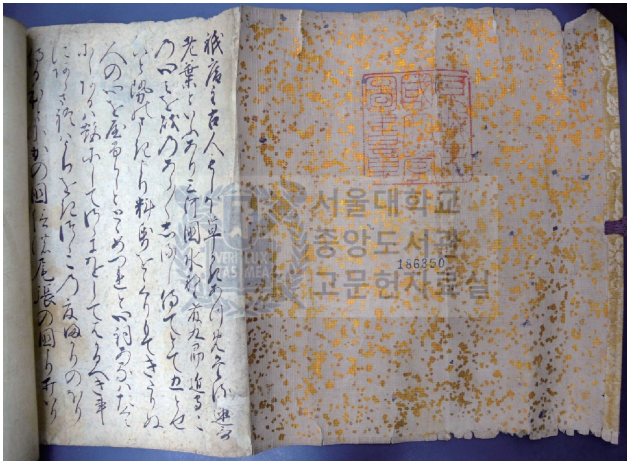


写真2 「京城帝国大学図書館」朱印

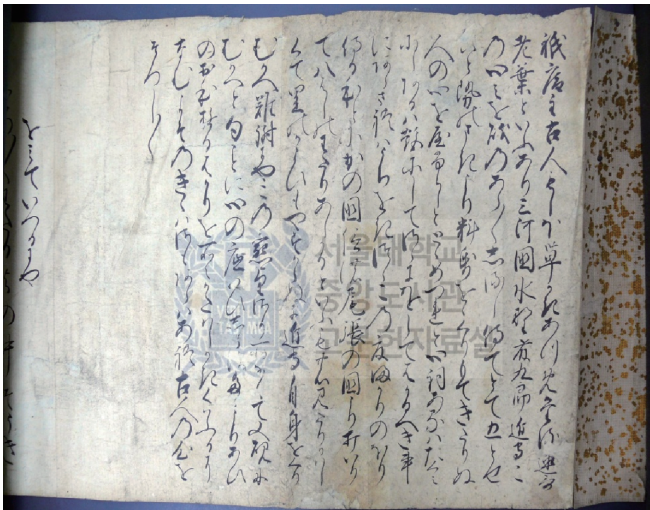


写真3 序文

ものともいえよう。

京城帝国大学は法文学部、医学部の二学部をもって学部開学しており、連歌関連図書はこの法文学部国語学・国文学講座に属するものであったと思われる。同講座教員は着任順に高木市之助⁹⁾(在職年一九二六―一九三九、国文学)、時枝誠記¹⁰⁾(同一九二七―一九四三、国語学)、麻生磯次¹¹⁾(同一九二八―一九四二、国文学)、斎藤清衛¹²⁾(同

一九四二―一九四五、国文学)の諸氏がそれぞれ奉職していた。

右の二点のほか江戸前期の版本である『至宝抄』(No.3)・『初心抄』(No.4)、連歌研究者福井久蔵の著作(No.6・7・14)ほか、『連歌新式』(No.8)、山田孝雄ほかの著作『連歌法式綱要』(No.11)、『連歌概説』(No.12)、『連歌青葉集』(No.13)の所蔵などからは、連歌研究のみならず連歌実作への関心も窺えよう。

2 書誌

i 体裁・寸法

- ・十六世紀初期（室町時代後期）写本、伝宗碩筆、卷子本一卷。
- ・軸存、紐末端のみ存、箱なし
- ・紙高二・五センチ、軸共二・二センチ
- ・全長（表紙・軸を含む）五〇三センチ、表紙一紙、紙数墨付
- ・二三紙、補紙一紙、一紙長一四・五センチ（第二紙）



写真4 卷末貼紙 古筆琴山の極札

- ・表紙 花文織出金地布表紙
- ・見返 金銀箔散し。中央に「京城帝／国大学／図書章」の朱方印あり
- ・題簽「連歌老葉 評註」〔葉〕は異体字、写真1参照
- ・題簽の下に京城帝国大学図書館の図書ラベル「巻軸／3136／7」あり
- ・端裏「連歌師宗碩己未八」
- ・卷末貼紙 古筆琴山の極札 縦一三センチ、横一・九センチ
- ・（表）「連歌軸 宗碩 連歌老葉之内
祇庵主古人 一卷（琴山・黒方印）」
- ・（裏）「半本継合巻物 己未八（栄・黒小判形印）」
- ・折り皺あり。傷みは第一紙の上下に若干の破れあり。虫損なし
- ・鉛筆書き入れ五カ所

ii 端裏・極札

まず端裏の「連歌師宗碩己未八」とは、いつ、何がなされたことをいうのであろうか。「己未八」に当たる年月として、『老葉』成立（一四八〇年代）以後は一四九九（明応八）年八月があるが、本テキストの序文成立が一五二〇（永正十七）年¹⁵であるためそれ以後となる。しかし次の一五五九（永祿二）年八月とすれば、宗碩（一四七四～一五三三）は他界している。一方、題簽の文字

「葉」の特徴や「評註」という言葉の使用から、軸に仕立てたのは江戸時代と思われる。これらのことから、一五二〇年以降一五三三年までに写されたものを、江戸時代の「己未八」に軸に仕立てたものと考ええる。

次に極札（鑑定証）を見ると、「琴山」並びに「栄」の極印（鑑定証印）を使用した「己未八」の古筆見（古筆鑑定家）は古筆本家三代了佑であり、「己未八」は一六七九（延宝七）年八月をさすものと考えられる。筆跡からも三代了佑と思われる。¹⁶

また「連歌老葉之内 祇庵主古人 一卷」「半本継合巻物」とあることから、一六七九年八月には現在の、「祇庵主古人」から始まる零本継ぎ合わせの卷子本一卷になっていたこと、連歌師宗碩の筆跡であると、当時最も権威ある古筆見が認めたものであることがわかる。

iii 形態

同本は、当初糊離れによって順不同の断片になっていたものを、どの段階、どの時期であるかは不明であるが、繋ぎ合せて卷子本一卷に仕立てたと思われる。その結果、現存している句数が一六〇句と、本来二〇〇五句ある両注併載本『愚句老葉』（以下、『愚句老葉』と記す）の八パーセントに満たず、さらに紙継

表2 ソウル大本『老葉』データ一覧

紙番号	ソウル大本順	部立	紙長 (cm)
1	表紙		19
2	序文		14.5
3	序文 (続き)		11.5
4	191 注~ 198	春	14.5
5	199 ~ 203	春	14
6	85 注~ 99	春	29.9
7	133 注~ 140	春	29.7
	41 注~ 45 注	春	
8	145 注~ 149 注	春	29.4
	31 注~ 38	春	
9	155 注~ 161 注	春	31
	22 ~ 29	春	
10	1900 注~ 1905	発句	15
11	1393 注~ 1397 注	雑上	14.7
12	572 ~ 576	秋	30.4
	526 ~ 534	秋	
13	1947 注~ 1951	発句	14
14	495 注~ 503 注	秋	14
15	915 ~ 923	恋上	14.7
16	1421 ~ 1427	雑上	14
17	1057 ~ 1073 注	恋上	31.3
18	602 ~ 608	冬	12
19	706 ~ 709 注	冬	29.8
	903 注~ 914	恋上	
20	1976 ~ 1981	発句	15.2
21	797 ~ 804	旅	30.7
	825 注~ 831	旅	
22	1179 注~ 1188	恋下	30.2
	951 ~ 956	恋上	
23	1131 ~ 1138	恋下	30.9
	1006 ~ 1011	恋上	
24	補紙 極札貼付		9

ぎが不用意に行われたと見えて、順序が錯雑している零本である。四季・発句の部立てを考慮した感もあるが、「春」以外は明確ではない。また「夏」と「雑下」の句は見当たらない（表2）。

以下、まず紹介方法として翻刻とともに『愚句老葉』の句順による復元作業を行い、欠損部分を確認できるようにする。『愚句老葉』は江戸時代に版行されて広く読まれたため、『老葉』の加注本として参照しやすいので、本稿ではその句番号を基準として使用する。

さらに『愚句老葉』及び、宗長序文・宗長注のみを持つ同種本として、完本である蓬左文庫本と比較して差異を検討し、ソウル大本がどのような性格を持つものかを考察する。¹⁸

3 翻刻と復元

翻刻凡例

- 1 「ハ」は「は」になおした。
- 2 適宜、句読点、濁点をつけた。
- 3 漢字は新字体を使用した。
- 4 句の番号は『愚句老葉』（『連歌古注釈集』）による。
- 5 番号を四角で囲んだものは、その番号の句の注である。また、注が和歌の引用のみの場合もある。注は四字下げで記し、和歌は注よりも一字あげて記した。
- 6 発句に対し、詞書は二字下げて記した。

連歌老葉 評註

（端裏） 連歌師宗碩己未八

（序文）

祇庵主古人、もしほ草かきあつめたる、連歌老葉といふあり。三河国水野藤九郎近守、この心みを磯のあらくしるし侍てとて、五とせ六とせのさきより、料昏を、くりもてきたりぬ。

人の心をやぶらじと、とゞめつれど心詞、あるはたくみにし、あるは艶にしてさらにはかるべき事にあらざれば、うちをきつゝ、この夏まかりのほり侍るほどに、かの国、信濃、尾張の国より打いて八はしのわたり、あしがるといふもの、みだりがはしくて里のかよひもやすからぬに、近守自身をくりむかへ難謝にや、この懇望さり所なくて又硯に

のおぼゆるばかりを所々かたはしかきくはふるになむ。よそのき、はさもあらばあれ、古人の心をそろしく。

（欠損）

1（表3ブロック番号、以下同様）

（22） をとする水はこほりとけけり

（23） 雪うづむみ谷のを河春さえて

氷のとくるといふに、深山の余寒めづらしき付様なるべし。常には春かぜのあたゝかなる事をこそ付侍れ。

（26） 日かげしづかにうぐひすぞなく

（27） やまざとのかすむあさ戸にゆききえて

表3 ソウル大本『老葉』データ並べ替え一覧

ブロック番号	『愚句老葉』順	部立	句数	ソウル大本欠落句数
	序文			
1	22～29	春	6	2句欠
2	31注～38	春	5	2句欠
3	41注～45注	春	4	欠落なし
4	85注～99	春	10	3句欠
5	133注～140	春	3	4句欠
6	145注～149注	春	4	欠落なし
7	155注～161注	春	4	欠落なし
8	191注～198*	春	5	2句欠
9	*199～203	春	5(春合計46)	欠落なし
10	495注～503注	秋	6	2句欠
11	526～534	秋	9	欠落なし
12	572～576	秋	5(秋合計20)	欠落なし
13	602～608	冬	5	2句欠
14	706～709注	冬	4(冬合計9)	欠落なし
15	797～804	旅	8	欠落なし
16	825注～831	旅	6(旅合計14)	欠落なし
17	903注～914*	恋上	7	4句欠
18	*915～923	恋上	7	2句欠
19	951～956	恋上	6	欠落なし
20	1006～1011	恋上	6	欠落なし
21	1057～1073注	恋上	11(恋上合計37)	6句欠+2句入れ違い
22	1131～1138	恋下	6	2句欠
23	1179注～1188	恋下	5(恋下合計11)	4句欠
24	1393注～1397注	雑上	4	欠落なし
25	1421～1427	雑上	7(雑上合計11)	欠落なし
26	1900注～1905	発句	4	1句欠
27	1947注～1951	発句	3	1句欠
28	1976～1981	発句	5(発句合計12)	1句欠
			合計 160句	

*印198-199、914-915は続いている。

- 〔41〕 3
 (欠損)
 ほのかなる香にや。
- (38) よこ雲の空明やらでかすむよに
- (35) 梅かほる夜のあり明の月
 のこるは月なるべし。
- (34) のこりてぞあはれはまさる春の花
 べし。
- (33) 霞たつ遠さとをの、ゆきさえて
 すみよしの岸、遠さとをの、眺望なる
 べし。
- (32) 草ははるなるすみよしの岸
 るならんかし。
- 〔31〕 2
 (欠損)
 彩^{サイ}めをつけみるべきにや。詞のあたら
 しきとは、ふるき歌をかくいひかへた
 るならんかし。
- (29) 昨日まで雪を忍じまのあさがすみ
- (28) めづらしとみるいまの一筆
 うちみるまゝにや。

春のよのやみはあやなし梅の花色こそ見えねかやは
かくるゝ

(42) ころやはなのかげにあるらん

(43) うへをきし人はむかしのやどの梅

梅がかも身にしむ比は昔にて人こそなけれ春のよの月
梅がゝにむかしをとへば春の月こたへぬ影ぞ袖にう
つれる

植をきし人の執心なるべし。

(44) 梅うちかほりゆきとくるころ

(45) 山もとの川ぞひ柳かぜふきて

河べの梅柳なるべし。

(欠損)

4

85 山守はいはゞいはなむ高砂のおのへの桜おりてか

ざゝん

(86) 雲をわけ行志がの山こえ

(87) よしのなるみねのはなぞのいかばかり

吉野にもはなぞのあり。志賀より吉野の花を思や
るなるべし。

(88) いつかみそめむみねの木の木の本

(89) としくの花に岩ふむよし野やま

花みにのみ年々行て、隠遁の心のなきをなげくにや。
世にすめばうさこそまされみよしのの岩のかけ道ふ
みならしてん

(90) 又けふ行もしらぬやま

(91) 花見にといくしら雲にまよふらん

岩ねふみかさなる山を分捨てはなもいくへのあとの
白雲

(92) むかしをば人のかたるもはるけきに

(93) はなこそそのこせ志賀のふるさと

花こそそのこせなど、あたらしき作意にや。

あすよりは志がの花ぞの稀にだにたれかはとはむ春
の古郷

さざ波や志がの花ぞのみるたびにむかしの人のここ
ろをぞしる

(98) 春こそ人はあらぬさまなれ

(99) うかるなよ見ざりしはなはいつさかむ

(欠損)

5

133

も末まではたれの侍らん。たゞ昨日のはなの一さ
かりぞと世中を觀じたるにや。返々しらすく。

138

なぐさめがたきこの世なりけり

139

ふる郷は老木のはなにまつのかぜ

これは一とせ連歌合の前句のいか様にも沈思と
おほ大かたは見え侍れど筆には尽しがたし。只み
る人の心の浅深によるべし。

140

ちぎりのすゑをたのむはかなさ

(欠損)

6

145

故郷の花みる袖の露けゝに見え侍る様にや。

146

こころほそきもたれかしらまし

147

人なみにはなみてかへる草のいほ

はなをみる人、さまぐ心ぐなるべし。花をの
み見る人と有心とのさまにや。

148

すてたる世をばわすれはて、き

149

花鳥をみ山のいほに又なれて

柴の戸に匂はむ花はさもあらばあれ詠てけりなあぢ

きなのみや

(欠損)

7

155

水無瀬に尾上の宮あり。

156

柴の戸をさびしとみてや帰るらん

157

しほる、はなの夕ぐれの宮

しほる、花の夕こそ見所はある物をと、婦人を思
ふにや。

160

いつはりなきやいろに出らん

161

ちりそめしその世をはなのうらみにて

偽のある世に、花はちりそめし時をたがへぬをう
らむるなるべし。色といふより花をいひ出たるな
るべし。

(欠損)

8

191

をみていづるにや。

192

いろくわたるよの中ぞうき

193

さくらばなかせをいとへば雨ふりて

世中の様なるべし。色々とあるに花をいひ出した

るべし。

196 はかなの春やなにたとへん

197 あさ露のきえぬかぜにもはなちりて

詞のつづき作意いふばかりなし。これも連歌合の句なり。

198 いとふとて今はうらみむかたもなし

9

199 ころともちるはなのやまかせ

見え侍るばかり也。心ともちるなど珍重々々。

200 春をば人のおしまぬもなし
風ならで心とをちればなうきふしにだに思ひをくべし

201 花ぞうきなにの心にちりぬらん

花をいさくかこつ心にや。

山陰にすまぬ心はいかなれやおしまれて入月もある世に

此歌のおも影もあるべし。

202 ふきもなどをらで風のよはるらん

203 ころとちらはなぞなをうき

(欠損)

10

495 花ぞの、こてふをさへや下くさに秋まつむしはうと

くみるらん

496 す、きちる夜の風のはげしさびしさ

497 きりくすかたぶく月にこゑ深て

498 はつ霜まよひかりのなく声

499 ころもうつすその、こずゑ色付て

此二句、又、明也。薄ちるよのさま、かりのくる

時の景氣に心を付てみ侍るべきにや。

502 うつろふ山ぞそでのいろなる

503 白妙のころもうつ夜に月深て

白妙の衣、月のひかりうつろふ山を袖

(欠損)

11

526 まはぎさく野に人ぞやすらふ

527 夕まぐれ鹿なくやまの月まちて

528 霧かゝるみなとの山や時雨らん

529 るな野をゆけばをじかなくこゑ

530 やまはいづくぞ秋きりのうち

(531) 男鹿鳴草の庵の窓の前

山はいづくぞ、眼前にて霧のうちうたがふにや。

(532) 身にそはぬ心は人にあくがれて

(533) ふゑをつまなる鹿のあはれさ

(534) もとのなみだにかへるおくやま

(欠損)

12

(572) かげもはつかの月のあはれさ

(573) 秋ははやゐなのあを山うつろひて

はつかの月を名所のはつかの山の月にいひなせり。

ゐなの青山、おなじ所の名所なるべし。

秋はつるはつかの山のさびしきに有明の月を誰とみ

るらん

(574) 人にさていかゝかたらんおきつなみ

(575) 龍田の山のあきのいろく

心は明也。

(576) われからぞたゞおもひこがる、

(欠損)

13

冬連歌

(602) さびわたりけり神かきのいろ

(603) やまかぜにみむろのこずゑ冬立て

神かきのみむろの山に霜ふればゆふしでかけぬ榊葉

ぞなき

さびわたりたる神がきの色とある前句、能々吟味

すべし。

(606) こえ行山のあとをこそみれ

(607) くれわたるふもとの月のひとしくれ

(608) 雲なき月のあかつきの空

(欠損)

14

(706) 冬ごもるとしの暮こそかなしけれ

(707) 雪に友なき老が身のやど

みえ侍るまでなるべし。

(708) 車も三の子をおもふみち

(709) 行名残おほ井のやどの雪の日に

前句大事也。松風の巻やらん、明石の姫君三歳に

て大井の宿より御車にて、紫上の養君にいざなは
れ給ひけん雪の日の事にや。行名残は明石の上の
心なるべし。三の子をおもふは

(欠損)

15

(797) かりねの山のあかつきの雲

(798) こなたかなたの山水の声

(799) 旅ねするたかねに秋の夜はふけて

(800) 草もむすばぬみちいかせむ

(801) みねたかみ雲を一よのまくらにて

此五句又みえたるばかりにや。感情あまりあり吟
味すべし。

(802) 心ほそさのまさる夕暮

(803) 雲とりをしる人にする山こえて

(804) 身の行すゑをおもふあはれさ

(欠損)

16

となき犬のこゑを人家の伝とおもふ心あらんかし。

(826) たびの門出をいそぐこゑ

(827) 夜はのやどにはとりなければ犬ほえて

みえたるまでなるべし。

(828) ともすればなみだならでは身にそはず

(829) 山ちのしぐれ野ちの夕露

神無月時雨ばかりを身にそへてふかき山ちにおもひ入哉

(830) ほどちかく袖ふる山をかへりみて

(831) われまちつれよみねのしら雲

(欠損)

17

(903) 毎句有心、艶なるものなるべし。よくく心を付

らるべし。

(904) しらぬもつらししらるゝもうし

(905) きけかしな世にこそ忍ぶおもひなれ

おもふ人はしらで、世にはしらるゝうらみにや。

(906) こゝろともなきあきかぜのころ

(907) ゆふぐれやしらず涙のぬしならむ

(908) たが袖としらでも露やこぼるらん

(909) 身のうきまゝにかこつ夕ぐれ

(914) をぎふくかぜにたれをまちみん

- 18
- (915) うき秋も君こそしらむ夕なれ
- (916) おもひすつなとまつかせぞ吹
- (917) たのみこしゆふべつもりてよはる身に
此四句、みな恋を夕ののがのやうに思ひいふなるべし。
- (918) 日ぐらしなげばなみだおちけり
- (919) こめやとおもふをいかでたのむらん
こめやとは思物からひぐらしのなく夕ぐれはたちま
たれつ、
- (922) まよひさとりはこ、ちにぞある
- (923) 夕暮の野でらの鐘に人まちて
- 19
- (951) しのびかよひの夕やみのそら
- (952) わがこゝろ人のうきをやわするらん
- (953) 月をくもれとしのび行みち
此三句、とりどしのびがよひのくるしきさま心
を付みるべきにや。
- (954) こゝろをみてやいとゞつれなき
- (955) あはずとてかよひはやまじ夜はの空
- 20
- (1006) うきもなくさむおりもこそあれ
- (1007) きぬぐにうらみし鳥の跡を見て
鳥のあととは後朝の文にや。別ちにはうらみし鳥の、
又筆の跡にてはなくさむ心にや。これも今すこし
いり過たるともいふべからん。
- (1008) おもふに似たるふみなをくりそ
- (1009) いそぐ夜のあしたわびしきひとりねに
後朝の文はまた夜ふかきなるべし。
- (1010) まれにあふ身の又いかならん
- (1011) わかれしはあさつま山を名ごりにて
- 21
- (1057) 秋はふけ人はつれなきよるごとに
- (1058) ながき夜つらくまちぞわびぬる
- (欠損)
- (956) ものいふほどのたよりをぞきく
我心のしうねきをみてや、いとゞ人のつれなきと、
をしかる心なり。

(1059) こぬ人もみるらむものをそらの月

此三句、又艶に哀ふかく、なをざりにておもひえ

がたきにや。心は明なり。

(1066) つかのまもやすむ時なきおもひにて

(1067) たま〜みればひとふでのあと

つかのまを、筆のつかにとりなせり。

(1070) とはずはあすもなにかたのまむ

(1071) 一ふでの跡こそせめて命なれ

契しくれの、人はこで文のみあれば、せめてこの

一筆を命にやと也。

(1068) なにをなさけとなをしたふらん

(1069) てやふれしとばかりかへすふみをみて

返し侍る文を、せめて君がてやふれしとばかりを

情にや、思ふ心のはかなさなるべし。

(1072) たち行鳥のあともこのらす

(1073) しのびつるふみをけぶりになすもうし

前句、たち行鳥の跡、いづれもとりなしにて付ら

る、なるべし。たち行を

(欠損)

22

(1131) たえねたゞはふ木はよそのたまかつら

玉かつらはふ木あまたに成ぬれば絶ぬ心のうれしげ

もなし

(1132) かぜのみさはぐ夕ぐれのあき

(1133) たのめしはきりのした葉のをともせで

桐の葉もふみ分がたく成にけりかならず人を待とな

けれど

葉のひろき物はかぜさはぐなるべし。

(1134) ものおもへとはなどちぎるらむ

(1135) たのめずは侘つ、もねん雨の夜に

月夜にはこぬ人またるかきくらし雨もふらなん侘つ

つもねん

(1138) あふ夜はいつかとかむしたひも

(欠損)

23

1179

此二句、我心何も我しわざぞといふ心なるべし。

あふいことはいまをかぎりといひをきて

1182

あふことはいまをかぎりといひをきて

(1183) なをこひしくは身をいかにせむ

(1184) 中く^レにたつ名も今はいとほめや

(1185) いくほどありてこひもうからん

此二句、又見え侍るまでにや、下の句は毎句かや
うにやすくと心ありて案すべきとぞ。

(1188) いくほどならぬ身をぞ侘ぬる

(欠損)

24

[1393] 音をもらせとなるべし。草庵の雨きく人もなきを

庵主のいへるにや。

(1394) 岩のかたちも水きよきやま

(1395) すむ人のむかししらるゝ庭ふりて

波をとほ川せき入ておとす滝津せに人の心のみえ

もするかな、など思へる句にや。

(1396) ほたるとび行くれのすゞしさ

(1397) たちいづる山まつの戸に雨過て

秋深^ケ雨終^テ松堂^{シツカテリ}静^{シヅカ}一点^{シツ}山螢^{ケイ}照^ス寂寥^{シヨウ}

(欠損)

25

(1421) さまぐ^レのかたちをみするそらの雲

(1422) たきつなみよるの岩ほの床さえて

(1423) みやまの月にさるさげぶこゑ

此四句、又別の心もみえ侍らず。

(1424) ねぐらをいづるとりのこゑぐ

(1425) むさゝびのさはく深山に日は暮て

むさゝびは鳥をとる物なるべし。高円山にもよめり。

(1426) もとのさとりに身こそとをけれ

(1427) けだ物のはしるやゆみにをそるらん

(欠損)

26

しわざ如此。

(1901) 柳かげちらで秋たつし水かな

納涼なるべし。

伊勢国司亭にて千句侍しに納涼の心を

(1902) むすべ露さゝわけし袖の朝すゞみ

さゝわけしあさの袖よりもなどあり。あさの袖は

朝の袖也。

(1904) 陰すゞし苔にちりなき庭の松

(1905) 雨すゞし雲のあなたやあきの月

(欠損)

27

1947 見所おほき発句にや。

池田民部丞許にて秋の発句に

(1948) みねの松そめぬも雨のこゝろかな

紅葉の松の緑をみ侍るさまにや。

長尾肥前守許にて時雨を

(1949) しぐれよりこゝろはそめぬ山もなし

心の色時雨よりふかゝらんとや。

(1950) 宇津の山こえ侍し時蕙の葉の色こきをみ侍て

(1951) 宇津の山こゝもたつたの紅葉かな

(欠損)

28

(1976) 色こきはあらしにちかき木葉かな

只今の落葉にや。

(1977) 吹たびのかぜの色わくおち葉かな

おなじさまにや。

冬の発句の中に

(1978) 木がらしの庭は紅葉の千ぐさかな

(1980) こがらしに吹やおちばの松のかぜ

こまやかなる発句見所もおなじ。

白川の関にて

(1981) こがらしにおもふみやこのあを葉かな

(欠損)

(極札)

(表)

連歌軸 宗碩 連歌老葉之内

祇庵主人

一卷(琴山・黒方印)

(裏)

半本継合巻物 己未八(栄・黒小判形印)

4 解題

『老葉』は宗祇自撰の句集である。初編本と再編本があり、初編本は句のみで注はない。再編本の編集については自注本の奥書に、初編本のなかに宗春(兼載¹⁹の前名)の句を変則的に収めたこ

とが兼載の不満を招いたため「あみなをし」たことが記されている。再編本は兼載の句をすべて切り出し、初編本の句を二分の一ほど厳選し、宗祇の第一自撰句集『萱草』からの再録句と近年の作とを合わせて作られた。再編本には無注本と加注本があり、その加注本に自注本、宗長注本、両注併載本がある。成立時期は、初編本が一四八一（文明十三年）、再編本が一四八五（文明十七年）とされる。²⁰⁾

この両注併載本は宗祇の自注と宗長注とを句ごとに並べ挙げるもので、『愚句老葉』として、至便な参考書として版を重ねた。また他の宗祇句集の伝本が少ないのに対し、『老葉』は伝本が多く、写本のみならず刊本まで存在することから、宗祇の代表的撰集と認められていたと考えられる。²¹⁾

今回、ソウル大本の復元作業にあたって当初『愚句老葉』を使用したこともあり、まず、この最終形態と考えられる『愚句老葉』とソウル大本を比較すると、ソウル大本は、『愚句老葉』と同じ句数であったと考えると、たとえばブロックごとに見て数句ずつ句が欠落している（表3）。ということは、ソウル大本の方が『愚句老葉』より先に存在していたわけであるから、『愚句老葉』はソウル大本以後、数句ずつ付け加えられている箇所があるということになる。

両者の相違については誤読、誤写、脱字によると思われるもの

のほか、次のような相違もある。たとえば（31）注「ならんかし」は『愚句老葉』では「にや」、（149）注「詠てけりなあぢきなのみや」は『愚句老葉』では「ながめてけりなうらめしの身や」とあるほかである。句の順序が入れ違っている場合もあり、（1068）（1071）は、ソウル大本では、（1070）（1071）（1068）（1069）の順になっている。

また『愚句老葉』宗長注（『愚句』）とは異なる、ソウル大宗長注（ソウル大）四カ所が次のように見出せる。

（87）吉野にもはなぞのあり、志賀より吉野の花を思やるなるべし（ソウル大）

花園、吉野にもあり、是ハ志賀の山こえにて、吉野も

いかはかりと思ひやる心なり（『愚句』・自注と異なる）

（1902）さ、わけしあさの袖よりもなどあり。あさの袖は朝の袖也（ソウル大）

笹わけし朝の袖よりもなど有（『愚句』・自注に同じ）

（1948）紅葉の松の緑をみ侍るさまにや（ソウル大）

岑の松のミとりたくひなく面白けれハ、雨も心ありて染めかと云心也（『愚句』・自注に同じ）

（1949）心の色時雨よりふか、らんとや（ソウル大）

時雨より心ふかく染と云心也（『愚句』・自注と異なる）

しかし各注は言回しの相違であつて、意味内容の相違ではない。

また一カ所(529)について、ソウル大本には宗長注が付けられていないが、『愚句老葉』には宗長注として「旅ねするゐなの湊に聞ゆ也鹿の音おろすミねの松風」とある。今後別の系統本の確認作業が必要である。『愚句老葉』自注には「所にさま時節の景気也」とあり、この宗長注とは異なる。

次に、ソウル大本と蓬左文庫本を比較する。まず比較対象として蓬左文庫本を取り上げた理由は、ソウル大本と同じ宗長注本であることに加えて、①完本であること、②管見の限り諸本研究として検討されていないこと、③書体から書写年代が室町時代末期～江戸時代初期のものと思われ、室町時代後期と考えられるソウル大本に近く、宗長注の初期形態が確認できること、④蓬左文庫からのご教示によれば「伝来は不明」ということであるが、宗長注本は序文によれば、永正十七年(一五二〇)三河国(現、愛知県)の東部 水野和泉守藤九郎近守の求めに応じたものであるといひ、その土地に近い名古屋市蓬左文庫に現存するものであることが挙げられる。特に②の諸本については、両角倉²²⁾によって分類整理されているように、加注本のなかで宗長注本が最も多く、蓬左文庫本を含めて二十三点挙げられている。しかし宗長注本についての具体的な考察は見当たらない。

両本を比較すると、句数ではソウル大本が極めて少ないが、句

の順番、加注、句数、句の順序が逆になっている場合があることや、右に挙げた四カ所の「注」、一カ所の宗長注欠落も同じであることが指摘できる。ここからソウル大本と蓬左文庫本は同じ系統であると考えられる。また両角氏によれば、宗長注本は、a両注本の宗長注に近い本文、b異同の多い本文、c両者の中間的な本文に細分できるといふが、ソウル大本はaといえよう。

さらに、ソウル大本の次の二カ所には、言葉が書き添えられている。

(496)す、きちる夜の風のはげしさ^{さびし}

この句の場合、蓬左文庫本には「薄ちるよの風のはげしさ」とあるが、『愚句老葉』では「す、きちる夜の風のはげしさ」とある。ここから、ソウル大本(室町後期)のころには「はげしさ」と「さびしさ」とがあり、蓬左文庫本(室町末期～江戸初期)のころには「はげしさ」が使われ、『愚句老葉』版本として流布した江戸中期ごろには「さびしさ」が使われることがあったといえよう。次に、

(1179)注 此二句、我心何も我しわざぞといふ心なるべし。

あふ^{いやうき也}ことはいまをかぎりといひをきて

(118) あふことはいまをかぎりといひをきて

この注・句の場合、蓬左文庫本には、

此二句、我が心何も我がしわざといふ心なるべし。
逢ことはいまをかぎりといひおきて

とある(句読点は筆者による)。ここでは『愚句老葉』を含めて考えても残念ながら「いやうき也」の説明はつかない。しかしソウル大本が、「あふことはいまをかぎりといひをきて」という句を重複して写したことはわかる。ここから、(117)の直後に(118)が続いていたといえる。またソウル大本とともに蓬左文庫本にも『愚句老葉』(118)の句はない。さらに『愚句老葉』(118)の句の右上部分には「長本二なし」とある。

留意しておきたいのは、ソウル大本には紙継ぎに関する疑問が残されていること。たとえば序文の次に明らかに「注」の終わりとわかる部分を継いでいるのはなぜか、また紙継ぎは「注」からそのうち五枚は「注」の途中である。さらに紙継ぎがないにもかかわらず、一紙に、番号がまったく異なる部分の連歌が記されて(写されて)いる(表2 No.7・8・9・12・19・21・22・23)。写さ

れた時に、元の欠損のまま写されたといえる。錯簡以前に錯簡があったのであろうか、それとも何か考えがあつてのことであろうか。この場合もまた「注」の途中から写している(句番号31・41・825・903)。一般的には前句、付句、注の順に写すものである。今後さらに『老葉』加注本を広く収集した上で検討していきたい。

注

- (1) 京城帝国大学創立五十周年記念誌編集委員会編『紺碧遙かに——京城帝国大学創立五十周年記念誌』(京城帝国大学同窓会、一九七四年)の五〇頁によれば、「終戦直前には六十五万冊の収蔵」を誇ったという。加藤聖文・宮本正明編『京城帝国大学附属図書館和漢書書名目録』(旧植民地図書館蔵書目録 第一―三巻)ゆまに書房、二〇〇二年。
- (2) 宗碩・連歌師、生没年一四七四(文明六)―一五三三(天文二)。宗碩に師事、宗長・肖柏に兄事。一五二一(永正八)年、北野連歌会所奉行、宗匠。
- (3) 宗祇・連歌師、生没年一四二一(応永二十八)―一五〇二(文亀二)。一四八八(長享二)年、北野連歌会所奉行、宗匠。一四九五(明応四)年、『新撰菟玖波集』を完成させる。
- (4) 両角倉一『宗祇連歌の研究』勉誠社、昭和六十年、五七―六〇、九二―一二七頁。頼原退蔵『宗祇の萱草・老葉・下草』『頼原退蔵著作集』第二巻、中央公論社、昭和五十四年(松井博士古稀記念論文集)目黒書店、昭和七年所収)。矢野環『老葉』に対する系統的アプローチ——宗祇による連歌の系譜』中尾央ほか編『文化系統学への招待——文化の進化パターンを探る』勁草書房、二〇一二年。

- (5) 宗長・連歌師、生没年一四四八(文安五)～一五三一(享祿五)。宗祇に親炙、その没後、連歌界に第一人者として迎えられた。
- (6) 「愚句老葉(版本)」(翻刻)金子金治郎編『連歌古注釈集』(角川書店昭和五十四年)および早稲田大学蔵資料影印叢書第二十卷『宗祇連歌集』(早稲田大学出版部、一九八八年)の影印を使用。
- (7) 本資料については、「ソウル大学校蔵 宗養・龍山兩吟『永祿五年八月十一日 賦何人連歌』」として紹介する予定。
- (8) ソウル大学校図書館からのご教示による。
- (9) 「年譜」『高木市之助全集』第十巻、講談社、昭和五十二年、四七八～四七九頁。
- (10) 『国語と国文学』第四十五巻上、東京大学国語国文学会、昭和四十三年、一四〇頁。
- (11) 『国語と国文学』第五十七巻二、東京大学国語国文学会、昭和五十五年、五六～八二頁。
- (12) 『国文学攷』第二十八号、広島文理科大学国語国文学会、昭和三十七年、四三三～四三六頁。
- (13) 通堂あゆみ「京城帝国大学法文学部の再検討——法科系学科の組織・人事・学生動向を中心に」『史学雑誌』第一一七編第二号、二〇〇八年。
- (14) 麻生磯次が昭和二十年夏に連句を巻いたことなどが逸話として残されている(前掲注(11)『国語と国文学』第五十七巻二、六六～六八頁)。
- (15) 大島俊子「宗長年譜」「女子大國文」第二十四号、京都女子大学国文学会、昭和三十七年。鈴木光保「三河における宗長寛え書き」『国語国文学論集』松村博司教授定年退官記念「名古屋大学国語国文学会、一九七三年。『刈谷市史』第二巻近世、平成六年、三六～三八頁。松島周一「戦国期東西交通における智多と尾張」『日本文化論叢』第十七号、愛知教育大学日本文化研究室編、二〇〇九年、二〇～二二頁。
- (16) 村上翠亭・高城弘一監修『古筆鑑定必携 古筆切と極札』淡交社、平成十六年、一二、八六、一〇六、一〇八頁。古筆三代了佑は、一六七八(延宝六)年十月八日に七十二歳で没した二代古筆了榮の八男で、一六八四(貞享元)年四月二十日、四十歳で没した。
- (17) 前掲注(6)「愚句老葉(版本)」(翻刻)『連歌古注釈集』を使用した。
- (18) 名古屋市蓬左文庫蔵。『老葉集』二冊(十巻)。同文庫によれば、目録には室町末期写とあり、伝来は不明という。序跋を備え、巻尾に逍遣子(三条西実隆・一四五五～一五三七)の名が見出せる。宗長注本としては最も善本という(小西甚一ほか校『宗祇連歌集 老葉』古典文庫、第七十四冊、昭和二十八年、一一～一二頁)。
- (19) 兼載・連歌師、生没年一四五二(享徳元)～一五一〇(永正七)。猪苗代氏。心敬に師事。一四九〇(延徳二)年、宗祇辞任に伴い北野連歌会所奉行、宗匠に就任。
- (20) 前掲注(4) 両角倉一「『再編老葉』の諸本の性格」『宗祇連歌の研究』並びに長谷川千尋「『老葉注』解題」京都大学文学部国語国文学研究室編『京都大学蔵 貴重連歌資料集』第二巻、臨川書店、平成十五年。
- (21) 前掲注(6)「愚句老葉(版本)」解説『連歌古注釈集』。
- (22) 前掲注(4)「『再編老葉』の諸本の性格」『宗祇連歌の研究』。

参考図書

- 伊地知鉄男ほか編『俳諧大辞典』明治書院、昭和三十二年
- 尾形仍ほか編『俳文学大事典』角川書店、平成七年
- 廣木一人編『連歌辞典』東京堂出版、二〇一〇年
- 木藤才蔵『連歌史論考』下、増補改訂版、明治書院、平成五年

附記

本稿をなすにあたり、奥田勲先生（聖心女子大学名誉教授）から貴重なご教示を賜りました。また資料調査につき李相燦先生（ソウル大学校）、安基澤氏（ソウル大学校図書館）、松田利彦先生（国際日本文化研究センター）、森万佑子氏（ソウル大学校・東京大学大学院）、名古屋市蓬左文庫、国際日本文化研究センター研究協力課のご助力を得ました。記して謝します。

本稿は、人間文化研究機構「日本関連在外資料調査研究」韓国班の助成による成果の一部である。

Because of the shortage of supplies and food during the war, it was extremely difficult for Aya and Tama to take care of the aging, disabled, and visually impaired Rohan. To escape the Tokyo air raids of the spring of 1945, they moved the invalid Rohan from Tokyo to Izu in Shizuoka Prefecture, Sakaki in Nagano Prefecture, and finally to Sugano in Chiba Prefecture, where he ultimately died. Aya and Tama's bruising experiences made them into convincing writers.

Sōgi's Renga *Wakuraba* Copy in Seoul National University Collection Attributed to Sōseki

KOBAYASHI Yoshiho

Keywords: renga, *Wakuraba*, Sōgi (1421–1502), Sōchō (1448–1532), Sōseki (1474–1533), “kinzan” seal, early sixteenth century manuscripts (*shahon*), Keijō Imperial University, Seoul National University Library, Hōsa Bunko Collection

This study examines an old Japanese renga manuscript in the Seoul National University Library, which inherited the collection of Keijō Imperial University (Japan's sixth imperial university founded in 1926 when Korea was under Japanese rule).

Bibliographic study has shown that the manuscript is an early sixteenth century copy of renga poet Sōgi's (1421–1502) *Wakuraba*, his second collection of self-selected renga, with annotations by Sōchō (1448–1532).

Although ultimately based on *kiwamefuda* appraisals and the fact that renga poet Sōseki (1474–1533) lived until 1533 (Tenbun 2), it is hypothesized that Sōseki made the copy in the early 1500s. Although the manuscript is missing many parts and the pages are jumbled, it has not previously been introduced to Japanese scholarship, and may be considered significant as a codex of annotations on the *Wakuraba* collection.

Moreover, the manuscript bears the “kinzan” seal of appraisal and the “sakaē” *kiwamefuda* seals, considered to have been affixed by third generation of Ryōyū, the main family of calligraphy appraisers, thus showing that the most authoritative *kohitsumi* (appraiser of old calligraphy) in the second half of the seventeenth century judged it to have been copied in renga poet Sōseki's hand.

The work is introduced by producing a facsimile copy and restoring it following the *Guku wakuraba* commentary to identify the missing portions. The manuscript is also compared with a copy in Hōsa Bunko collection and with a copy of *Guku wakuraba* annotated by Sōchō in the collection of the Seoul National University Library. This examination showed that the copies in the two collections are of the same lineage.

I plan to pursue more detailed study of the *Wakuraba* following collection of other annotated editions.

Shunren (Chun Lian) and Kitamura Kenjirō in Manchukuo

HAN Ling Ling

Keywords: Kitamura Kenjirō, Manchukuo, *Shunren*, Colonial literature, *Manshū Rōman* National Movement, White Russians, Manchurian literature, Su Bingwen Incident

Writer Kitamura Kenjirō (1904–1982) was born in Tokyo and spent his childhood in the city of Dalian, Guandong (Kwantung) territory. In 1923, he returned to Tokyo to attend university, and remained there for about 10 years, absorbing diverse aspects of the modern culture flourishing there. Towards the end of the 1920s, he began to publish fiction and contribute to various magazines, such as *Sakuhin* and *Nihon Rōmanha*, pursuing the directions of his own writing through his association with poets and writers like Akamatsu Gessen, Kiyama Shōhei, and Dazai Osamu. In 1937 he moved to Hsinking, the capital of Manchukuo, and continued his writing. There he started up the literary journal *Manshū Rōman*, and wrote and published literary works in various quarters.

This study takes up Kitamura’s only long novel, *Shunren*, written during his period in Manchuria, examining the features of writing during that time and his relationship to the Manchukuo state. In this work he sought to combine romanticism (inspired by the Japanese Romantic movement) with the ethos of the continent to present his own original ideas for “ōkina roman” (“big romance”). The attempt was not fully successful, however, leaving readers with the impression of what Kawabata Yasunari in his review called “broken tonality.” In this “broken tonality,” we can catch a glimpse of Kitamura’s thinking, in which he found he could not feel part of the Manchukuo idea. While he went along with the Manchukuo regime, he was also dissatisfied with and critical of actual conditions there. Kitamura tried to pursue his writing with the critical eye of a man of letters, while observing Manchukuo from a certain distance.

Kōda Rohan’s Family in the War:

Records and Memories of Daughter Kōda Aya and Granddaughter Aoki Tama

TADA Iori

Keywords: Kōda Rohan, Kōda Aya, Aoki Tama, Dobashi Toshihiko, wartime life, writer

Well-known writer of the Meiji, Taishō and Shōwa eras, Kōda Rohan (1867–1947) died at the age of eighty. Although often ill in the chaotic period during and after the war, he continued to write books with the assistance of editor Dobashi Toshihiko, Rohan’s daughter Aya, and his granddaughter Tama. In this paper, I will try to shed light on this later period of his life, which is surprisingly little known, mainly by relying on the writings of Aya and Tama.

**The Japanization of *Keiensi*:
Focusing on Kanshi in the *Shinsen Man'yōshū***

LIANG Qing

Keywords: Shinsen Man'yōshū, Kokin wakashū, waka, kanshi, Nihon kanshi, renka (love poems), keiensi

The *Shinsen Man'yōshū* (893) is a compilation of both waka and kanshi (4 lines, 7 Chinese characters each). By clarifying the differences between *keiensi* (Ch. *guiyuan*) poetry of women's grievance in China and kanshi in the *Shinsen Man'yōshū*, I hope to illuminate the features in the development of kanshi love poetry in the early Heian period prior to the compilation of the *Kokinshū*.

A number of features emerge from this study. First, it is apparent that almost all of the *keiensi* verses included in the first three court kanshi anthologies are simply imitations of Chinese kanshi and the stamp of individual authors is almost impossible to identify. Second, the difference in usage of the terms for “debaucher” (Jp. *tōshi*; Ch. *dangzi*) and “grudge” (Jp. *engen*; Ch. *yuanyan*) is striking between the two kanshi traditions. The kanshi in the *Shinsen Man'yōshū* do not describe paragons of Chang'an beauty, as is common in Chinese kanshi. The *Shinsen Man'yōshū* kanshi describe love between men and women in a Heian setting. For example, subtle expressions like *manji kokoro ni nomite kimo ni arawasazu* (suppression of feelings so as not to reveal the deep passions beneath the surface; *Shinsen Man'yōshū*, “Love” 100) or *konensu keibo onai no jo* (increase of love for another as a result of trying to forget; “Love” 109) are not seen in Chinese kanshi, but have a significant connection with *renka* (love poems). The content of the kanshi in the “Love” verses of the *Shinsen Man'yōshū* are based on *renka* and have close connections to the content of waka. Such subtle portrayals of inner feelings are rarely seen in *keiensi* (*guiyuan* poems) from Six Dynasties or Tang period China or the previous periods in Japan. These points all seem to indicate a clear orientation of Japanese kanshi toward aspects of the waka field.

**A Re-examination the Development of Liberal Arts Education:
The Personal Development of Tanikawa Tetsuzō**

ZHANG Ling

Keywords: *kyōyō* (cultivation), *shūyō*, “anguished youth” (*hanmon seinen*), individualism, Tanikawa Tetsuzō, Abe Shigenori, Fujimura Misao, Uozumi Setsuro, First Higher School (Daiichi Kōtō Gakkō)

This paper deals with the three main phases in the personal development of Japanese philosopher Tanikawa Tetsuzō (1895–1989) and supporting discourses to re-examine the emergence of the notion of *kyōyō* (self-development through reading) at the First Higher School (Daiichi Kōtō Gakkō), in terms of its relationship to *shūyō* (moral cultivation), the struggles of the “anguished youth” (*hanmon seinen*), and the acceptance of individualism in Japan.

First, I analyze Tanikawa’s *Gojū no nisshi* writings composed while he was a middle school student in the summer of 1910 to see how the mechanisms designed to nurture moral fiber (*shūyō*) worked in his case. Then, by examining his anxiety about sexual issues, I show clearly that the First Higher School environment provided the freedom to grapple with the mental angst of youth to the point of the severe anguish (*hanmon*) experienced by many in his generation. My reading of the suicide note of Fujimura Misao (who famously committed suicide at Kegon falls in 1903), statements about individualism and Fujimura’s suicide by his friends, and Tanikawa’s own writing lead me to the conclusion that the *hanmon* phenomenon was the result of the emergence of, and awakening to, individualism among young people around 1910. Tanikawa succeeded in conquering his own anguish through reading. His experience, absorbing cultural nourishment proactively without a specific image of the ego, is *kyōyō*, which corresponds to the cultivation of personal character (*jinkaku no shūyō*, or later *kyōyō*), as argued by Abe Jirō and Abe Yoshishige several years before. Meanwhile, Uozumi Setsuro and Fujiwara Tadashi were saved by *shūyō*. *Kyōyō*, which gradually took shape around 1910, and *shūyō* are different ways of overcoming anguish and achieving self-development.

Handicraft as a Subject in Women's Education in Modern China and Japanese Influence

HAN Wei

Keywords: women's education, handicrafts, Qing China, Meiji Japan, homemaker, knitting, braiding, bag making, embroidery, artificial flower making

This study examines how the teaching of handicrafts for girls and women in the modern Chinese education system resembled and differed from its teaching in the education system in Japan. Previous studies mention the influence of Japan, but concrete case studies are few. My research has revealed that teacher training colleges for women in the late Qing dynasty period and women's middle schools of the Republic of China period based their curricula on handicrafts (knitting, braiding, bag making, embroidery, artificial flower making) on the model of elective courses in Meiji Japan as called for in the 1901 (Meiji 34) Ministry of Education guidelines found in the "Kōtō Jogakkō rei" (Directive on Girls' Higher Schools, 1899). This appears to have come about as a result of observations in Japan by Qing-dynasty educators searching for ways to strengthen China economically and militarily. Seeing how handicrafts, which were taught as applied arts in Meiji-era education, were considered female occupations and contributed to the industrial development of the state and how they fit well with traditional female virtues, efforts were made to put this idea into practice in China as well and to incorporate handicrafts into Chinese women's education.

After the introduction of handicrafts in China, however, the subject was criticized by educators who did not believe it could be considered practical. Even the materials for such lessons in handicrafts had to be imported from Japan and the articles fashioned were looked upon only as merely decorative or luxury items, and their production not a source of livelihood for ordinary people. The handicraft that was introduced into the modern education of girls in China never developed into occupational skills as they had in Japan due to the immaturity of social conditions and the industrial economy.

**Toward Sustainable Diplomacy:
Western Diplomat Audiences with the Shogun in the Bakumatsu Period**

SANO Mayuko

Keywords: Tokugawa bakufu (shogunate), diplomatic protocol, Edo Castle, bakushin (shogunal retainers), diplomatic envoys, Townsend Harris, Jan Hendrik Donker Curtius, Jevfimij Vasil'jevich Putjatin, Rutherford Alcock, Gustave Duchesne de Bellecourt

This article spotlights the ceremonies held in connection with audiences with the shogun for the Western diplomats who began to arrive in Japan in the late Tokugawa period (Bakumatsu). Particular attention is paid to the preparations for such ceremonies made by the Tokugawa shogunal retainers (bakushin) who were the officials in charge and their debates over diplomatic protocol. Each ceremony was considered and carefully framed by referring to its direct precedent, and diplomatic protocol of the time was developed in a chain-like manner. This process apparently reflects how external affairs were understood and absorbed into the working agenda of the Tokugawa shogunate (bakufu).

The first such ceremonies were for the American Consul General Townsend Harris, held in December 1857, the program for which was drawn up based on the bakufu's past experiences of receiving Korean envoys. On the basis of analysis of that programme, which the author has already examined in detail in another paper, this study focuses mainly on the developments that followed, including the arrangements made for six audiences from 1858 to 1860 (for the Dutch Consul Jan Hendrik Donker Curtius, the Russian envoy Jevfimij Vasil'jevich Putjatin, twice more for Townsend Harris, for the British Minister Rutherford Alcock, and for the French Acting Minister Gustave Duchesne de Bellecourt). By the end of this process the bakufu had established certain protocols that could be relied upon for future similar cases.

Here it is understood that the bakufu in this particular period—the first half of the Bakumatsu period—sought to establish a framework for receiving a rapidly increasing number of Western diplomats, not as extraordinary events, but integrated into its regular ceremonial protocols. These endeavours symbolise the bakufu's proactive efforts to establish external affairs as a field of its ruling mandate and to realize sustainable diplomacy.

The Rise of Awareness of Printing Rights in Edo as Seen in the *Nagauta Shōhon* Publications of the Nakamura Theater

URUSHIZAKI Mari

Keywords: kabuki, Nakamura, *nagauta*, *nagauta* script, *jihon*, *itakabu* block-ownership system, pirate editions

The music and lyrics of *nagauta*, *tokiwazu*, *tomimoto*, *kiyomoto*, etc., have always been an essential part of dances of kabuki plays. Every time a new play was performed at a theater, the script of its lyrics was published, accompanied by various kinds of information on the performance, and sold in booklets called *shōhon*. The *shōhon* were very popular as textbooks for amateurs to learn kabuki music. They formed a major and lucrative part of the genre of *jihon* (light literature) publishing.

Bibliographical study of *nagauta shōhon* from eighteenth century Edo times through the Meiji era (1868–1912), covering various editions and reprints as well as different versions of apparently identical editions, reveals important aspects of their publishing environment: unrestricted “pirate” activities and the gradual establishment of the printing rights in order to protect the original publishers.

A survey of the way the Nakamura plays were published provides a good example of the process. Murayama Genbei was a good case in point. He started out as a publisher attached to the theater and held a monopoly on all new editions. He had, however, no control over his pirate publisher who drew profit from selling identical-looking copies using the *hanshita* (copy-block) technique: pasting the pages of Murayama editions on new blocks, and cutting them to make his own printing blocks. This means Murayama had not established his block ownership right, although it is not clear whether he tried (and failed) or he did not try.

Murayama Genbei tried to lessen his financial loss by collaborating with the pirating publisher, and managed at least to secure the cost of publishing from the pirate. Murayama’s successor, Sawamura Rihei, did better by acquiring the woodblock ownership rights as well as the rights for the second and further editions.

Then in 1790, with the “Shuppan rei” (Publishing Edict) came a major change: the adoption of a shareholding system to maintain the costly woodblock ownership rights. There were two sides to the phenomenon. One was the growing awareness of the quality of *shōhon* editions in the *jihon* wholesale business, which motivated publishers to keep their printing woodblocks. This awareness went along with their need for self-censorship on the books they sold, in accordance with the stricter government regulations of that period. The other was the wish and need of the theaters and the surrounding urban communities to secure profits from such publishing as their own.

an unusual *kuge* diary in that it portrays the local village society, but as it became common for such family administrators to reside in the *shōen* in the Sengoku period, I believe that many such *kuge* dairies must have been written.

**On the Relation between the *Kirishitan Shōmono* (Previously Owned by Higashi Tōjirō)
and *Guía de Pecadores***

SOBCZYK Malgorzata

Keywords: Sinner's Guide, Kirishitan Shōmono, Christian writings, translation, sermon, notebook, kambō (lay minister), Luis of Granada

This study is dedicated to explaining the relation between the *Kirishitan Shōmono* (*Excerpts from Christian Writings*, a manuscript previously in the collection of Higashi Tōjirō), and the Salamanca edition of *Guía de pecadores* (*Sinner's Guide*) by Luis of Granada.

First focus is to indicate that the core part of the manuscript, “Isshichi nichī ni wakuru saisho no mejisan no nanakajō” (The First Meditations Divided into Seven Parts for the Seven Days of the Week), which on the whole is considered to be the Japanese translation of the *Tratado de la oración y meditación* (Treatise of Prayer and Meditation), attributed to Luis of Granada, bears traces of the direct influence of the Spanish *Sinner's Guide*.

Further research into Luis of Granada's writings reveals that yet another chapter incorporated into *Kirishitan Shōmono*, namely “Kannen no jōjō” (Contemplations), is closely related to the *Sinner's Guide*, but differs in its wording from the extant Nagasaki edition of 1599, indicating that some alternative translation of the *Sinner's Guide*, at least a partial one, must have existed independently, and given the rigid liturgical uniformity of the time, most probably prior to the Nagasaki edition.

The study next examines the purpose of composing the manuscript, approaching the subject from two perspectives: its content and its form. The whole work tends to concentrate on meditations, including that on “divine benefits,” which correspond with major sermon topics recommended by a sixteenth century manual for preachers, as the most suitable for Japanese audiences. In terms of form, the physical features of the manuscript, especially several blank leaves inserted inside, also correspond with instructions on keeping sermon notebooks, given in the aforementioned manual.

Finally, the fact that lay ministers (*kambō*) commonly practiced reading aloud to local believers from spiritual writings in place of sermons and that a significant proportion of works by Luis of Granada, including his *Sinner's Guide*, were specified as books to be read, leads me to conclude that *Kirishitan Shōmono* was meant as a practical source of material for preaching, closely based on Luis of Granada's works.

SUMMARIES

The Masamoto *kō tabihikitsuke* Diary as Historical Record: Sengoku Period *Kuge* Diaries and Local Society

HIROTA Koji

Keywords: Masamoto *kō tabihikitsuke*, Kujō Masamoto, *shōen* in Hine, Izumi province, *zaishō jikimu* (direct management of *shōen*), handwritten diaries, paper recycling, hearsay information, *kaboku* (servant), *kōbun* (“later learned”), *kōrei* (later precedent), *monjo* (documents), *Gojigen'in-dono zappitsu*, servant dairies

Masamoto kō tabihikitsuke is a diary written by Kujo Masamoto, head of the Kujō courtier family, in the Sengoku period, while he was resident in the family’s *shōen* in Hine, Izumi province (present-day Osaka prefecture) between 1501 and 1504. *Tabihikitsuke* is frequently referred to in studies of village history in the Sengoku period, but it is here examined for its characteristics as a *kuge* diary.

Unlike many *kuge* diaries, *Tabihikitsuke* is written on one side of paper, not recorded on paper recycled from official documents and the like. Masamoto remained at his post *tabisho* (his address) in Hine throughout the period, so many items mentioned in the diary are hearsay; they are, however, reliable articles based reports from Kujō family servants (*kaboku*) or *mura* (villages in *shōen*). Masamoto organized the information he “later learned,” reporting several days’ worth under the heading of *kōbun*. Masamoto sometimes read out entries in his *Tabihikitsuke* account to his servants as necessary, making it a practicable dairy that was frequently cited and referred to in the administration of the *shōen*.

Masamoto’s account is known for some entries that are contrary to fact and this was apparently because he wanted to avoid recording matters not suitable as precedents or “later precedent.” In such cases, however, he saved documents contrary to his own accounts, and recorded the circumstances and reasons of his own falsification, preserving for posterity the facts of various incidents mentioned.

Masamoto transcribed documents that came to hand, quoted from tax (*nengu*, *tansen*) rolls and testimonials received in the performance of his duties. Masamoto exchanged documents with *bantō* (officials and farmers in the villages of Hineno and Iriyamada), and with the governor (*shugo*) of Izumi province, and priests of Negoroji temple. Masamoto saved or recorded the documents obtained from them in the diary.

Gojigen'in-dono zappitsu (a collection of notes, letters, and documents of Kujō Hisatsune, Masamoto’s son) entries in the *Tabihikitsuke* diary, and servant dairies corroborate each other. Masamoto scrupulously gathered information about political events in Kyoto through Kujō family sources.

Tabihikitsuke is a record of an administrator’s residence and duties in the family domains and

CONTENTS

HIROTA Koji

- The *Masamoto kō tabihikitsuke* Diary as Historical Record:
Sengoku Period *Kuge* Diaries and Local Society 11

SOBCZYK Malgorzata

- On the Relation between the *Kirishitan Shōmono* (Previously Owned by Higashi Tōjirō)
and *Guía de Pecadores* 35

URUSHIZAKI Mari

- The Rise of Awareness of Printing Rights in Edo as Seen in the *Nagauta Shōhon* Publications
of the Nakamura Theater 55

SANO Mayuko

- Toward Sustainable Diplomacy:
Western Diplomat Audiences with the Shogun in the Bakumatsu Period 101

HAN Wei

- Handicraft as a Subject in Women's Education in Modern China and Japanese Influence 129

ZHANG Ling

- A Re-examination the Development of Liberal Arts Education:
The Personal Development of Tanikawa Tetsuzō 149

LIANG Qing

- The Japanization of *Keienshi*: Focusing on Kanshi in the *Shinsen Man'yōshū* 167

HAN Ling Ling

- Shunren (Chun Lian)* and Kitamura Kenjirō in Manchukuo 179

TADA Iori

- Kōda Rohan's Family in the War:
Records and Memories of Daughter Kōda Aya and Granddaughter Aoki Tama 201

KOBAYASHI Yoshiho

- Sōgi's Renga *Wakuraba* Copy in Seoul National University Collection Attributed to Sōseki 235

◆所属並びに論文受付・受理日一覧◆

題目	著者	所属	受付日	受理日
〈研究論文〉 「政基公旅引付」の日記史科学 —戦国期の公家日記と在地社会—	廣田浩治	泉佐野市立歴史館いづみさの 学芸員	平成25年 2月28日	平成25年 5月26日
〈研究論文〉 東藤次郎旧蔵本『吉利支丹抄物』と <i>Guía de pecadores</i> との関係について	ソプチェック・ マウゴジャータ	大阪大学大学院言語文化 研究科言語社会専攻 博士後期課程	平成25年 2月26日	平成25年 5月31日
〈研究論文〉 江戸版長唄正本における株板化の動き —中村座を事例として—	漆崎まり	総合研究大学院大学文化 科学研究所博士後期 課程	平成25年 2月28日	平成25年 5月31日
〈研究論文〉 持続可能な外交をめざして —幕末期、欧米外交官の將軍拝謁儀礼をめぐる検討から—	佐野真由子	国際日本文化研究セン ター 准教授	平成25年 2月28日	平成25年 5月27日
〈研究論文〉 近代中国女子教育における手芸科目と日本の影響	韓 韓	名古屋大学大学院国際 言語文化研究科 博士 後期課程	平成25年 2月28日	平成25年 5月31日
〈研究論文〉 教養の成立を再考する —谷川徹三の内面的成長史を中心に—	張 鈴	名古屋大学大学院文学 研究科 博士後期課程	平成25年 2月28日	平成25年 5月31日
〈研究ノート〉 閨怨詩の和様化—『新撰万葉集』の漢詩を中心に—	梁 青	名古屋大学大学院博士 後期課程	平成25年 2月27日	平成25年 5月27日
〈研究ノート〉 満洲国における北村謙次郎の創作—「春聯」を中心に—	韓 玲玲	総合研究大学院大学 大学院生	平成25年 2月26日	平成25年 5月30日
〈研究ノート〉 幸田露伴一家の戦争—幸田文・青木玉の記録と記憶—	多田伊織	国際日本文化研究セン ター 客員准教授	平成25年 2月25日	平成25年 5月30日
〈調査報告〉 ソウル大学校蔵 伝宗碩筆『連歌老葉』	小林善帆	神戸松蔭女子学院大学 非常勤講師／国際日本 文化研究センター共同 研究員	平成25年 2月28日	平成25年 5月31日

『日本研究』投稿要項

1. 刊行の目的 『日本研究』は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という）が刊行する日本文化に関する国際的な学術誌であり、研究の成果を日本語にて掲載発表することにより、日本文化研究の発展に寄与することを目的とする。
2. 募集原稿 原稿の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 研究論文：オリジナルな研究を論文としてまとめたもの
 - (2) 研究ノート：研究の中間報告、覚書など
 - (3) 共同研究報告：センターにおける共同研究の成果
 - (4) その他：研究展望、研究資料、調査報告、書評等
3. 投稿資格 本誌に投稿することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) センターの専任教員及び客員教員
 - (2) センターが受け入れた共同研究員、外来研究員、特別共同利用研究員並びに総合研究大学院大学国際日本研究専攻の学生
 - (3) 外国人の研究者、あるいは海外在住日本人の研究者
 - (4) その他、編集委員会が適当と認めた者
4. 執筆要領 原稿の執筆に当たっては、別に定める『『日本研究』執筆要領』を参照のこと。
5. 原稿の提出 投稿する場合は、原稿とその要旨（300語程度の英文及び800字程度の日本語の要旨とそれぞれ10語程度のキーワードを添付のこと）に所定の様式の送付状を添えて編集委員会宛に送付する。手書き原稿の場合は、必ずコピーをとっておくこと。デジタルデータの原稿を電子メールで送信してもよい。

送付先：〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町3丁目2番地
国際日本文化研究センター『日本研究』編集委員会
TEL: +81-075-335-2210
e-mail: shuppan@nichibun.ac.jp
6. 募集締切 センターのホームページに掲載（<http://www.nichibun.ac.jp/>）
7. 掲載の決定 投稿された原稿は、査読委員二名以上の審査を経て、編集委員会が掲載の可否を決定する。編集委員会は、掲載に当たって最終的に原稿の種類を判定するとともに、著者に補筆や修正を求めることができる。
8. 著者校正 著者校正は、原則として初校のみとし、誤植等の修正にとどめ、内容上の変更は行わない。
9. 献本 著者には掲載誌を3冊、及び抜刷については30部を配付する。
10. 論文の二次使用について 他の出版物への転載又は、翻訳・出版する場合には、その旨を編集委員会に連絡して承認を得るとともに当該論文等に初出は本誌であることを明示すること。
11. 掲載論文等のインターネット公開について センターは、広く内外の研究者の利用に供するため、本誌に掲載された論文等を、「国際日本文化研究センター学術研究成果等の電子化及び発信等運用指針」（センターのホームページ参照のこと）に従い、電子化しインターネットにより公開する。

※「執筆要領」及び「原稿送付状」は、センターのホームページからダウンロードすることができる。

平成24年7月19日改正

『日本研究』編集委員会

委員長 末木文美士
委員 郭 南燕
委員 榎本 渉

日本研究 (NIHON-KENKYU) 第 48 集

平成 25 年 9 月 30 日 初版発行

発行 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国際日本文化研究センター

〒 610-1192 京都市西京区御陵大枝山町 3 丁目 2 番地

電話 075-335-2222 ホームページ <http://www.nichibun.ac.jp>

制作 共同印刷工業株式会社

〒 615-0052 京都市右京区西院清水町 156-1

電話 075-313-1010

© 国際日本文化研究センター 2013 Printed in Japan

ISSN: 0915-0900

NIHON-KENKYU

No. 48 SEPTEMBER, 2013

INTERNATIONAL
RESEARCH CENTER
FOR
JAPANESE STUDIES

日 本 研 究

48



国際日本文化研究センター